

昭和49年 9 月25日開会
昭和49年10月 9 日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1954

和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和49年9月25日(水曜日)第1日

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣言(午前10時25分)	4頁
○ 開会宣告	4頁
○ 会議録署名議員の指名(山田清二君・直村静二君・松尾千代一君)	4頁
○ 市長開会挨拶	5頁
○ 会期決定(9月25～10月9日)	5頁
○ 一般質問	
1番に17番 山田清二君	5～16頁
2番に25番 藤原要馬君	16～29頁
3番に20番 寺田茂君	29～41頁
4番に9番 出原武司君	41～47頁
○ 散会宣言(午後4時14分散会)	47頁

昭和49年9月26日(木曜日)第2日

○ 出席議員、欠席議員	49頁
○ 議事説明員その他	49頁
○ 開会宣言(午前10時20分)	52頁
○ 一般質問	
1番に26番 勝部津喜枝君	52～66頁
2番に3番 金沢勝君	66～70頁
3番に18番 直村静二君	71～84頁
4番に16番 横田憲治郎君	84～97頁
○ 散会宣言(午後4時40分散会)	97頁

昭和49年9月27日(金曜日)第3日

○ 出席議員、欠席議員	99頁
○ 議事説明員その他	99頁

○ 開会宣言（午前10時20分）	102頁
○ 一般質問	
1番に7番 田中包治君	102～110頁
2番に8番 吉川伊与一君	111～114頁
○ 散会宣言（午前11時26分散会）	114頁

昭和49年10月1日（火曜日）第4日

○ 出席議員、欠席議員	115頁
○ 議事説明員その他	115頁
○ 議事日程	119頁
○ 開会宣言（午前10時36分）	121頁
○ 日程第1 例月出納検査の結果について（収入役抜昭和48年度5月分）	} 括 113～190頁
○ 日程第2 " (収入役抜昭和49年度5月分)	
○ 日程第3 " (水道部企業出納員抜 昭和49年度5月分)	
○ 日程第4 " (市立病院企業出納員抜 昭和49年度5月分)	
○ 日程第5 " (収入役抜昭和49年度6月分)	
○ 日程第6 " (水道部企業出納員抜 昭和49年度6月分)	
○ 日程第7 " (市立病院企業出納員抜 昭和49年度6月分)	
○ 日程第8 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	191頁
○ 日程第9 町区域の変更及び町の新設について	199頁
○ 日程第10 土地改良事業の施行について（老朽ため池事業軽部池改修工事）	205頁
○ 日程第11 工事請負契約締結について（市立南池田小学校増築工事）	207頁
○ 日程第12 工事請負契約締結について（市立横山小学校増改築工事）	209頁
○ 日程第13 和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例 制定について	211頁
○ 日程第14 和泉市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	220頁
○ 日程第15 和泉市消防費じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について	226頁
○ 日程第16 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	237頁
○ 日程第17 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例制定について	247頁

○ 日程第18	和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	255頁
○ 日程第19	昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	260頁
○	散会宣言(午後4時22分)	307頁

昭和49年10月2日(水曜日)第5日

○	出席議員、欠席議員	309頁
○	議事説明員その他	309頁
○	議事日程	312頁
○	開会宣言(午前10時30分)	313頁
○	日程第1 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	313頁
○	日程第2 昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について	332頁
○	日程第3 昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について	358頁
○	日程第4 工事請負契約締結について(市立北池田小学校増築工事)	383頁
○	日程第5 工事請負契約締結について(〈仮称〉市立勤労青少年ホーム 新築工事)	384頁
○	日程第6 固定資産評価審査委員会委員の選任について	389頁
○	日程第7 公平委員会委員の選任について	393頁
○	日程第8 和泉市選挙管理委員会委員および補充員の選挙について	396頁
○	日程第9 不況対策の緊急施策の実施に関する請願	397頁
○	日程第10 緑ヶ丘小学校附帯建設請願	400頁
○	日程第11 朴正熙「そ撃事件」に関連して朝鮮総聯に対する規制を反対し、 在日朝鮮公民の合法的活動を保証するための決議	402頁
○	日程第12 「同対審」答申完全実施「特別措置法」具体化に関する要望決議	404頁
○	日程第13 狭山差別裁判の慎重な審理と公正裁判要求に関する要望決議	406頁
○	日程第14 繊維製品の逆輸入反対に関する要望決議	408頁
○	日程追加 議長の辞職許可について	410頁
○	日程追加 議長選挙について	411頁
○	散会宣言(午後4時20分)	412頁

昭和49年10月7日(月曜日)第6日

○	出席議員、欠席議員	413頁
---	-----------	------

○ 議事説明員その他	413頁
○ 議事日程	414頁
○ 開会宣言(午前11時4分)	414頁
○ 日程第1 議長選挙について	414頁

昭和49年10月8日(火曜日)第7日

○ 出席議員、欠席議員	415頁
○ 議事説明員その他	415頁
○ 議事日程	416頁
○ 開会宣言(午前11時8分)	416頁
○ 日程第1 議長選挙について	416頁

昭和49年10月9日(水曜日)第8日

○ 出席議員、欠席議員	419頁	
○ 議事説明員その他	419頁	
○ 議事日程	420頁	
○ 開会宣言(午後2時25分)	421頁	
○ 日程第1 議長選挙について	421頁	
○ 日程追加 副議長の辞職許可について	423頁	
○ 日程追加 副議長選挙について	424頁	
○ 日程追加 常任委員会委員の辞職許可について	} 一括 }	
○ " 議会運営委員会委員の辞職許可について		
○ " 交通・公害対策委員会委員の辞職許可について		
○ " 開発事業対策委員会委員の辞職許可について		426頁
○ " 第2阪和国道対策委員会委員の辞職許可について		
○ " 和泉市立病院特別委員会委員の辞職許可について		427頁
○ " 同和対策特別委員会委員の辞職許可について		
○ " 公園墓地設置委員会委員の辞職許可について		
○ " 関西新国際空港対策特別委員会委員の辞職許可について		
○ " 常任委員会委員の選任について		
○ " 議会運営委員会委員の選任について		

○ 日程追加	交通・公害対策委員会委員の選任について	}	一括	}	427頁
○	〃 開発事業対策委員会委員の選任について				
○	〃 第2阪和国道対策委員会委員の選任について				
○	〃 和泉市立病院特別委員会委員の選任について				
○	〃 同和対策特別委員会委員の選任について				
○	〃 公園墓地設置委員会委員の選任について				
○	〃 関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について	}	一括	}	430頁
○	〃 泉北環境整備施設組合議会議員の選任について				
○	〃 泉北水道企業団議会議員の選挙について				
○	〃 決算審査特別委員会委員の選任について				431頁
○	〃 監査委員の選任について				431頁
○	市長あいさつ				433頁
○	議長あいさつ				434頁
○	閉会宣言(午後5時52分)				434頁

10021

10022

10023

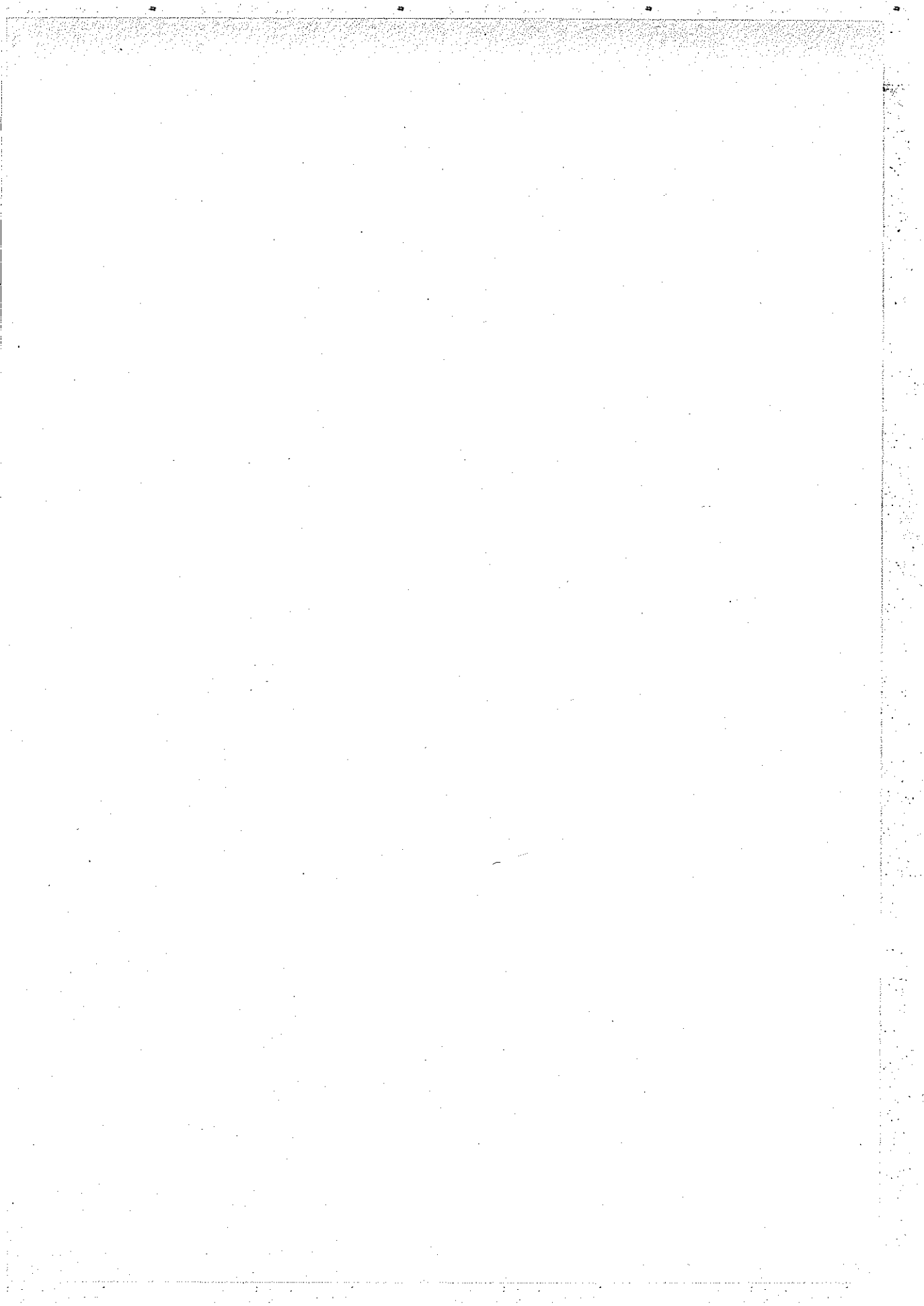
10024

10025

10026

- 10027
- 10028
- 10029
- 10030
- 10031
- 10032
- 10033
- 10034
- 10035
- 10036
- 10037
- 10038
- 10039
- 10040
- 10041
- 10042
- 10043
- 10044
- 10045
- 10046
- 10047
- 10048
- 10049
- 10050
- 10051
- 10052
- 10053
- 10054
- 10055
- 10056
- 10057
- 10058
- 10059
- 10060
- 10061
- 10062
- 10063
- 10064
- 10065
- 10066
- 10067
- 10068
- 10069
- 10070
- 10071
- 10072
- 10073
- 10074
- 10075
- 10076
- 10077
- 10078
- 10079
- 10080
- 10081
- 10082
- 10083
- 10084
- 10085
- 10086
- 10087
- 10088
- 10089
- 10090
- 10091
- 10092
- 10093
- 10094
- 10095
- 10096
- 10097
- 10098
- 10099
- 10100

第 1 日



昭和49年9月25日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	同室次長(調整担当)	富田宏之	
助	役	藤田利	総務部長	坂口礼之助	
収	入	役	橋本炳	総務部理事	西川喜久
教	育	長	葛城宗一	総務部理事 (財務担当)	庄司清
重要施策推進室長		橋本昭夫	総務部次長 兼 人事課長	門林六男	
同室次長(計画担当)		松林保	秘書課長	杉本弘文	

広報公聴課長	竹田明郎	産業衛生部長	宇沢清
企画課長	大塚孝之	産業衛生部次長	山本俊兼
財政課長	麻生和義	商工課長	岩井益一
財政課参事 (管財担当)	北野敦雄	農林課長	吉田利秀
資産税課長	中川鉄也	農林課参事	佐藤貞夫
市民税課長	吉田種義	農林課参事 (畜産担当)	青木太郎
納税課長	吉田日出男	交通公害課長	梶木岑雄
同和対策部長	佐原行雄	保健衛生課長	松村吉堯
同和対策部次長	生田稔	保健衛生課参事	山本亮夫
総合調整課長	農端小一	保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤恒治
連絡指導課長	向井洋	建設部長	中塚白
隣保館長	萩本啓介	建設部理事	林徳次
市民部長	内田繁	建設部次長兼 管理課長	森保
市民部次長兼福祉事務 所長兼社会課長兼 福祉課長	高橋新平	建設部次長兼 区画整理課長	中西淳富
保育課長	明坂文嘉	管理課参事	白川保
保育課参事	藤野健蔵	計画課長	山崎琢磨
福祉課長	橋本博之	土木課長	中尾宏
市民課長兼 住民情報室長	明坂貞士	建築課長	中上好美
保険年金長	逢野博之	区画整理課参事	山本襄
保険年金課参事	山村昇	開発課長	前田守正
福祉課参事(老人 解放センター所長)	香味年寛	下水道課長	大浦行男

地区改良事務所 兼改良総務課長	逢野一郎	水道部次長 兼工務課長	福本喬久
(地区改良事務所) 工事課長	笠木恒忠	総務課長	中辻寿夫
会計課長	片桐武雄	営業課長	原美助
選挙管理委員会委員	味谷日吉	浄水課長	岸本孝二
選挙管理委員会 事務局局長	青木孝之	病院長	岩崎峭
監査委員	堀田徳治	病院事務局長	平野誠藏
公平委員会事務局 兼監査事務局長	西岡正志	庶務課長	藤原光夫
農業委員会事務局長	杉本忠彦	業務課長	大宅清臣
教育委員長	堀内由延	経理課長	守田勇
教育次長	阪東重信	消防長	和田増義
教育次長 兼同和教育室長	乾武俊	消防次長、消防団 事務課長兼消防署長	南口主雄
(部次長級) 社会教育課長	広岡史郎	用地担当理事兼土 地開発公社事務局長	西川武雄
総務課長	紀之定 馨与茂	用地担当参事兼事務 局次長兼用地一課長	吉岡昭男
学校教育課長	阪口雄一	用地担当参事兼 総務課長	藤原永一
学校教育課参事	角谷泰夫	用地二課長	宮本福秀
指導課長	吉美豊	用地三課参事	岸田秀仁
水道部長	田中稔		

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事、調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

(午前10時25分開議)

- 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それではただ今より昭和49年和泉市議会第3回定例会を開会いたしたいと存じます。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。
ただ今ご出席の議員さんは18名でございます。欠席、遅刻の届け出のある議員さんはいませんので、その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

開 議

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(坂上国治君) 会議に先立ちまして、会議録署名議員を17番、山田清二君、18番、直村静二君、19番、松尾千代一君、以上3名の方にお願いたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、ご了承を願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 本日、ここに昭和49年第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私何かと繁忙の折にもかかわりませずご出席いただきまして、ただ今議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

今次定例会においてご提案申し上げます議案は、昭和49年度一般会計補正予算並びに和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例制定についてほか13件、認定2件でございます。議案の内容につきましては別途、ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りましてご議決、ご承認下さいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

- 議長(坂上国治君) 市長のあいさつが終わりました。この際お諮りいたします。本年例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月9日までの15日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より10月9日までの15日間と決定いたします。

- 議長(坂上国治君) それではただ今より一般質問に入ります。17番、山田清二君。

- 17番(山田清二君) いつもの通り、時間が相当制約されますので、質問は至極簡単にいたしますので、答弁も簡単に、しかも明確をお願いいたします。通告は4番までございますが、まず、2番からお願いをいたします。小学校の増設でございますが、すでに和泉市は人口急増都市と言われるように、社会増を含めて非常に人口が急増しております。したがって、各小学校が非常に狭わいになってきている。今度の補正予算等を見ても、学校の増築等が担当出ておりますが、ただ増築していけばいいということじゃなく、新しく校区を設けて小学校を作っていくべきだというふうに考えます。まず差し当たって必要と感じますのが池上、富秋、葛の葉町を含む一つの校区を新設し、そこに小学校を作るべきだと思います。このことについては、過去相当前から地元からいろんな形で要望が出ていると思います。また、これについても教育委員会は何らかの考えを持っているとは思いますが、この際、このことについてどう考え、どのようにしていこうとしているのか、1回明言をしていただきたい。これが1つでございます。次に保育所でございますが、保育所は現在17ございますが、そこに収容されている児童教約2,000と思います。ただし、これは零歳から5歳まで合めて2,000名でございます。現在、その

中で5歳児というのは約600名ならず、550名程度が5歳児で、あとは3歳、4歳児等であると思います。これらの児童が来年度、そのまままた申告をして保育所に残っていくとするならば、17の保育所を持ちながら、来年度新たに収容出来る人員というのは500名不足しかない。しかも、和泉市の年間出生児は、来年度になればおそらく3千人近くになると推測されるわけです。昭和45年度、来年5歳児になる児童も1,800名ぐらいの出生児があったはずでございます。しかもその後、社会増による増加を加えれば、5歳児だけで2,000名内外になるのではなからうか。その中で保育所に入れる人は、新しく入る人が全部5歳児としても、500名程度しか入所出来ない。この500名を収容するとすれば、4歳児以下は一名も新しく入ることの出来ない状態の中で保育行政をやっていかなければならないという結果になると思う。この問題を解決していかなければならない。

特に最近の経済情勢は、主婦が主婦業に専念しておるという状態では生活が維持出来ないという情勢が起こって参ります。主婦が働かなければならないにもかかわらず、児童の保育のために働きにいけない。しかも、保育所で保育をお願いしようとしても、収容人員のワクが一杯であるということによってそれが出来ない。そういう状態がすでに起こっており、ますます激化していく情勢の中で、もう保育行政というのは福祉とか、何とかいうことじゃなく、直接生活行政であると言わざるをえないと思う。

そういう観点に立って、保育所の新設は絶対の急務となってきており、また、黒鳥、鶴山北等の校区に保育所のないところがまだまだございます。この保育所のない校区には、早急に保育所を新設すべきであるし、また、先ほど申し上げました池上、富秋、葛の葉地区に一つの校区を設けるといふ形で、ここにも保育所を1カ所新設すべきである。人口急増の最も激しい地域に保育所が非常に不足しておるという現状をどう解決しようとし、また、これに対してどのような計画を持っておられるのか、発表していただきたい。

次に病院でございますが、今度、現在の市立病院の120床を300床にするということだという計画もされ、すでに設計の委託もされているということになっておりますが、この病院増設について、現在は事務局長がこの仕事を病院事務と兼務してやっておられるようになっております。このことについては、委員会等で何回か申し上げたんですが、いまだに実現しておらないということで、この際、もう1回、これの対処の方法をお聞きしたい。病院の増設について、専門の担当者を付ける必要があると思うんですが、これに対して理事者側、市長はどう考えておられるのか。市立病院の業務がスムーズにいったる。しかも、事務局長がまだ相当余力を持っておると思っておられるのか。病院の診療あるいは入退院等に対して、ほとんどの市民からの不平不満をどのように聞いておられるのか。事務局長はこういう面をスムーズに

いくように専念するのが事務局長の仕事である。新增設することに専念していくとすれば、現在の市立病院は一体どう運営していくのか、その点も合わせて説明をしていただきたい。

さらに、市立病院だけに限らないとは思いますが、日曜祭日の休日の急病人をどう処置しようとするのか。少なくとも、市立病院はたとい休日であっても、急患の診療等は出来るだけの措置はしておいていただきたい。

過日、急病人があって消防署へ「今日はどこへ行ったらよろしいでしょうか」と聞きますと、「市立病院に内科の医者がおります。」それを確かめてから返事をいただいた。そして、今度は病人を連れて行こうとすれば、忙しくてもみることが出来ないと思われた。こういうことを事務局長はすでに知っておるのかどうか。休日でおらないので知らないかも知れませんが、事務局長はそういう面についてもっとスムーズにいくように考え、また、そのような措置を考えていくべきで、新しい病院建設にまで考えが及ばなくても仕方がないと思う。そういう現状の中で病院の増築を進めていこうとするならば、病院の増築あるいは整備等についてはほとんど無関心で、ただ申し訳程度にやっていると言われても仕方がないと思う。この点市長、はっきり返事をしていただきたい。

次に下水道でござりますが、泉北環境でやっている公共下水道については、現在は鶴山台だけが使っているわけでござりますが、それからまた、大阪湾岸流域下水道とか、むずかしい名前の計画もござります。これらも委員会等が作られて話が進んでいるには聞いておりますが、公共下水道、都市下水道等を含めて下水道行政が現状どうなっておるか、一回発表していただきたい。

以上の四点でございます。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 私より教育問題についてお答え申し上げたいと思います。

昭和47年の12月19日付けで小学校新設に関する請願書が新市街地の三町会を含め、池上、富秋町会から議会に提出され、厚生文教委員会に付託、ご審議をいただいたことを記憶するものでございます。当時もご説明申し上げました通り、地域開発と児童数の増加に対処するため、当該区域には小学校の新設を図る必要があり、教育委員会としてはどの程度の学校にして、いつ新しい学校を発足させるかを検討中であり、将来の展望に立って児童数を推計し、適正規模の新設校を建設したいとご答弁申し上げたことを記憶しております。爾後、用地の選定につきましては、市の庁内協議を経て確保を図りたく努めております。

ご質問にありますように、児童数の増加に対処して既設校の増設を図るということではなく、たとえば現状の伯太小学校の校区を見ても、昭和48年度の出生児童数が331名、この子供

たちが昭和55年に1年生に入学したときの推計をすると、伯太小学校の校区が1,741名ということになります。そのうちには池上町区域の595名が含まれるという推計が、現在の人口動態から明確に把握出来ると思います。加えてこれに社会増の児童数加わるという現状でございまして、同じようなことが阪和線以西において、現状、富秋地区を含めて427名、葛の葉地区で300名、これが現在、昭和48年度出生数から昭和55年の教育委員会の一つの推計に立つ教育計画でございまして。

そのようなことから考えますと、ご質問の中にある阪和線以西における学校数としては、どうしても新設校が今後の開発とにらみ合わせて2校の計画を図る必要がある、これをどのようにするかも引き続いて検討したいと思いますが、当面、池上地区に対しては早期に検討して建設を図りたく、補助金制度への取り組みをいたすべく、教育委員会としては積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部長（内田 繁君） お答えいたします。

現在の事態はご指摘のありました通り、いわゆる核家族とか、あるいは共働きが非常に増えてるわけでございます。現有の保育施設のほとんどが定員オーバーをしておる現状だと思っております。これはほとんどの保育施設の敷地が狭いであるという点から、施設の拡充を図ることが出来かねるような状態になっているわけでございます。

今後の保育園の建設計画と言いますか、そういうものについての考え方を申し上げたいわけですが、まず、新設につきましては、大規模住宅開発地域、それから人口急増地域を主として計画したい。それから増改築につきましては、いわゆる地域別待機児童数の実態あるいは現有施設の分布状況、それから要措置児童数の把握等を踏まえ年次的に計画を立て、いずれも市の財政事情、財政力等も見ताうえて新築なり、増改築をして参りたいというふうにお考えしておるわけでございます。

以上でございます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 8番目の病院整備についてのご指摘に対しまして、私からご答弁申し上げます。

なるほど、この病院増設につきまして専従者を置くのは当然かとは思いますが、どうしても人件費もかさんで参りますし、現在の事務局長に「どうや」と言ったところ、「やれます」ということでございまして、それではお願いしようということで督励いたしまして、現在の事務局長でやっていただくことになっておりますので、ご了解賜りたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは4番目の下水道計画についてお答え申し上げます。

ご承知のように現在、流域下水道が発足いたしまして、鋭意、そのことの折衝をやっておるわけですが、市の流域下水道は幹線だけでございます。当然、これに付随する毛細管等につきましては市の事業としてやらなければならないということで、現在、その計画は着々やっておるわけですが、10月時点ではほぼその全容が出来上がるであろうということで作業を進めております。

なお詳細につきましては、追って所属委員会等を通じ議員皆様方の前に明らかにしたい、かように存じております。

なお、泉北環境とのからみにつきましては、一言、ここでお答え申し上げておきますけれども、これは鶴山台のみが処理区域でございまして、あと全部が流域下水道関連ということになるわけでございます。将来、現在泉北環境に所属しております処理場につきましても流域下水道に包含されるということをお考え願いたい、かように存じます。

なお、全体計画の全容につきましては、今私が申し上げましたように鋭意作業中でございますので、出来上がり次第発表させていただきたいということでございます。

以上です。

○ 17番（山田清二君） 再質問はいろいろあって順番は逆になりますけれども、下水道のほうですが、それでは泉北環境は、一部事務組合として流域下水道の中に加わっていくという形になるわけか。

○ 建設部長（中塚 白君） 現在やっておりますのは、公共下水道でございまして、流域下水道ではございません。事務的な問題になりますけれども、流域下水道のほうが効率がいい、出来ることなら流域下水道に包含してもらいたいということでございますけれども、現時点ではかえって遅れるということで、高石の一部、それから当和泉市では鶴山台が公共下水道で泉北環境の関係で処理しているわけで、将来、処理場も含めて流域下水道に包含するというところでございます。

○ 17番（山田清二君） その時点では、泉北環境の組合はなくなるわけですか。それとも泉北環境は泉北環境として、和泉市がその下水道の組合というか、その中に入っていくのと同じ状態で、一つの公共団体として加入していくという形になるのかどうか。

○ 建設部長（中塚 白君） 現在の段階では、泉北環境施設組合は、一つの団体として流域下水道組合の中に入っております。将来の泉北環境についての考え方につきましては、これは関係市とのいろんな問題がございますので、そのへんまでは、どう扱うかはまだ決まっております。

ません。現在は、資格としては公共団体の形で入ってございます。

○ 17番(山田清二君) 最初の計画では、伯太、黒鳥以北は全部泉北環境の下水道の区域に入っていたが、それが今度はずれる。

○ 建設部長(中塚 白君) そうです。流域下水道の中に包含されるわけです。

○ 17番(山田清二君) 泉北環境が第1次計画でやっているだけで、一応ストップしてしまうことになるわけですか。

○ 建設部長(中塚 白君) そうです。

○ 17番(山田清二君) そのほかについてはまた別の時点で結構です。

小学校については、阪和線以西に2校の新設、当然、ときを経ずして府中地区、肥子地区にも必要になってくると思います。当面、池上、富秋あるいは葛の葉地区ということではちょっと聞いた数だけでも約1,350名になるということで当然必要になってくると思う。今、補助金云々と言われましたが、黒鳥小学校が新設される時点で、池上に作るほうが至当だという意見があったわけです。これは私、伯太小学校でいろいろ話があったときに出席されておったんですが、ただ、用地問題、その他の事情で黒鳥が先になった。黒鳥が出来上がると同時に池上は考えたいということであったように記憶してるんです。これは学校での会合ですから議事録に残っているという問題ではないけれども、その後、それに従って鋭意努力されているとは思いますが、黒鳥が出来てから相当になります。大体このへんえ、このような規模で建てるといぐらいの計画は出来ておると思うんですが、計画、規模とかは別として、いつをめどに考えておられるのか、この点だけひとつ教えてほしいと思います。

○ 教育次長(阪東重信君) 先ほど、庁内協議を経て用地取得に努めてるということをお申し上げましたが、現在、池上地区の千種池を小学校用地として充当したいと考えております。その中で千種池の関係耕作者より地元の要請に応えまして、かんがい面積が5分の1以下の3町歩にも減じており、これらのかんがい用水路については、光明池黒鳥曾根用水路の導入によって耕作が可能である、あるいは改田実施の要望等も地元からあげていただくべく配慮いたしまして、それらのタイミングを見たらうえて早急に用地取得を凶りたいというのが第1点でございます。これに伴い新設計画の補助金制度については、国なり府の上部機関への予算要求の形で出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 17番(山田清二君) ということは、いつまでに作ろうと思ってるのかということをお出来たら教えてほしいと思うんですが……。

○ 教育長(葛城宗一君) 既設の小中学校の規模の適正化と合わせ、阪和線以西の小中学校の新設は急務だと考えております。次長からご説明申し上げました通り、用地は具体的な交渉に

入りつつございます。一日も早く、出来れば本年度内に用地を確保して新しく位置付けて参りたい、かよう考えております。

- 17番(山田清二君) それから病院ですが、市長ね、たとえば部長さん、課長さんが市長に「これ、やれるか」と言われたとき、「私は出来ませんね」という返事をする人はだれもない。今、建設部長に「今やっている仕事のうえに病院を作るのを担当出来るか」と言われたら、「出来ません」とは言えませんよ。病院の事務局長さんだって、「お前、これやれるか」と言われたら、「わしはこっちが忙しくて出来まへん」という返事が出来る道理がない、そうでしょう。市長から、こんなもの作る、あんなもの作るんだと、出来ないことがわかってたかて、「何とか考えましょう」と返事をしなければならぬ。立場上、断れない人に言うて、それで「出来ますやろう」と、そんなのん気なことを言うとならあきまへん。人間の能力には限度がある。

前の竹内事務局長さんを、能力がない人だとはだれも言わない。市の総務部長までやった人です。それでも十分に病院の運営は出来なかった。現事務局長が、前の事務局長の数倍の能力を持っておられるかどうかわかりませんが、その後、病院に対する評判等がよくなっておるならばいざ知らず、決してよくなっておらない。病院に対する不平不満は、日を追うごとに市民の間で大きくなっている。

その現状の中で、事務局長がそれを解決する片わらで、総額20億を越える事業をそのうえにやっといこう。しかも、用地の確保から始まっている状態です。用地確保の交渉もしなければならぬ、あるいは病院をどういう形にしていこうかとか、病院のことですから、全部病院の事務局長を度外視してやっといわねばいかんと思いますが、また、病院のそれぞれの関係者あるいは医師等の意見も入れていかなければならぬであろうけれども、それを総括し、専念していく人が一人必要だ。そして、急いで出来たら困るというならいざ知らず、たとえば今、事務局長に「一体どうなってるんや」と言うたて、「用地の買収はこうなつます、ここで止まっています」となっても、明日から毎日日参でも出来るかといったら、そうやない。事務局長は、事務局長としての本来の仕事があるので、一週間に一日か、十日に二日か三日ほどしか行けないという状況の中でやっているんじゃないかと思う。そうでなければ、もう少しいろいろな問題が今日までにスムーズに運んできたはずなんです。一進一退という状況の中で病院建設が進んでいるわけです。

そういう面を考え合わせ、当然、だれでもいいというわけにはいきませんが、そういうことに精通した人を探して、それに専念するように一ぺん考えていただきたい。そうでなければ、病院の増築なんて単なる夢に過ぎなくなる。しかし、現在の病院が、市立病院としての性格をほ

とんど失なっておる。急病人を収容することが出来ない。急病人の診察すら出来ない。入院はベット数によるでしょうが、休日急患の診療すら出来ない状況の中で、当然、宿直の医師はおるはずなんです。最近どういうふうになったか知らんけれども、一時は内科と外科と2人が日宿直をしておるといふ形だったが、最近は一入ずつかも知れません。

先ほど話したが、休日急患で消防署へ聞くと、「おりますから、どうぞ連れて行って下さい。もし必要でしたら救急車でお送りします」という返事をくれる。ところが救急車で運んでもらうのは大変だからと、たまたま隣の人の車で行くということで病院へ電話したら、「入院患者の中で死にかかっている人がおり、それに付ききっているために連れてきてもらってもみるわけにいきません」という返事なんです。「そんなら一体、何時になったら時間が空くんか」と言ったら、「今死にかかっている病人に付いてるから、いつ死ぬかわからんで手の空く時間は返事出来ません」といふ。

ここで一べん事務局長にお聞きしたいんですが、病院の言う死にかかったというのはどういう状態かわかりませんが、そういう場合、医者はずっと付いておるのかどうか。一方では子供さんが死にかかって、ほとんど息もしないようになったといつて医者にも早急に連絡したが、看護婦がきただけで医者はこず、そのまま息を引き取った。医者をなじったけれども、「わしが行ったかて行かんかて同じやないか」といふ返事をもらったといふことで、非常に病院に対して不信を持っておる人がある。一方では、急患があつても、死にかかっている病人には付いておらなければならない。この差はどこから出てくるのか、この点一べん事務局長に出来れば説明をしていただきたい。説明が出来なければ、事務局長は今後、こういうことのないように専念していただきたい。建築に対して事務局長の意見は当然出していただかなければならんでしようが、専任者を作ってもらいたい。その点について事務局長の考え方を一べん発表して下さい。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 急患等の処置について、幾つかの事例を挙げてのご質問ですが、確における時間外の急患処理は、当直医によって行っております。お説のように、当直医は入院患者をみる業務も持っておりますので、急患処理は努めて処理するように要請し、また事実、内科系は6割ぐらい処理しておりますが、100%の処理はしきれない現状でございます。

お説のように、重症の場合に医師が付ききりになるのか、ならないのか、これはいささかケース、ケースの医学上の問題でもございますので、一概に私のほうでちょっとお答えしにくいんですが、この急患の取り扱い、特に休日等の時間外急患処理については、当院の医師団も非常な関心を持っておりまして、やはり市立病院において全市民の方の急患を処理することは、

実際において不可能であるという判断でございます。したがって、和泉市全体として、医師会の先生方も含めて、どういうふうにして休日診療体制を持っていくのか、それをまず明らかにしてもらいたいというのが病院側の希望でございます。これはやはり市の医療行政と申しますか、そういう方策にかかる問題でございますので、産衛部長とは話し合い、ご相談を続けているわけでございます。やはり大きな和泉市全体のネットの中で、市立病院が積極的に参加するという方針をとりたいわけでございます。

それから建築に対する私の考えでございますが、現状、用地買収は開発公社に、建築面では建設部、財政面では財政課にそれぞれ全面的な協力をいただいております、私は至りませんが、当面の増築問題を最大の課題として全力を挙げなければならないと考えております。ご批判については十分に反省し今後取り組みますが、なかなか病院事情が複雑でございますし、増築問題はいろんな病院機能に関連いたしますから、現下の事情では、私が全力を挙げて取り組みたい、私自身はそう考えてるわけでございます。

- 17番(山田清二君) 事務局長も病院建設については、自分の担当のことですから、考え方としては非常に結構です。とするならば、病院行政は一体、現状のままでおくのかどうか、こういう問題がある。もう少し付け加えると、そのときの電話の応待では、「うちは救急病院と違います。したがって、急患をいつも受け入れなければならない義務はありません」という返事でした。市立病院が法的に制約されてないから急患を受ける必要はないんだという考え方が病院の中に、しかもこれは事務局で、看護婦さんと違います。その中にあるんだということです。「この人は非常に困ってるんだから、ちょっと先生、たとい十分でもみるだけでもみていただけませんか」と言ったら、「うちは救急病院と違います。急患を休日に受け入れなければならない義務はありません。どこかほかを探して下さい」とパチッとやられた。

そういう状況の中で事務局長が建設を重点に専念していきたいということは、それで結構だといっておくのかどうか。この点一べん市長の考え方を聞かせていただきたい。

病院が新しく出来ればそういう問題が解決するんだから、その間は死にかかった病人がおったかて生がないやないか。この時分に急病になるのは運が悪いや、もう少し病気になるのを日延べすればいいやという気持ちで対処していこうとするのか。少なくとも、将来は将来として、現在、病気の人をどう救っていこうという考えなのか、こういう点をもう少しはっきりしていただきたい。

と同時に、事務局長が言った、うちだけではなく、和泉市全体の医療の問題だと言うんですが、和泉市ではみてくれる人はおりません。泉大津は「こことここに当番医師がおりますから」というので、消防署から電話で問い合わせると「どうぞお連れ下さい」ということでそこへお

願いたんです。和泉市では、急患を受け入れる市立病院ですら、「急病人を受け入れることはできません。救急病院と違います」と断られた。泉大津では、ちゃんと市立病院じゃないけれども、当番医師というのがあって受け入れてくれている。和泉市では、消防署へ聞くと、市立病院は内科の医者がおるからという返事でしたが、病院のほうでは、「医者はおりますが、死にかかった病人に食らい付いてますのでみることは出来ません」という。「何とかちょっとぐらい時間の余裕ないんか」、「うちは救急病院と違いますから」とパチッ、こういう状態をそのまま見過して、当面の責任者である事務局長に建設に恵念させるのか、その点一ぺん市長、返事をしていただきたい。

○ 市長（藤木秀夫君） ご指摘はごもっともでございます。今、ご意見を承って私も驚いてるようなわけでございます。何といても病室なり、他の面に余裕のないのが一番原因してるんじゃないかろうか。それで私は増設を心ならずもあせってるわけでございますが、大津の病院はかように余裕があるんだ、こういうふうにご解釈願って、そして、この専従者の問題につきましては、今後検討いたしまして、1日も早く建てるべく努力いたしたいと思っておりますので、その点どうぞご理解賜りたいと思います。

○ 17番（山田清二君） それで専従者については今後検討していく。先ほど言うたように、市長に「どうや」と言われて「あきまへん、出来まへん」と断れない。まあ、これはおきましよう。ただ、日曜日に医者がおらんという和泉市全体の医療行政の問題です。ちょっとたい話だが、去年、急病で死んだ家でね、どこの医者へ行っても全部留守や。電話で和泉市内十何カ所の医者へ電話したけれども留守でどうすることも出来ない。今度は警察へ「変死だ」と言うて行った。「すぐ行きます」と15分ぐらいしたらちゃんと医者連れてきてくれた。その医者は電話したとき、京都へ行ってるという医者であった。病死の人はみないけれども、変死の人はみる。おかしいなと思ってたが、今度は「死亡診断書を書いてくれ」と言ったら、「これは検案書になります。死亡診断書は1,000円か1,500円ですが「これは6,000円頂きます。」という。死亡診断書では1,500円しかもらえんから行かへん京都へ行っとった。検案書なら6,000円もらえるし、警察の要請もあるから断るわけないからきたのだと思う。こういう状態が今の和泉市の医療行政です。

こういう問題も含めて、安心して病気になれる、というのはちょっとおかしいが、休日に急病になっても必ず医者にみてもらえるんだ。病気になっても休日でもどこかに医者がおるから安心して仕事が出来、生活出来る状態を作ってほしいと思います。そのためには、まず市立病院から模範を示していくべきだ。にもかかわらず、「救急病院と違うからみる義務がない」という返事で先方から電話を切ってしまうという状態です。そういう面を考え合わせて、もう少し病院行政、医療全般について根本的に考え直す必要があるんじゃないかろうか。

病院建設も急務です。しかし、たとい市立病院が増設されて800床になったとしても、そういう状態の中でやるならば、市民に対する医療行政というのは決して十分とは言えない。ただ、ベット数が少しふえるだけです。

それともう一つ、ベットがないとか言うが、過去にはそうじゃない場合もあったね。病室以外に入院した人もおるわいな。だから、必ずだめだというわけじゃない。ということは、やはり相手を見て、力関係で入院出来たり、診察を受けたりすることが出来るんだということになれば、これは大変なことだ。これは決して福祉行政でもなければ民主主義でもない、権力主義だ。少なくとも、市立病院が権力主義になってはならない。そういう面から、もう少し病院自体の考え方、運営等について根本的に考え直す時期がきていると思う。たまたま、その時期に増築という問題を含めて、両方合わせて1人で解決していこうとするところに問題があるんじゃないかというのが先ほどからの質問の趣旨なんです。その点もう少しはっきりした態度を表明していただきたいんですが、今すぐというわけにいかんと思いますので、日改めてまたおうかがいします。そのときまでにははっきりしておいていただきたい。

次に保育園ですが、いろいろ計画を立ててやっていきたいという非常に結構です。これはだれでも言うんやけどな、こんな答えは、いつごろというか、少なくとも新設するめどとかいうものがあるのかどうか。今年はいくつかの間には間に合わない。来年度のためには今から準備にかからないかん。そういう面、もし計画があるならば教えていただきたいし、ないならば早急に立てていただきたい。その点でもう一ぺん出来たら返事をしていただきたい。

○ 市民部長(内田 繁君) お答えいたします。

いわゆる建設のめどということで質問されてると思います。私のほうといたしましては、この建設につきましては、一応、年次計画を立ててやってるわけですが、何分、財政的な事情もございまして思うように建設するということは出来かねてるわけでございます。ご趣旨あるいはご指摘もあった通り、市として人口急増、大規模住宅地域等については新設していくということで、来年度からも2園程度の計画を立てておるわけでございますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

○ 17番(山田清二君) ほとんど結構なんですが、もう一つは、来年5歳児の収容、この零歳児から収容されてる数字を見ますと、4歳児が5歳児よりはるかに多い。来年度に4歳児が全部やめれば別ですが、そうでない限り、5歳児の収容は現施設では出来ないということ、この解決とかについては考えておいていただきたい。保育園、幼稚園は5歳になってから行くんだと考えて、そのままずっと4歳までは家におろすと無理しておる人がある。

もう一つは、おそらく11月末か2月に入所申し込みの受け付けをするだろうと思いますが、

今までの例は、その時点で就職しておることが条件だ。ところが、これは経済情勢の安定しているときはそれで結構ですが、今のように経済情勢が急変する、ときの大蔵大臣をして狂乱物価と言わしたほどの狂乱です。さらに10月1日以降、公共料金の値上げ等も含めてもう1回再狂乱になるという時期に、2カ月前あるいは3カ月前に就職しておらなければならないという規定で選考されれば非常に困るということです。昨日までは大丈夫だったけれども、今日から困るんだという人が次から次へと出てくる。しかも、この10月から12月にかけて中小企業の倒産は有史以来、最高になると予測されてる。昨日までは立派な職業を持ち、家族を養っていくだけの収入を確保しておった人も明日は失業者になるという時代です。4月から保育する子供さんの家庭が、1月の時点ですでに就職していなければならない、あるいは収入がなければならないとかいうことの条件を付けていったんでは、これは本当に困る人は全部入れなくなってしまう。余裕のある人がいろんな方策を講じて入所していく形になる。この採用とかの面についても、一べん、これも根本的に考え直す時期がきていると思う。こういう面は担当部あるいは所属の委員会等に諮っていただいても結構ですが、来年度から入所の条件は従来通りではないんだ、もう少し実情に合致した入所条件を採用するんだという方向へ進めていただきたい。これは今、ここで部長にこうしますという返事をせよと言っても無理だと思いますので、その方向で考えていただきたい。それで市長、その他理事者も、その方向についての考え方を指示していただきたい。そうでなければ、今のままの状態でいけば、2月、3月、4月になって倒産した会社におった人々はたちまち困るわけです。そしてもう1つは、病院で看護婦さんが足らんとかいうこともあるが、こういう問題も保育行政の完備ということで相当解決出来るということもひとつ考え合わせていただきたいとお願ひしておきます。



- 議長（坂上國治君） 次に25番、藤原愛馬君。
- 25番（藤原愛馬君） お許しを得まして一般質問をさせていただきます。これはその部度申し上げるわけですが、時間がないので簡単に質問したいと思いますが、理事者のほうでも簡単明瞭にご答弁願ひたいことを特にお願ひしておきます。

第1に事業用地獲得についてでございますが、この問題は非常に長年の間、遅れてるものがたくさんあると思います。第1に幸地区の全面開発に要する土地獲得についてでございますが、特に持ち家の方々の移転先はたびたび申し上げてるわけですが、いまだにめどが付いておらないと思うんです。そして理事者は、地区の人らには「いや、早急にやります」、「出来ます」とか言っておりますが、これはなかなかむずかしいのではないかと感じておるわけです。

次に、それに要する信太山、大阪市所有の土地の払い下げについては、困り対し、また大阪

市に対してどのような運動を展開しておるのか。これらについても、何ら運動しておるような形は見受けられないと思うのですが、これらについては、理事者はどのようにやっておるのか、お尋ねいたします。

次に道路用地でございますが、これは議員の皆様も考え、感じておることでございますが、中央線につきましては、これは横田市長当時からの計画でございますが、現在に至っても開通出来ないということでございます。これに要する土地が1カ所か2カ所あるだろうと思っておりますが、それについては、どういうふうな獲得方法をやっておるのか。

それから、泉大津と興島の線については、今度はいよいよ出来るように言うておりますので、これはおきます。

それから、池田下・唐国線の現在の状況について、土地の獲得についてご説明を願いたい。

また、東側線及び府中北通り線についても完成の見込みは立たないと思う。現在の用地獲得の状況。

それと、非常に関心を持っておられる幸地区の一号線の現況。これの用地獲得というものはむずかしい。あの線においては相当商店街もあり、商売人もおるわけですから、先ほど申し上げました通り、持ち家の方々の行く先について、500戸でも600戸でも1つの町内会が出来ておるならば、商店の方々の行かれる先は出来ておると思いますが、そういう現状では、商売人の方々の移転先はまだまだ望み薄であります。よって、一号線の完成は覚つかないということをおは確信を持っておりますが、これらについて、ひとつ用地の担当者から特にご説明を願いたいと思います。

次に財政でございますが、49年度当初予算の執行の見通し、当初に事業計画をしておるものについては全部出来るのかどうか。これはたびたび申し上げておるわけでございますが、49年度予算におきましては、本当に財源、歳入面については粗雑である。われわれも当時から心配しておりますが、その後たびたび申し上げ、市長等にご答弁を願っておりますけれども確なる回答はない。その後の市長、助役の行動を見ておりますと、何ら財源の獲得をしている様子が現われない。そうすると、当初予算の事業を実施するならば、これは赤字につながってくるんじゃないかと懸念するのであります。また、赤字になるでしょう。だから、現状の市長、助役の行動から見れば、事業を不執行にしようとしておることは明らかであると私は思っております。もし、この事業が不執行に終わるようなことになれば、来年度の予算というものは相当考えなければならぬと私は痛切に感じておりますので、これは明確にご答弁を願いたいと思っております。

人件費と税金の対照でございますが、今度の人事院勧告が実施されますと税金の100を越

すだろうという憶測を持ってるわけですが、その場合、市民に対する税金の還元等についてはどのようにお考えか、また、人件費をどのようにしようとしておられるのか、その財源はどのようにしようとしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、福祉の問題でございますが、母子寮についてひとつお尋ねしたいと思います。母子寮というものは、非常に重要な施設であると思います。ということは、早く父に別れて不幸な子供さんが入るところだと思えます。だから、環境のいいきれいなところで入ってもらわなければならないと思えます。そうでないと、ひねくれた子供が出来てくるんじゃないか。それにもかかわらず、和泉町時代に建てた母子寮をそのままにして放置しておる。これは前にも私は「そういうことではいかんじゃないか」と申し上げたところ、これは非公式でございますが一応、「現在の国府第2保育園の裏に母子寮を建てたらええと思えますが……」ということでもございましたので、「それは結構だ」と申し上げておきました。だから、第2保育園の裏にぜひ立派なものを建てろ、せやないと、現状の建物は4畳半1間、そんなもので生活は出来ないと。昔の老朽化したものでございますので、昔はそれでよかったです、今は生活水準も上がっておりますので、4畳半1間ぐらいでは、いかに補助的な施設にしても入る者がいない。だから、現在の入居は3世帯、20室あるが3世帯、あと3室は保育園の保育さんの単身寮になっております。そんなことでは、行政として怠慢であると言わざるをえない。特にこういう問題については関心を寄せると同時に、いかなる苦しさを乗り越えてでも立派なものを建てるべきだと思いますが、これについてひとつご答弁願います。

それから、保育園の建設についてでございますが、これについては、先ほど、いろいろ山田議員からも申されておりましたので抜いていきたいと思いますが、変わった角度から質問したいと思えます。まず、緊急を要する鶴山台保育園については、過日、竹内議員も公団に行って話し合いの結果、土地は無料、そして立て替え施行するということになってございますので、これは早急にやっていただくようお願いしておきたいと思えます。

次に、老人問題でございますが、老人の憩いの場、これは毎年2カ所ずつ建てるということでもございますが、1カ年に2カ所ずつとなると何年かかるか。私らの任期もなくなるだろうし、命もないかも知れない。そんな長いこと待っておれませんので、土地を提供するというものがあれば、2カ所じゃなく追加でやれる財源があるのかどうか、はっきりとご答弁を願いたい。

それから、老人の入浴制度についてでございますが、これは本年3月までは府がやっておったわけでもございますが、3月から府がやめましたので、泉大津、高石は月1回、市費でやられてるわけです。この3市はすべての行政、いろんな行政等を一緒にやってるわけですが、隣接の2市がやっておるにもかかわらず、なぜ和泉市はやれないのか、やろうとしないのか。わから

なかったのか、そこらのことを明確にひとつご答弁を願いたいと思います。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。しかし、理事者の答弁のいかんによっては、再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（坂上国治君） 時間の都合で理事者の答弁を午後に戻すことにして、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前12時37分休憩）

（午後1時5分再開）

- 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
午前中の藤原議員の質問に対し理事者答弁。

- 重要施策推進室長（松本昭夫君） 第1点の事業用地獲得についてのうち、本市の同和対策事業の最も重要な柱である環境改善整備事業の早期完了のため必要な換地対策事業用地の確保につきまして、大阪市並びに防衛庁の用地取得について、現状の取り組みについてのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘の通り、持ち家対策に必要な換地対策用地の確保は目下の急務であることはご指摘の通りでありまして、本年4月、重要施策推進室という名前で部屋の設置がなされましたのも、それを獲得するための使命を与えられたものであります。

現状までの取り組みについて簡潔にご報告申し上げますが、大阪市の公有地につきましては、現在、大阪市の老人ホーム周辺の大阪市有地につきまして、大阪市の財産運用委員会の審議を得、基本的な和泉市への払い下げの条件整備は出来上がったわけでありまして、現在、この予定地の中に若干の噴墓（文化財）がございますので、その実地確認並びに隣接議員さんとの境界の確認等もございますので、その事務作業を進めてる最中でございます。

もちろん、大阪市の公有地の和泉市に対する払い下げにつきましては、決して老人ホーム周辺の現状約2ヘクタール弱では不足でございます。もっともっと拡大をいたしまして、真に和泉市にとって有利な、利益のあるような利用方法につきまして、大阪市の野外活動センターを含め、現在、その土地利用について、私たちのほうで洗い直しの作業をさせていただいております。それをもとにいたしまして大阪市は対して強力な運動を展開して参りたい、こういう覚

悟でございます。

防衛庁の信太山演習場につきましても、与えられた使命の重大な一つでございますが、これにつきましては現在のところ、いろんな事務上の手段を講じて折衝はいたしておりますが、まだまだ全面的な同意を得られないのが現状でございます。冒頭申し上げましたように、私たちの属しておる部屋は、この二つの事業を円滑に推進するために設置されたわけございまして、現状、はかばかしく事業が進んでいないことにつきまして、私自身も非常に自責の念にかられておるわけでございますが、今後とも一体的な土地利用を大阪市ともどもに話し合いながら、野外活動センターを含めたあの広大な土地並びに防衛庁の信太山演習地についても、防衛庁の重大なる決断を要求していきたい、かように考えております。

ただ、今までの運動の進め方では非常に微弱でございます。単なる事務的な折衝にのみ先に走りまして、現基地隊との折衝の中でもやはりもっとも強力的な、政治的な体制の取り組み方というものが欠けておったことにつきましては、非常に私のやり方のまずさもございます。また、理事者においても不退職の決意が今後とも必要かと思っております。

以上のようなことでございます。本事業の重要な、特に緊急的課題というものを確認をしながら、いろいろの面にわたりまして、議員各位の強力なご指導、ごべんたつを得まして、この事業の早期完成のために全力を尽していきたい。こういう覚悟でございますので、答弁になりませんが、ひとつよろしくご了解を願いたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 用地担当理事（西川武雄君） お答えいたします。

第1点の中央線の問題でございますが、ご指摘のように昭和42年から当中央線の買収にかかっておるわけでございますが、現在、未買収として面積にして約2,164平方メートルでございます。権利者が4名ございまして、内容といたしましては、温室、倉庫、ボイラー室、住宅等あるわけでございますが、この件につきましては、ここ数年、いろいろ交渉をかさねて参ったわけでございますが、特に昨年末より積極的にこれらの権利者と交渉をかさね、その後、予定地の道路の縦横断測量の了解を得て測量を終わりました。その後、それに基づく工事の内容等について権利者と話し合いを詰め、そして現在、その代替地のあっせん等につきまして努力し、代替地を探しているという状況でございます。先般来からこれらの物件の価格提示も行い、最後の話し合いの詰めに入っておるものでございます。

この物件につきましては、相当長期間買収交渉に当たっておりまして、今後、積極的に交渉に当たりまして、1日も早くこの買収が終わるように努力いたしたい、かように考えておるわけでございます。

第2点の唐国・池田線でございますが、これにつきましては、池田下の農協の前から山の頂上まで、池田下の区域内で約3,200平方メートル買収予定があるわけでございますが、そのうち現在、1,790平方メートル買収いたしまして、未買収といたしまして1,464平方メートルあるわけでございます。この1,464平方メートルにつきましては、泰成橋まではほとんど買収が終わっておりまして、本年度はこの橋より西側、山の頂上まで買収に入っている状況でございます。権利者はこの全体の中で32名ございまして、買収済みの権利者が19名、未買収の権利者が13名でございます。

唐国・池田線につきましては以上でございます。

それから、第3点の府中北通り線でございますが、現在、和泉中学校前からいづみタクシーまでの間、1件を残して買収が終わっております。現在、そのいづみタクシーから駅前に至るまでの間、権利者が3名あるわけでございますが、そのうち2名につきましては交渉中でございますが、いずれにしても、残っておる4件につきましては現在、営業いたしておりますので、この府中駅周辺においてこれらの代替地を強く要求されておる状況でございます。この問題につきましても、われわれは代替地のあっせんを努力をいたしまして、一日も早く解決出来るよう努力いたしたい、かよう考えておるわけでございます。

次に、第4点の環境整備事業に伴う地区内1号線の関係でございますが、本年8月7日から1号線関係につきまして、全権利者約235名あるわけでございますが、この権利者の方々にお集まり願いまして、そして事業の目的なりをいろいろご説明申し上げ、全面的に協力を得るよう努力いたしております。その後、2、3回各権利者ごとにお話し合いいただきまして買収交渉に当たっておるわけでございます。現在、買収予定面積としては、1号線、5号線並びに2号線関係を含め約1万坪あるわけでございますが、現在、そのうち約1,600坪買収済みでございます。その1,600坪の権利者の状況といたしましては約20名でございます。この1万坪の権利者の状況を申し上げますと、土地建物自己所有の方が25名、土地のみの所有者が28名、借家人、すなわちアパート等に入居されている方が89名、土地を借りてそこに自分の家を建ててお住いの方が71名、特に土地を借りてそこにアパートを建てておられる方が22名、合計235名おるわけでございます。

次に、東側1号線の関係でございますが、現在、泉大津・幸線、すなわち和泉工業高校下がりから北側につきましては、全面的に買収が終わったわけでございます。

なお、この泉大津・幸線から都市計画街路池上・下宮線までの間、約120メートルでございますが、この中に11筆ございまして、そのうち4筆が買収済みで未買収7筆、権利者が7名あるわけでございますが、これらにつきましても現在、買収交渉をかさねておるといふ状況

でございます。

以上、5点につきまして内容のご説明をさせていただいたわけでございますが、今後、用地担当のわれわれといたしましては積極的に買収交渉をかさね、そして権利者のご了解を得、一日も早く所期の目的を達成するよう努力いたしたい、かよう考えておりますのでよろしく願います。

○ 25番(藤原要馬君) 幸地区開発の土地については、今、大阪市の所有の土地と、信太山払い下げの問題を室長から答弁があったわけでございますが、この中で事務レベルというものは限界があるわけですね。事務レベルではこれだけやったが、今後は政治折衝であるとわれわれは聞き取っているわけでありまして、それで市長、助役はどういう政治折衝し、どういう体制で今までやってきたかということをはっきりここで答弁願わなければいけないと思います。せやないと、現時点における用地購入は非常にむずかしい。だから先ほど言うたように、帯に短かしたすきに長しといった土地の買い方をしても仕方がないと思う。それで、この払い下げ問題について市長、助役はどれほど中央に行って折衝し、どういう方々に依頼して現在の時点に至ってるのか、ひとつご答弁願いたいと思います。この問題から先に言ってもらいます。

○ 助役(藤田利君) 私より答弁いたします。

大阪市の市有地につきまして、これは一番当初に私、当時、同対部の浅井課長と2人で参りまして、そして、とりあえず、和泉市に払い下げるという方向で話を進めましょうということ、局長には会っておりませんが、総務課長の線までは和泉市に払い下げるという方向で話を進めていくということの段階まで至り、それから重要施策室へ引き継いだわけで、あと、事務的な書類の提出などを急いでやっていただくようお願いしたわけでございます。現在、事務段階での交渉がほぼ終わったという段階で、今後は価格の提示ということもあり、政治折衝に移らなければならない段階まできていることを自覚いたしております。しかし、この問題はかなり広い土地でございますので、市長ともども大阪市へ参りまして、この問題を担当者とともに強力に押し進めていきたい、かように存じております。

次に、信太山の国有地の問題でございますが、これの払い下げに関しては、最初は換地との等価交換ということで話が始まりまして、現地部隊との話し合いがほぼ出来、そして、方面総監部との話し合いも出来、大阪の施設局とも話し合いがほぼ整いましたので、防衛庁へ参り、次官並びに長坂参事官とお会いし、このことについて全面協力をしていただくことの話合いがまず出来まして、その線を進めたいと思っておりましたが、換地の買収が思惑通り順調にいかないこともあって、ただ今では、信太山自衛隊ととりあえず、払い下げ方式による払い下げを私ども、室長ともども話し合いに行っておるわけでございます。

それから現在、上に対しては書類で出ておまして、その回答待ちによって、私ども総監部並びに防衛庁のほうへ行ってかけ合いをしたい、かように考えております。このときは市長も同行していただき折衝したいと思います。

なお、これにつきましては、その段階が進むにつれて、特別委員会なり、議員の方々にもお願いして協力を得たい、かように考えております。

- 25番(藤原要馬君) 大阪市の問題についても、課長までは和泉市に払い下げしてもらいたいだろうということになって橋本に譲ったということですね。しかし、橋本の答弁では、事務折衝はすんでるということですが、いわゆる事務レベルの問題をやってる中で、そのうえのことは何もやってないということです。そんなことでは困ると思うんですね。それと、信太山の払い下げについても、等価交換ということは、私らは火葬場の土地を交換してもらおうときにも、当時の宇沢課長と行って、施設局も皆が向こうの谷間を買ってくればいつでも交換しましょうと言うてる。あんたの答弁は聞かなくても前からわかってる。しかし、それから何も進展はない。何もやってないじゃないですか。中の民有地は買えないからだめだというのは努力しておらんということです、努力してれば、何かの形は出てきてるわけです。1枚も買えんということはないはずだ。それでやってるというんですか。

だから、東側線についても、これらの問題が解決しなかったら絶対つきませんよ。ついたら、わしは死んだり生きたりしたる。どこに向こうの商売人の人らに行ってもらうんですか。あんたね、商売する人は野の中に行ってくれと言っても行ってくれませんよ。やはり生計が立ち、経営が出来るような場所でなければならない。そんなことはわれわれが言わなくてもわかってる。早くから言うてるのに、あんた方は何も地区に対する処置をしておらない。だから、地元の人には「やります、やります」と、その場迷れでやってるとしか言えない。あんた方はやってないということですか。やれないということですか。全然何にも1枚も買っていないでしょう。だめです。市長は東京へ行って何をしたか、ちょっと聞かせて下さい。

- 市長(藤木秀夫君) 私は議長さんにもお願いいたしまして、防衛庁の小谷課長なり、長坂参事官をお願いに行ったわけで、その後、担当者にお任せしてあるわけでございます。
- 25番(藤原要馬) 市長さんの答弁を聞いてると、議長さんをお願いに行ったんだということですが、そんなことで市長の任務が達成出来るかということですね。皆が鵜の目鷹の目で見ている。だから、市長が日参してやらなければそんなものは獲得出来ないということです。このすべての事業をやろうとするなれば、日夜にかけてでもやらなければ出来ません。これは多くの時間もないから追及は出来ませんが、やれない、やる意思なしとわれわれは見ざるをえない。そんな答弁を聞いて、「そうですか、やれるんか、やってくれますか」と言えない。

これは1回だけじゃない、何回も言うてるんです。持ち家対策については、その土地を作らなければ絶対に解放、開発は出来ないとたびたび申し上げてる。やっておらないとなると、あんた方はやる意思はなしが、やる意思があっても能力がなしが、手腕がなしが、それしかないと思う。

だから議長ね、幾ら追及してもだめだと思います。住民の方々にも「われわれが追及したけど出来ない、だめですよ」と報告せざるをえないと思いますので、これはこのへんでおきます。

次の道路の用地について西川局長から答弁があったわけですけど、中央線にしても何年かかっていますね。だから、もう出来ないものなれば、地元の人らは土地を返してほしいと言うてます。土管を敷設してあるが、皆掘り返して返してくれと要求しておる。だから、私は今日質問して一ぺん聞いてみますと言うたんです。いつ出来るんですか、今年に出来ないようなれば返してくれと言うてる、われわれもいろんな問題があったときに努力してきたので、そう言われても仕方ない。一応、はっきりと明確にお答え願わんと地元の人に答弁出来ませんか。

それから大津は出来るとして池田の問題。この山深の人に聞いたら、橋からこっちに2筆ほど残ってると思う。その人らに「何で協力してくれへんね」と言ったら、「2回ほどしかこない。われわれは協力しようとしたがこないんだ」ということです。局長、あんたの手に何人の人がおるんですか。私のながめたところでは、和泉市の粒寄りの課長級が相当おると思うが、それをあんたが十分に能力を発揮し、活動出来るような指揮統一が出来ておらないということですよ。なぜもっと指揮統一をしないのか。指揮統一が出来ておればもっと進行するはずですよ。

幸の中でも用地についてはバラバラで1反や2反買うてあるが、固まって使用出来るような利用価値のあるような買い方はひとつもしておらないということですよ。あんたが市の金や、市民の金やから、いかに金利を払ってもええんだということでしょうが、われわれはそれでは困るんです。やはり一日も早く買い戻しの出来るような利用価値のある買い方をしてもらわんと困るということですよ。金利はだれが払うんですか、市民が払わなければいけないんですよ。あんた方は払えない、市長も払えない、われわれも払えないでしょう。そこらをもっと考えてやらなければいけないんじゃないですか。

大体40人近くの人がおると思う。37、8名ですか、そのぐらいおるはずですよ。優秀な人ばかりですよ。それにもかかわらず進行しないのは何事かということですよ。結局、あんたの指揮統一が悪い。掌握しておらないということですよ。困りますな。もっとはっきりしてもらいな。

中学校の用地にしても、あんた方に任しておいたら出来ないという形が現われておるから、教育委員会から派遣しなければならないという形が出ておる。そんなことでは非常に困る。市

長、あんたが全体の指揮監督をしておるわけですが、市長としてどう考えますか。あんたが毎日掌握してるわけですが、現在の状況では土地購入は進展していない。だから、私の考えは、開発協会がなくなるときに、単年度事業については用地課を作れと進言しておいたが、そのまま何もやらずにきた。各セクションにおいても、土地の購入が遅れるために事業も合わせて遅れるということが多々あると思う。市長は指揮監督はどういうぐあいにしているか、はっきり答えて下さい。

○市長（藤木秀夫君） 中学校用地については公社のほうでやっております。値段も決まり、決済は次から次に下ろしております。

○25番（藤原要馬君） 議長、ピントはずれのご答弁をいただいているんですけど、開発公社の全体的な人事並びに活動の面について市長の見解をお聞きしてるのにピントはずれだと思う。市長さんには答弁しかねると思いますので、市長さんにはもう答弁を求めません。このうえ求めてもしょうがないと思う。

局長、あんたは今後どうしようとしておるのか。これだけ優秀な人を部下に持ったということは誇りだと思う。だから、市の行政の中でもこれだけ立派な人たちをもったなれば十分に活用するとともにフルに動いてもらって、なぜ目的を達成するようにしないのか。全体にあんたの責任になってくるんじゃないですか。市長があんなピントはずれの答弁をしとるんだから、あんたははっきりと手の内に入れて指揮監督をせざるをえないんじゃないですか。今後、どうしようとしておるんですか。

○用地担当理事（西川武雄君） ただ今ご指摘いただきまして、われわれ公社の職員といたしましては、現在、38名配属していただき、そして、土地買収に鋭意努力しておりますが、どの事業用地にしても、最終の目的を達成されてない現状でございます。これひとつに私の指導方の問題でございますが、その点ひとつよろしくご了承賜りたいと思います。今後、これらの買収につきましては過去の状況等を十二分に反省し、職員一丸となって一日も早くその目的が達成されるよう努力していきたい、かよう考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○25番（藤原要馬君） あんたがどういう計画性と編成をやってるか。事業をやろうとしたら、やはり編成ということが一番大切だ。やはり人事の編成をし、区分的に分担してあんたが指揮統一していくなれば相当進行すると思う。うちの市政は皆そうですが、行き当たりばったり式の行政をやってるからこうなる。それではだめですよ。商売でも何でも編成、部下に全部任すんなら任すと、ちゃんと分担しなければならぬのに、その分担の方法がなっておらない。市長さんがああいう形ですので、あなたが全体の責任を持って計画をやらざるをえない今日、

てもらいたい。交付税はこの予算の財源になってるんじゃないのですか。交付税は8月末か、9月に決まるんでしょう。そして、特別交付税が12月か、2月に決まる。特別交付税の中でもらうのだったらわかるが、交付税の追加でもらうとか、そんな子供だましのようなことを言いたいな。議長、こんなものは答弁になりませんわ。これはやめますわ。納得いく答弁をしてもらわないと時間があっても生がない。

○ 議長(坂上国治君) 理事者に注意しますが、助役、あんたは交付税を増額してもらうとか、そんなありえないことを発言するとは助役としておかしいやないか。そんなもん、どこにあるんや。確りせよ、何たる助役や。こんなことぐらい知らんとよう助役が出来たな。もっと確り答弁せよ。時間を費すばかりやないか。頼りない助役や。総務部長、代ってしたれ。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私から補足説明させていただきますが、助役さんが申しております地方交付税の増額という意味は、私の受け取る感じでは、いわゆる所得税、法人税、酒税等がかなり国のほうで自然増収が見込まれておりますが、これに基づきまして、当初決定された交付税の総額がかなりふえる可能性がございます。その再算定によりまして、現在確定しておる普通交付税の額がかなり増額される、そういうことを見込んでの増額という趣旨のことだろうと存じます。

藤原議員さんがおっしゃるように、普通交付税に対する算定はすでに8月に終わってますので、それ自身の増額は出来ないわけですが、いわゆる税の増収等による再算定、これは人筋の給与の増加分に対しても、国は財源を補てんするという話をしておられますので、そういうことを意味した交付税の増額というふうにご理解願いたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) 結構です。あんな答弁で時間ばかり食うて、こっちは簡単にやってるんやけどね。

母子寮について簡単にやりたいと思います。

○ 市民部長(内田繁君) 母子寮の建設についてどうかということですが、これもご指摘通り、非常に現在の母子寮は老旧化し、環境的にも悪いということで、やはり市としては、これを好い環境のところに移し、土地の効率的な利用をしていきたいという考えは持っておったわけがございます。現在もその意思は変わりございませんが、市の財政的な事情もございまして、駅前の再開発をも踏まえてそれと相まって適地に移転していくという考えを持っておりますので、ひとつご了解賜りたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) これは重要な政策ですから、そういうことじゃなく、立て替え施行でも皆やってるんでしょう。これは重要性はないということですか、最も重要性があると思う。学校教育も大事だが、それまでに、母子寮に入ってる子がひんまがった性格にならんようにも

う少し環境をよくするのは当然だと思います。これは一応、立て替え施行でも必ずやってもらえるように要望しておきます。毎日でも事前に交渉に行きますから、これで終わります。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に20番、寺田茂君。

○ 20番（寺田茂君） 私の発言通告の1番目に「総合会館と町づくり」と題しております。

これは総務委員会で一応計画として出しましたが、この際、もう少し掘り下げて聞いてみたいと思うわけです。

まず、総合会館の問題ですが、和泉中央線から横尾川の一角にある16,140平方メートルですが、そういう見込みになっておりますが、まず、この土地の購入なり、その後の進行はどのようなかについてお聞きしたいわけです。あまり説明が長くなってもお互いに困ると思いますので、単刀直入に問題点だけ聞いていきますので、よろしくお願ひしたいということです。

また、この中の概要図というところに概要が出ております。総工費26億とか27億とか大事業の計画だと聞かされておるわけですが、この見通しはどうかということなんです。特に20億からとなると、年次計画を持ったにしても相当な年月が必要ではないかと思ひます。ここでなぜそういうふうにお聞きするかというと、市民的に見て、総合会館の概要となると、すぐさま出来るような感じもするわけです。だから、総合会館として概要図を公表したという、市民にとってはすぐ出来るんかという形になりませんか、私もその点を押さえてお聞きしたいということなんです。この概要図の中には、商工とか福祉とか出ておりますが、この中でも比較的補助体制のとりやすいもの、あるいは非常にむずかしい問題と分けられると思ひますが、この補助体制を申請するのにやさしいやつ、また、補助を受けやすいやつから建設されるのではないかと見られるわけです。その点、こういうものは補助体制の申請で市としてやりいいんだという問題を提起してほしいということなんです。

それと、私たちがいつもの議会で質問なり、また、社会党の竹下さんもいろんな面で質問されましたが、労働者、労働団体の要求であった、われわれのいう労働会館なんですが、これがどうやらその近辺に名前が変わって、勤労青少年ホームという形で建つことには非常に喜んでいるわけです。ただ、中身がわれわれの要求してきた、また地域の労働者が要求したものと一致するのかどうか、これが非常に大きなポイントだと見ているわけです。

そこで一つお聞きしたいのは、労働組合の団体としてこの中でいろんな会合なり、そういう場を設計されるんか、また、設計されてるのかどうか、この問題なんです。これだけはしっかりしたご答弁をいただきたい。その問題やら、いろんな問題を含めて総合会館についてご答弁

をいただき、そのうえで再質問していきたいと思うわけです。

それと、大きくわけましたので、次の町づくりということなのですが、まず、私たちの町づくりより、政府、自民党が言う近代化、大型化の町づくりが非常に先行していると思う。実際、私たちの言う町づくりは、現在、地場産業である繊維が非常な不況に立たされ、経営が困難になってきているが、これらに対してどう対策を講じていくかによって、本当に地場からはえ抜きの町づくりが出来るかどうかという問題です。団地が出来たり、駅前にニチイ、いづみやというスーパーが進出し、このため駅前の商店街などはそのあおりを食っている。こういう場当りの町づくりが成功したといえるかどうか、この点に大きな疑問を持つわけです。だから、和泉市の理事者としてこれらの町づくりについてどう考えているか、また今後、どのようなことによって本当に皆が望んでいる町づくりをしようとしているのか、この点だけお聞きしたいと思います。

2番目に住民情報室というふうに明記してございますが、全く質問する私もほとんどわからないというのが実情なんです。ただしかし、住民情報室がこういう形では聞かなかったのですが、いろんな電算化方式による仕事の能率化ということだけは聞いてきました。実際、この問題については私も勉強不足で、もう少し掘り下げてどんなふうになるのか、また、機械のことですから、この機械についてのきっちりした説明は省いていただいて結構です。ただ、現時点で情報室が9月ごろからパートの人を雇ったりして開店が急になった気がするんです。そのへんとの結び付きなんです。この構想が出たのは、確かもう10年ぐらい前になるかと思います。これは構想ですから、そのへんは私もはっきり覚えておりません。しかし、具体化されたのがこの5月ということですから、その点も聞きたいということなんです。

また、この電算化方式となると、非常に大掛りな機械の設備が必要になるが、現在のところ、委託業務として市が委託されてるわけですが、行く行くは、市の中で電算機そのものを導入していかなければいけないという形は当然出てくると思います。私、はっきり知りませんが、今、和泉市では資産税課とか、保険年金課あたりは委託して出しておりますが、今度新しく市民課が住民情報室の基本になるのですが、ここで改めてチェックカードして出していこうとしている。この点について若干お聞きしたいのは、われわれ市民の一つの大きな戸籍、人には見せられないといったらオーバーだが、そういう戸籍が電算化されると一目でわかる。たとえば、いつ離婚したとか、再婚したとかいう情報が明らかに一目で全部わかる。まあ、プライバシーの秘密的な要素を含んだものです。これを委託するとなると、コマーシャルではないが、やはり大きくて信頼度の高いところを市として選んだらと推察するわけです。

今回、住民情報室の委託先は貝塚の南大阪電子計算センターだと聞いております。この社長

さんは西野さんと言いまして、3年半ばかり前に府会に出られ、そして元の助役なんです。それと、今は部落解放同盟貝塚の支部長を歴任されてるといってお忙しい方なんです。だから、私たちはその人をどうのこうのというのではなく、その会社そのもの、創設されて2年とかしか聞いてないんですが、市として調査され全幅の信頼を置けるのかどうか。今後、もっともっと電算化による大きなものがそこに委託されていくのではないか。そのへんの調査もする必要がある、もうされたとは思いますが、そのへんの経過を簡単にひとつ、私もわからないのでくどくど言いましたが、答弁は簡単になるかもわかりませんが、それで結構だと思っております。

3点目に東海電線、いつも私が出てくると東海電線が出てくるという気がする。それほど長いこと東海電線の問題を言ってるんですが、一番最初出たのが1年ももつとなるんじゃないか。これがいまだにオソンの調査をしてるんだということで解決されない状態なんです。この経営のことはわれわれ心配することはないんですが、果して経営者が、1年も1年半もこの公害問題を調査するような猶予期間があるのかどうか。また、今のところ全運転してないということがありうるのかどうか、非常に私たちは心配なんです。だからこの点、最終的な調査結果が出てくるんだろうということで、この点の経過を簡単にお願したいということなんです。

最後に防災関係と書いておりますが、まず、防災、防犯関係というふうにご記憶願ったらいと思います。先ほどの私の質問の中で町づくりにもありますように、大資本の宅地造成とか、今度新しく横山にゴルフ場の建設予定が出てくるわけです。これらから見ると、非常に自然破壊とか土砂くずれ、鉄砲水という危険にさらされ住民は非常に心配しているわけです。だから、和泉市としては、こういう問題どう取り組んでいるのかということなんです。これはよその例を引き合いに出しておかしいのですが、あの多摩川の堤防の決壊、絶対ありえないということが現に起こって大きな被害が出た。私たち和泉市には、東洋でも大きいといわれる光明池という立派なものを持っている。決して光明池に穴が空いてるとかいうんじゃないが、宅造、団地がどんどん出来て、光明池の近くまで進出してきている。だから、そのような大きな問題について、和泉市としてどう考えてるか。

また、小さい防犯問題になりますが、最近信太山でも刃物によって殺人事件が起こったり、北信太で警官と犯人とがピストルで射し合いがあったとかいう場所なんか非常に暗いところなんです。もちろん、場所が暗いから犯人も逃げ込むし、また一見、おもしろいというところがあるんですが、そういうふうなところを事故から守るために、われわれは防犯にどう対処していくか。市としてどういう体制をとってるのか。これは説明もいりませんので、私は皆さんの答弁をお聞きした中で、若干、質問点だけまたお聞きするというにしたいと思っております。

質問の内容につきましては、やや言葉での間違いもあるかも知れませんが、その点はご訂正

願って、私に対する答弁は簡単明瞭に、かつわかりやすく言っていただきたい。また、再質問あるときはよろしく願いいたします。

- 議長(坂上国治君) 理事者答弁。
- 企画課長(大塚孝之君) ただ今の問題提起につきまして、所管事項につきましてご説明申し上げます。

まず、第1点の問題提起をいただいております総合会館と町づくり、特に先立っての総務委員会の中で総合会館の構想というか、それをご説明させていただいたと記憶しておりますが、その中での問題提起だと思います。一つは、土地の購入問題がどうなってるかというご質問だと思いますが、この土地所有者は現在、大阪府住宅供給公社が持っております。和泉市の所有地ではございません。開発協議といいますが、市街化区域の開発でございますけれども、相当規模の開発が住宅供給公社のほうで考えられてございます。その中で府中団地と寺門団地、また観音寺を含め4つの団地計画を提案されてるものでございますが、その中で所管の開発委員会のいろいろのご協力を賜りまして、当然、単なる住宅ばかりを建設するのではなく、周辺の地域社会の方々も利用出来るような施設を整備しなさい、その施設の基本となる土地をまず公社から市のほうへ譲渡させるべきであるというご意見を賜りまして、鋭意折衝した結果、一応、公社としては、その総合会館の用地約8,000坪について譲渡の意向を固めておるものでございます。現在のところ、その譲渡の単価の問題をどうセットするかについて協議をいたしておる状態でございます。

それから2点目の問題といたしまして、総合会館の構想の中での事業の成果があるのか。それからもう一つ、関連して補助体制の取りやすいものはどれから事業化を図っていくのかというご指摘だと思います。まず一つは、本市議会の中でも、のちに予算審議の中で出て参っております勤労青少年ホーム、もう一つは、それと付随する商工会館、それらは一応、49年度の事業として整備をしていく予定でございます。続きまして非常に貴重な土地でございますので、単発的な施設建設だけにとどまらず、一体的な土地利用を考えた中での先発として勤労青少年ホームなり、商工会館を作るという考え方でございますので、当然、50年度、51年度になりますと、それに続きまして市立の図書館なり、勤労青少年向けの体育館というか、補助の取り方とすれば、勤労青少年を対象とした相当規模の体育施設を整備して参りたい。かように考えておる次第でございます。

なお、先日ご説明いたしました全体の事業の成果は、正直申し上げます自主財源ばかりでは出来得ません。やり方とすれば、極力国なり、府の資本を導入しながら全体の構想を実現していきたいという考え方を持っておるものでございます。

以上、総合会館につきまして、私どもの所管いたします問題につきましては以上でございます。

それからもう一つ、ちょっと説明が前後になって申し訳ございませんが、防災の問題を4番目に提案していただいておりますので、合わせてご説明させていただきます。

ご承知のように、和泉市と申しますか、大阪府自身も非常に災害多発地域の一つに入っております。そして、昭和37年だと記憶しておりますが、災害対策基本法が整備され、それに基づき和泉市のほうでも、和泉市地域防災計画を策定されておるものでございます。基本的な考え方としては、やはり防災に当たっては、市民の生命、身体、財産を災害から守るんだと、言い換えるならば、命と暮らしを守ることをまず第1義にとらえながら、災害から予防すること第1義的にとらえておるものでございます。

具体的には、たとえば治山治水、急傾斜地、がけ地接近地の問題等の土地調査、そういうものを災害予防の中で鋭意進めておるものでございます。

もう一つは、災害応急対策というものを施行しておるものでございます。つまり、災害が発生した場合、出来るだけ被害の拡大を防ぐんだという、災害応急対策の意味合いでございます。それらにつきましては、特に行政体を中心となりながら情報の集収、そして災害が発生した場合、それぞれの規模等に応じましてA号配備、B号、そしてC号なり、それぞれの配備体制をとりながら、本部指示に基づきまして、地域住民の被災の救済に当たっていく、このような体制をとっておるものでございます。

それから、次に出ておりますのが災害復旧というか、恒久的な災害復旧をどうするか、このような問題でございます。これにつきましては、それぞれの所管課におきまして、災害復旧工事という形で国費なり、府費の導入を図りながら恒久的な事業をやっているという実態でございます。

その中でもう一つ、問題の提起をいただいておりますのが、開発にかかるところの鉄砲水の問題とか土砂くずれ、それらについての基本的な考え方でございますけれども、ご承知のように市街化区域の場合は、今年4月1日から開発指導要綱というのを策定し、当然、その中には土砂くずれ、鉄砲水なり、いわゆる治山治水にかかる問題についての非常にきめ細かな基準等を設定いたしまして、それに則りながら開発企業を行政指導しているという実態でございます。そして、比較的大規模な開発にかかる問題につきましては、その開発を評価するに当たっては、第1次的に防災上の問題をとらえて考えておるものでございます。

以上、ちょっと4番まで説明させていただき失礼いたしましたが一応、答弁とさせていただきます。

○ 20番(寺田茂君) 私の一般質問の1番から4番まで飛んでしまいましたが、関係課が一語ですから分けていかんでも一語にしてよろしいですか。

(議長退席。副議長着席)

○ 副議長(柳瀬美樹君) はい。結構です。

○ 20番(寺田茂君) まず第1番目に総合会館の問題、これを私、聞いたわけですが、今のご答弁だと、公社の土地についていろんな形で折衝していく段階ということなんですが、これはもちろん、補助体制の問題と関連する問題になるのですが、たとい補助体制がとれたとしても市の出費は相当な額になるのではないかと。私たちは総合会館という形で呼んでるので大きなものと見えるわけですが、このへんの市の計画、その点もひとつ発表していただきたい。

それと、細かくなって悪いんですが、先ほども説明ありましたように、私の聞きたいのは、まず一番補助体制のとりやすい商工会館ではないかということをお聞きしたいんです。この中で勤労青少年ホーム、今年の補正予算でも4千330万円の建設費が補正され、具体化されると見てるんですが中身の問題ですね。私たちの言う労働会館と若干違う点があるのではないかと。私たちの提起してる問題を当然入れてもらわないかんのですが、その場合、地域の労働組合とか労働者が話し合いの持てる会館にしていくかどうか、これが大きなポイントになると思う。

それと、商工会館も入ってくるだろうということなんですが、現在、和泉市の消防署のあとに建物に商工会が入っておりますね。これはうちの直村議員の質問で、あと1年ぐらい貸すという答弁があったように思います。今後、これが出来ると、この商工会が向こうへ行くのかどうか。それとも、入る時期までにどういうめどを立ててるのか、この点が一つ。

それと、もちろん総合会館全般の中から商工とか、図書館とか出ておりますが、最終的にこれを見通して年次計画になるとは思いますが、大体、総合会館全体が使用出来るようになるめど、どういうことになるのかという点だけ再度聞きたいわけです。

○ 商工課長(岩井益一君) お答えいたします。

総合会館構想の一環として、今回の補正予算にも追加計上されてございますが、一期計画として勤労青少年ホーム、それから商工会館の合築を予定しております。本施設につきましては、私どもは産業振興対策の一環として雇用促進対策、合わせて定着対策、それから、本年3月の市長の施政方針にも示されてございますように、和泉市は小規模事業所、いわゆる19人未満の小零細企業が非常に多くございまして、そこらに働く従業員は福祉施設も持ってございせんので、そういった従業員の福祉施設という観点から作るものでございまして、ひとつご了解願いたいと思います。

なお、かねてから本質問のポイントでございますが、労働団体の要求に応えられてるのかどうかという点でございますが、この点につきましては、建築された段階において、当然、この運営の問題が生じて参りますので、それらにつきましては委員会を設置し、出来るだけ地域の労働者の要望に沿う形で運営するようにしたい、かように考えてございます。

以上の通りでございます。

○ 20番(寺田茂君) 今、商工課長から労働会館の問題についてお答えがありました。私たちの労働会館ですが、二つになって機能的にぐあい悪い。まず、労働会館建設ということで要求もされてきた。もちろん、これが実現可能となってわれわれも喜んでるわけですが、これが今聞くと、雇用促進というか、そんな形になるわけです。今後、委員会を設置して労働組合なり、労働団体の話し合いの場を作るということですが、これらの構想も出来てると思う。建物に対する1階はどうする。2階はどうするということは出来てるかどうか知らんが、構想の時点では青写真が出来てると見てるんですが、その中で、かりにそういうものが現在入ってないのに、今度、委員会を作って入れていこうとしたときにどういうことになるのかどうか。

○ 商工課長(岩井益一君) もちろん、われわれは機能的に分離いたしますし、当然商工会館、結局、商工会の利用施設でございますが、それと、勤労青少年ホームとは、機能的にも出入口等は専用出入口を設け、完全に遮断するように配慮してございます。

もう1点、消防署の2階に入ってる商工会はどうするのかということですが、当然、この場所に商工会館が建設されるまで現在場所で位置したい、かようにお答えいたしたいと思っております。

○ 20番(寺田茂君) 労働会館の問題については、私たちはあくまでも、労働者が和泉市の双肩を担っており、和泉市の大半を占める要求だったので、これはやはり貫徹してもらわないかん。今の段階ではいつごろになるかもわかりませんが、これはあくまでも、労働者の要求が実現したものとわれわれもとってるし、その点、今後の問題として一考の余地を要求するということになるわけです。この商工会館が出来るまでは、今の商工会はそのままにしておき、出来たらすぐ入れると判断していいのですか。

○ 商工課長(岩井益一君) そうでございます。

○ 20番(寺田茂君) そうすると、商工会というのは、われわれ自治体と違って、ある一面営利が付いてくるわけですね、と私は思ってるんですが、それは見解が違ったらいいんですが、私はそういうことになるんじゃないかと思う。だから、総合会館の中に一諸になってどうかという問題を1点、聞かせて下さい。

○ 商工課長(岩井益一君) 商工会につきましては、ただ今営利団体ではないかというご指摘がございましたが、営利団体ではございません。これは商工会法という特別法に基づいて設置さ

れた公共的な団体でございます。

- 20番(寺田茂君) 私の質問が悪かったのか、説明が悪かったのか、そういうことで見方が違いますのでいいとして、実際、出来たときにいろんな団体、今の商工会にしても、もっともっと計画とつろくした形で今後進めていただきたい。特にお願いしたいのは、労働組合の施設、こちらについては、名前が変わったら全くないんだというのではいかなので、この点を聞いたわけです。これは結構です。

それと、大塚課長が答えてくれた4番目、なんだか中途半端になるような気もするので、最後まで置いて下さい。あとで質問しますので、2番目の答弁をお願いいたします。

- 副議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

- 市民課長(明坂貞士君) 最初に住民情報の電算化に至るまでの経過を申し上げます。

昨年5月、企画課が中心となりまして、各関係課の職員が集まりまして、住民情報電算化のプロジェクトチームが編成されたわけでございます。この研究会を約15回かさねまして、和泉市の住民情報の電算化についての調査研究報告書が作成されまして、それに基づいて和泉市住民情報電算化作業の方向付けが一応なされたかかげでございます。今年4月の機構改革によりまして、それらを元にして住民情報室が発足しております。

次に、プライバシーの問題でございますが、先ほど、戸籍云々の言葉がございましたが、これは住民基本台帳を元にして電算化を図っております。住民情報の電算化によって、市民1人1人の記録がコンピューターにマスターテープされるわけですが、これについては、絶対に外部に漏れないよう注意していきたいと思っております。

なおまた、電算センターとの契約につきましても、契約の際には機密保持の原則を貫きまして、マスターテープの保管につきましては厳格にやりたいと考えております。

3番目に、機械の導入でございますが、現在、効率を考えますと、ここ2、3年は機械の導入については考えておりません。

4番目に、南大阪電算センターを選んだ理由ということでございますが、この会社は貝塚にありまして、和泉市との距離が非常に近いということと、現在、和泉市におきましても、水道部と市民税課がそこへ委託されており、なお、貝塚市はすべての電算業務を同センターに委託しております。これらの実績を評価し、そのうえで南大阪電算センターに委託したという考え方でございます。

以上でございます。

- 20番(寺田茂君) この問題は、私たちがあまり知らないと言うたらおかしいのですが、今年の4月に情報室を開店したが、その中で全く9月ごろからしか本当に動かなかったという

問題をわれわれが知らんと言うたらおかしいのですが、全く情報が出てなかったという点で、私もあまり当を得た質問にはならないというふうには思っております。今、室長の答弁を聞いたのですが、プライバシーの問題はともかく、今は委託業務ですけど、今後は一定の経過をたどって大きく市にも機械の導入ということはありうる。また、そうしなければいかんと思う。だから、そのようになってくると、それに付随する技術者ですか、タイプを打つ人とか、いろんな人がいるんじゃないかと思うんです。それらについての今後の財政問題と見通しですが、もしわかれば、機械というのは大体どれぐらいするもんか、大体、どれぐらいの機械が使われてるんかということと、それと、南大阪電算センターに水道部と市民税課が委託してるわけですが、資産税とか、保険年金、これらはまた違うわけですね、委託してるところがね。きっちり私も知りませんが、こういうセンターは住友とか、三井、三菱とかの大きな会社の名前の付いたところも相当あると聞いてるのですが、まず、大阪には大体どれぐらいあるのか、8つか、9つか知りませんが、そこらはやはりいろいろ調査されたのか。それとも、何も調査なしにこの南大阪電算センターに委託されたのか。また、今の説明だと、貝塚が全面的に南大阪電算センターに委託してるのかということでも若干わかるわけですが、和泉市ではどうかという問題。もう少し細かく大体、どれぐらいこういうセンターがあつて、そこらに対して和泉市としてどう当たつたかという点、それぐらいで結構です。

- 市民課長（明坂貞士君） コンピューターを導入していないが、電算機を委託して実施している市が貝塚、高石、四條畷市の3市がございす。和泉市は税務関係は大阪のほうへ発注しておりますが、見本NCRというところも当たっておったのですが、最終的に南大阪電算センターに委託したということでございます。
- 20番（寺田茂君） 今聞くと、NCRとかつ当たつてみた。しかし、これはそうとすると、そわんところがあるので、気に入らんかったら仕方がない。しかし、相当な数の計算センターがあると思う。その点、今後は機械の導入とかになると、もっともっと市としては、予算の関係も含んで細かく調べて、まあ、入札とかいうこともありうると思う。だから、一つや二つと限定すると、ややわれわれの不信を買うのは事実です。もっとオープンに、このへんと、ここを当たつた、ここはこういう点が悪くてだめだという具体的なものを機械導入のときには明確にしてほしいということを要望したいということです。この情報室については、私も非常に不勉強でございますので、今後、いろんなことでお聞きしていきたいということを最後に添えまして、この点については結構です。
- 副議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 交通公害課長（梶木峯雄君） ご答弁申し上げます。と言いますよりも経過報告になるかも

わかりませんが、お許しいただきたいと思ひます。

前回の6月市議会においてご質問をいただきまして、その時点までにおける経過報告は一応させていただきますわけですが、その後につきまして、簡単に申し上げます。

その後、8月21日でございますか、それまで2回の測定をやったわけですが、何分、大阪府の公害監視センターにおきまして初めてのケースでございます、なお確認の要があるということで3回目の測定を行いました。前2回は2つの方法で測定し、分析もやったわけですが、今回は、もう一つの方法を講じて、合わせて3つの方法で測定したのでございます。そして、出ました測定結果の測定数値は、3方法とも平均して5.6 P P Mという数値が出ております。

この数値を測定した場所は、オゾンが発生する装置の排出口における数値でございます。オゾンは、それから排気筒、煙突ですが、そこを通過して大気中に出る、こういう排出工程をとるわけですが、いずれにしても、このオゾンの化学的性質が非常に微妙なものでございまして、大気中に排出されますとすぐに酸化され、普通の酸素分子に変化する、こういう特性がございまして、大気中において、それが付近環境にどのような影響を及ぼすかにつきましては、煙突の上部あるいは周界、そういった大気中のオゾンについて測定する必要があるんじゃないかというふうにわれわれは考えておるわけです。最終的に本年購入いたしました大気汚染観測車の移動観測をもちまして説明していきたいと考えております。

以上がその後の経過でございます。

なお、9月18日付けでこの3回目の調査結果が公文書で参っておりますので、これを関係町会、それから企業のほうへ写しを今明日中に送る段取りをしております。

なお、1年有余の非常に長年月を費しておりますが、何分、私ども和泉市には調査分析機能が全くございませんので、大阪府の公害監視センターの機能を拝借せざるをえないといった事情もありまして、こういう時日を費したということでご了解賜りたいと思ひます。

- 20番(寺田茂君) 9月18日付けで公文書で出てるということですが、この場で言えないわけですか、よかったとか、悪かったとかね。
- 交通公害課長(梶木峯雄君) ただ今申し上げましたように、平均値で5.6 P P M、それから適用事項といたしまして、今、私が説明した排出口におけるオゾンの測定値であるということと、これが煙突から大気中に拡散排出される時点では、まだ、環境への影響は疑問がある。そこでは直接オゾンを集集しかねるわけです。だから、もう一度環境測定をする必要があるんじゃないか、こういうことです。
- 20番(寺田茂君) そうすると、3回、4回という、再度、再々度の調査が必要なわけで

す。私もちょっとおたくの資料をもらったのですが、私らの見方は素人の見方ですが、ただ数字を見て判断してるだけですが、3回ともものすごく山がある。どれが実際に、どの基準までいったらええんやらさっぱりわからん。今度出てきたのが排気口のところで5.6、まだ、ようわからんということです。だから、3回も府から調査されてるんですが、最初、私たちが心配してたように、企業が14PPMで非常に危険だと指摘された、これは第1回目に企業がこう言うてますよね。その是念が今出てると思う。でなかったら、3回も4回も調査がかからない。調査の仕方はいろいろあって素人から言えませんが、大体、いけそうやったら1年も2年もかかんと思う。最初、町の人といろいろ懇談されましたが、そういう形で、こう長くなると、市が報告まで公害課として持っていただきたいと要望したい。この点についてだけ、出来ますか。

- 交通公害課長(梶木峯雄君) ただ今ご指摘の点につきまして、先ほどの私の答弁の中に、地元町会、企業あてにこの写しを送ったと申し上げたのでありますが、それに基づきまして府の大気課の技師とわれわれ、それから地元町会、企業をセットし、説明会を持ちたいと思っております。ただ、文書1通だけ送って「はい、おしまい」という考えは持っておりませんので、よろしくご了解賜りたいと思います。

それと、先ほどの質問の中にございましたので補足させていただきますが、企業のほうは現在、需要がないので操業する段階ではないということで、運転はいたしておりません。第3回目の調査のときにも、あえて調査のために運転させたような次第でございます。

- 2.0番(寺田茂君) はい、結構でございました。最初に1番目と4番目をボンと答弁が出てきて、ちょっと引っかけがわかりにくくなって、どないまとめてえんかいなど、こっちも実際困ってる。町づくりの件で答弁を聞いたのですが、私の言い方も悪かったか知らんが、これと防災、防犯関係については関連されたものだと思うんです。ただ、この町づくりに関連した防災、防犯の問題、ここらはちょっと今、具体的にどんな組織がどう動いてるか、どんな活動してるのか。また、かりに委託というのはないかも知れんが、委託されてるんだったら当然、そこにはどういう補助が出て、市としてどういうふうに入力してるんかということも簡単に聞きたい。ちょっと聞いたんですが、防犯事業委託契約書というのが市長名で契約されてるが、具体的によくわからないので、その点について、それに伴う今後の見通しをお願いしたい。

- 秘書課長(杉本弘文君) 防犯活動につきまして、私からお答えいたします。

ただ今ご質問の通り、これは市が助成補助金として、当初予算でご議決をいただいております。和泉市防犯協議会には市民の防犯意識の高揚、

自主防犯の体制を確立するという観点から設立されてございまして、防犯の推進母体となっております。

この組織は会長1名、副会長3名、その他、各校区に支部組織を持ってございます。各校区に支部長を設けてございまして、現在、15の支部がございまして、それから、その下部組織として防犯相談所、防犯相談センターがございまして、防犯相談センターが121カ所、防犯相談所が264カ所、その他、地域によっては暴力排除の連絡所が9カ所、計414カ所をもって運営してございます。

○ 20番(寺田茂君) 私の質問の仕方が悪かったのか、実際、答えがあっちからも、こっちからも飛んできて非常にわかりにくい。今、秘書課長のほうから答弁があったので、これについてちょっと確認だけしておきたい。

委託ということで84万円予算化してるということなんですけど、大体、この金でどういうことをするのか。防犯委員は何人ぐらいおるんですか。

○ 秘書課長(杉本弘文君) ただ今申し上げましたように、総数が下部組織の委員を入れて414名でございます。

○ 20番(寺田茂君) 具体的にこの人たちに委託する金じゃないですおね。それとも、さくとかの費用ですか。

○ 秘書課長(杉本弘文君) これは防犯協議会のほうで運営していただいているんですけど、春、夏、秋、年末等の防犯運動には、ビラ、広報紙、立て看板、小冊子等、市民の意識高揚のための活動資金として使ってございます。

○ 20番(寺田茂君) そうすると、かりに防犯の方を通じて、川が危険だからさくを作るとかの問題が出たときにその人たちからくるということですか。

○ 秘書課長(杉本弘文君) 防犯協議会のほうでも、そういうふうな看板等も作ってございまして、市といたしましては、さく等の経費は教育委員会のほうの予算に計上してございます。

○ 20番(寺田茂君) えらいようわからんようなことで申し訳ないのですが、委託業務契約書というからそんなものではないと見た。どんなもんかなと思ったら、運営費とかで84万円、人数が400何人、どないするのかなと思ってた。それは私の認識不足もございまして、今後、先ほど申し上げましたように、防災とか防犯、こちらについては、ただ単に形式的な委託業務とかでなく、本当に市の体制として出来てるのか、非常に不十分だと思います。だから、今後は先ほど言ったように、光明池の問題とか、それに類する事故がまたなきにしもあらずですから、その点は関係のところでも再度検討していただきたい。最後にそれだけ。

- 副議長(柳瀬美樹君) この際、暫時休憩いたします。

(午後2時52分休憩)

(午後3時46分再開)

- 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

それでは9番、出原武司君。

- 9番(出原武司君) それでは一般質問を行います。3点にわたって通告いたしておりますが、まず第1点として、緑化運動の問題で質問いたしたいと思っております。

最近、上部団体の国、府でも盛んに力を入れるようになってきましたが、あの憲法学者の黒田知華も文学的素養があったのか、「はぐくまれ、緑の木々に包まれし、大大阪を夢見るとき」という歌をよんで緑化運動に力を注ぎ、自然保護課さえ設けているぐらいであります。ところが、山岳地帯に面積の大半を擁しているわが和泉市では、果して緑化運動の意思が市民一般に、また市政のうえに徹底しているのかどうか。たとえば、緑地保全区域を開発してゴルフ場を作らせようとしてみたり、重要な松林を乱伐したり、大体、動物と植物は生存上、対照的な立場にあることは言を待たないところでございますが、人間も動物の一種族、もし、この世に植物がなくて空気中の酸素が不足した場合、1年間に酸素補給費用として1人6,600,000円必要だそうですが、もし、かりに1億日本国民が、いや、11万和泉市民が1人1年間に6,600,000円支払うとしたら、これこそ、莫大な額で、それだけで市の予算の大半を支出しなければならぬことになるわけですが、そのつもりで山林の保護に、緑の育成に力を入れたいかがでしようか。古代エジプト文化の亡びたのも、その当時の人たちが緑というものに関心を持たず、ただいたずらに開発していった結果、砂漠ばかりが残ったという例もある通りであります。わが国で文化の発展していない徳川時代でも、村々や町のどこかに鎮守の森とか、お寺の境内等を設けて緑の保全に努めて、神域、仏域を傷つけたり、焼いたりした場合はバチが当たるといって、宗教的な面で戒めておったのでありますが、こんな理由であったと思うわけでありませぬ。

現在、横山、南横山でも森林組合がありますが、和泉市で統一して1本化を図る必要があるのではなからうか。府中町でも、伯太町でも山林所有者があることは事実だし、山岳地帯でなければ森林組合がないようでは、たとえば植林のあっせんにしても、PRの方法はないのではなからうかと思うわけでありませぬ。また、それと同時に治水問題としても大いに関心を注ぐべきではないかと思っておりますので、この点、市長及び部課長の考え方と方針を質してみたいと思

ます。

第2点といたしましては、警友会の育成、助成について質問いたします。まず、警友会なるものから説明いたしますと、そもそも警友会というものは、現職警察官を引退されたOBで構成されているもので、自己退職あるいは定年退職された方で一応は入会を要請される性質のものでございます。

どんなことをしておられるかと申しますと、殉職警官の遺族の面倒を見たり、この経済的な補償等々は国家または府のほうで負担しているというものの、精神的なよき相談相手となったり、よき協力者であること、または募集に困難を来している警察官就職のあっせん、発掘に努め、その効果の幾つかの実例を挙げているわけではありますが、その他の協力者であったりしている現況であります。

以上述べたように、警友会なるものが公共性豊かなものでありながら、細々とわずかな会員の会費で運営している貧弱な集いである以上、その活動についても、ややもすれば何らかの制約を受けがちですが、幸い、わが市は暴力排除宣言の都市であるという性質から見て、何らかのこの会の助成に努め、出来れば、今度出来るであろう総合会館の使用等を容易ならしめて、改めてこの存在を認識していただきたいというものであります。市長、出来れば、この年に年額幾らかの補助を出してやっていただきたい。警察は府の予算であるとお思いでしょうが、強く府のほうに要請して市のほうで肩替り出来るよう努力していただきたい。このことについて、市長及び担当部課長の考え方等をお聞かせ願いたいと思います。

第3点といたしまして、わが市庁舎の電話交換の問題でお尋ねいたします。

これはいつかの定例議会で質問済みですが、そのときは電電公社のほうの体制がまだ敷かれていないということで軽くいなされましたが、それが可能となった今日、一体、いつになったらその方法で設置するのか。何か他にネックがあるのか。すでに隣接各市とも設置実施しているように聞いておりますが、これが実施されると時間の節約、事務のスピード化に効果をあげておられることは事実であります。この電話を使用すると、最低50カ所以上の記憶装置が出来るとありますが、交換台の短縮も考えられると思いますけれども、この点、即答が出来ないようでしたら後日でも、議会以外のときでも結構ですが、返答していただきたいと思うわけであります。

ただしそうなってくると、私がいつか言いましたように、一般質問に対する一般質問という形で、議員の言い放し、理事者の聞き放しということではなりません。この質問の行く方というものをとらえて議員もまた尋ねなければならないでしょうが、また、理事者側も質問した議員に答えていく義務があるのではないかと思うわけであります。言い放し、聞き放しはこの際、

やめたらいかがかと思うわけであります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上、3点にわたって質問申し上げましたが、答弁のいかんによっては再質問させていただきますから、よろしくお願ひいたします。

○ 議長(坂上国治君) 出原議員の質問に対し理事者答弁。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) ご質問の第1点の緑化運動につきまして、お答え申し上げたいと思います。

まず、森林組合の統合強化という問題につきましては、かねてより横山森林組合、南横山森林組合等で話の出ていることは事実でございます。われわれといたしましては、これが強力に推進出来得ますように、先般来、ご相談に乗っていただいているという現況でございます。

続きまして、緑を保全するという立場に立った、すなわち治山治水対策につきましてご答弁申し上げます。まず、緑を保全強化していくという観点の中で、大阪府におきましては、造林事業というものが施行されております。本市におきましても、先ほどの2つの森林組合のご協力を得、46年、47年、48年にわたってすでに執行いたしております。ただ、この事業主体につきましては、補助要綱の中では、一応、森林組合が当たるという制度になっております。実績を申し上げますと、48年度におきましては約30ヘクタール、24万本、事業費にして470万円の事業を執行いたしております。

その他治山対策といたしましては、大阪府単独の補助事業といたしまして、山くずれ等の防止対策にも取り組んでおる次第でございます。

なお、47年度から大阪府単独で行われております林道構造改善事業にわが市も乗りまして、これは49年度で一応、打ち切るわけでございますが、植林事業、造林事業といったものに取り組んでる現状でございます。

以上、お答えになるかどうかわかりませんが、ご答弁に代えさせていただきます。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 引き続きまして、警友会の取り扱いということについてお答えさせていただきます。

ご質問の中にもございましたように、警友会は、大阪府下の警察出身の方々、警察をお辞めになった方々で組織されている会であると理解いたしております。その会のそもそもの性格は、いわゆる警察をお辞めになった方々の親睦会的な性格が主力じゃないかと思うわけでございます。会の仕事の中身としては、出原議員のお話の中にもございましたように、警察関係で殉職された方々の遺族の保護とか、あるいはその他警察行政上の問題にいろんな角度でご協力されているというお話も承っているわけなのでございます。

しかし、この会そのものが、即和泉市が直接経費等の助成をする性格のものであるかどうか、非常にまだ研究しなければいけない面が多分にあると思います。現在、ご趣旨のように、この会に対する助成あるいは公共施設の一部に事務所を提供するということにつきましては、現段階では考えてございません。

なお、警友会の組織そのものが和泉市だけでなく、大阪府あるいは広く全国的な組織であるというお話も聞いております。これらの活動の実態等あるいは組織の内容等につきましても、さらに詳細な検討を加えてみないと、果して助成すべき性質のものであるかどうかの判断もつきかねる現状でございますので、それらの内容を今後よく関係部局のほうで調査研究もさせてみたいと思います。

ただ、ご承知の通り、警察は大阪府が雇用主体となってやっておられる関係上、先ほどのお話では、府自身からの助成も非常に僅少であるというお話もございました。それらの点につきましては、和泉市の警友会の活動の実態等を把握したうえで、府のほうに対しまして、この警友会自身の行っておる事業の効果、内容というものは正しく評価し助成すべきものは助成すべきであるという要請はいたして参りたいというふうに存じております。

なお、会の組織活動の分野等、さらに詳細なものを把握したうえでよく検討し、適切な措置をとっていきたく存ずるわけでございます。

それから、第3番目の電話交換の問題でございますが、もし、わかりにくい点がございましたら担当課長から詳細説明を補足してもらおうことにいたしますけれども、議員さんがご提案されております電話交換のスピード化と申しますか、それは短縮ダイヤル装置でございまして、これは交換機に設置して、いわゆる3桁の数字を回せば、あらかじめ記憶させておいたところに直通で通ずるといふ、非常に便利な装置だと思います。現在、これは本市の場合、市役所の内部にも使ってはございません。しかし、交換台のほうで現在、自動応答ダイヤル装置というものをすでに使用しておるわけでございます。これも全くよく似た装置でございまして、一応、記憶させたものについては、自動的にボタンを押せばつながっていく、たとえば、常時通話の必要とする企業あるいは近隣都市とかは、現在、50回線まで記憶出来る装置を持って、すでにスピード化を図っておるわけなのでございます。

そのうえに交換機に直接短縮ダイヤル装置を設置するかどうかにつきましては、われわれの担当部課のほうで、いかにそのことが効果的に、市の経費節減等のうえに寄与するかという点も十分検討させてみたいと存じておるわけなんです、現状では、その自動応

答ダイヤル装置を50回線を全部使用するまでは至らず、40回線ぐらいしか使用しておりませんので、まだ10回線のゆとりがある現状でございますので、今後、よくご提案の趣旨につきましては研究、検討もしていきたいと思っております。

- 9番(出原武司君) この電話の話でございますが、おっしゃる通り、確かに短縮ダイヤルだと私も聞いております。まだ、このうえには電子電話等もあるそうでございますが、これはまあ、経費の点で無理だろうと思うわけでございます。この短縮ダイヤルの機械を装置されるスペース等も電電公社のほうで調査いたしましたところ、現在の電話室のスペースで十分納まるということでございます。

ただ今の総務部長の答弁では、メリットを調査したうえでないとおっしゃいますけれども、それはメリットがあることは事実でございますし、また、その時点で引かれるということを確認していただきたいと思うわけでございます。

そういう点で、最後に申し上げました議会外の時間でも結構ですから、質問者にそのお答えを願えば私も幸いかと思っておりますがお答え、お返事等がなおざりになると、議員は言い放し、理事者は聞き放しということになりますので、その点十分、他の問題も含めてよく肝に銘じていただきたいと思うわけでございます。

- 総務部長(坂口礼之助君) 短縮ダイヤル装置を研究した結果、設置することを確約してほしいというご趣旨でございますが、実は、短縮ダイヤル装置というものの実態は、私も研究いたしておりません。十分研究したうえで、いわゆる経済的にみて和泉市が取り入れてプラスになるかどうかという点もよく研究してみたいと思うわけです。その結果を見たらうえてないと、設置するかどうかの判断は難しいと存じますので、この席でそのことを確約することはちょっと申し上げにくうございます。調査研究したうえで、現状の電話交換方式よりも大きなプラスになるという面が明らかになった段階で、改めてこういう装置をするうえにつきましては当然、予算措置等も必要でございますので、その結果を見たらうえて設置するということになりましたら、議会のほうにもご提案申し上げたいと存じておりますので、ここでの確答はひとつご勘弁願いたいと思っております。

- 9番(出原武司君) いや、それはメリットがはっきりしてからで結構ですよ。ただし、そのお返事は、この議場で議員の言い放し、理事者の聞き放しに終わってはならないということをお願いしております。後日、議会外の時間でも結構ですから、あなたの質問された結果の進捗状況はこうであります。ということでよろしいから、他の質問も含めて今後、そうお願いしたいと思います。議長みたいな言い方で悪いけどお願いいたします。

それから、ちょっと私の聞き漏らしかも知れませんが、森林組合の統合についてはどうい

考えを持っておられるか、再度、確認をしたいと思います。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) 先ほどもご説明申し上げましたように、横山、南横山両地区におきましては、この機運が非常に高くなっていることは事実でございます。また一方、大阪府におきましても、ご質問の要旨にあります緑化運動の一環という立場からかなり力こぶを入れられてることも事実でございます。したがって、本市におきましても、森林組合の統合1本化を図り強化をしていただくということにつきましては、極力、これを推進して参りたい。こういう考え方で、先般来も組合長の方とちょっとお話申し上げたこともございます。その点ご了承願いたいと思います。

○ 9番(出原武司君) それでは行く行くは必ず和泉市で統一、1本化されるんだということを確認してよろしいか。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) 今も申し上げましたように、本市としては、1本化をお願いしたいという考え方ですが、やはり両組合の統合ということにつきましては、市からの推進だけではなしえない面もございますので、両組合の方々のご協力を得て1本化を推進して参りたい、かように考えております。

○ 9番(出原武司君) ただ今、警友会に幾らかの助成を願いたいと申し上げましたが、会員にはすでに老人、もしくは老人に近い人々が多いのですが、現在、老人福祉が全うしておればある程度救われますけれども、ついでお聞きしたいのですが、現在、和泉市の老人福祉の問題として、ちょうど幸い、ただ今は9月15日より10月15日まで老人福祉月間ですが、われわれの先輩として、社会、国家のため、明治、大正、昭和の3代にわたって尽されてきた方々を、ただ、物で慰めて問題を解決しようということではなく、心のこもった人と人の触れ合いについて具体的にどのような形でやっておられるか。たとえば寝たきり老人が何名おって、要保護者でもって保護者を持たない対象者が何名おって、ホームヘルパーが何名ぐらい派遣されているか等々の対策について具体的にお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○ 福祉課長(橋本博也君) 現在、和泉市には寝たきりの老人の方が260人おられます。要保護の1人の方が160名です。

それから、ホームヘルパーにつきましては、老人のお方を担当しているヘルパーが1人おります。現在、1日2ケースぐらいを回っております。

○ 9番(出原武司君) ちょっと問題の主題からそれて申し訳ないのですが、ただ今お聞きした実態の中で、果してそれらの老人に対して血の通った福祉が行われているかどうか、その点再度、お聞きしたいと思います。

○ 市民部長(内田繁君) お答えいたします。

ご指摘のありました通り、十分な施策そのものは、市としては現在やっていないという感じはいたしておりますが、ある程度老人に対する施策そのものも、年々、老人への理解を深めつつやっていきたいということで取り組んでおりますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 9番(出原武司君) 私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) お諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

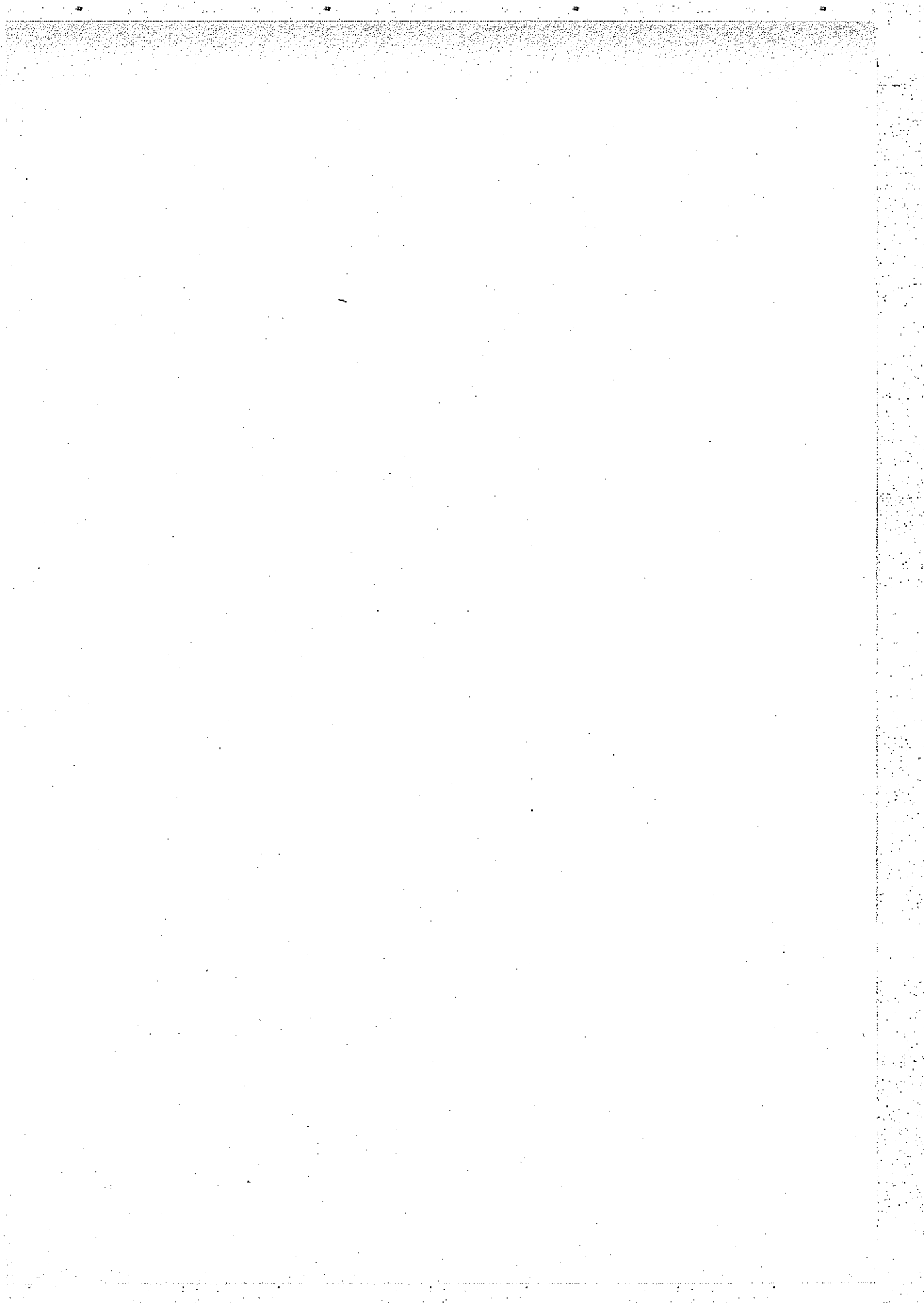
ご異議ないようでございますので、散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻ご参集のほどをよろしくお願い申し上げます。

(午後4時14分散会)

The first part of the report deals with the general situation of the country and the position of the various groups. It is followed by a detailed account of the events of the past few years, and a summary of the present state of affairs. The report is written in a clear and concise style, and is well illustrated with maps and diagrams. It is a valuable contribution to the knowledge of the country and its people.

第 2 日



昭和49年9月26日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に召集した。

出席議員（25名）

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員（1名）

5番 竹下義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	建設部理事	林徳次
収入役	橋本炳	建設部次長	森保
教育長	葛城宗一	兼管理部次長	中西淳富
重要施策推進室長	橋本昭夫	兼区画整理課長	白川保
同室次長（計画担当）	松林保	管理課参事	山崎琢磨
同室次長（調査担当）	富田安之	計画課長	中尾宏
		土木課長	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
總務部長	坂口 礼之助	建築課長	中上好美
總務部理事	西川 喜久	区画整理課參事	山本 襄
總務部理事 (財務担当)	庄司 清	開發課長	前田 守正
總務部次長 兼人事課長	門林 六男	下水道課長	大浦 行男
秘書課長	杉本 弘文	地区改良事務所長 兼改良總務課長	逢野 一郎
広報公聴課長	竹田 明郎	(地区改良事務所) 工事課長	笠木 恒忠
企画課長	大塚 孝之	會計課長	片桐 武雄
財政課長	麻生 和義	選挙管理委員長 兼選挙管理委員會長	味谷 日吉
財政課參事(管財担当)	北野 敦雄	監査委員	青木 孝之
資産税課長	中川 鉄也	公平委員會事務局長 兼監査事務局長	堀田 徳治
市民税課長	吉田 種義	農業委員會事務局長	西岡 正志
納税課長	吉田 日出男	教育委員長	杉本 忠彦
同和对策部長	佐原 行雄	教育次長	堀内 由延
同和对策部次長	生田 稔	教育次長室長 兼同和教育室長	阪東 重信
総合調整課長	農端 小一	(社会教育課長級)	乾 武俊
連絡指導課長	向井 洋	總務課長	広岡 史郎
隣保館長	萩本 啓介	学校教育課長	紀之定 藤与茂
市民部長	内田 繁	学校教育課參事	阪口 雄一
市民部次長兼福祉 課長兼事務取扱	高橋 新平	指導課長	角谷 泰夫
保育課長	明坂 文嘉	水道部長	吉美 豊
保育課參事	藤野 健蔵	水道部次長 兼工務課長	田中 稔
福祉課長	橋本 博也	總務課長	福本 喬久
市民課長兼 住民情報室長	明坂 貞士	營業課長	中辻 寿夫
保険年金課長	逢野 博之		原 美助

職 名	氏 名	職 名	氏 名
保険年金課 参事	山 村 昇	浄 水 課 長	岸 本 孝 二
福 祉 課 参 事 (老人解放センター所長)	香 味 年 寛	病 院 長	岩 崎 峭
産 業 衛 生 部 長	宇 沢 清	病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵
産 業 衛 生 部 次 長	山 本 俊 兼	庶 務 課 長	藤 原 光 夫
商 工 課 長	岩 井 益 一	業 務 課 長	大 宅 清 臣
農 林 課 長	吉 田 利 秀	経 理 課 長	守 田 勇
農 林 課 参 事	佐 藤 貞 夫	消 防 長	和 田 増 義
農 林 課 参 事 (畜産課長)	青 木 太 郎	消 防 次 長、消 防 団 事 務 課 長 兼 消 防 署 長	南 口 主 雄
交 通 公 害 課 長	梶 木 岑 雄	用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄
保 健 衛 生 課 長	松 村 吉 免	用 地 担 当 参 事 兼 事 務 局 次 長 兼 用 地 一 課 長	吉 岡 昭 男
保 健 衛 生 課 参 事	山 本 亮 夫	用 地 担 当 参 事 兼 総 務 課 長	藤 原 永 一
保 健 衛 生 課 参 事 (診療所担当)	神 藤 恒 治	用 地 二 課 長	宮 本 福 秀
		用 地 二 課 参 事	岸 田 秀 仁

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	山 本 武 雄
次 長	北 野 丈 夫
議 事 ・ 調 査 係 長	西 垣 宏 高
調 査 係	浅 井 義 一
議 事 係	山 本 雅 俊

(午前10時20分開議)

- 議長(坂上国治君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には昨日に引き続きご苦労さんでございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

たゞ今ご出席の議員さんは16名でございます。竹下議員さんから欠席届が出ております。その他の方については、追っつけお見えになるものと思います。現在、16名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

-
- 議長(坂上国治君)

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。26番、勝部津喜枝君。

- 26番(勝部津喜枝君) 一般質問を行ないます。まず第一、国際空港の問題について。共産党ではすでに1972年8月に、空港問題についての政策と立場を明らかにする論文を発表しております。その中で、大きく分けまして第一に現在の空港問題につきましては、自民党と独占資本の必要とする立場とは明確に違って、自主対等の原則に基づいて、社会主義国や発展途上国も含めて、すべての国との経済、文化の国際交流を進める立場から、国際空港の発展と技術革新、新しい拡張の必要性を一般的に否定するものではないことを明確にしております。

またしかし、そうした立場に立ちながらも、現在の国際空港の問題は、対米従属のもとで非常な軍事優先が続いていることと、技術革新が遅れている中で、離着陸が急激に増えている中で、地域住民への公害など重大な影響を及ぼしてある。こうした点を抜きにして、国際空港の建設問題を考えることは出来ないということを明確にしております。

すでにご承知のように、去る8月18日には航空審議会が、国際空港建設についての大阪湾南東部の泉州沖5キロの海上に建設するという答申を運輸大臣に行っております。

そこで、私はまず第一点として市長におうかがいしたいと思います。かねがね、本議会でも共産党ではこの問題についての市長の態度、立場をお尋ねして参りましたけれども、経済発展に寄与するならという発言も、公害があるなら考えなければならない。こういうふうになってきて

おります。今回の答申に基づきまして、各専門家、また地域住民、議会等からも非常な反対や、公害等の対策が何らされていない、科学的な根拠も薄い、こういう内容を指摘されております。現在、この議会におきまして、この答申案の計画を撤回するよう強く政府に要求する態度を明らかにしてほしい、こういうことをまず第一点、お尋ねいたします。

第二点、福祉行政につきまして、病院建設についてでございます。この点につきましては昨日公明党の山田議員さんからご指摘がありましたけれども、さらに深く私は市長にお尋ねしたいと思っております。

11万市民が心から望んでいる市民が使いやすく、安心した利用出来る市立病院の建設については、1日も早く建設されるよう私たちも強く望み、努力するものでございますけれども、かねがね、委員会等でも発言しておるのですが、本当にこの大切な事業を進めていくうえでの市長の立場、決意、こうしたものがなかなかうかがえないという点と、それを押し進めていくうえでの市長を中心とした体制がどうなっておるのか、この点を改めてお尋ねしたいと思っております。それにつきましても、委員会等でまだまだ財源措置、今後、建設、開院されたとしても、自治体病院が抱えている種々の困難な問題、こうしたことについての市長のお考えも明らかにしていきたいと思っております。

続きまして、保育所問題でございますけれども、先般来の各議員さんの質問に対する内田部長のお答えは決して納得出来るものではございません。山田議員が指摘されたように、経済事情の非常な不安定の中で婦人が働く場が狭められておる。労働条件が悪くなっておりまして引き続いて働くことが困難になり、種々仕事を変えなければならない状態も出てきております。

そうした状態を裏付けるように、去る9月9日、労働省が婦人の突進調査を新聞等で発表しておりますけれども、昨年に比べて常用労働者が4.4%増しているのに比べ、臨時雇や日雇などの雇用形態が19%も伸びていることも指摘しております。こうした状態の中から、物価上昇や老後の生活不安に伴って働き出す主婦が増えているという答申をしております。こうした状態の中から、もっと緊急度の差し迫ったこの保育所の建設について、さらに決意のある内田部長の答弁をいただきたいと思っております。

保育所問題の第二点、鶴山台第二保育園建設問題につきましては、その用地、財源、立て替え施行、保育内容等、また、開園がいつになるのか、こういった点も明確にお答えいただきたいと思っております。

第三点、教育問題でございます。先日来の新聞報道もされておりますように、奈良県でも牛乳なしの給食等でいろいろ騒がれておりますけれども、本市におきましても異常な物価高の中で給食経営が大変困難であろうかと思っております。そこでまず、給食につきましては、現在のパンや牛乳

に対する国の補助の実態はどういうふうになっておるのか、この点につきましてはわかりやすくするために、児童1人当たりについてまずお聞きしたいと思います。そして給食の運営はどのようにされているのか、その実態をご報告願ひ、また、再質問させていただきたいと思います。

第二点、学童保育の実施でございますけれども、現在、三校で学童保育が実施されておりますけれども、この点についても現在の児童数、また指導員の問題、財政上の問題点等の実態をご報告いたしたいと思います。

第四点、公害の問題についてでございますが、まず、市長にお尋ねしたいと思いますけれども公害対策の審議会が、いまだに第1回の顔合わせを行っただけで開かれていないというふうにお聞きしておりますけれども、それはなぜ開かれぬのか、この点について、公害問題が非常な関心事と、また、市民生活に大きな影響を与えている今日、市長のお考えをお尋ねいたしたいと思います。

第二点の公害問題につきましては、先ほどの産業衛生委員会協議会で、食品公害で発売禁止となったAF2の問題についてお尋ねいたしました。が、時間切れもございまして、お尋ねする内容について私自身、納得出来ませんでしたので、こういう食品公害についての当管轄課のお考え、対策といったものをお尋ねしたいと思います。

それから、公害のもう一点は、鶴山台団地内にある二つの池を埋め立てる計画が出されておりますけれども、土砂の運搬等によって今後、交通公害等いろんな問題が心配されますけれども、そのへの対策につきましてはどのようにしているのか、お尋ねしたいと思います。

第五点、みかん対策でございますけれども、これはまさにその通り、当市のみかん対策はどのようにしているのか、お尋ねいたしたいと思います。

以上、再質問の権利を留保して終わらせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 勝部議員さんのご質問に対しましてお答え申し上げます。

伊丹国際空港を泉南沖に移転しようとする問題についてのお尋ねかと思ひます。

この間、国会の公害対策並びに環境保全特別委員会の角尾堅次郎先生らと阪南八市二町の市長町長が岸和田市の泉州ビルに集まり、この公害に対する意見を聞かれたわけでございます。そのときに私の考え方といたしまして、5キロ沖の海上に設置しようとするにつきましては、海を持たない和泉市でございますので、とりあえず、賛成、反対ということは現在言えない。しかしながら、技術が進歩して急転直下、海上に直接降りられるようになれば、和泉市にはあまり公害はないだろうというのが私の見解でございます。しかし、今伊丹に降りるところの各コースの飛行機の騒音を新幹線に乗るとき新大阪駅で再々聞くのですが、2・3分置きにキーンとした音、

これは生駒山系からの着陸のコースだと思いますが、ああいうことが和泉市にも起こる場合には反対である。しかし、海から海に降りるだけならば、あえて今日の国際情勢から考え、なお、和泉市といえましては、貿易という面に非常に大きな関心の深い業種を持っておる関係上、あえて反対はしないということで、私は私なりの意見を申し上げたのであります。議会におきましても賛否の議決は終わっておりませんし、いずれにしても、議会にご提案申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 26番（勝部津喜枝君） まず第一点、はっきりさせておきたいんですけど、今度の答申の内容は、伊丹空港の移転ということは明確にしておりませんし、ましてや、現在の空港周辺の住民が非常に公害に悩まされておることに、何ら明確な対策を打ち出さないうちに新設しようとしておることです。

第二は、公害はないと推測するということでございますけれども、どういう根拠に基づいて言われるのか。もっと科学的に調査しない限り、ただ、和泉市は海がないから関係がないという安易な発言をしておってよいのかどうか、厳しく追及していきたいと思います。和泉市民の関心が強く、ましてや、阪南八市二町においては、岸和田をはじめ大気汚染観測についても、一年以上もやらんと確かなものは出てこないということを行政当局も発表しておりますし、その点、今の市長の発言は非常に科学性の裏付けも弱く、地域住民の健康、その他を考えたうえでの発言でない指摘しておきます。また、引き続き議会の中で問いただしていきたいと思います。その点はこれで結構です。

- 議長（坂土国治君） 次の答弁。

- 市民部長（内田 繁君） 私に対する保育行政の考え方を言えということのご質問でございます。昨今の社会情勢の変化に伴い、いわゆる夫婦共稼ぎというか、お母さん方の働きが増えて参っていることはご指摘の通りでございます。これに伴ってお子さんの保育需要も非常に多様化していることはご指摘の通りでございます。私といたしましては、このような労働対策的な段階まで現在の保育行政が入っているということの認識もいたしておるわけでございます。今までは、福祉行政的な面で保育行政をやってきたのですが、したがって、現在の国、府の施策そのものもまだ福祉的な行政でもって下して参っております。そういう労働的な問題につきましても、やはり入れていくべきだろうということで、われわれ保育行政を預っている者は、国なり、府に対して要望も出しておるわけでございます。

そういう情勢を背景に持った現在の状況下で、保育行政を進めるにつきましても非常に困難性があるということも、私どもとしても認識しておるわけでございます。

現在の国、府の補助制度そのものも非常に低額でございます。むしろ、超過負担をして市の持

ち出しをしながらやっていかなければいけないという状況下でありますので、今後も保育需要の多様化を踏まえたりえて、やはり必要とされる保育所の拡充整備につきましては、財政等とにらみ合わせたりえてさらに積極的に進めていきたいという考えでございますので、ひとつご了承賜りたいと思います。

それから、二番目の鶴山台の第二保育所の建設問題でございますが、これにつきましては、いわゆる公団との協議事項が非常にございまして、当初の公団との取り決めの中で二園を作るという事で現在、公団との折衝をかさねております。

実は、第二保育所を充実する一定の試案、素案としての考え方だけを申し上げ、これが実現するかどうかはわかりませんが、一応、参考に申し上げたいと思います。大体、敷地としては千五百から千八百平方メートルが必要、それから建物については鉄筋コンクリート二階建、延べ約900㎡ぐらい、定員120名を予定しております。0歳児から5歳児までの保育をしたい。かように考えてるわけでございます。

財源等につきましては、一応、国、府の補助もいただき、また、起債等も仰ぐ、超過負担の問題もございまして、それらを合わせましてやっていきたいと考えております。これについての立て替え施行なり、それらの面について公団との協議を現在かさねております。

以上でございますので、ご了承賜りたいと思います。

- 26番 (勝部津喜枝君) まず第一点でございますけれども、非常に困難であるということ、かねがね議会でご答弁でよく理解しておるつもりです。今回、特にお願いしたいのは、昨日もご答弁なさってございましたけれども、待機数の実態等を把握して年次計画を立てていくということでしたが、そのへんの緊急度をどの程度本当に腹に入れてやろうとしているのか、このことをお尋ねしたい。いつも同じような答弁をされておって、決して間に合うようにはなっていないということ。たとえば国府地域に第一、第二保育園がございまして、現在、すでに104名の待機者があって、来年に向かってどうしようというお母さん方が大きな不安を持っております。この点で市に働きかけなければならないと思っております。104名といえは1つの保育園が必要であるわけです。こういう事態を前にして、いつもと同じような、のりくらりとしたご答弁では、決して切実な要求、また、本当に保育所問題に取り組む姿勢とはいえず、納得出来るものではないわけです。実際、104名の待機者の問題、19園中、7園が非常に老朽化している問題、国の補助がきかないということだけを全面に出して何ら手をこまねいてやろうとしない点を改めていただきたいということです。やはり市の単費だけでもやっていくんだという強い姿勢を示しながら国に要求していく、そういうところを議会の中でははっきりしていただきたい。保育理念に対する考え方、問題を特に尋ねているわけではありません、その点はもう一度改めてお

うかがいしてみたいと思います。

第二点の鶴山台第二保育園建設問題ですけど、今、公団との詰めを行っているということですが、どの程度まで実際の建設にこぎつけることが出来るかということについて、もう一回お尋ねしたいんですが、すでにご承知のように、3500名の署名を確か内田部長さんのほうへ市長あてのものを集めております。そのときに、「そういう住民運動に寄与しながら、市のほうで住宅公団の中での保育園建設はぜひとも進めていきたいからとも頑張ってください」という発言をしていただいておりますし、皆さんの3500名の期待に反することのないように、来年4月開園という要求を出しておられますので、ぜひ実現していただきたい。

この二点についてもう一度おうかがいしたいと思います。

- 市民部長（内田 繁君） 第一点の再度のご質問でございますが、私といたしましては、やはり今、肌にしみて人口急増地域、国府地域なり、あるいは大規模住民開発地帯である鶴山台等の必要性そのものはよくわかるわけなんです。しかし、何分にも市の財政力というものが影響いたすわけなんです。私としても切実にその必要性は感ずるわけなんですけど、市の財政力を踏まえて建設等も考えていかなければいけない苦しさ、悩みもあるわけなんですございまして、今後とも、市の財政力とにらみ合わせながら建設等も考えていきたいというより言えないと思うわけでございます。

それから、第二点の鶴山台の第二保育園の問題でございますが、当然、この地域におきましても現在は公団との折衝の段階、これはある程度公団で負担していただき、立て替え施行等々をいただくといいことで、現在、まだはっきりとした詰めまでいってないという現状でございます。したがって、来年4月開園というご要望もあるわけなんですけど、時期的な関係もあり、建設期間等から考えて4月は無理というように考えてるわけでございます。そういうようなことで、出来るだけ早く公団との詰めをいたしまして建築をいたしたい、かように思っております。

- 議長（坂上国治君） 次、病院の答弁。

- 市長（藤木秀夫君） 病院につきましては、昨日もご答弁申し上げたと思っておりますが、現在の病院行政の問題につきましては、非常に病床数が少ないというので、市民の皆さんにご迷惑をかけていることは言うまでもございせん。それで一日も早く増強しなければならぬと努力をしておりますけれども、設計なり、あるいは計画が出来ておりましても、それに対して非常に時日がかかりますので、現在はその設計の段階にあり、追っつけ設計は出来上がってくると思っております。49年度に大体の設計をやり、50年度から工事にかかり、51年度竣工という面に向かって努力をしておるわけでございますので、その点ご了解賜りたいと思っております。

- 26番（勝部津喜枝君） 病院の問題につきましては、先ほどの質問の中でも申し上げました

ように、数回委員会が開かれておりますけれども、まず、基本設計を作るんだということで、いろいろ大学の先生方をはじめ準備を進めておられますけれども、本当にこれを建設に持っていき、皆さんに利用してもらい病院にしていくという意味では、まだまだ市長さんの本当の決意というか、それを進めていく責任ある体制をとっていないのではないか、こういうことは委員会でも申し上げてきました。たとえば先般の委員会でも、将来500床を目標しながら300床の計画をしておる。しかし、基本設計の中では300床にしたらいいか、500床にしたらいいかわからない、こういうあいまいな点がまだまだ多いわけです。大変努力していただいている点は結構なんですけれども、こういうことにかかりながら、それでは本当に市民が利用出来る病院がいつになったら、どういうふうになって出来るのかという点について、まだまだ納得いくというか、明確なものが出てないと思うんです。

かねがね、市立病院に産科・婦人科がないということで、早急に産科・婦人科の設置を私どもは要求しておりますけれども、こうした基本設計の段階で非常に手間取って、婦人の皆さんが大きく望んでおられる産科・婦人科の設置の要求がどこかにいってしまうという心配も私はしているわけです。その点についてももっとも財源問題、また、本当にどうしようとしているのか。委員会に財政当局や建設の方々も出席していただいでご意見を述べていただくことを要望しておきます。

所問題につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に緊急度の高い問題があることを理解していただいて、それを打開するための努力や働きをぜひやらなければならないと思います。

鶴山台第二保育園建設についても、まだ最終の詰めの段階にきていないということですが、この点についてはもっと頑張ってほしいですし、2500名の署名に応えるための努力をやっていたきたい。4月開園は無理だということですが、それを目ざして頑張ってもらいたい、また、やらなければいけないということを申し上げておきたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 学校給食用の牛乳代の値上げについては、テレビ・ラジオ・新聞等でいろいろ問題化されてることはご承知の通りでございます。その直接の原因はご承知のように、1月に1本当たり5円18銭の値上げがあり、引き続き今回、メーカー側から4円53銭の値上げ要求が出、これに伴い物価高に応じて給食が十分でないじゃないかということで、いろいろこれに対する公費負担問題あるいはこれの救済策について議論を呼んでるわけでございます。

本市における実態を申し上げますと、現行小学校で1700円、中学校で1950円でございます。詳細な内訳は、小学校ではパン23円85銭、牛乳19円48銭、この牛乳について現在

値上げが起こっているわけで28円96銭ということになりますが、このほかに国庫補助が5円80銭付いており、現状は19円43銭ということでございます。副食費として54円72銭、雑費1円を入れて、一食当たり小学校においては100円として、1カ月17回の給食運営を見たらうで1700円という結果を出しております。

中学校においては、同じくパン代30円47銭、牛乳代19円43銭、副食代79円10銭、雑費1円として130円の15回1950円の現在の実態でございます。この牛乳代の19円43銭は小中とも同じですが、これに4円53銭の値上げが問題とされております。

そこで本市におけるそれらの公費負担につきましては、いろいろ本年度の当初予算の中でもお答え申し上げましたように、父兄負担の軽減を図るとともに、燃料費を市費に切り替えたということは何回もご説明申し上げたのでございます。今回の値上げでも、府下の都市教育長会が中心となり、いろいろこの公費負担について、府の負担、国等のいろいろと対策を講じておるのが実態でございます。新聞でも報道されておりますが、今日の新聞でも、大阪府としては、給食費は原則として父兄負担ということは承知してもらいたいとPTA協議会に連絡しております。牛乳代の4円53銭の値上げ分を公費で補助することは出来ないとPTAの方々にも申し上げておりますが、大阪府としては、学校給食の内容の低下はさせないという考え方から、前回の値上げのときに1回20円程度の果物等の補助をされたわけでございますが、本年度本学も、9月からも引き続いてやるという回答に接してある現状でございますので、よろしくご了解いただきたいと思っております。

第二点の学童保育の問題でございますが、本市における実態は、これも8月定例会でもご説明申し上げました通り、本市といたしましては、学童保育に対する新たな施策と申しますが、本年度から実施したのが、ご承知の国府小学校、信太小学校、幸小学校でございます。財源的な措置につきましては、3,174,000円を計上、一教室当たり1,058,000円であるのがご承知の通りでございます。これらの留守家族児童会の運営につきましては国会等で問題にされておりますが、これをいかに制度化していくかの問題については、今後、それらのいろいろの行政措置と相まって、われわれもこの中で検討していきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

- 26番（勝部津喜枝君） まず、給食問題ですが、給食は、学校給食法というか、父母負担とか、地方自治体の責任、また、教育的観点などのあいまいな中で、一方的に値上がり分が父母負担でまかなわれている現状の中で、各地方自治体が国に対して法の改正を要求する動きも聞いております。

それから先ほど、公害の中でも申し上げましたが、最近、食品に対するいろんな懸念が非常に

出ておりますが、そういう値上げの中で質の低下が非常に心配されるわけです。父母負担の出来る費用を基準にして給食の内容を考える。そういう方向にならざるをえない実情があると思うんです。

その中で今、給食の運営の実態がどうなっているかというお答えがなかったのですが、献立等は、教育委員会を中心に栄養士さんが参加されているとは聞いておりますけれども、一体どのようになっているか。子供を学校に通わせている親にとっては心配です。練り製品等が非常にたくさん使われておりますが、粗悪なものが入ってくるという心配もあり、その点で申し上げたいのは、まず第一点として、先ほどおっしゃってました牛乳の値上がり分については、公費負担で、父母負担の増加にならんよう措置していただきたいと思います。

と同時に、ご意見も聞いておきたい第二点としては、現在行っている給食献立にぜひとも父母の代表とか、そうした皆さんの声が反映したものをぜひ一回やっていただきたい。先般も養護の先生方がきて、ホームであるような、ないようなものを使うということで見本を持っておりましたが、大変心配ですし、私たち父母代表もそういう中に入って、献立についてともに意見を出し合い、改善の方向に持って行っていただくことをひとつ提案したい。

第二点、学童保育問題につきましては、国が一方向的に5年ほど補助をした中で打ち切り、それを黒田府政の中で予算措置を復活させて、大阪府下でも現在、相当数実施されてると聞いておりますが、それを積極的に受け止めて、本市でも三校やっていただいたことに大変嬉しく思います。実際、信太小学校でそういう学童保育で通わせているお母さんたちは安心して仕事出来るし、子供たちも伸び伸びしてるということで大変喜んでおられるわけです。そういう話を聞いて、まだやっていない学校へ通わせているお母さんたちもぜひやってほしいという要望が強く出ております。最近、働く婦人の実態の中でも既婚婦人がふえて年令が高くなり、しかも、中小企業に勤める人が多いという状態も出てきております。また、子供たちを取りまく環境が非常に悪化しておる中で、放課後の子供の状態というものが本当の教育の中で守られなければならないと思うわけです。その点、学童保育でまず第一点、教育委員会にぜひやっていただきたい点は、先ほどおっしゃってましたように、国会等でもわが党の奮脱参院議員が参議院の社会労働委員会で発言し、50年度から国の制度にするということを確認させております中で、国が今年の概算要求として千カ所、8億5千万円、こういうことを新聞報道で見っておりますが、これは1カ所3万5千円にしかならない。これでは実態にそぐわず、なかなかやろうということにはならないと思う。それでまず、すでに3カ所実施してある本市としても、経験として、また問題点として、こうあるべきだという自治体側としての意見と要望をぜひ国にあげていただきたいということなんです。そのことを強く望んでおられるお母さんたち、たとえばPTA代表の方とか、現場の先生、校長会

も合わせて、保育所父母会の代表の方々の意見も聞き、そういう住民の強い要望を重視して、ともに自治体の意見として早急に国、厚生省のほうへあげていただき、予算措置ももっとしてほしい、こういう内容の充実性があるということをすでに経験された自治体としてやっていただきたいことを第一点として要望しておきます。

第二点につきましては、当面、各校区に学童保育の実施をぜひやらなければならぬと思うんですが、差し当たって非常に要望の強い人口急増の地域で働く人が増えてるところ、たとえば鶴山台南北、伯太等については、ぜひとも来年度は実施し、本市でも学童保育の実施を増やしていく方向を望みたいと思うんですが、この点について、再度お願いします。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

学校給食の献立の問題については非常に心配だと思いますが、恥しい話でございますが、教育委員会においても栄養士2名を採用し、委員会も挙げて学校給食については、父兄負担のないよう取り組んでおる次第でございますので、よろしくご指導いただきたいと思っております。

給食の公費負担問題につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろと考え方においても問題があると思えます。確かに学校給食は義務教育の一環であるという考え方から当然、公費負担すべきだという考え方もありますが、現実には、学校給食法6条の父母負担の基本線からはずすことなく、この他において、それだけの父母負担の軽減を図っていくという線でございます。

われわれ和泉市の教育委員会が誇りとしておりますのは、大阪府下で最も給食の普及率が高くトップでございます。それだけに給食経費については、議員さん皆様方のご協力を得て、非常に多額の経費によって給食が運営されておまして、われわれとしても感謝しておることを申し上げます。

したがって、第二点で申されておりますように、給食については、二名の栄養士が中心となり、学校の代表あるいは給食に従事する方々の意見を聞きながら、ここで献立にて不安がないということでご指導をかさねてお願い申し上げたいと思っております。

学童保育問題につきましては、先ほどご指摘がありますように、沓脱議員の参院における発言からいろいろ制度化への問題が出ていることは私たちもよく承知しておりますが、現状、和泉市の実態の中でも問題を幾つか抱えております。議員さんご承知のように、本当に窓口についても厚生省所管か、文部省か、いろいろ問題がありますが、少なくとも、和泉市の行政の中では、市民に迷惑をかけない市政、民生であろうが、教育委員会が所管しようが、進むべきものは一本になってやるべきだという、われわれ市の幹部としての考え方を持っております。

実際、学童保育をやる中で指導者不足の問題あるいは教室の問題、財政上の問題等ありますが、

現状の国なり、府のわずかな補助の中で運営をしていくのは非常な困難がある実態でございます。今後とも出来るだけご要望に沿って一つでも施設を増やすとか、今後も努力をして参りたいと思います。

なお、人口急増に伴うご要望についても、当然、各学校からも問題が出てくると思いますが、先ほど申しました教室の不足とか、指導者の問題について出来るだけの努力をして参りたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

- 26番(勝部津喜枝君) では、教育長さんにお尋ねしたいと思ひます。

子どもは積極的に実施している行政当局としてやっとなお重い腰を上げた国に対して、こういうふうなんだという意見を前向きな姿勢であげてほしい。その中にお母さん方の声、先生方の声、また、保育所へ預けておられる皆さん方の中でもすでに学童保育の必要性が出ておりますので、その住民の要望を集中して政府へあげてほしい。それがまた予算を増やすことにもなり、実際には国の議員さん方は実施把握をしているとは思われませんので、それをやってほしいということが第一点でございます。それは出来るんじゃないですか。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

学童保育とはご承知のように、留守家庭の児童を放課後指導するというところでございます。これらの問題につきましても、常に教育協議会の全国組織をあげて国、府に働きかけてるところでございます。現在、施設の問題としては、学校の開放ということですが、人口急増に伴って学校の開放も容易ではないということと、もし、全面的な開放を図ろうとする場合の管理者あるいは指導者の問題、かつ、その他いろいろな問題を持っておりまして、教育長協議会の名をもって文部省、厚生省、各府県に常に要望するところでございます。今後、さらにご趣旨を踏まえ、現在の問題の合理的解決を図るためにさらに積極的に要望し、働きかけて参りたい、かよう考える次第でございます。

- 26番(勝部津喜枝君) 本市独自で葛城教育長さんの名をもってぜひ要望してほしい。それが結局、たくさんの皆さんの要望に応えることにもなり、来年度、鶴山台をはじめ、皆さん方が望んでおられる実施のきっかけにもなるということではあるわけですが、教育長協議会でもやっておられることと思ひますが、本市独自でぜひとも実態を含めて政府へ要望を出していただくように、この点は再度、12月の議会でも追求していきたいと思ひます。

給食問題では、先ほどの明細の中で雑費1円が含まれてるということですが、地方自治体の経費負担については、そういう給食材料費以外は父兄負担にならないと承っておりますし、東京都でも牛乳代に対しては2円ですか、負担する、少ない金額のように思ひますけれども、そのへんの父兄負担の中身についてはもっと厳格にしていきたいということと、やはり今後、値上げ分

については、ぜひとも父兄負担にならないということで努力していただきたい。

その点、よそで行なわれてる若干の事例をご報告申し上げたいと思います。ご承知かも知れませんが、青森県の十和田町というところでは、今年4月から給食費の全額無料に踏み切っております。この内容につきましては、週3日は完全給食、2日はおかず給食ということで、非常に特徴的なのは、地元の農業振興策と結んでやられてることなんです。農家の皆さん方と年次契約栽培をして、価格保証もしており、この点、非常に踏み切るうえでの契機となったという報告が学校給食会から出されておるパンフレットに出ておりました。そういう積極的な施策を打ち出していただきたいということですが、参考意見として申し上げさせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 次、公害。
- 市長（藤木秀夫君） 今害の審議会がありながらまだ一回も聞いてないじゃないかというお叱りと存じます。事実、まだ審議会は一回も開いてごさいませんが、先ほど申し上げました空港公害の面については、これを開くべき筋合いのものであると存じ、近いうちにこの審議会を開きたいと考えておるものでございます。
- 保健衛生課長（松村吉彦君） 公害の第二点のAF2の問題につきまして、食品衛生の立場からお答えいたします。

ご質問の趣旨は、AF2の本市における実態はどうなってるかということであろうと思います。この食品の衛生管理につきましては、ご承知いたしておりますように、府の食品衛生課が中心となり、これらの管理をいだしておるわけでございますが、去る8月26日から本市内に府の衛生監視移動班並びに本市にある和泉保健所が一体となりまして、分担的に機動班が製造業者、それから保健所が販売店をチェックして回ったわけでございます。本市内には、これらのAF2を使用する豆腐並びに練製品の製造業者、豆腐屋が20軒、練製品のかまぼこ等の製造販売が6軒、これらをチェックいたしまして、それらのAF2並びに関連商品につきましても全部その場で封印いたしまして、直ちに製造業者に引き取らすという措置をとったわけでございます。最終的には、9月10日現在で和泉市内にはAF2そのもの並びにこれらの関連製品につきましては一切ない、実質的には6月からこの製造については使用していないというのが実態でございますが、ストック等の関係から、店頭で若干これらの使用されたものが回っておったのが実態でございます。

したがって、長年にわたってこのAF2が使用されてきた関係上、消費者の皆さんも非常にこれらの食品の消費ということにつきまして、そのAF2の使用されたものを食べる習慣が付いておりますので、今後、この腐敗が早くなるという心配をいたしました結果、本月発行の広報「いずみ」の誌上に、保健所名でこれらの使用方法について、消費者皆様方のご注意を促す意味で掲

載させていたゞきましたので、よろしくお願ひいたします。

- 交通公害課長（梶木岑雄君） お答え申し上げます。

はなはだ不勉強で申し訳ございませんが、禰山台団地内の池の埋め立ての件につきまして、私の耳に届いておりませんので、その点の詳しい事情はわかりかねますが、事実、そういう埋め立てが行われまして、それに伴う工事用あるいはその後の土砂の運搬等に伴う交通上の交通公害が発生した場合には、その埋め立てをする施主並びに工事現場の方々と十分協議し、団地内住民の迷惑にならないような対策を講じていきたい、かように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 26番（勝部津喜枝君） 審議会の問題につきましては、空港の問題があるので、早急に開きたい。こういうことですけれども、市長としてどういふ点を諮問されるおつもりなのか、それについて、府内の職員をはじめ、調査研究するようなものを作ってやられてるのが、その点のお答えは結構でございますけれども、その点だけに限らず、大気汚染も含めて全般的に一度、現状分析も含めて審議会に早急にかけていただく、そういう努力をしてほしいことを要望しておきたいと思ひます。

それから、池の埋め立て問題でございますけれども、知らなかったということですが、すでに団地内の階段の下には公団からの張り紙も出され、和泉市当局にも埋め立て計画書が出されております。相当大型の車が土砂を積んでどう通るのかわかりませんが、その点の心配もあるので、ぜひ公害課としては、そのへんを確かめていたゞき、心配のないようにやっていたゞきたいことを申し上げておきます。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。

- 農林課長（吉田利秀君） みかん対策についてお答えいたします。

ご承知の通り、昭和47年、48年の2年続きの価格の暴落で、みかん農家は非常に困窮な状態となっております。その原因といたしまして、国の統計資料によりますと、昭和30年に3万9千4百ヘクタールのみかん耕作が、昭和47年には17万1千3百ヘクタールと、実に4倍以上の面積になっております。これは主として、成長作物として四国・九州で新たに植林されたのが、2・3年前より果樹として出回ってきたというのが原因でございます。昭和49年度には、この8月1日現在で農林省の全国みかん収穫予想量として386万7千トン、大阪では6万6400トンと予想されておりますが、これを摘果によって全国で330万トン、大阪府では5万6320トンに押さえたいということでございます。

和泉市のみかん栽培農家は、横山・南横山・南池田・南松尾で大体1400戸、面積は1200ヘクタールでございますが、今年の収穫予想は約26000トンとされております。

先ほど申しましたように、2年続きの暴落により、みかん農家は非常に困窮な状態になっておりますので、この対策として、みかん農家、農協で組織する和泉市果樹振興会が市と一体となり、府・国に対し49年度みかん対策に関する要請書を出し、47年度の緊急融資の償還延期措置あるいは摘果等、農家に対する助成措置あるいは加工原料価格安定制度に対する府費負担の増額等、その他数項目にわたって強く要望したわけでございます。また、関係26府県も代表者を選出、東京でみかん危機突破全国大会を開き、強く政府に対してみかん農家の窮状を訴えとともに、その対策を強く要望したわけでございます。

その中で、昭和49年産の温州みかん摘果推進特別事業費として、政府は全国所要経費1億4500万円、国庫補助額として2分の1の7,300万円、そのうち大阪府事業費として2,520万円、うち国庫補助が1,260万円、府補助630万円を支出いたしまして、共同摘果の賃金等の費用として、府より市を経ずに直接、信連、農協等に実施計画書と実施報告書を添えて出せばいいということになったわけでありませう。また、府単独のみかん経営安定資金として14,000万円の融資ワケで、和泉市では6,920万円の金額が利率年利4%、3年以内の返済、うち据え置き1年以内、償還は毎年1回または2回ということ、これは肥料代、農薬代、動力光熱費等に対する49年産温州みかん生産に必要な資金として、大体、10アール当たり5万円、最高30万円を農協、信連等を通じて融資を受けられるようになったわけでございます。

これらの施策がございませうが、今後のみかん経営のあり方としては、みかん農家、農協、京北農業改良普及所、市等と和泉市果樹振興会、いろいろ学者等にきていたどいたり、あるいは研究会等を催し、今後、どう対処すべきかを検討している現状でございます。その中で、とりあえず摘果を十分に行い、過大化、過小化をなくして生産果実を統一するという事で品質を高め、これによって価格の向上あるいは共同販売の強化を図るということで、この摘果対策を十分やるということでございます。その他運賃、段ボール等の諸資材の高騰等を考えまして、大阪近郊の消費地にもPR、お願ひに行き、消費組合あるいは学校給食等をはじめ、あらゆる消費者に大阪のみかんを食べていただくように積極的に働きかけていくことをいろいろ検討している現況でございます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 非常に詳しいご回答だと思います。

その中身は、やはり本市にとっては無策であるということをお話してあるんじゃないかと思ひます。農協と合同で政府へ要望しているというけれども、それ以上のものではない、こういうことだと思います。摘果代についても、南池田農協の場合一人について100円農協独自で補助する、市のほうでそういう財政的な補助などについてもやられてない実情じゃないかと思ひます。共産党はこの6月に、市長さんにみかん農家を守るということについての申入書を渡しておりますけ

れども、地元のほうでは、ジュース工場を作るとか、いろいろみかん農家を守っていく要望も出されておりますので、もっと積極的にみかん農家保護政策を市独自で立てていくべきだと思っております。それは強く申し上げておきます。

大変長くお時間をいただきましたが、最後に申し上げておきたいのは、保育所建設を含め、住民運動に沿って進めていく立場をぜひとっていただきたいことと、特別に予算を伴わない、先ほどの教育長独自が政府に対してそういう経験とか、問題点を要望として出していたら、こういう点はぜひやっていただきたいことを要望しておきます。大変ありがとうございました。

○ 議長（坂上国治君） 次に三番、金沢勝君。

○ 三番（金沢 勝君） ご通告申しあげました通り、解放センターの早期建設、それから、和泉市立病院の総合病院の新設について、ひとつ簡単にご質問申し上げたいと存じますので、要点だけで結構ですから明確な答弁を願いたいと存じます。

過日の市議会と支部との懇談会におきまして明らかになったわけでございますが、理事者は48年度中に用地を買収、49年度中に建設するという確約があったということであります。私も特別委員会に所属しているわけですが、残念ながら、これは聞かされておらない。この問題につきましては、特別委員会の必要性は疑いわけですが、これはまあ、本会期中に役選も行われるであろうから、その中で審議するとしても、とにかく、われわれがけんげ枚に置かれてきたことは事実であります。社会党はじめ公明、民社、共産の四党が護憲の立場をとっており、平和憲法第14条において「すべて国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されておるのであります。この平和憲法に保障されておるにもかかわらず、過去において非常に差別が行われて参りました。職業・結婚・貧富の差別があったことは事実であります。特に部落問題の差別が大きく取り上げられ、同対審答申並びに特別措置法が憲法の精神の範囲で制定されたのであります。

その内容は、差別があるということは国の恥である。また、これを解消するのは国、地方自治体の責務であり、国民の課題、宿題ということが書かれておるわけでございます。これは、私は市長に質問し、あるいは担当助役、部長のみに対する質問でなく、ひとつ皆が質問を受けたつもりで、国民の宿題でございますので、慎重にお聞きを願いたいと存じますけれども、支部との約束のいわゆる用地の場所でございますけれども、三つの案の予定地を持つてるといことも聞いておりますが、48年度に買収された土地はどこと、どこと、どこか、ひとつお答えをいただきたい。実際買収された土地は1カ所と聞いておりますが、実現可能な土地はど

こであるかということをお答え願いたいと考えるのであります。

何よりも優先しなければならない同和行政の中で、解放センターをいかに考えておるのか。期限立法の精神から考えますと、なぜ期限で行われてるか。10年間に解放する。10年たてば同和という言葉も、解放という言葉もあってはならないと私は思っています。さすれば、あと残すところ4年の解放センターの利用価値、ウエートは非常に高いであろうけれども、百年の大計を考えるならば、やがての市民会館として、市民に親しまれる場として計画を立てるべきだ。私はこう判断しておりますが、理事者におかれてはどういうお考えであり、どうして早期実現の道をたどっておられるかにつきまして明確にお答えをいたさきたいと存するのであります。

次に、和泉市立病院新設の問題でございますけれども、一昨々年、泉大津・和泉市の一部事務組合が「発展的」という言葉で解散されたのでありますが、総合病院が期待され、やかましく叫ばれておる中で、また、救急病院の必要性が高まっておる中で、それに逆行した医療行政の失敗かと考えております。

と申しますことは、一市一町八村で発足したこの隔離病院がああいふに現在に至っておるわけですが、分院を建てたり、あるいは新館を建てたりして、小さいものを大きくしなければならぬ総合病院建設計画の中で逆行するわけでございまして、私の申し上げたいことは、これを継続して、いわゆる府道粉河線の府中病院の左のところぐらいに救急病院を、また、市民から親しまれる、本当に信頼の出来る機能の充実した総合病院を建てるべきだと考えております。

しかしながら、この時点になるとやむをえないとしても、一番叫ばれておるのは医療行政であります。総合病院・救急病院の建設であります。そういうことで、特別委員会で非常にやかましく言われて参り、いよいよ設計契約の時期に参ったわけでありますが、驚くなかれ、予算額が20億であります。過日の特別委員会でお聞きをしたわけでございますが、すでに設計の契約をされておる。審議会の一つも作らずに委託されておる。その金額は2.5%の5千万円近くで、随意契約が結ばれております。これは条例を見ますと、3千万円以上の請負契約については議会の議決が必要であるというのがご存知の通りであります。にもかかわらず、随意契約を結ばれ、着々と基本設計がなされておる中におきまして、いまだに本議会に請負契約の締結が提案されていない。条例によりますと、議会の議決のあった日が契約日と明記されております。これはどういふふうに考えておられるか。だれでも結構です。条例違反の契約が結ばれた中で行われております。

それを含めて、百年の大計から半永久的であろう病院の中で、わずかに特別委員会云々とか、栗原教授とか、非常に簡単な中で建設されようとしておる。全智全能をしぼって、あとに悔を残さない総合病院建設のために市長、努力する意思はないか。病院特別委員会がわずか一時間や二

時間の審議した中で契約、建設されようとしております。この点について、ひとつ理事者の明確なるご答弁をいただくとともに、答弁の中で再度質問をしていきたいと思っております。

終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 時間の都合で理事者の答弁を午後に戻すことにして、お昼のため一時まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時5分再開）

-
- 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

午前の金沢議員の質問に対し理事者答弁。

- 助役（藤田 利君） 金沢議員さんのご質問の解放センターの建設についてご答弁申し上げます。

先刻のご質問中に議員さんのお説のごとく、過去100年にわたる差別の累積は、社会的、経済的、文化的に底辺に置かれた部落を速やかに解放し差別をなくすることが同和行政でございまして、いわゆる国、府の責務とされておりますと同時に、国民的課題であることも明記されております。全くお説の通りでございます。

解放センターは、解放運動の拠点として地域の中核をなすものであります。国民的課題、即市民的課題として全市的に展開していくことにおいても、本センターは町づくりの核にとどまらず、運動に大きな意味を持つものであります。

この観点から、早期建設は焦眉の急であると考えております。したがって、今後、議員さん皆様のお力添えもお借りしながら早期建設を期したいと存するものでございますが、その場所等についても特別委員会にお諮りして決定したい、かように考えております。

- 3番（金沢 勝君） 支部のほうには、48年度に用地を取得するという約束をした、そうでしょう。そして、49年度に建てますという約束もした。ということは、48年度にすでに場所を決めて買収しとかないかん。3カ所も4カ所も買って、どこにいたしましょうかということ、財政的な事情が許さない。あんたの今の答弁は、支部に約束した答弁じゃなく、約束したことを間違いだということ。ということは、48年度中に場所を決めて土地を買わないかん、私はその点を指摘したい。

もう一点、可能な土地に建設しなければならない。私は「絶対」という立場をとりたくないが、

法治国家であり、国の方針に基づいて解放センターを作らないかんとすることはあなたもよく知っていたらなければいかん。実際に実現可能な場所としてあなたはどこを選んだか。三案のうちどこを探ってるんだ。私はそれを聞きたい。伯太の人にもいろいろ接触があつて聞いたんですが、解放センターという名前が悪いんだということで、反対の理由を述べておられましたが、起債、補助金の関係もございしますが、建設、開館される時点で条例も作られると思う。大阪市にも文化会館とか、文化センターという言葉を使った解放センターもあると思います。そういう問題については、解放事業についての日ごろのPRが悪かったんじゃないか。私は行政に対して市民が理解を持つ場を作る努力をしなかったと思う。

一べん、伯太町の人に聞いてごらんさない。逆に言えば、用地は市のものであり、建築確認さえ取ればだれが建てようが問題はない。ただ市の行政上、円満にやらないかんとということで、地元の説得、ご了解をいたさきたいという問題もあるから、一べん、公聴会でも開いて、「反対の理由があれば変更させてもらいます」と支部ははっきり言ってる。反対の理由を一べん聞かせてもらってはっきりすべきだ。やらないかん、遅いじゃないか、あと4年しかない。49年度もあと7カ月ほどしかない。あなたがええかっこして約束したけれども、うそになるやないか。だから、この際はっきり市の理事者として、こう思ってるんやということをここで言うのはしんどいか、はっきり言うたらええやないか、別に市の理事者として、ここが適当だと判断するとすればそれを含めて時限という法律の趣旨を考えないかん。この事業を10年間でやれば、10年後には解放センターはおろか、部落解放というような言葉がいつまでも続くことは差別が続くということです。一日も早くこの言葉が消えるということで10年という時限立法にしてある。そういう法の精神からしても、やはり早いこと解放に努力せないかん。

○ 助役（藤田 利君） 全くお説の通り、私どもの至らんために遅れていることについて反省いたしております。今後、特別委員会にお諮りいたしまして善処したい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 3番（金沢 勝君） 場所は言うていたどかなくても個人的に私も聞いておりますのでいいとして、党本部からも積極的に推進せよという指示がきておるので、私たちは強力に追及してるわけだが、やがて建てられるであろう解放センターは、余す4年間は解放の目的を持って使うけれどもそのウェートが高いけれども、やがては、私は市民会館になると思う。100年の大計という言葉を使うならば、4年間は解放センター、あとは市民会館として利用出来るように設計したうえでひとつ取り組んでいただきたい。この点を強く要望して、この問題については終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 病院関係についてお答え申し上げます。

病院の将来の伝染病棟等を含めた総合病院化への基本的な大綱の方策につきましては、議会病院委員会、また医師団等を含めて今後十分ご意見を承り、ご指導もいたさながら方策を確定していきたいと思うわけでございます。

それから、契約関係につきましてご指摘がございました。大変痛み入るわけですが、ご指摘の通り、法令、規則等におきましても、地方自治体の契約行為は、競争入札、指名、競争入札、それから随意契約の3手法が示されておりますが、原則的な建て前は競争入札であることはお説の通りでございます。

今回は、いろんな事情等から基本設計を設計業者にやらせてるわけでございますけれども、建て前につきましては確かに仰せの通りでございますので、今後は十分に意を帯してやっていきたいと思うわけでございます。現在の業者につきましては、十分に督促してご期待にそむかないように努めて参りたいと思っておりますので、ご了承を願いたいと思っております。

それから、予算化の時期でございますが、確かに仰せのように、設計経費の予算化を近く予定しております段階で、本議会を含めまして現在のところ、予算化をいたしておらないのでございますが、一段一段と本年度中に設計完了まで急速に進行させねばならないという存念でございます。まず、基本設計を明らかにいたしました段階で、工期、所要額、全体の規模、建築の大綱が出て参りますので、そのへんと現在の目途等をからめまして、次回に予算を計上したいと思ってるわけでございます。いろいろ不手際もございますが、ひとつ建て前につきましては十分に今後とも理解し、留意して参る所存でございますので、ご了承のほどをお願いいたします。

- 3番（金沢 勝君） 和泉市始めて以来という20億近い設計を委託しておるわけでございます。今、局長の説明の中で、すでに基本設計に入ってる。栗原先生によって基本の構想は出来た。皆さんもびっくりされると思うが、過日の病院特別委員会において、8月28日に契約がすんだというので、その内容を聞くと随意契約という。建設部で指名業者の取り扱いの受け付けをやっているわけだが、「うちは全部競争入札ですよ」という前提において指名業者の受け付けをしている。150軒ほど出ているが、その中で、特殊なものやったら別だが、5社が適当と認められ、その中で3社を選定して見積書を取った。見積りを取る必要はない。現場説明して指名競争入札をさせたらええ。20億の2.5%5,000万円の契約ですよ。

それから、審議会を作る意思があるのか、ないのか、一ぺんここで回答して下さい。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 審議会につきましては、病院特別委員会のご意向等も十分に次回に拜聴して、こちらも理解したうえで爾後の進め方を見付け出していきたいと思っております。
- 市長（藤木秀夫君） ご期待に沿うべく努力いたしまして、はっきり申し上げますが、作ります。

○ 議長（坂上国治君） 次に18番、直村静二君。

○ 18番（直村静二君） 一般質問の要旨を述べます。

本年度の予算編成のときに、政府の総需要抑制策は効果があるんだ。そして、物価は沈静するんだという、手放しの予算編成の市長の説明がありました。なかなか沈静どころか、これから急速に上がっていくという問題で、市の理事者の情勢に対する見方が非常に甘い。反省すべきだということを申し上げます。

今日、財政問題で大変、和泉市の場合は重要な問題になっております。その点で2・3点質問いたします。第1点は、人勧実施32%が行われた場合、具体的に人件費はいかほどになるんかという数字を概算でお示し願いたい。

次は、昨日の答弁の中で、国有財産の基地交付金、これもひとつ増額したいという、財源獲得の方向を打ち出されましたが、私たちはまず一貫して基地は撤去という前提ですが、かりに坪1万円と評価しても140万円、70万坪で約8.900万、都計を入れると1億になる。具体的にいかほどの金額を国に対して請求しようとしているのか、この点をお尋ねしたい。もちろん、人勧実施に基づく財政難ですから、国に対して要求することは当然です。その点では、私どももこうしなさいと主張しますが、これはまたその時点で改めて追及したいと思いますので、以上2点、お答え願いたい。

次は、48年度の決算は、5月30日に出納閉鎖がすんでますから、今日の段階である程度言えるんじゃないか。その点でどのような決算状況か、赤字なら赤字、黒字なら黒字、そして特徴点として起債はどれだけ増えたか、概算でお答え願いたい。

次は、再建団体という問題も一つは心配でございますが、過ぐる前、前々回の議会でも聞きましたが、赤字が何億になった場合、和泉市は再建団体に入るのか、現時点での概算の数字をお示し願いたい。

次は、来年度はかなり予算規模が膨張する。さらに、特別会計につきましても今回、決算書が出てますが、やはり赤字であるという点で、一つは国保会計も赤字だと思います。これについても少なくとも、高額医療費負担についても実施せざるをえないという点におきまして、さらに国保の赤字が増えるという場合、一般会計からどの程度補てんするのかというめどが今立っているのか。おそらく近日、高額医療費制度が出来る、また、早くしなければならぬ。お隣りの岸和田市でも出来ております。3万円以上払う場合は、それ以上は公費負担という点で、一般会計から何ぼ出すんかという概算をお示し願いたい。

以上が財政問題です。

次は、2番目の同和行政と同和事業でございますが、もちろん財政問題もからみますので、重複する点があってもひとつご勘弁願いたいということをお断りしておきます。まず第一点地区指定につきましては、42ヘクタールが今度、地区改良法の地区指定が9月4日、大阪府の都計審を通りました。この点につきまして、そのときに私も和泉市の都計審の一員として審議に参加し、意見を申し上げましたが、まず第一点に、膨大な地区改良につきましては、公正で民主的な行政を行うためには、まず、窓口一本化の制度をはずすべきだと申し上げました。さらに超過負担並びに財政圧迫をさせないこと。三点としては、計画の決定についても、単に解放同盟並びに町会長段階の総合推進委員会というものでなく、もっと民主的な、法的権限のある広範な市民も参加した一つの委員会を作るべきだと思いますが、現時点では、同和对策推進協議会も出ていない。さらに、この地区改良については和泉市の財政が問題ですから、財政上の歯止めをすべきだ。こういう意見を申し上げましたが、私がお尋ねしたいのは、大阪府の都計審へはすでに改良事業費409億円というのが出されましたが、私どもが審議したときには、この409億円という事業費は出ませんでした。なぜ出せなかったのか。大阪府の審議会には出せるが、和泉市の審議会には出せないのか、明快にお答え願いたい。さらに409億は何年度から何年度までか。たとえば、49年度に出されて50年度からいきますと、時限立法が53年度末だから4年間、単純に4で割ると年間102億円を消化しなければならない。今年予算では110億中47億5000万円、4.06%、かりに来年度150億の予算編成の場合、4.0%としても60億しか出来ない。100億すら出来ない。自ら出来ない計画だという点を指摘したいと思しますので、明解にお答え願いたい。

次は開発公社。最近サントリーの横あるいは加藤毛糸の跡、その他第二保育園を含め、同和对策事業用地という看板があがっております。この点について、公社用地として確認はしておりますが、同和对策事業用地という確認はどこで、だれがするのが、そういう委員会はどこにあるのか。また、そういうふうに扱った場合、今後、どういう問題が起こるか、この点責任ある決定機関はどこかをお答え願いたい。

次は、持ち家制度でございますが、いろいろ問題を含んでおります。財源問題もあるが、私がお尋ねしたいのは、府中町5丁目榮原へ行く道ですが、第二保育園の横に代替用地があると聞きました。そうすると、この持ち家制度もしくは代替地、つまり、地区住民が府中町5丁目までくる。これは移転の自由、居住の自由で差別なく行うのだから当然です。しかし私が言いたいのは、そういうことで果して部落解放が出来るのかどうかです。現在、同和地区につきましては窓口一本化行政です。たとえば府中町へきた場合、そこが果して同和地区と認定するのかどうか。もっとはっきり言うと、窓口一本ですから、固定資産は3分の2、健康保険は2分の1の減免措

置を行うという、一般行政と違う同和行政を行うということを確認したいので、明快なお答えを
してもらいたい。

それから、解放運動との関係でお尋ねしたいが、今月3日から10月3日まで、いろんな解放
運動の集会などが行われておりますが、当市では9月3日からすでに職員も行ってありますが、
特に24・25日の狭山事件についての東京集会への公費出張、この点につきましては、再度そ
ういうことは中止しなさいという申し入れをしたわけです。地方自治体の中立性違反だよね。こ
の点、人数と9月3日からの延べ人員をご報告願いたい。私は中止と申し入れをしましたので、
その数字について、反対の見解をとりたいと思います。

次は、老人解放センターについてお尋ねいたしますが、職員の採用問題について聞きますと、
職員を何人が採用したと聞いておりますが、その採用された職員は一般職なのか、現業職なのか、
そのへんのお答えと、その人数。しかも、その中に解放同盟の支部執行委員の肩書きの方もおら
れ、同時にその人は相談員であった。非常勤嘱託という問題もありますが、その点はどのように
扱うのかどうか。さらに、相談員が減るからその補充をしたということも聞いておりますが、相
談業務が減ってるのに相談員の補充、何人補充したか。

次は、老人解放センターの条例のときに答弁の問題です。確か、私が聞いたときに、同和の人
々はすべて解放センターの恩恵を受けるんだということを今の内田部長が答弁した。500人、
600人以上の老人の方がおまして、いかなる団体に所属しようと、しようまいと全部きちん
とやりますという答弁でございましたので、私は賛成した。ところがその後、私のほうに連絡が
あって、解放センターにつきましては、金券とか、何かの券を持たなきゃいけないんだと聞きま
したので、これでは議会の答弁とは違う。私はそういう差別なく適用するんだということで、確
認をとっておりますので、賛成しましたが、実態は違うんだという場合、われわれの政治責任に
対してどうするんだ。だめならだめだね。条例はそうなるが、実際は特定の団体と契約する
となぜ言わないんです。責任をとりなさいと申し上げたい。

3番は、地場産業の不況対策につきまして、大阪府・岸和田市もそれぞれ行っておりますので、
今直ちに行うという制度について市にお尋ねしたい。金利補給の問題、さらに一つは、もし、市
単独融資制度を受けておられる業者に対しては、現在の不況で困っている場合は、市としても一定
の償還期限の延期をやるのか。他の金融制度ではそれを行ってるということでございますので、
市もやってもらいたいということです。

4番目の農林関係につきましては、宅地並み課税につきましてこの前にも質問しましたが、検
討してもらいたいということでございます。これはA農地、B農地を含め20アール以上の場合
は適用し、それ以下の一反半という場合には、非常に高い計算になっている。坪当たり47年は

2円90銭、48年は6.9円、49年では12.9円、つまり、一反で4万2千円になるわけです。昨年の税務署申告が1アール48,200円、1反48,200円で、所得のほとんどが税金に取られるということで、差別なく適用するためにも面積制限をはずすよう検討してもらいたい。

それから、秋のセイタカキリン草の問題につきましても、次回までに答弁下さいとなっておりますので、これについて報告をしてもらいたい。

それから、先ほどの勝部議員のみかん対策の件でございますが、和泉市として摘果政策に対して国が費用を出しているということでしたが、和泉市は何ぼ出すんか、また、出す気があるのかどうか。これは財政問題も含んであるので、財政に言うても金は出ないのか、その点農林課としては、やる気があっても財政のほうで断わられて出来ないのか、その点ひとつ明快にお答え願いたい。

以上、非常に項目が多岐にわたっておりますので、明快なお答えを願えれば何とか時間内に消化出来るという気もしますが、答弁いかんによっては再質問の権利を留保し、若干の延長もひとつお願いしたいと思います。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 総務部理事（庄司 清君） 私から財政問題の関係についてお答えいたします。

まず、第一点の人勤実施の問題について、人件費はいかほどになるかという端的なご質問でございますが、この点につきましては、約1.0億円の追加が予定されておるわけでございます。それで現在の総人件費は2.4億円でございますので、そのうえに1.0億円プラスされて3.4億円程度になる見込みでございます。

第二点目の基地交付金につきましては、税務の関係からお答えさせていただきます。

三点目の48年度の決算状況でございますが、これは現在、まだ監査委員さんの監査も受けてございませんので、明確にお答えすることは出来ませんが、私のほうで普通会計として決算をとっておりますのは、48年度で歳入9.7億6,500万円、歳出9.6億3,500万円、差し引き1億3,000万円の黒字となるわけでございますが、このうち1億200万円は翌年度へ繰り越す財源として、49年度へ繰り越すわけでございます。これはご議決を賜りました事故繰越、継続費の繰越あるいは繰越明許ということで、ご議決を賜った事業に従って財源に充てるわけでございますので、実質の取支としては、2,800万円余が繰越金ということになるわけでございます。

特徴と申されておりますけれども、非常に48年度は、総決算見込みの約50%なるものが、投資的経費として使用されてございますが、これが非常に大きな特徴でございます。決算額の膨張もこれが原因でございます。

それから、二点目の特徴を申し上げますと、ご指摘の通り、非常に地方債依存度が高められて、一般財源の構成比率が低くなっていると言えるわけでございます。そういうことで、現在ではこの程度のご答弁をいたしたいと思えます。

それから、再建団体に入る赤字額でございますが、約8億円ということでご記憶願いたいと思えます。

それから五番目の国保会計の赤字の問題。また、高額医療問題に取り組んだ場合の一般会計からの繰り入れの問題につきましては、これは今後、検討すべき事項で、現在ここでいかほど、どのように繰り入れするかということのお答えは言明いたしかねるわけでございます。その点、ご賢察いたさきたいと存じます。

- 18番(直村静二君) 高額医療費制度は検討ということでございますが、国保の係りからいつか実施するかどうかについて。
- 保険年金課長(逢野博之君) 高額医療費につきましては、先般来、国保運営協議会の審議をわずらわしまして、50年1月実施を目標にして取り組んでおります。本年度の財源につきましては、450万円必要でございます。
- 18番(直村静二君) 49年度は450万円、来年度は検討、わかりました。
- 議長(坂上国治君) 次。
- 資産税課長(中川鉄也君) 48年度の実績は総額で1,457万1,000円、平方メートル当たり換算6円43銭になっております。これに対して現在、国、防衛庁に要望しておる金額は、鶴山台団地の宅地の固定資産税並みの要求をしております。平方メートル当たり155円、25倍の要求をしております。このため本年2月及び7月に市議会議長さんをはじめ各位のご協力を得て、自治省、防衛庁等に陳情を行っておるということでございます。総額にして約3億5,000万円の要求でございます。
- 議長(坂上国治君) 次の答弁。
- 同和対策部長(佐原行雄君) それでは私に対する質問がたくさんございましたので、特にその中から抽出的にお答えしていきたいと思えます。
- 18番(直村静二君) 財源とからめてるところがあるので、普通のやつを先に言うてな。4月9日の審議会になぜ出さなかったかというお答えと、409億の負担区分、何年で消化するんかということをまずお答え願いたい。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 地区指定の関係でご質問があったわけでございますが、大阪府の都市計画審議会には金額が明示されておりながら、市のほうでは出ていないじゃないかということですが、私は都計審の事務局ではございませんので、そこらの話はわかりませんが、少なく

- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

ご承知の通り、特別会設置の基準と申しますのは、地方自治法第209条第2項に規定されておりますのは、議員さんご承知の通りだと思います。いわゆる「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる」と規定されております。かねがねからいろいろ議論され、その都度関係部局からご説明申し上げておりますように、同和对策事業というのは、ここに言う特別事業でないわけです。

- 18番（直村静二君） 藤田助役から運営委員会で答弁してもらい、結構ですわ。
- 議長（坂上国治君） 次の答弁。
- 用地担当理事（西川武雄君） 会社の現在所有してある用地の中の同和对策事業用地の看板の件でございますが、看板を立てることにつきましては、すでに予算の中でご議決を賜っております債務負担並びに債務保証の利用目的に基づきまして、その用地につきまして、同和对策事業用地の看板を立てている、こういうことでございます。
- 18番（直村静二君） 持ち家制度で代替する場合の用地も看板を上げる。
- 用地担当理事（西川武雄君） 持ち家制度につきましても、環境改善整備事業内の債務保証の中で代替用地という目的の用地につきましては看板を出しております。
- 18番（直村静二君） 府中町5丁目のやつも代替用地として買ったわけですか。
- 用地担当理事（西川武雄君） あの件につきましては46年の買収でございまして、その時点では、債務保証並びに債務負担行為の中ではそれがはっきりしておりませんでしたので、看板は立てておりません。
- 18番（直村静二君） 持ち家制度の代替用地に選定したんやな。
- 用地担当理事（西川武雄君） 同和对策事業だけでなく、一般公共事業で宅地が用地買収にかかった場合、代替として提供するというところでございます。
- 18番（直村静二君） 一般公共事業のための代替として買ったというが、同和事業の持ち家もあり混同しますわね。その点はどこで決めるんですか。第二保育園の横の土地については代替用地とわかった。一般の分とおっしゃるが、同和の持ち家の分とも聞こえるしね。
- 用地担当理事（西川武雄君） それは当然、公社なり、市内部で協議願って決めるわけでございます。
- 18番（直村静二君） 第二保育園の横の地面についてはこれから決定するんか。一般公共用地のための代替の土地だと確認をしいいわけですか。それとも、同和行政の持ち家もそこに入ってるんか。

- 用地担当理事（西川武雄君） それらの決定につきましては、家を建てる時点に協議を願うわけです。
- 18番（直村静二君） まだ決まってないわけですね。
- 用地担当理事（西川武雄君） すでに造成しておりますので……。代替用地に提供するという事は決定しております。
- 18番（直村静二君） 同和行政の持ち家ですか。看板は立つんですか。
- 用地担当理事（西川武雄君） 同和行政にも一般にも、いずれにも利用出来るということです。看板は立ててごさいませんか。
- 18番（直村静二君） 大事な問題なので、とっともっと他にええ土地もある。商店街の真中もある。府中駅前開発全部代替できたらどうか、何ほでも大きくなってきますから、どこでその線を決めるんか、意見を言うとききます。持ち家制度は委員会、その他でやります。
- 議長（坂上國治君） 次。
- 総務部次長（門林六男君） 老人解放センターにつきましては、12時間開園してございますので、勤務者は交代制をとらないかんとということで、現在、14名採用しております。現業職として位置付けております。この中で非常勤の相談員であった人が4名おります。
以上でございます。
- 18番（直村静二君） 14名採用して現業、市の職員ですな。本来、市の職員は公務員試験があるのかどうか知りませんが、採用するときに試験があるが、14名は試験で採用されてきたのかどうか。それとも、どれかの団体の推薦であったのかどうか。市の職員になる場合、非常勤嘱託はお辞めになるのかどうか、そのままで職員になるのか。そして、4名の相談員が入った場合、減った相談員は補てんしたのかどうか。
- 同和对策部長（佐原行雄君） 非常勤嘱託員が老人解放センターへ行ってることについての質問と思いますが、増員の問題も含めてお答えいたします。
非常勤嘱託はもちろん辞めていただきます。正式な職員として採用しており、重複しておりません。
なお、これによって生ずる欠員は、即刻、補充したいと思います。
- 18番（直村静二君） 支部執行委員の肩書きははずれますか。
- 同和对策部長（佐原行雄君） 当然、運動団体の支部執行委員になつて方もありますが、はずれておりません。
- 18番（直村静二君） 対市支渉に非常勤嘱託員あるいは執行委員が日当付きで、支部の助成金2,700万円あるから出てくる。一方、現業の市の職員であるから市長命令も聞かないかんと

いう立場になる。そうすると、解放同盟の運動関係についてはどういふことになるか。執行委員としては活動せないかん。狭山裁判の動員、対市交渉では支部執行委員として出てこないかん。他方、運営については市長命令で動かないけない。どないになりますか。

われわれがその職員にものを言う場合、一体どう言うのか。職員としては言動を慎まないかんというふうに、個人的な問題ですからね。しかし、支部執行員として議員がものを言う場合、解同の執行委員として話をせないかんのか、市の職員として話せないかんのか、そこらは明快でない。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） まことに私のほうから申し上げてせん越になるかも知れませんが、あるときは市の職員、あるときは運動団体の執行委員、こういうことがいいものかどうかわかりませんが、市の職員でありながら、支部の執行委員として対市交渉をやる。同じという取り方は間違いかも知れませんが、その方が市の職員として出向かれた場合は当然市長の命令に従う。運動団体としてきた場合は、一つの運動団体の中での対市交渉の執行委員としての責任もあるということもあえて間違いではないと思います。

○ 18番（直村静二君） そうすると、労働組合の加入はオープンジョブ、ユニオンジョブといっているありますが、その場合私は職員組合については知りませんよ。どんな制度、どういふ抜いかはね。解同支部という民間団体と一職員団体との関係、職員としての労働組合への参加、それと、執行委員の参加という問題が出てくるんじゃないか。あなたはどっちへ行ってもええよなことを言うが、府連の命で動かないかん職員の採用問題、これは重大ですよ。簡単に採用するわけにいかんと思う。市長、明快にしてもらいたいですな。議員として私自身困るんですよ。

たとえば老人解放センターへ行って、こういう問題を調査するとかの場合、執行委員として言うのか、いや職員として答えてくれと言った場合どないしますお。行政団体も運動団体も混ぜこぜ、あめかもちかもわからないようなことではね。これからもまだまだ事業を進めていく場合、解放センターについても、事務職員も採用せないかんじやないですか。解放運動をやった人たちが職員になるわけでしょうが、そこらはどないするんですか。人事は明快に規則、条例に基づいて答弁してもらいたい。藤田助役か、市長から答弁してもらってもよろしいが、はっきり答えられますか。これでは議員の調査活動とかは出来ませんぜ。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

いわゆる市の職員として採用されておることは事実でございますので、市の職務を行っていく段階においては当然、地方公務員法の適用を受け、もしくは上司の命に従う義務が発生してくると思えます。たゞし、職務上の地位を離れて活動する場合は当然、その人の個人的な自由意思によって行動されることは可能でございますので、その点で結局、職に従事してるかどうか、従事

すべき義務のある時間とか、そういうことによって判断し、区分していく以外にないんじゃないかと思います。

○ 18番(直村静二君) そうすると区分はする。しかし、私が質問したら本人はどういう職になってるか、解同の執行委員となるとちょっと困る。片方は窓口一本で支部と協議の整ったことをやるが他方、職員として市が業務命令で動かす。職員の賃金もボーナスも全部払う。職員としての身分も保障するが、対市交渉で出てきた場合は、解放同盟としては日当を保障、役員の手当も計上されてるわけですが、その人らは上司に対して「今からは職員と違う、解同の執行委員としてやる」というかっこうで区分けするんか、一べん、明快にして下さい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お説のような方式で区分せざるをえないと思います。

○ 18番(直村静二君) わしがヒント与えたからですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) いいえ、当然業務に従事している期間においては、職務上の命令に従わなければならない義務があります。しかし、個人として行動する場合、たとえば勤務時間中に執行委員としての役目を果たさなければならない用件が起きた場合は、当然、休暇もしくは職務専念の義務を免除してもらいような方法をとって行うべきであると思います。

○ 18番(直村静二君) 職員組合との関係も問題。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 職員組合は、団体交渉の段階では、法律的にいちいちやらなくても職免されており、当然、それを行う権利があるわけで、ちょっと性格が違うと思います。

○ 18番(直村静二君) こういう事例については、これからも追及していきます。そうしないと、だれにものを言うてええのかわからん。この人輩の問題は偉憾に思いますので、さっそく補充したのも気にいらん。

それから、すぐ相談員を4人入れるというが、相談業務が増えたんかどうか、指摘にとどめます。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) ご質問の趣旨は9月8日からでしたから、現在までで28名でございます。

○ 18番(直村静二君) これは実は知っての通り、この間のテレビ、今朝の新聞にも出ましたが、殺人集団の中核がいろいろやってるわけですが、職員の方でも竹槍を持つといったことで、そういう暴力集団のところへ、いかなる名目であろうと公費出張まかりならんと、歴然とした事実が出ております。議員団も申し入れましたが、調査も出来ないという。公正な姿勢をひん曲げていると指摘をしておきたいと思います。もともとの誤ちは狭山差別裁判と認定するからで政治的謀略事件でなくえん罪事件、八海事件、その他と一緒に無実かどうかわからないから、すべて公正な裁判を要求して抗議集会が行われ、石川青年奮闘、裁判粉砕のスローガンのもとに市

の職員は絶対まかりならんとあえて強く要求しておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部長（内田 繁君） お答えいたします。

老人解放センターの利用の実態が違ってるんじゃないかと、当時の条例制定と違ってるということで非常にきついお叱りを受けているわけですが、私の言葉足らずが誤解を招きまして申し訳なく思ってるわけですが、この利用に当たりましては、やはり条例の設置目的を踏まえて利用していただくということが基本的な考えであります。

したがって、そういうような考えから現在、同和地域の中に60歳以上のご老人で組織化されております。しあわせ会の方々が中心になって使用していただいているのが、現況でございます。現在、この会に入っている……。

○ 18番（直村静二君） わしはそんなもん聞いてない。あんたは言葉足らずということですか。私はあのとき念を押した。しかし、そういうことであれば私は反対やった。しかし、あなたの答弁は間違いなく、「いかなる団体に入っておろうと、おろうまいと利用してもらいます」と、だから、私はこの条例は大変結構だ。私の政治的立場は賛成だといった。しかし、実態は違っている。言葉足らずというが、私の政治的立場は殺される。その責任はどないするんか。養成したのは消えませんか。私は確認をとったんです。私はおかしいな、おかしいなと思いがらもね。私は一貫して一切の差別に反対と主張してある。だから、あのときは念を押して、「老人の差別をするな、同和予算は同和地区全部に適用しなさい」と確認をとった。それをあなたは言葉足らずとね、どういう責任をとるの。そのときに他の同対にしる、助役にしる、発言があるべきだと思ふ。私は何も責めてるんじゃない。あのときの説明通り、差別なく適用してもらえば結構だと、むしろ積極的な発言を喜んでる。だから、その問題については窓口一本ははずれた、老人問題についてははずれましたとね。しかし、窓口一本を一部長が破れるもんやないと思ふが、あんたが言い切ったから結構やと喜んで。私が常々言ってもなかなか窓口一本ははずさんのに、あんたは窓口一本をはずした。平気でやれるんやから結構や。あんたは市長より上やと思つた。今日の段階で言葉足らずなんて、そんなこと、あんたも同和問題はよく知ってるはずです。同和部の次長やないですか。だれに質問されても説明出来るはずや。多くの市民があんたに願いをこめてた。あんたはええ発言をしたのに、それを今さら言葉足らずなんて、市長、どうですか。言葉足らずなんて、そんなもんやないですな。もっと明快にしてもらいたい。

○ 助役（藤田 利君） 私からお答えいたします。

現在、しあわせ会に入っている方々が580名でございますが、この方々が利用なさっておるそう、実は私、昨日も現場を見に行ってきました。

○ 18番(直村 静二君) 議案の質問に対しての答弁と実態が違ふようなことを言つてどうするんや。そのときに助役なり、同対部長なりが、若干時間を取つて、実はこうだと言ふべきでしょう。今までそういう例があるでしょう。僕は内田部長をやつつける気はない。理事者、最高幹部の一員として答弁を聞いた。そして賛成した。しかし実態と違ふ。そのとき、他の同対部長あたりから「ちょっと待つて下さい」と言ふべきじゃないですか。違つた場合どう責任取るんか。

○ 助役(藤田 利君) 私らの不注意でした。

○ 18番(直村静二君) 陳謝してもらいましようか、明快に。助役と内田部長ですか、「直村議員に対する答弁については、不注意もしくは言葉足らずで迷惑をかけました」と、私は賛成者になつてる。私は窓口一本に反対ですから、私の政治責任をはっきりさせるために陳謝文書書いて下さい。議案というのは慎重審議してますよ。うまいこと言ひて賛成させるなんて態度はだめ。私が反対であることがわかつてるのに賛成させるような発言をして、あとで確認までした。そして実態と違ふ。そこを怒つてる。

○ 議長(坂上国治君) 担当助役簡単、的確に答弁しなさい。

○ 助役(藤田 利君) その回答をしたことについて、私は十分に記憶いたしておりませんので、私の不注意で、そのときにもっとしっかり聞いておけば……。このことは窓口一本化でやつてるわけでございますから、だれでも彼でもという意味合いのものではございません。

○ 18番(直村静二君) 窓口一本だから、だれでも彼でもあかんとね。あんたは同和の次長や。解放センターの条例に対して確認をとつたのに、不注意だったということはわかるが、内田部長、どないしますね。あんたの不注意はわかる。そのことを指摘しなかつたことはね。私は賛成者だと言われてるんですよ。どないしてくれるんですか。議会で答弁あつたと言ひましたよ。その責任をどないしてくれるんだということですよ。不注意でした。陳謝もはっきりしなさいということですよ。たとい、間違つたことであっても、相手に賛成させるようなごまかしはいかんということですよ。

……(「議事進行」と呼ぶ者あり)……

○ 助役(藤田 利君) 私もそのことを十分覚えていなかったことはまことに申し訳ない話でございます。そういうことであつたとすれば、これは当然、止めて訂正すべきであつた。したがひましてこれはまことに不注意であつたことを深くお詫びいたしますと同時に、市民部長に対しましてよく注意し、今後、かかることのないように注意を与えるということで、どうぞご了解を賜りたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 議事進行の声も出ておりますので、一時間に納めたいと思いますが、私は提案したい。今度、老人解放センターの運営費が議案で出ますから、そのときに私の質問に

はっきり責任のとれる発言か文書でして下さい。一般質問ですので、議案審議のときに提案いたしますので、もう一べん明快にして下さい。

あと市単融資について簡単に答えだけいただき、意見を言いたいと思います。

○ 商工課長（岩井益一君） 市単融資借受者の償還猶予措置でございますが、現在別途、償還猶予の申し出があれば、実態に応じて信用保証協会のほうに連絡をとってございます。そして、信用保証協会のほうで処置をしておるといふ実態でございます。われわれとしては、代位弁済にならないよう配慮しておるといふことでございます。

○ 18番（直村静二君） 府としては、利子だけ払うて元金は待ったということなので、府に合わせてやっていたらどうかをお願いしておきます。

まだ、いろいろありますが、ここで終わりたいと思います。意見だけ申し上げておきます。非常に財政問題、同和問題についてお聞きいたしました。お答えを聞いておると、市民にどないして説明してええのやろ、わからんという気がいたします。それから、こんな和泉市にだれがしたんかという点で責任を追及したいという気にかかれております。また、財政理事もお辞めになると、あと財政を担当される方も大変だと思いますので、和泉市の立て直し、もしくはこういった間違った問題につきましても、勇気を振ってやってほしいと思います。不公正な狭山差別裁判などということではなく、自治体の公正な中立性を犯さないようにしてもらいたい。今後、まだ議会もありますので、その中で頑張っていきたいと思っております。非常に長時間とりましたが、議長にもお願いいたしますが、この次の議会には、時間の問題について、議運で討議してもらってやっていただきたいと要望しておきます。

○ 議長（坂上国治君） この際、暫時休憩をいたします。

（午後2時45分休憩）

（午後3時30分再開）

○ 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

それでは16番、横田憲治郎君。

○ 16番（横田憲治郎君） 質問の要旨を端的に申し上げますので、明快な答弁をお願いいたします。

まず、小中学校の付帯施設の建設についてお伺いいたします。第1点として、いわゆる新設小中学校の中で既設校との施設格差、特に付帯施設の体育館、プール等々の老朽化のひどい小中学校が顕著になっております。国府小学校あるいは北松尾、北池田、芦部等々の講堂が相当古い状

態になっておりますけれども、教育の機会均等の精神を原点として、これらの施設格差の是正を教育委員会はどのように基本的に考えているのか、具体的に今列挙しました小学校等の講堂等の新築等についてどのような計画を持っているか、お伺いをいたします。

二点目に、和泉中学校の講堂もかなり老朽化しております、体育を中心としたクラブ活動の必修科目の設定の中で、十分な体育活動が出来ないという実態をどのように把握しているのか、これらへの新設計画はあるのか、ないのか、伺っておきたいと思っております。

さらに新設校では、南池田校区から分離した緑ヶ丘小学校でございますけれども、新設校として以来、まだ日がたっていないわけでありまして、同校区の緑ヶ丘あるいは青葉台の転入人口増によるところの生徒増の状況に相俟って付帯設備の建設を考えているとの市教委の見解でありますけれども、現下の経済状態の悪化から、いわゆる当初、市当局で推定予想しておいた人口増の状態を見ますと、49年度内において4,500人の人口増、それに伴う生徒増が見込まれておいたわけでありまして、現実には之の半分以下の2,000人程度の人口増でございます、現下、緑ヶ丘小学校の児童数は341名と聞いております。850名の適正規模の生徒増の実態と相俟って、これら付帯設備を建設するとの教育委員会の方針が固定されたものであるとするならば、現在在校1年生の児童が卒業するまでも付帯設備が出来ないという状態になるということで、保護者等は非常に心配をしておるわけでありまして、この緑ヶ丘小学校への講堂あるいはプール等々の諸付帯施設の建設については早期に実現出来るべく、補助起債等々の財源裏付けの獲得、さらに建設計画等、具体的に促進を要求したいわけでありまして、教育委員会の方針をお伺いしたいと思います。

二点目は、環境衛生問題ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「国及び地方公共団体の責務」を規定した第4条で「市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない」とされておりますけれども、それらの基本的な認識と、現下、和泉市域における環境衛生の実態を見ますときに、はなはだ憂慮にたえない実態でございます。

まず、通告に申し上げておりますように、セイタカキリン草の除去に関する条例制定の問題であります、わが党も昨年来、口頭あるいは文書で要望し続けて参っておりますけれども、本年も顕著な被害が起こる時期にきておりますが、これらの除去条例の制定はどうなっているのか。

1昨日配布されました和泉市政だよりによりますと、あくまでも管理者または権利者に対するお願いという姿勢でもって広報されておるようですが、このような状態で果して市民の健康と良好な環境がこれらセイタカキリン草の除去によって可能になるのかどうか、具体的に条例制定の

準備を踏まえ、これらに対処するあり方をお伺いしておきたいと思ひます。

さらに、塵芥の不法投棄処理でございますけれども、かねがね市民モニター制度を中心として具体的な提案をしながら要求をしているわけでございますが、これらに対しても、具体的な何ら進捗しておらない現況であるように思ひますけれども、具体策をどのように目下検討をされているのか、さらに不燃物回収の問題ですが、市行政の責任の中で、これらのいわゆる一時置き場所というか、それらの設定がなされねばならないと考えますけれども、府中町を中心とした密集地域においては、その置き場所がなく困っているという状況で、放置されたまま幾日か経過して地域環境が阻害されているという顕著な実態があるわけでございますけれども、これらについても、具体的に担当衛生課ではどのような対処の仕方をしようとしているのか、おろかがいをしておきたいと思ひます。

三点目の府中駅前再開発についてでありますけれども、ペーパープランの段階であると伺っておりますけれども、一丁目の昭栄劇場跡地の買収が具体的な事業の引き金というか、そのような形で出て参りました。これらの府中駅前再開発事業について、現在、どのようなペーパープランの段階なのか、実施事業段階をどのように想定しているのか。さらに、一番ネックになると思はれるのは、駅前の貨物の発着場の移転の問題でありますけれども、その後、国鉄当局との話し合いの進捗があるのか、ないのかもおろかがいしたいと思ひます。

続いて四丁目、府行政の本市における実態ということで少々お伺いいたします。和泉市民即大阪府民であります。大阪府の行政は北に高く南に低い、いわゆる北高南低とも俗に形容されるような、いわゆる新幹線行政というような基本的なとらえ方の中で、南大阪の行政が遅れておるといふ実態が顕著にあるわけでありまして、本市における現実の課題としてもまた、そのようなことが言えるのではないかと、このように考える次第であります。

まず、府営住宅の立地状況といい、また、府の行政施設の立地状態、それらを総合的に勘案して見ますると、堺市を中心とした泉北ブロック、岸和田市を中心とした泉南ブロックとはっきり区分されてるような実態ではなからうかと考えるのであります。

したがって、まずお伺いしたい第一点として、そのような大阪市を中心としたドーナツ現象、さらに細分して堺市を中心とした泉北あるいは岸和田を中心とした泉南という実態把握の中で、和泉市がそういう府行政のドーナツ現象の焦点になっているのではないかと。市自治行政のうえで、これらの問題をどのように把握されているのか、おろかがいしたいと思ひます。

さらに、具体的な第二点目といたしまして、池上町にある第二阪和国道用地の隣接地、通称今池を処分いたしますと、ここに泉北府民センターあるいは養護学校の設置ということで処分計画がなされておりますけれども、これらの建設計画は、具体的に府地方課とどのような協議が整っ

ているのか。現在、養護学校は、泉北ブロックでは堺市、泉南ブロックでは泉佐野へ和泉市から就園タクシーですか、先ごろ発足したわけでございますけれども、養護学校の計画がなされている中で早急に開校が待たれるわけでありませぬけれども、具体的な進捗状況はどのような日程になっているのか、ご報告を願いたいと思います。

さらに、泉北府民センターの問題であります。鳳に堺府民センターが出来たことを私は評価したいのであります。この今池跡地に府民センターの計画は、どのような目標設定で建設されようとしているのか、その内容等も踏まえながらご報告願いたいと思います。

さらに、三点目といしまして現在、大阪府施設としては保健所そして、児童施設としてのいつみ学園等があるのみでありますけれども、広大な本市域の中で大阪府有地の占める役割は少なくございません。これらの府有地を活用しての総合会館の建設等もお伺いをしておるわけでございますけれども、このようなドーナツ現象の中での府行政の導入という立場から、積極的に社会福祉施設の誘致を図るべきであると思っておりますけれども、担当部長の所見をお伺いしたいと同時に、市長のこれに対する姿勢をお伺いしておきたいと思っております。

さらに、健康で明るく、伸び伸びと育てなければならない小中学校の児童生徒の問題、教育の問題で一つ抜けましたので、それらを対象とした大気汚染、その他公害による臨海汚染の実態等を調査するというふう聞いておりますけれども、単なる調査のみなのか、調査を終えて、その実態に即した医療体制、医療費の公費負担問題についてどのように対処されようとしているのか、この点もお伺いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○教育次長（阪東重信君） 学校の施設設備の充実につきましては、常々、議会皆様方のご協力を得て、市の重点施策として鋭意、その整備に努力しているところでございますが、本市における小中学校 2 3 校の施設格差についていろいろご指摘をいたさるわけですが、具体的に小学校四校あるいは和泉中学校に対する考え方というご質問でございます。国府小学校における体育館の問題につきましては、ご承知のように、全体計画のもとに配置計画もすでに出来上がっております。現在の運動場に面した木造の校舎の老朽認定と、体育館の認定が先決問題でありまして、現在の全体計画の中で、もし、これがオール鉄筋化された場合は、運動場が約 1.5 倍になるというところで長期計画を進めておりますが、現在、鉄筋二棟で工事がストップされてるのも認定の問題で続いて折衝していくという状況でございます。

北松尾小学校の問題についても現在、老朽認定がなされてない状況の中で昨年度、一般的な市の単独市費で講堂修理を行った現状でございます。

北池田小学校につきましては、すでに数年前に老朽の認定を得ておりましたので、昨年度、国の補助事業として取り組み、現在、完成しております。

芦部小学校につきましては、学校創立以来の講堂そのまま、児童数の急増に対処して狭い実態は十分把握しておりますが、これとて、老朽の認定には今しばらくの猶予期間を要するものとして、鋭意努力していく考えてございます。

和泉中学校体育館問題につきましても、常々、やりたい気持は十分持っておりますが、補助制度への取り組みの出来ない中で、単独市営で全面的に鉄筋化することはいろいろ問題もありますので、2・3年前に4・500万円を投じまして内部改造を行ったような実態で芦部小学校同様今早急に建て替えるという状況の中にはないという事情をひとつご賢察いただきたいと思っております。

いずれにしても、議員皆様方のご協力を得て逐次、これらの整備をしていきたいと思っておりますし、本市における学校の現状が、いろいろと新聞紙上にあるような深刻な教室の不足あるいはプレハブ教室の解消から現在、ようやく脱した状況にありますので、今後一そうの努力をしていきたいと思っております。

緑ヶ丘小学校における付帯設備の問題につきましては、確かにご指摘のように、教室そのものは、発生児童数の推計に基づき18教室の整備をしております。しかし、現実の児童数が8学級の現状でございまして、児童数262名、標準学級としては8クラス、これが推計に基づいて11クラスの編成をしておりますが、教室にまだ余力を持っております。議員さんご指摘のように、経済事情によって青葉台、緑ヶ丘合わせて570世帯、2,017人の人口からして、子供の数が279名の中での編成をしております。今日、教室そのものは整備しておりますが、あと体育倉庫は出来ておりますが、最も大きな体育館、プール等につきましては、今後の財政事情等を見て努力したいと思っております。ご承知のように、現在の児童数から見る資格といえは422㎡の補助資格しかえられず、教育委員会として、少なくとも将来の展望に立つ体育館は800㎡やりたいというときに、大きな市の持ち出しがあるというところに悩みがあります。先ほど言われるように、プール等の建設を非常に急いでおられることも聞いておりますので、これらについては十分検討しながら、早い時期に格差の是正に努めて参りたいと考えております。

それから、公害の実態調査につきましては、かつて6月の議会で藤原議員さんからも一般質問の中で、どういう考えを持っておるかというご質問がございましたが、交通公害課、教育委員会といたしましても、ひとつ全面的な調査を行い、児童生徒の健康調査をやるということを実施要領を計画したわけであります。主管は交通公害課でございしますが、特に大気汚染が児童生徒に及ぼす影響について調査を行い、今後の対策をひとつ検討しようということで、校長会等にも交通公害課長が説明してその趣旨に賛同していただき、この10月から行うという計画をしております。

ます。結果につきましては、いろいろと専門的な立場から検討願ひ、今後の一つの資料の中で検討を加えたいというのが卒直な現在の考え方でございます。

調査そのものはそうむずかしくはありません。たとえばのどが痛い、くしゃみが出やすいという状況でございます。

なお、養護学校の問題が出ておりますが、本市は泉北ブロックとしてぜひとも誘致したいということで、現在の池上の今池に誘致を図っております。大阪府の幹部も現状を見にこられておられまして、泉北ブロックの泉大津、高石市を含めた中でぜひ誘致を成功させたいと考えております。現在、これらの前提に立つ文化財の調査に入っております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 環境衛生問題につきまして、お答え申し上げたいと思います。

キリン草の問題につきましては、かねがねご協力を賜っておるところでございます。過般来、府下31市の状況等も一応つかんでおります。本市は大阪府下3・4番といわれる大きな面積を持っておるといふ実態を踏まえ、この問題について現在、取り組んでおる状況でございます。

さらに申し上げますならば、これが条例化の暁には、多少人的な面もからんで参りますので、今後内部協議等も合わせまして、積極的に条例化に取り組んで参りたい。かように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○ 保健衛生課長（松村吉堯君） お答えいたします。

環境衛生問題の後段のごみの不法投棄と不燃焼物の置き場、この二点かと存じます。

ごみの不法投棄につきましては、常々、モニター制度等の具体的なご教示を賜りながら、現在まだそれが具体化されていないというのが事実でございます。この点につきましては、まことに申し訳ないという気持ちでございますけれども、このモニター制度を委嘱申し上げた方々の事故等の補償という身分制度の問題につきまして、行き詰りを感じておるのが実態でございます。

しからは、具体策としてはどんなことを考えておるかというご指摘であったように思うわけでございます。具体策というほど大げさなものではございませんけれども、最近の不法投棄の形態が若干異って参っております。と申しますのは、ごみの2回取りの開始後、全市的に薄く、広くなってきたというのが実態でございます。これは何を物語っているかとなりますと、和泉市民の方々の不法投棄は皆無とは申し上げませんが、非常に減ったであろうという解釈が出来るわけでございます。したがって和泉市外からの投棄者が増えてきたという解釈も私、いたしておるわけでございます。したがって、現在、私どもの課の衛生監視員の監視体制というものを考えたときに、和泉市の境界線までしか追えないという障害がございますので阪南の近隣都市に呼びかけまして、これらの相互委託契約をいたしまして、他の市のほうへも、あるいはよその市からも和泉

市内へ追跡をやっていたらけるということをやろうとしております。

それから内部的には、和泉市民の方々の不法投棄が減っておりというものの皆無ではございませんので、ご承知のように、不燃焼ごみの収集が現在、40日間隔で行っております関係上、期間も若干長うございますので、これを何とか機械化するという方針で短縮したいというようなことで現在、検討いたしております。

不法投棄の対策といたしましては、もう一点、今考えておることでございますけれども、市の担当課の職員だけではなく、全職員に庁内に文書で回しましてお願いする、現場へ出て行っても、全部がそういうことについて気を付けていたとくということも考えてございます。

不法投棄の問題につきましては以上でございます。

次に、不燃焼物の置き場の問題でございますが、ご指摘のように府中町の置き場がないということですが、これは事実でございます。この不燃焼物の出し方につきましても非常に変わって参りまして、私どもは日時を定めて、その日に出していたとくという建て前をとっておるわけでございますが、最近は常時、出しておられるような傾向を見受けるわけでございます。したがってお説のように、市でその場所を設置すれば一番いいのはございますが、財政的な面もからんで参り、また場所的な問題も非常に困難な面がございます。したがって、町会役員の皆様方のご協力を得て場所を決めていたとくしているわけでございますが、今後、そのごみの出し方についても市民皆様方のご協力を得まして、この不燃焼物の回収に努めて参りたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 建設部長(中塚 白君) それでは府中駅前再開発につきまして、私からお答え申し上げます。

昨年から調査等をやしまして、現在の段階では、少なくとも、パイロットプラン程度はできてございます。これはあくまでも専門的な考え方でございまして、当然、議員各位並びに関係住民の意向を参酌しなければならぬと思っております。またご承知のように、再開発となりますと、やはり住民の協力の度合いで大きく変わって参りますので、私のほうももう一回、準専門的な会合をやりたい、メンバーの構成は、学識経験者、もちろん国鉄も入ってございます。そういうことで現在進めております。年内には何らかの形でひとつ協議に持ち込みたいという考えを持っております。

なお、国鉄との協議でございますが、これは現在も進めてございます。少なくとも、貨物駅の移転の確答は得ておるわけでございますけれども、跡地利用の問題が残ってございます。ご承知のように、駅前には現在の防災街区を入れ公共用地が非常に少ないわけでございます。その点、国鉄の占める比率が非常に高うございます。そのへんも合わせ詰めもやっていたかなければならぬわけで、現在、国鉄当局と一応の折衝は進めております。

以上です。

- 議長（坂上国治君） 次。
- 総務部長（坂口礼之助君） 四点目のご質問に対しまして、私からお答えいたしたいと思ひます。

ご指摘いたされております横田議員さんの見解と、私も全く同じような見解を基本的には持つておるわけなんです。まさしく、大阪府の行政というものは北指向、これは千里ニュータウンの開発をはじめ、万国博跡地の利用、高速道路の現状等々からいたしまして、全く北を中心とした府の行政が行われてきておるといふことは否めない事実であります。大阪府が作成いたしております地方計画の中では、今後、阪南、南大阪につきましては人口が急増していくということを一つの指標として打ち出しておりますけれども、それに対応した府の資本を投下したところの府の施設というものは、ほとんど目ぼしいものがございません。しかも、ある一部にそうした面があるといつたしましても、いわゆる海岸線に沿った臨海、言い換えましたら、南海沿線に沿った各市に多少充実してきてるような傾向がございますが、阪和沿線につきましては、全くと言っていいほど、現時点までは見逃されてきたという実態だと思ひます。

ちなみに、本市の府の施設をながめて見ましても、普通高校一校、横山がようやく普通高校として位置付けられ、工業高校が一校あるだけでございます。その他に普遍的に当然、府が負担してやるべき府道の整備等につきましても、縦軸では泉大津、粉河線、それから和気、父思線という非常に狭い幅員の道路が2本ある程度で、横の線に至りましては、岸和田南海線を除き、これといった施設もございません。しかもここ数年、そういうことに対する資本投下が全然行われておらないわけで、われわれとしても、残念になえないところでございます。

そうした実態の中で、当然、府の資本を呼び込もうということから、いろいろな単発的な形で要求は過去にもやって参ったわけなんでございます。たとえば産業医大の和泉市内への誘致等につきましても、議會議員さんも全力をあげてご奔走いたされたおかげで、大阪府も府議会あげて和泉市へということでご努力をいたされたわけなんでございますけれども、力及ばず、北九州に持って行かれたわけでございます。その後も単発的な計画では、大阪府に対して直接、各種の公共施設の和泉市への設置をかなり強く要請もし、運動もして参ってるわけなんでございますけれども、残念ながら、目ぼしいものを獲得するまでには至ってございません。

現在、私たちが直接一つの呼び水として府の施設、府の資本を和泉市内に導入していこうという考え方の一つに、いわゆる泉北ニュータウンの開発を通じまして和泉市内への府の資本の投下社会資本の投下を呼び込んでいきたいという強い考え方を持つてゐるわけなんです。現在、これらのことにつきましては、議会の特別委員会である開発事業対策委員会のほうにもいろいろと協

議申し上げて参っておりますが、早晚、一つの方向付けをしていただきまして、それに関係して直接的には、たとえば泉北高速鉄道の和泉市内への延伸であるとか、その延伸を基本といたしまして、当面泉州山手線の実現であり、泉大津、粉河線の実現とか、そういうニュータウンと関連した形での施設の呼び込みをやって参りますと同時に、まだ未確定ではございますけれども、社会福祉医療施設を何とかひとつ和泉市内に持ってきてほしいということで、現在、大阪府の企画部なり、衛生部等を通じての接触もしております。具体的には、いずれ中身を議員各位の皆様方にもお願いをし、お力添えを賜って参りたいと存じております。

それから、具体的に今池の土地利用についてのご質問がございましたが、この第二阪和国道沿いにございます今池につきましては、すでに本市の開発公社が取得しておりますが、その取得する段階で一部は府民センター用地、残りの一部は養護学校の用地ということで、基本的な面では府の施設に利用していただくことでの話し合いはまとまってございます。用地の取得につきましては、49年度中に府のほうに買い上げていただくという話を進めておりますが、たまたま、文化財の調査を今やって参っておりますけれども、かなりその面での精密な調査を必要とするような事態になっておりますが、これはすでに大阪府のほうで買い取っていただくという約束はできておるわけなんです。

府民センターにつきましてはご承知の通り、この28日に堺市内の鳳のところにいわゆる泉北府民センターというのが新設・開設することになってございます。したがって、これとの競合関係があるということは、この今池の土地を買収していただく話の段階ですでにわかっていることとございまして、今池の土地に作るという府民センターの中身は、まず府税事務所、高石、泉大津、和泉の三市、それから忠岡を含めた三市一町の管轄をする府税事務所、それから、府民に対して府行政の直接的な相談の窓口等を軸とした相談所と申しますか、それらを軸とした府民センターを設置していきたいという約束を取り付けているわけなんです。ただし、50年度から直ちに建設にかかるころまでははっきりとは煮詰ってございませぬ。50年度以降、他にまだ大阪府の全体の府民センター建設計画がございまして、それらとの関連性があって多少年次はズレるのではないかと考えております。

養護学校につきましては、先ほど、阪東次長からもご説明がございましたように、市の教育委員会が府教委との間に話の詰めを行っていただいているような次第でございまして。

その他にも、たとえば産業関係の繊維技術研究所等につきましても、あるいはそれらに類するような府の施設を呼び込もうということで、それぞれの関係部局が大阪府当局といろいろの折衝を持ちつつあるわけなんでございまして、今後、大阪府自身の社会資本を和泉市内に導入すべく、あらゆる努力を傾注して参りたいと存じておる次第でございまして。

簡単に非常に抽象的な説明ですが、一応、お答えといたしたいと存じます。

○ 16番(横田憲治郎君) 教育委員会の答弁から再度、何点かお伺いしたいと思います。

施設格差の是正に対する全体計画、これはやはり持ってもらうんといかんと思うんです。一網打尽に、すべて早期に実現できるにこしたことはありませんが、現実に無理だということは当然わかっています。具体的には、現実に即した実現可能な方向を目指す施設建設の計画を樹立すべきだと思いますが、教育長、その用意ありや否や。

それから、緑ヶ丘小学校でございますけれども、入学級が現在11学級、270人と言うけれども、341人あります。18学級ということで教室を準備されておりますけれども、早期に実現可能なように努力するという次長の答弁だったように思うんですけど、実態はおわかりだと思うので具体的に言いたくありませんけど、ほとんど新しい市民さんの子弟は、堺市以北の大阪市内等を中心とした転入者であるわけです。したがって、その児童たちもいろんな付帯施設の整った市内の小学校から移転しておりますので、プールとか体育館のあったところからないところへ、いわゆる教育環境の変転という面からも、やはりひとり緑ヶ丘小学校の児童だけの問題ではないかも知れませんが、教育環境の変化に伴う配慮というものはやはり大切じゃないか、こう思うんです。そういうことから、生徒増に伴う方針ということじゃなく、3年見越しの補助金獲得の努力も合わせて、具体的に第三期工事で図書室を計画なさってるそうですが、体育館はあとになるとしても、プール建設については鋭意努力されるならば、49、50年度において建設できるのではないかと、いろんな観点から考えますが、この件についても、もう一步詰めて教育長の見解をお聞きしたいと思います。

それと、公害の実態調査ですが、いずれの調査であっても、目的のない調査ということはありません。実態調査をまずして、ということで、汚染されている児童の肉体の実態調査をしてどうするのかという、やはり最初にそれらへの対策をあらあら指向する中で実態調査に入るのが当然の筋道じゃないかと思えます。実態を把握したらえで検討するという答弁、ちょっと聞かれませんので、この件についてもお聞きしたい。

養護学校の誘致を目指しているということですが、すでに処分計画の時点で養護学校という事業の張り付けが既決のものであるという認識をしておいたのですが、ややもすれば、養護学校はキャンセルになるかも知れないという可能性もはらんでるという確認をしなければならないのか。その点、ただ形式的、事務的に暇がいつてるということなのかどうか。流動的な状態の中で誘致努力をしているということなのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

キリン草の問題、取り組んでいる、今後も積極的にと言うが、これでは全く消極的だし、何にもやっとなんと批判を申し上げ、指摘したい。今日や昨日の問題やまへん。部長会あるいは課

長会を通じて庁内協議の課題にもされてないのですか。助役・部長・今ね、公害で担当するのんやら、農林で担当するのんやら決まってない。私、ちょっとお聞きしたんですが、和泉市内で農地として367,000㎡、約12万坪が主として公けの所有地です。国及び大阪府並びに市公社です。まず、これからお聞きしましょうや。いわゆる一般の住宅、農地ももちろんありますが、これらに対しては、先日の広報いずみで「良好な管理をして下さるようお願い申し上げます」と所有者、管理者をお願いしているが、これで果してこの毒草と言われる、のどや鼻に炎症を起こすから除去するように、公害ですよと一方では宣伝というか、注意を喚起しておきながら、その対策としては、所有者、管理者に刈っておくなはれ、お願いしまっせということだけでええのかどうか。ましてや、この大阪府をはじめ、12万坪になんなんとする公有地のほうはどのように管理をされてるのか。公社は身内だから聞いてますので結構ですが、大阪府が87,000、これは農地・国も15,000あります。その他一般のいわゆる休耕地、遊休地なんか無数にあると思う。どの程度農林サイドで掌握されてるかお聞きしたいが、当面、もう花が咲いてきてまんね。この公害除去に対する市民要望は、おそらく公害課にかなりの数字であがってきてると思うんです。それをあんだ、これから条例制定を考えていきまんね、理下の問題をどないするんですか。そんな無責任な答弁やなく、もうちょっとはっきり聞かせて下さい。

それと不燃焼物回収の置き場でございますが、40日に1回を短縮したいということで結構ですが、いわゆる置き場に困ってるということですが、いつ事業が張り付くかわからない公社あるいは市の先行取得用地がありますが、これらの場所の活用はできないのかどうか、その点について突っ込んでお伺いしたいと思います。

それと、単発的に府行政の導入はやってきたというご答弁でございますが、全く単発も単発、いろいろ申し上げればきりがありませんので、ひとつ結論的にこれらへの行政内における対処の体制、合わせてそのような設置というか、一つの体制への考え方を持たないかどうか、それを結論的にお伺いしたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

小中学校の施設設備等の条件整備につきましては、もとより皆様方のご賢察と相まって取り組むところでございます。お説の各小中学校の実態等は明確にするところでございますけれども、具体的な条件整備の基本的な年次計画を樹立いたしまして、耐久力補助認可によるところを明確に見きわめて今後各施策を詰めて参りたい、かよう考えるものでございます。

緑ヶ丘小学校につきましても、お説至極ごもっともでございます。現在、新設校におきましては、入居状況のいかんにかかわらず、三点セット、校舎、体育館、プール、これはもとより保護者の期待するところでございます。少なくとも、その入居の実態等も勘案しながら国庫補助との

結び付きを配慮いたしまして、せめてプールだけでも建設に踏み切って参りたい、かよう考える
ものでございます。

なお、公害の実態調査につきましては、お説ごもっともです。児童の健康管理ということを目
指して行方、結果を待って対策を立てるのは遅いという指摘でございますが、その結果に
基づいて公害防止対策、医療措置の具体的な対策を講じて参りたい、かよう考えます。

なお、養護学校の誘致につきましては、もとより府教委のトップの方々とわれわれの間では意
見の一致を見るところでございます。三市一町を含めた養護学校を、54年度の義務化を目指し
て府立のものを建設することは意見の一致を見ております。一日も早く用地を府に譲渡するよう
に、今後、皆様方のご支援もいたさきたい、かよう考えます。

以上、大ざっぱですが、お答え申し上げます。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） キリン草の問題につきまして、再度のご質問をいただいたわ
けでございますが、先ほど申し上げましたように、府下81市のうちで条例化を図っているのは
現況では八市でございます。当和泉市は大阪府下でも3・4番という広大な面積を持ってある関
係上、本市の実態に即したことをやっていたいかなければならないということで、一定の試案的なも
のは私のほうで現在、準備しつつあります。このことにつきましても、やはり所期の目的達成の
ためには多少なりとも人的な措置も必要かと考えておりますので、われわれの試案というか、素
案的なものをまとめて上司に進言し、条例制定に向かって取り組んで参りたい、かように考えて
おりますので、ご了解いたさきたいと思っております。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 府の施設の呼び込みにつきましては、従来からも個々の施設につ
いての呼び込み政策をやって参っておるわけなんです、実現しておりません。しかし、過去の
府との接触の経緯等からいたしまして、市の努力いかんによりましては、府行政を引きずって
くるといことは可能であるという一つの自信を持っております。どういう施設をどのように選択
していくかが一番大きな課題だろうと思っております。少なくとも、和泉市域のことだけに考えるよ
うな施設では呼び込みにくい、南大阪の一つの核になるようなものを設定して、大阪府の施策を
できるだけ早く先取りし、府のほうにこういう計画があるという構想の段階あたりから情報をつ
かんで、それを和泉市内に引きずり込んでくるような方策を打ち立てていく、そういうことで、
われわれ総務部の企画課が中心になって取り組んでいきたいと存じております。

○ 保健衛生課長（松村吉亮君） 先ほどのごみの置き場の問題でございますが、公社の所有地を
利用できないかということでございますが、この不燃焼物の回収につきましては、日程の日にお
出し願うという基本的なことから直していただきたいということから、この常設ではなく、短期
的なものについて公社と協議して参りたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

- 16番(横田憲治郎君) 教育委員会、ひとつよろしく願いたします。

いわゆる条例は本定例会に間に合はんことははっきりしてますね。それでは条例がない中でどんどん生い茂って花粉がもう飛び回ると思います。人的、職員配置の問題もあるだろうと思いますが、市長、大事なことを聞いてますね、上司にあげていきなさいという次長の答弁をいたさいたわけですが、現下に対処しなければならぬ問題なんです。まず、一つは農林でやるのか、公害でやるのか、それをまず決めて下さい。それに伴って人的配置をするのか、しないのか、するというふうに決めてもらう以外におまへんぜ。あらかじめというか、現実に措置できる体制だけは最小限度してもらいたいと思う。12月定例会がありますけれども、そのときはもう本年のキリン草の除去については時期を失しますので、12月までの中間で得られるならば、臨時会でも提案すべきだと思いますし、キリン草除去に対する見解だけを聞いておきたいと思ひます。

それと市長、やはり藤木市政の一つの姿勢であらねばならぬと思うのです。財政窮乏の本市の実態、性格あるいは環境改善事業の遂行という現実的な課題の中で、和泉市の行財政をいかに運営しているか、やはり藤木市政の政治姿勢の性格が頭に出る。苦しいながらもこのような方向を目指すんだという一定のあり方が如実に出てこなければならぬと思ひます。事務レベルの問題じゃないと思う。12万市民を幸せにしていく、郷土和泉市を発展させていくという大局的な立場から、藤木市長が市民から信託を受け、顕著な努力の方向を目指すべきだと思います。いろいろと意を尽しませんが、努力してもできないという批判もあるかと思ひますが、それはそれとしながらも、そういう何だかんだと言ひながらも藤木さんが市長さんだから、してもらわないがんと思ひます。このままでは市民が信託していけないと思ひますので、意見として申し上げておきます。キリン草の問題、一つだけ、議長、すみませんけど。

- 市長(藤木秀夫君) キリン草の問題は、公害課のほうで取り上げるべきだと私は考へております。そして、一日も早く条例を作成して、何かそれに補助の方法を考へるか、あるいは反対する者を処分するという行き方でなければ、たゞ、所有者に何とかせよというだけでは、とっても荒れた土地をどうにもしてくれません。それで、あくまでも公害という面で取り上げるべきだと私は信じております。

- 16番(横田憲治郎君) そんなら、公害課でやるということはわかりました。所有者に言うたかて処分せんから、公害課で刈り取っていく。その人的配備はするのですか。それとも、今の体制でできるんですか。

- 市長(藤木秀夫君) 私は外環状線、中央環状線を見た場合、あの沿線は全部きれいに刈られております。結局、公害の発生を未然に防ぐために、市が何か条例を作ったんじゃないかと思ひます。

- 16番(横田憲治郎君) よけいなことはよろしい。公害でやるんですな。人的措置はしてあげてくれますな。
- 市長(藤木秀夫君) 草刈り機でも買うとか、あるいは買ったところに補助を出すとか、何らかの方法をもってやらんと徹底しないと思います。
- 16番(横田憲治郎君) だから、そのために条例を作れと言ったのに出てない。今年は間に合わんから、現実にとないするんやと聞いている。
- 市長(藤木秀夫君) 本年の場合は、もうやむをえないと思います。これは花粉が出てきたら何にもならんと思います。
- 16番(横田憲治郎君) 市長さんの答弁ですよ。部長、何かございましたら……。
- 総務部長(坂口礼之助君) たゞ今の市長さんのご意思として、セイタカキリン草の除去業務につきましては、公害課で担当させるという方向が出ましたので、その交通公害課でこの事務を担当し、本年度から直ちに除去をやっていたらける体制を組むべく、われわれ当局が内部協議をして、条例はもちろん、本議会には上程できません。したがって、次の議会となると現在の開花期に間に合わないと存じます。条例は条例といたしまして別途、担当部局等とも協議をいたしまして、除去の具体的な方策を立案して参りたいと存じます。
- 16番(横田憲次郎君) 終わります。

○ 議長(坂上国治君) お語りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻ご参集のほどをお願い申し上げます。

(午後4時40分散会)

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry should be supported by a valid receipt or invoice to ensure transparency and accountability.

2. The second part outlines the procedures for handling discrepancies between the recorded amounts and the actual cash flow. It states that any variance should be investigated immediately and reported to the relevant authorities.

3. The third part details the requirements for the physical storage of financial documents. It specifies that all records must be kept in a secure, fireproof location and should be retained for a minimum of seven years.

4. The fourth part addresses the issue of digital data security. It recommends the use of encrypted storage solutions and regular backups to protect sensitive financial information from cyber threats.

5. The fifth part discusses the role of internal audits in ensuring the integrity of the financial reporting process. It notes that independent audits should be conducted annually to verify the accuracy of the books.

6. The sixth part provides guidelines for the communication of financial results to stakeholders. It advises that all reports should be clear, concise, and free from any misleading information.

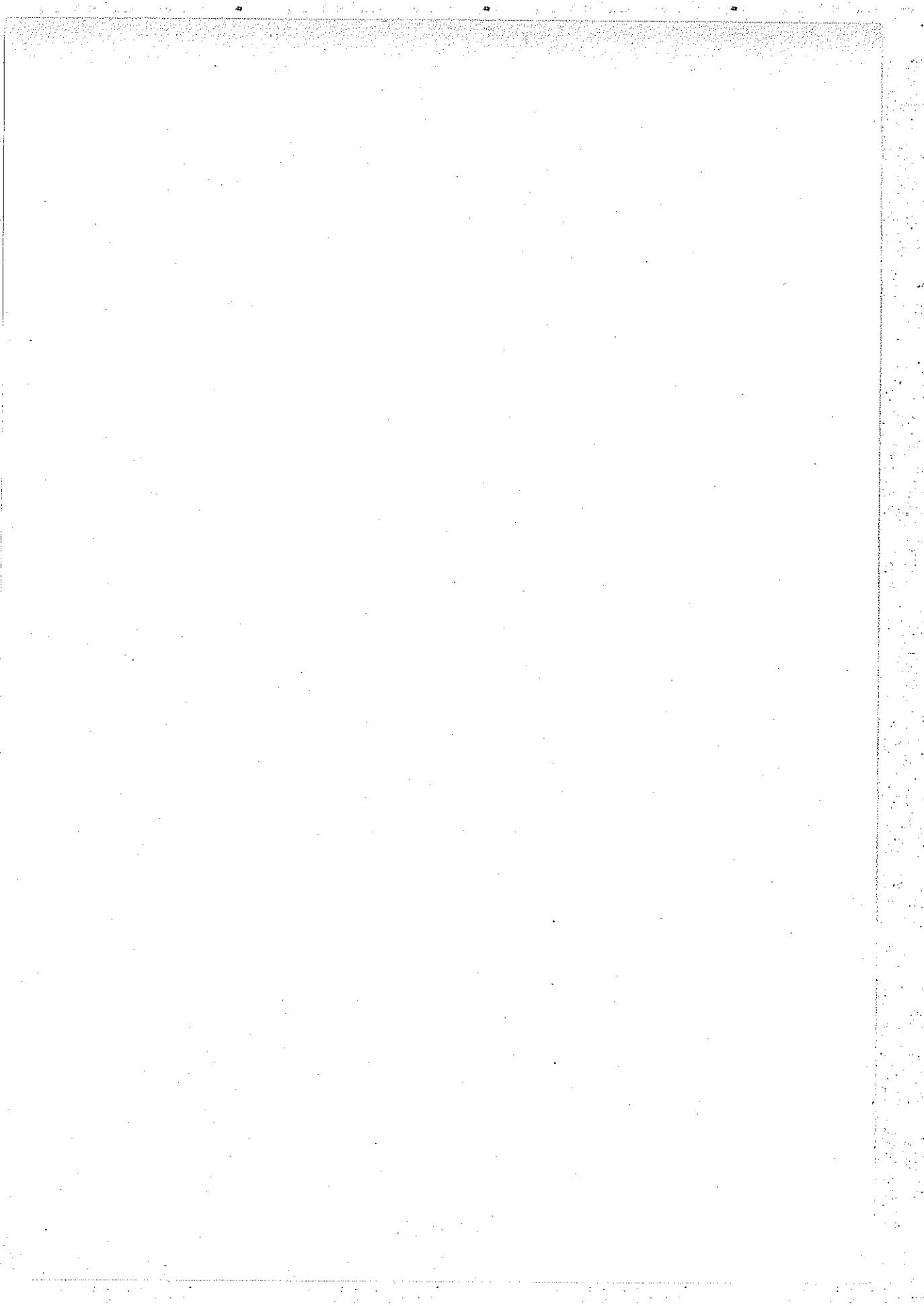
7. The seventh part covers the legal implications of non-compliance with financial reporting standards. It warns that failure to adhere to these standards can result in severe penalties and legal action.

8. The eighth part offers practical tips for improving the efficiency of the accounting system. It suggests automating routine tasks and streamlining the approval process to reduce errors and save time.

9. The ninth part discusses the impact of technological advancements on financial management. It highlights the benefits of cloud-based accounting software and the importance of staying updated with the latest industry trends.

10. The tenth part concludes with a summary of the key points and a call to action for all staff members to adhere strictly to the established financial policies and procedures.

第 3 日



昭和49年9月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

9番 出原武可君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	重要施策推進室長	橋本昭夫
助	役	藤田利	同室次長 (計画担当)	松林保
収	入	役	同室次長 (調整担当)	富田宏之
教	育	長	総務部長	坂口礼之助
		葛城宗一	総務部理事	西川喜久

総務部理事 (財務担当)	庄司 清	保育課参事	藤野 俊蔵
総務部次長 兼 人 事 課 長	門林 六男	福祉課長	橋本 博也
秘書課長	杉本 弘文	市民課長兼 住民情報室長	明坂 貞士
広報公聴課長	竹田 明郎	保険年金課長	逢野 博之
企画課長	大塚 孝之	保険年金課参事	山村 昇
財政課長	麻生 和義	福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味 年寛
財政課参事 (管財担当)	北野 敦雄	産業衛生部長	宇沢 清
資産税課長	中川 鉄也	産業衛生部次長	山本 俊兼
市民税課長	吉田 種義	商工課長	岩井 益一
納税課長	吉田 日出男	農林課長	吉田 利秀
同和对策部長	佐原 行雄	農林課参事	佐藤 貞夫
同和对策部次長	生田 稔	農林課参事 (畜産課長)	青木 太郎
総合調整課長	農端 小一	交通公害課長	梶木 岑雄
連絡指導課長	向井 洋	保健衛生課長	松村 吉堯
隣保館長	萩本 啓介	保健衛生課参事	山本 亮夫
市民部長	内田 繁	保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤 恒治
市民部次長兼福祉課長 兼社会課長事務取扱	高橋 新平	建設部長	中塚 白
保育課長	明坂 文嘉	建設部理事	林 徳次

建設部次長 兼管理課長	森 保	總務課長	紀之定 藤与茂
建設部次長 兼区画整理課長	中西 淳 富	学校教育課長	阪 口 雄 一
管理課參事	白 川 保	学校教育課參事	角 谷 泰 夫
計画課長	山 崎 琢 磨	指導課長	吉 美 豊
土木課長	中 尾 宏	水道部長	田 中 稔
建築課長	中 上 好 美	水道部次長 兼工務課長	福 本 喬 久
区画整理課參事	山 本 襄	總務課長	中 辻 寿 夫
開発課長	前 田 守 正	營業課長	原 美 助
下水道課長	大 浦 行 男	浄水課長	岸 本 孝 二
地区改良事務所長 兼改良總務課長	逢 野 一 郎	病 院 長	岩 崎 晴
(地区改良事務所) 工学課長	笠 木 恒 忠	病院事務局長	平 野 誠 藏
會計課長	片 桐 武 雄	庶務課長	藤 原 光 夫
選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉	業務課長	大 宅 清 臣
選挙管理委員会事務局長	青 木 孝 之	經理課長	守 田 勇
監 査 委 員	堀 田 德 治	消 防 長	和 田 増 義
公平委員会事務局長 兼監査事務局長	西 岡 正 志	消防次長 消防事務課長 兼消防署長	南 口 主 雄
農業委員会事務局長	杉 本 忠 彦	用地担当理事兼 土地開発公社事務長	西 川 武 雄
教育委員長	堀 内 由 延	用地担当參事兼 事務局次長兼用地一課長	吉 岡 昭 男
教 育 次 長	阪 東 重 信	用地担当參事兼 給務課長	藤 原 永 一
教 育 次 長 兼同和教育室長	乾 武 俊	用地二課長	宮 本 禎 秀
(部次長級) 社会教育課長	広 岡 史 郎	用地二課參事	岸 田 秀 仁

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

○
(午前10時20分開議)

○ 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には何かとお忙しいところ、多数ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

○ 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。ただ今ご出席の議員さんは15名でございます。欠席、遅刻届の議員さんがございませんので、その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、15名でございます。以上です。

○ 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。昨日に引き続き一般質問に入ります。7番田中包治君。

○ 7番(田中包治君) それでは通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず第一点は、二重負担と差別行政について、民主主義社会の中では権利と義務ということがいわれておりますが、市において民主主義を全うするために、二重負担なり、山間部であるからということで差別をするという差別行政が果して行われていだろうか、こういう問題をとくとお考え願いたいと思うわけでございます。

あらゆる問題において、人が少ないからということでやられておる。特に現在、問題になっておる水道問題にしても、保育所の問題にしても、山間部であるからということで差別行政が行われておるのではなかろうかと思えます。時間の関係上、問題をしばって質問したいと思います。

現在、消防団行政の中で、消防団を設置しておる部落は、年間20万円なり、30万円の町内会負担あるいは寄付によって運営されております。また、ポンプがほしいとか、そういうことについては、強制寄付といった形がなされております。こういう二重負担あるいは差別行政が行われていものだろうか。市政のあり方、負担の問題、消防行政のあり方、これら3つの点について、ご答弁を受けたいと思います。

第2番目としては、管理者と職員組合のあり方について質問したいと思います。管理者と職員組合の関係、いわゆる労務対策の問題であります。この労務対策が間違った方向で行われるとするならば、企業であればその企業はつぶれるし、市役所であればその市役所の統制が乱れ、非能率な行政が行われるだろうと思います。

ご承知の通り、民間企業における労使関係というものは、憲法に保障されたところの団結権団体交渉権によってお互いが交渉し、ストライキ、その他いろいろなことが行われておることは事実でございます。しかし、地方自治体、特に地方公務員においては民間のようにはいきません。いろいろの制約があります。なぜかという、地方公務員は市民の公僕であるからであります。したがって、話し合い権はあっても、団体交渉権はないわけです。

民間の労使の場合は団体交渉権によって拘束されますけれども、地方自治体の場合は、理事者と職員組合とがよしんば合意をしたとしても、本来、これは市会の条例でもってしなくてはならないわけです。したがって、条例の範囲内で運営するというのが労使のあり方でございます。

ところが、いろいろの問題において、ややとすれば、市会を冒瀆し、市民の代表機関である市会を通らずして執行しておるところに、私は大きな問題があると考えております。

そこで私は言いたいのは、市の職員の出退勤は自由出勤、自由退勤ではないのか、これが第1点。第2点は人勤の問題です。地方公務員は人事院勧告に準じた賃金を支払う、となっている。そして、総務部長はいつも『人勤に伴いましてご承認を願います』という。ところが、昨年の人勤は昇給込みでわずか2.0%しか上昇していないのに、予算執行において4.0%の増額がされておる。しかも、国家公務員に比べて3.2%が多い。一体どういう運営をしておるのか、ここが問題だと思うんです。

大体和泉市の給料は、2.0%上がっても、それより少なくするのがあたりまえなんです。高卒で5級の5号とか6号、中卒で1番下位の1号というように決まっておる。ところが、和泉市の場合は年齢がどうあろうとも昇給制度になっておる。いわゆるところてん昇格。年齢別に勝手に上げていく。課長になるまいが、なるまいが、給料は同じように上がる。しかし、人勤はこういった賃金を全然加味しておらない。2割なんです。わずか2割の改正賃金。こういう問題をどのように把握し、どのように考えておるのか、突っ込んだところのご答弁を願いたいと思います。

また、先ほどの労使間の問題については、職員組合も1つの団体ですから労働運動をやらなくてはならない。私はどこに組合事務所があるのか知りませんが、聞くところによると、ここでは在籍専従者はいないということです。では、どういう方法で組合運動をやっておるのか、この点についてもお答え願いたい。

それからもう1つは、職員の給料、いわゆる解放センターに12名使ったらしいですが、これは何級、何号に採用したのか。また、初任給は最低何級何号か、それから、何年たったら5級を4級にしておるのか、職名は変わらなくてもですよ。こういうところてん昇格の問題についてお聞きをしたい。再質問をお願いしまして、私の質問は一応、これで終わりたいと思います。

○議長（坂土国治君） 田中議員の質問に対して理事者答弁。

- 消防長（和田増義君） お答えいたします。田中議員さんから消防行政のあり方についてご質問をいただきましたが、その中で二重負担と申しますか、強制負担と申しますか、そういうことがあってはならないということのご説明がございました。確かにその通りでございます。私どももそういう考え方で運営に努力をしておるところでございます。

消防団の運営については、各地元のご熱意のあるご理解のもとに自主防災の体制を強化すべく、各町、特に山手方面では各町ごとに消防団の協力をいただいております。活動面で力を合わせて努力をしておるところでございますが、先ほどご質問のございました強制負担というようなことは全然ございません。また、そういうことはあってはならないことですので、十分配慮して命じておるところでございます。

- 7番（田中包治君） 二重負担はしてないというんですか。
- 消防長（和田増義君） さようでございます。
- 7番（田中包治君） それでは消防団の車が行っているのはどこで買うてまんねん。車がなくてどないして消防団ができるんですか。消防団の行政について、市会議員はタッチしたらいかんと言われている。ここにはあんたが出ているから言えるだろうということ言ってるわけです。
- 消防長（和田増義君） 消防団の車については、ポンプ車と小型の可搬式のポンプがあります。山手方面は各町ごとにポンプを置いているので、可搬式のポンプを入れさしておるわけです。それについては、台車をつけて各分団に配車して、それによって運用しておるのでございます。
- 7番（田中包治君） ごまかしを言わんといてください。今年、黒石町内会では車を買っている。私の地元の内田町でもポンプを買わされている。これ、全部負担ですよ。町内会費か寄付金ですよ。ポンプがなくて火事が消せまっか、それを聞きたい。
- 消防長（和田増義君） 先ほど申し上げましたように、山手方面では各町ごとにたくさん持っておりますので、そういうことから、出動範囲もなるべく狭い範囲でやっております。現在、配車しておる台数でいけるといって運営しております。
- ただし、非常にご熱意のある地元から、車をそろえて十分効力をあげたい、車は地元で買う、買ったあとは消防のほうで管理してもらいたいという申し出がございました。先ほど黒石町のお話もございましたが、そういったご相談がありまして、私どもも地元のそういうご熱意を…。
- 7番（田中包治君） そんなこと聞いているのと違う。消防車がなくて火が消えるか言うているんや。それと、火を消すのはどこの仕事やいうんや。和泉市の仕事か、村の仕事か。
- 消防長（和田増義君） 火を消すのは、もちろん消防署の仕事でございます。しかしながら、

消防団は防災の精神から、各地区の火を消そうということで現在まで至っておるわけでして、両々相まって防災の任務を遂行しておるところでございます。

- 7番(田中包治君) 地元の盛り上がりやない。あんたところがせんから買うねん。ところが、私も村に住んでおるけれども、地方税を払っているんや。年間30万、40万の金を払うておる。そのうえに金取られておったらどうなる、強制や。

それから、消防団は自治制やいいますけどね、私らも頼みに行きました。頭をさんざん下げ回って消防団員を募集して、作ったら、これは使えないから新しいのを買ってくれと、こうくる。買わなしゃあない。買わなしたら消防団はつぶれるし、消防行政はできない。その実態をどう考えておるのかいうねん。

- 消防長(和田増義君) 主力機械であるポンプについては、地元のご負担はおかけしてございません。古くなると、私のほうで年次計画に基づいて逐次、改善しておるところでございます。

- 7番(田中包治君) 何ぼ買うたんや、年間。

- 消防長(和田増義君) 年間2台ないし3台でございます。

- 7番(田中包治君) 消防団何ぼありません。

- 消防長(和田増義君) 消防団は9個分団で、斑は3.2でございます。

- 7番(田中包治君) 今年どこどこの消防団のポンプを買ってくれたんですか。

- 消防長(和田増義君) 現在、まだ入っておりませんが、予定しておりますのは8分団の配置がえ、それと善正両面利斑でございます。

- 7番(田中包治君) 何ぼ話したって平行線やから、1べん、助役か市長……。火を消すのは市役所であるとするならば、車の経費は当然設備としてしなくちゃならん。どう考えてまんねん。財政部に聞きたい。消防団は自主的団体と違う、条例に基づいて作っているんや。

- 消防長(和田増義君) 確におっしゃる通りでございます。その他日常……。

- 7番(田中包治君) あんたに聞いてない。助役かだれかやれ。

- 助役(藤田利君) 消防団の器具、車両は、やはり市で買うべきものでございます。

- 7番(田中包治君) 市で買うということだから、今年買うた3カ所の費用は出してくれんな。

- 助役(藤田利君) それは消防行政の予算の範囲内で支給いたします。

- 7番(田中包治君) あんた、何言うてまんねん。何ぼでも補正予算で予算は組めますねん、そうでしょう。財政握っているところが組みます。私はこういうことをしておるから逆差別だと言うんです。逆差別をどういうふうになくすか。山の人がなぜ逆差別を受けなくちゃならん

いのか。じゃ、逆差別だということを確認してもよろしいですか。そうしたら今進めておる平等の原則である同和問題というのは根本的にくずれますよ。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私から補足説明なりをいたしたいと存じます。

田中議員さんの主張されておるのは、もっともなご意見でございます。現在の自治体行政のうでは、消防関係の業務は、市が直接やるべき性格のものでして、そのことのために常備消防職員を設置し、消防署並びに出張所を設置して今日に至っておるわけでございます。

ご承知の通り、和泉市内の面積は広域で、しかも山を持っております。広域にわたる消防のすべてを常勤消防職員で対処していくとなると、相当な職員を配置しなければいけませんし、それに伴う諸経費等も重なってまいります。また一方、消防の発足と申しますのは、何組、かに組という形で、その地域における自主的団体として発足したというごりがございます。そういうことで、現在時点では消防団を全面的に廃止するところまで至っておりません。したがって、地元の町会組織を通じて消防団の結成をお願いしておるというわけでございます。

そういう古い観念がいまだに私たちの中にも残っておるという関係から、消防団の団全体の運営はともかく、各地区における分団あるいは班の運営については、地元町民の方々に経費、その他いろいろな面で厄介をかけてきておるというのが実態でございます。その点で、これは消防行政本来のあり方ではないという認識は持っておりますが、これを、直ちに各町に負担させていることを直ちに本年度から廃止して、市で負担せよというご意見、よくわかりますが、それを切り替えるということについてはちょっと時間をかしていただきたい。

消防行政のあり方等については、従来から議論もしてまいっておりますが、地元負担の全面的解消を目的に今後計画的に努力をしてまいりたいと存じます。もう少しお時間を借していただいて、ご趣旨に沿うようわれわれも努力をさせていただきたいと存じますので、ひとつご了解をお願いしたいと思います。

- 7番（田中包治君） 総務部長の発言で大体趣旨はわかりましたが、ただ、私が言いたいのは、これは勤労奉仕なんですからね、せめてポンプぐらいは市で負担すべきなんです。それをしないから、二重負担だと言ってるわけです。

それから、和泉市で今、同和行政をやっていますが、同和行政の中で、一般行政を阻害してはならないとなっているんです。すなわち、逆差別政策をとってはならないとなっている。この精神からいって、二重負担という強制寄付は、今年度で何とかならんかと言っておるわけです。それができないならば、同和行政とそれと、どちらが大事なのかという議論にまで発展していく。

- 総務部長（坂口礼之助君） 非常にむづかしい論理でございますが、私たちは同和行政と一

般行政とを対比させて考えるという考え方には、基本的に同意しかねるのでございます。同和行政も即一般行政の中に包含されたものでして、たまたま、対象地域において一般行政の立ち遅れが見られる、その立ち遅れといいますが、格差をなくすために重点的な配慮を行っていくという措置は考えてはおりますけれども、両方を対比させて考えていくという考え方はとっておらないわけでございます。

ご承知の通り、ポンプ等の購入については、ポンプ自動車の場合は、一部消防分団の負担にさせていただいております。しかし、可搬式のものについては、全額市が持つておるわけでございますけれども、たまたま、地元消防団でさらにもっと機動力を持つべきだと、言い換えましたら、小さな班でも消防自動車を持ちたいという願望がございます。足を確保するために自動車を設置したいという要望等が各分団からも出てまいっておるわけですが、そこまでは対処しかねますので、一部、そうした面については、地元分団の方々にご厄介をかけております。ということは、即、町内の住民の方々の負担に転嫁されていくということとして、そうしたことは否めない事実でございます。

そうした面につきましては今後、われわれのほうでも、消防行政は本来市がやるべきものであるという観点に立ってそうしたものの解消に鋭意努力させていただきたいということでご了解を願いたいと思います。

○ 7番(田中包治君) 私はどうしても了解できない。市民平等の原則、民主主義の原則からいって、二重に税金が取られるということは納得がいかない。買うてあかんなら、あかんということ消防署で処置すればいい、そうでしょう。行政が放ったらかしといて、仕事もせんと、けつをたたいて買わしておいて、税金の二重取りだということなんです。これは許せないと思う。出すか、出さんかははっきりしてください。

○ 総務部長(坂口礼之助君) まことに申しわけないでございますが、この場で出す、出さんの結論はひとつ避けさせていただきたい。一般質問でございますので、こうした場でそういうことの議論をし結論を出すということは、議会ルールの上からいっておもしろくないと存じます。ご趣旨については十分に研究検討をさせていただき、沿うように努力させていただきますので、よろしくお願いします。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 総務部次長(門林六男君) 2点目の問題につきましてお答えいたします。

まず、第1点の職員の出勤の件でございますが、現在、職員の出勤については、出勤簿によって実施しております。出勤は9時、退庁は5時で、土曜日は、9時から12時となっております。

第2点の昭和47年度より48年度の人件費の40%アップについてでございますが、昭和

48年度の人事院勧告は15・89%と記憶しておりますが、この上に定昇分と、新規職員採用分との人件費によって、47年度から48年度に対して約40%となっております。

第3点の高校卒初任給の問題でございますが、現在、5等級の10号を支給しております。金額は、本年度人事院勧告で10%がアップされましたので、初任給5万7千8百円となっております。

第4点目の組合関係でございますが、現在、職員組合では専従職員を1名採用して、組合の事務に従事させております。

5点目の現業職の給与初任給でございますが、これについては、年齢別初任給を実施しております。細部の資料は手元にはございませんが、運転手さん35歳で8万8千8百円という初任給でございます。以上でございます。

- 7番(田中包治君) 第1点の9時から5時という条例はどこにあるんです。
- 総務部次長(門林六男君) 職員の出勤については、運用面でそのように一応、実施しておりますのでございます。
- 7番(田中包治君) 今さら論議してもしゃあないけど、条例、民間でいえば団体協約ですね。労使が従わなくてはならない条例では、8時30分から17時何分になっているはずですよ。市長の権限に基づいて、条例に違反しない範囲でいろいろの規則が制定されておる。これで市役所が運営できるんやったら結構です。私たちは議会で条例を審議する必要ない、そうでしょう。何のためにこうやって議案を立てて審議してまんねん。出退勤については、タイムレコーダーを使うとなっておる。条例にそう書いてあるやないか。なぜやらんねん。助役どない思う。
- 助役(藤田利君) タイムレコーダーは、従来使用いたしておりましたが、組合との交渉の結果で現在の方法に変えてございます。
- 7番(田中包治君) 条例が守らなくてええなら、なぜ市会に条例の廃案なり、そういう手続をせんかということなんだ。あんた方と組合と結んだかて有効じゃありませんよ。組合には団体交渉権はありませんよ。議会の了承を得て初めて民間のような団体協約ということになるわけだ。これがいわゆる条例なんだ。この手続をなぜやらんかと言うているんです。あんた方は議会制民主主義を否定している。責任は当然とらないかん。まあ、それはええから、次に進むわ。
- 賃金の問題ですけど、何年おったら何号に上がるという制度がなかったらね、こんな給料は要らないですよ。何がために30何%も賃金が上がっておるかということです。5級の10号いうたら、これは公務員の初任給じゃないということですよ。
- 総務部長(坂口礼之助君) いろいろご指摘をいただきまして、おっしゃる通りだと思います。

す。現在の給与条例は、条例事項にもはっきりとございます通り、1等の甲乙、並びに2等級から5等級までによって、各等級ごとに号俸を設置した給料表がございます。現在の給料表の関係では、高校卒の場合、和泉市では、国家公務員の俸給表で申しますと、7等級の3号俸に初任給の格付けをしております、これが国の初任給よりも高いということは事実でございます。国の俸給表では、8等級の3号俸に格付けされております。したがって、金額で申しますと、1万8千円ほど高うございます。

これは事実でして、その点ご指摘をいただいて、まことに痛み入っておるわけでございますが、それを初任給として以後、高校卒の場合は5年目に4等級に昇格いたします。本市の給与条例で申しますと、それから課長補佐に適用する2等級までの間は、いわゆるとろてん方式で上がっておるわけでして、ご指摘の通りでございます。

こういう給与体系のあり方については、確かにご批判をいただいておりますし、われわれ自身も実質上、問題があるということはよく存じておるわけなんですけれども、大阪府下等の地方自治体の給与の実態、あり方が、戦後の長い労使間の攻防戦という大げさでございますが、交渉の経過がこういう給与体系になってしまったことは事実でございます。

ただし、田中議員さんからご指摘いただきましたように、課長と同等の俸給表までは適用しない。あくまでも職制に応じた、いわゆる課長職に昇格しない限り、1等級は適用しておりません。この点はひとつご理解をいただきたいと思えます。

- 7番(田中包治君) 給与条例の中でもちゃんとなつてまんねん、何号ということは。そのままでしょう。それから、さっきの質問じゃないけれども、二重の税金を取ってるんだ。何したってかまへん、わしらは勝手にやりますということなんだ。私たちはだてや酔狂で選挙やって出てきてんのと違いまっせ。議会で決めたことはやってほしい。あんた方は市会をどない考えてまんねん。

条例とか決議、それは変えてもええ。悪いとは言わん。しかし、なぜ隠れて盗っ人のようなことをするのかということなんだ。それが気に食わん。だれか返答できる人があったらしてください。

- 総務部長(坂口礼之助君) 条例、規則等に沿った実態的な運用が行われていないんじゃないかというきびしいご叱責でございます。先ほど来、職員の勤務並びに給与をとらえていろいろご指摘をいただいておりますが、たとえば、出退勤等についてタイムレコーダーをもって行うという服務規則が、そのまま現在まで放置されておることについては、確かに怠慢でございます。現在、出勤簿方式をとっておりますが、これについては、直ちに人事当局に指示をしまして、改正すべく着手さしていただきたいと存じます。

その他の条項で、たとえば、出勤時間を9時から5時までに改正する、実質上そういう運用をしておるから、条例もそうすべきだというご意見等については、お返しする言葉もないわけなんですけれども、職員組合等からも強く要請もされておりますけれども、各市の例を見ますと、9時から5時までと、条例まで改正しておるところはほとんどないわけでございます。それと、こんなことまで申し上げてあれなんですけれども、条例事項まで変えると、職員給与の面でかなり大きな影響を持つということもあって、運用の面でご勘弁を願ってまいったわけでございます。それらの点は今後、議員さんのおっしゃるようになるのが私たちも当然だと思っておりますけれども、ひとつよく研究させていただきたいと思っております。

タイムレコーダー等、直ちに変わるべき性格のものは、すぐにも指示をして改正し、条例、規則等と実態とが即応するように、1日も早く改善できるようつとめたいと存じます。

- 7番(田中包治君) 部長は口がうまいからすぐごまかしよるけどね。今、44時間働ですが、これを41時間制にした場合、超勤手当あるいは1日の稼働日数、そういうものはすべて根源から引っくり返るわけです。それと、政府の交付金も減ってくる。あらゆるものに影響してくるわけです。

それでもう1つ部長に言いたいだけけれども、前にも言ったけれども、机の上は新聞で、業務用の机が政党のつぽになっておる。これは前の質問で、「直します」と言ったけれども、直さないのはどういうわけや。

- 総務部長(坂口礼之助君) いつか時点でございますが、田中議員さんからご叱責をいただき、その後、直ちに部長会等を通じまして、机は公器である、その公器を使用するという建て前から、一方的な政党派に属するようなものをその付近に放置すべきではない、ということを通達いたしておるわけなんですけれども、いまだに守られておらないのはまことに残念でございます。今度は、市長から直接嚴重な通達をいたして、各職場における綱紀肅正をさらには進めていくよう努力いたしたいと存じます。

- 7番(田中包治君) もう時間がありませんので……。要望というよりもですね、これはやっぱりいけないことだし、管理者の責務を遂行しておらないということなんです。

それから人事院勧告については、82%でおさまるのか、おさまらないのか、こういう問題は決して隠さずに、給与提案のときに、こうこうでこうだからご承認を願いたいと、ガラス張りで行っていただきたい。市政が市民から批判を受けないように、互いに法治国家の國民として認識を新たにしながらやってもらいたい、ということを要望して、終わりたいと思っております。

- 議長(坂上国治君) 次に、8番吉川伊与一君。

○ 8番(吉川伊与一君) しばらく時間を拝借いたします。

まず農林行政について。和泉市は田園都市である以上、農業経営者が多数を占めておること
はご承知の通りです。ところが、戦後は商工業が特に発達し、一般経済は上昇して、ために物
価ははね上がりましたが、それに反比例いたしまして、農産物の価格は安く、他の物価との均
衡がとれず、ために、離農する家庭が続出し、食糧危機がやかましく呼ばれている今日、重大
問題であります。

特に和泉市の十大産物であるかんきつ栽培であります。当市のかんきつ耕作面積は、約千
五百ヘクタールに及んでおります。ところが、先年、政府は所得倍増計画を施策し、それが間
違ったために現在、生産過剰となり、3、4年前より生産物価は下落して、昨年のごときは、
市場に出荷する容器代もあがりかねたという状態でございます。これに対し、国、府並びに市は
どういう行政をとっておるのか、この点については、昨日、勝部議員より質問があった際に大
体聞いておりますが、その内容について2、3質問したいと存じます。

まず第1点、生産過剰の調整は急務中の急務であるために、現在の老衰園、また、品質の悪
いかんきつ園は、改植または作物転換に踏み切るべきであり、それに対する助成金が下がるよ
う、当市がかんきつ振興会の先頭となって、国、府に請願してもらうよう強く要望いたします。
この点についてのご返答を願います。第2は、国からの果実の摘果奨励金は和泉市でどれくら
いの金額であったか、どういう配分方法をしたか。

次に、かんきつ園の経営安定資金について、一農家にどのくらいの融資があるのか。

次に、農家の窮状を際し、市当局として何らかの形で助成金を出す責任があると思うが、市
長の姿勢いかん。

次に、マツグイ虫の件でございますが、2、3年前から松林は申すに及ばず、全市にわた
って植え込みの松が枯れております。この損害は莫大でございますが、これに対する施策はない
のか承りたい。

次に、松尾寺公園計画施行について。最近新聞紙上に、府が、樹木を伐採しては奨励金は出
せんということが載っておりましたが、これについては、市も今さら計画中止もできず、今後
、どう始末をしていくのか、この点もお聞かせ願いたい。

以上の質問に対し理事者の明確なるご答弁をいただきたい。

○ 議長(坂上国治君) 理事者答弁。

○ 農林課長(吉田利秀君) ご答弁申し上げます。

まず、ミガン農家の窮状は昨日も申し上げた通りでございますが、初めの廃園対策について
は、和泉市の農家あるいは農協等によって組織されております果樹振興会と市が丸一となって

国、府に対して強く要請し、果樹の転換については、稲作と同様に助成措置をするように強く要請したいと思っております。次第でございます。

それから、2番目の温州ミカンの摘果推進特別事業については、昨日もご説明申し上げましたように、国で14億5百万円の事業費が組まれておりまして、そのうち和泉市では約1千万円の特別事業費が組まれて、そして国で10分の1、府で10分の1で、大体、補助が7百50万円でございます。それを昨日も申し上げましたように、府が直接農協から事業実施計画書を上げて、実施をすれば補助をされるという制度でございます。

第2番目のミカン経営農家の安定資金については、府単独で1億4千万円の融資枠がございます、そのうち和泉市は6千3百20万円の枠をいただいております。これも農協を通じて共同でやるわけでございますが、その年利率は4%、農家の1人当たりの融資は10アール当たり5万円、最高30万円の融資を受けまして、これで49年度の温州ミカンの肥料代とか、その他経営の資金に充てているような次第でございます。

それから、市からの農家に対する助成金はどれだけかというご質問でございますが、和泉市においては、いろいろの振興会あるいは各会に対して49万5千円の補助金を出している現況でございます。

なお、マックイ虫の件でございますが、マックイ虫の被害については、現在、府下のほとんどの市町村が被害を受けている現況でございます、本市においても、マックイ虫の被害発生が45年ごろから起こり、49年度では、3百50から4百ヘクタールの発生状況でございます。市といたしましては、これらの駆除のため、関係森林組合あるいは農協等の啓蒙指導を行っております。

マックイ虫の防除対策については、大阪府でマックイ虫防除対策事業実施ということで、共同防除に対しまして、被害立ち木等について一立方当たり8千6百円の事業費とみて、国、府で2分の1の補助をし、その防除に当たるよう広く推進いたしております。市といたしまして、これらの防除のために説明会等を行い、関係者に補助事業の内容を説明するとともに、この事業に乗って防除を行っていただくようお願いしておりますが、残念ながら、現在までは補助等は行われていないという現況でございます。以上でございます。

○ 計画課長(山崎琢磨君) 松尾寺公園の新聞報道について、ご指摘のあった件についてお答えいたします。

先日、一部の新聞に整備計画の内容が報ぜられましたが、これは自然破壊をやっているんじゃないかということで府は認められないという報道でしたけれども、私のほうの整備計画は、樹木の伐採など、自然破壊は全くやっていない内容でございます。議員さんも十分ご存じかと

思いますが、作っております遊歩道は、1・5メートル程度のものにして、これを作ったことによって、自然破壊になるというようなことは全くないわけでございます。

また、5月の件を新聞は報じておりますが、府と行った内容も、樹木の伐採などの計画ではございません。ただ、池の湿地部分の美化について、意見の相違が若干ございまして、これがあのような報道になったものでございます。

なお、今年は総需要抑制などで工事ができませんでしたが、来年度は、府費の補助の見通しも明るくなってまいりましたので、事業をやるよう努力いたしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 8番(吉川伊与一君) かんきつの生産調整に対して、国が改植並びに転換作物に相当力を入れていと聞いております。生産過剰の調整は、老衰園とか、品質の悪い園をつぶして生産を減らさなしようがない。しかし、ミカン栽培は全国的に大きな面積を占めているから、それが政府で施行されても、われわれに当たる助成はほんまにわずかだと思います。国、府に呼応して、市としても多少の援助をする意思があるのか、ないのか、市長に伺いたい。現在、一千町歩にわたる農家が危急存亡のときでして、これを何とか助成してやらなければいかんと思っておりますので、市長のご意思を承りたい。

○ 市長(藤木秀夫君) ただ今係のほうからご答弁申し上げたように、今年のミカンの豊作ははっきりしておりますし、全国的に心配しておる問題でございまして。政府から1.4億何がしかの補助は出ておりますけれども、そのうちの4分の2が国、4分の1を府が出し、そして、そのうちの4分の1を市が出すということについては、和泉市は現在千百3ヘクタールで、それに対して1千万円の補助を今の歩合によって考えておりますが、それ以外のことはまだわかりませんので、ご了解賜りたいと存じます。

○ 8番(吉川伊与一君) わかりました。

次に摘果の奨励金でございまして、各農協にもらった金は、摘果の奨励金になっておりません。それを奨励するために、農協の役員が指導したというにすぎないような奨励金でございました。生産過剰には毎年悩まされるので、今後とも、かんきつ振興会と市の理事者などが政府に強く要望せられんことを希望します。

それから、松尾寺の公園については、私も心配しておる1人なんです、今言われた通り、計画通りやるんですね。

○ 計画課長(山崎琢磨君) ただ今まで事業認可を受けまして、約8ヘクタールを施行するわけでございますが、先日、大阪府と打ち合わせをいたしまして、来年度も引き続き事業をやるという方針は確約いたしております。

○ 8番(吉川伊与一君) それなら遂行できますな。

○ 計画課長(山崎琢磨君) はい。

○ 8番(吉川伊与一君) わかりました。

いろいろと答弁がありまして大体わかりましたが、和泉市の十大産物であるミカン対策について、今後とも最大の努力をされるよう最後に要求いたしまして、私の質問は終わります。

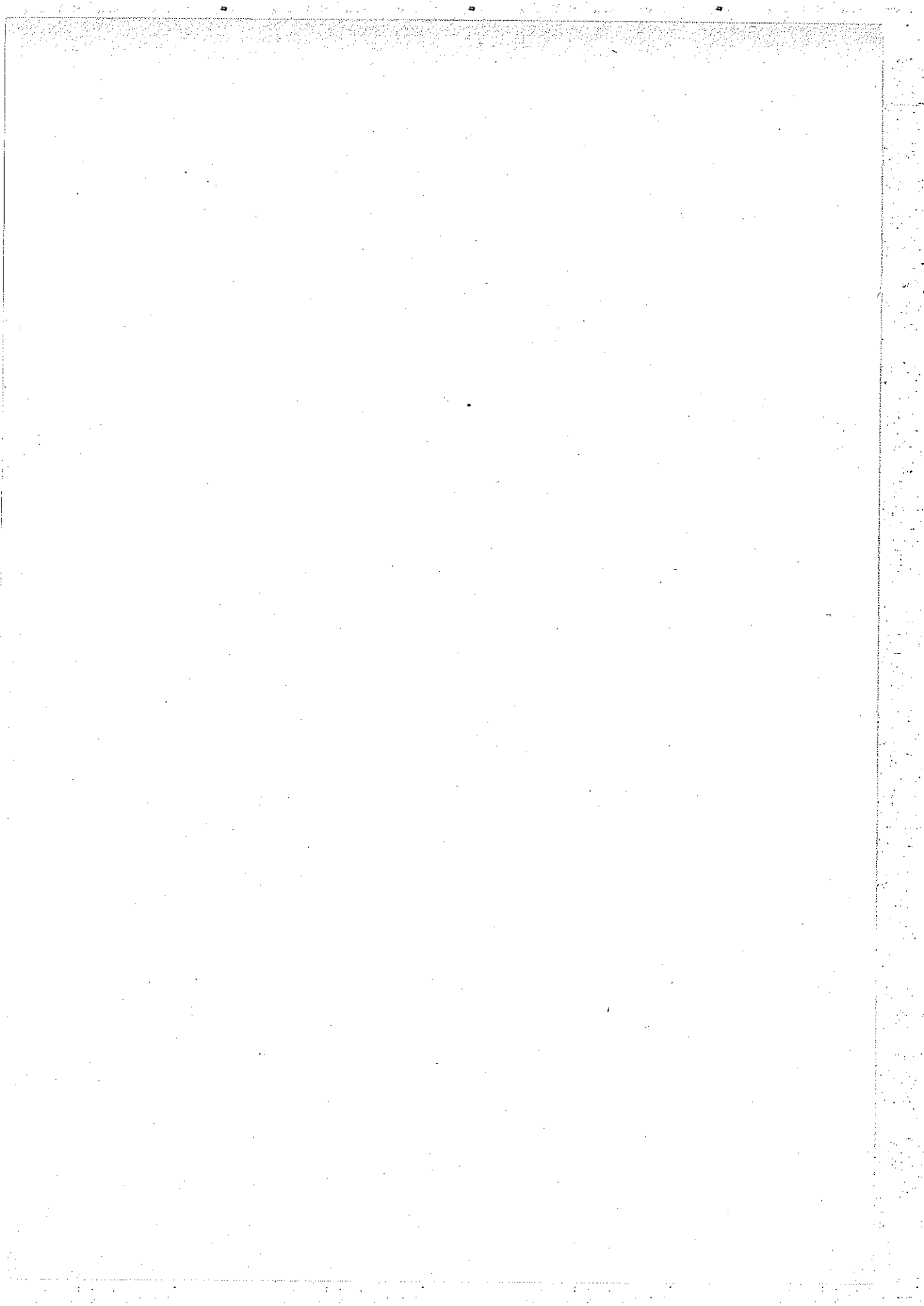
○ 議長(坂上国治君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さん方のご努力によりまして、予定時間内より早く終了させていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

なお、明28日より30日までの3日間は休会し、10月1日より議案審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

(午前11時26分散会)

第 4 日



昭和49年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	22番	関戸正一君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
16番	横田憲治治君	29番	竹内修一君

欠席議員(4名)

5番	竹下義章君	15番	上代卯之松君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	建設部理事	林徳次
収入役	橋本炳	建設部次長	森保
教育長	葛城宗一	建設部次長	中西淳富
		兼区画整理課長	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
重要施策推進室長	橋本 昭夫	管理課 参事	白川 保
同 室 次 長 (計画担当)	松林 保	計画課 長	山崎 琢磨
同 室 次 長 (調整担当)	富田 宏之	土木課 長	中尾 宏
総務部長	坂口 礼之助	建築課 長	中上好美
総務部 理事	西川 喜久	区画整理課 参事	山本 襄
総務部 理事 (財務担当)	庄司 清	開発課 長	前田 守正
総務部 次長 兼 人 事 課 長	門林 六男	下水道課 長	大浦 行男
秘書課 長	杉本 弘文	地区改良事務所 長 兼 改良 総務課 長	逢野 一郎
広報公聴課 長	竹田 明郎	(地区改良事務所) 工事課 長	笠木 恒忠
企画課 長	大塚 孝之	会計課 長	片桐 武雄
財政課 長	麻生 和義	選挙管理委員会 会長 選 挙 管 理 委 員 会 長	味谷 日吉
財政課 参事 (管財担当)	北野 敦雄	選挙管理委員会 会長 選 挙 管 理 委 員 会 長	青木 孝之
資産税課 長	中川 鉄也	監 査 委 員	堀田 徳治
市民税課 長	吉田 種義	公平委員会事務局 長 兼 監 査 事 務 局 長	西岡 正志
納税課 長	吉田 日出男	農業委員会事務局 長	杉本 忠彦
同 和 対 策 部 長	佐原 行雄	教 育 委 員 長	堀内 由延
同 和 対 策 部 次 長	生田 稔	教 育 次 長	阪東 重信

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総合調整課長	農端小一	教育次長兼 同和教育室長	乾 武俊
連絡指導課長	向井 洋	(部次長級) 社会教育課長	広岡史郎
隣保館長	荻本啓介	総務課長	紀之定 藤与茂
市民部長	内田 繁	学校教育課長	阪口雄一
市民部次長 兼福祉事務所長 兼社会課長事務取扱	高橋新平	学校教育課参事	角谷泰夫
保育課長	明坂文嘉	指導課長	吉美 豊
保育課参事	藤野健蔵	水道部長	田中 稔
福祉課長	橋本博也	水道部次長 兼工務課長	福本喬久
市民課長兼 住民情報室長	明坂貞士	総務課長	中辻寿夫
保険年金課長	逢野博之	営業課長	原 美助
保検年金課参事	山村 昇	浄水課長	岸本孝二
福祉課参事 (老人解放セン ター所長)	香味年寛	病院長	岩崎 靖
産業衛生部長	宇沢 清	病院事務局長	平野誠蔵
産業衛生部次長	山本俊兼	庶務課長	藤原光夫
商工課長	岩井益一	業務課長	大宅清臣
農林課長	吉田利秀	経理課長	守田 勇
農林課参事	佐藤貞夫	消防長	和田増義

職 名	氏 名	職 名	氏 名
農林課参事 (畜産担当)	青木 太郎	消防次長、消防団事務課長兼消防署長	南口 主雄
交通公害課長	梶木 岑雄	用地担当理事兼土地開発公社事務局長	西川 武雄
保健衛生課長	松村 吉男	用地担当参事兼事務局次長兼用地一課長	吉岡 昭男
保健衛生課参事	山本 亮夫	用地担当参事兼総務課長	藤原 永一
保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤 恒治	用地二課長	宮本 福秀
		用地二課参事	岸田 秀仁

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本 武雄
次 長	北野 丈夫
議事・調査係長	西垣 宏高
調 査 係	浅井 義一
議 事 係	山本 雅俊

昭和49年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告第20号	例月出納検査の結果について 収入役員 昭和48年度5月分	P. 1
2	" 第21号	" " 昭和49年度 "	P. 6
3	" 第22号	" " " " " "	P. 11
4	" 第23号	水道部企業出納員扱 " " "	P. 17
5	" 第24号	" " " " " " 6月分	P. 22
6	" 第25号	水道部企業出納員扱 " " "	P. 27
7	" 第26号	" " " " " " "	P. 33
8	議案第50号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 5
9	" 第51号	町区域の変更及び町の新設について	P. 9
10	" 第52号	土地改良事業の施行について(老朽ため池事業軽部池改修工事)	P. 13
11	" 第53号	工事請負契約締結について(市立南池田小学校増築工事)	P. 15
12	" 第54号	工事請負契約締結について(市立横山小学校増改築工事)	P. 18
13	" 第55号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例制定について	P. 20

日程	種別及び番号	件名	摘要
14	議案第56号	和泉市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 27
15	" 第57号	和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例制定について	P. 34
16	" 第58号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 47
17	" 559号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 55
18	" 第60号	和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 61
19	" 第63号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 69
20	" 第64号	昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 115
21	認定第1号	昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
22	" 第2号	昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
23	議案第65号	工事請負契約締結について(市立北池田小学校増築工事)	追加
24	" 第66号	" ((仮称)市立勤労青少年ホーム新築工事)	"
25	" 第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 65
26	" 第62号	公平委員会委員の選任について	P. 67
27	選挙第1号	和泉市選挙管理委員会委員および補充員の選挙について	別紙
28	請願第1号	不況対策の緊急施策の実施に関する請願	"

日程	種別及び番号	件名	摘要
29	請願第2号	緑ヶ丘小学校附帯建設請願	別紙
30	決議第3号	朴正熙「そ寧事件」に関連して朝鮮総聯に対する規制を反対し、在日朝鮮公民の合法的活動を保障するための決議	〃
31	〃第4号	「同対審」答申完全実施「特別措置法」具体化に関する要望決議	〃
32	〃第5号	狭山差別裁判の慎重な審理と公正裁判要求に関する要望決議	〃
33	〃第6号	繊維製品の逆輸入反対に関する要望決議	〃

(午前10時36分開議)

○ 議長(坂上国治君) おはようございます。議員の皆さん方には公私ご繁忙の中、連日わたり大変お疲れのところご出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは15名でございます。欠席届のある議員さんは吉川議員さん、上代議員さん、貝瀬議員さん、遅刻届のある議員さんは竹下議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

○ 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） それではこれより議案審議に入ります。日程第1より日程第7までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度5月分収入役扱の出納について
検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年8月21日

監査委員 堀田 徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年8月21日
2. 検査の対象 昭和48年度5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した
ところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	7,450,971,297	△285,839,535 2,816,750,221	9,981,851,983	8,583,711,629	△32,933,767 1,289,359,570	
才入才出外現金	609,295,116	25,830,868	635,125,984	463,940,589	151,177,046	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	2,224,492,324	765,994,779	2,990,487,103	2,145,583,562	655,425,978	
府 税	416,465,976	10,955,762	427,421,738	404,000,687	23,421,051	
特 別 会 計	国民健康 保険	859,477,162	△4,803,973 25,734,380	880,407,564	862,686,047	△566,667 88,424,484
	土地区画 整理事業	1,926	0	1,926	11,981,004	△440,780
合 計	11,560,763,801	△290,873,513 3,645,266,010	14,915,296,298	12,411,903,518	△33,941,214 2,207,808,129	
基 金	用品調達					
	同和更生 資金貸付	35,971,729	3,000,000	38,971,729	10,408,800	200,000
	財政調整					
	土地開発	71,880,876	1,399,861	73,280,537	6,610,333	0
合 計	107,852,405	4,399,861	112,252,266	17,019,133	200,000	

算 書

昭和49年5月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
9,840,137,432	141,714,551			141,714,551	
615,117,635	20,008,349			20,008,349	
2,801,099,540	189,477,563			189,477,563	
427,421,738	0			0	
890,543,864	△10,136,300			△10,136,300	
11,540,224	△11,538,298			△11,538,298	
14,585,770,433	329,525,865			329,525,865	
10,608,800	28,362,929			28,362,929	
6,610,333	66,670,204			66,670,204	
17,219,133	95,033,133			95,033,133	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	141,714,551	141,714,551		
特 別 会 計	国 保 事 業	0	0	
	土 地 区 画 事 業	0	0	
基 金	用 品 課 達			
	同 資 和 金 更 貸 生 付	28,362,929	28,362,929	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	66,670,204	6,670,204	60,000,000
特別才入才出外現金	40,181,407.8	18,947,756.3		
才入才出外現金	20,008,349	20,008,349		
府 税	0	0		
住 宅 敷 金	4,899,258	565,648		4,333,610
合 計	663,469,369	386,799,244		64,333,610

管 方 法

昭和49年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
211948241	388274			大阪公 137 387.506 大阪24.223 768
211948241	388274			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	2,120,874,000	2,093,106,467	△1,283,446 124,561,136
国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	14,571,000	
地方交付税	1,516,236,000	1,516,236,000	
分担金及負担金	940,820,000	520,568,224	△275,814 38,210,500
使用料及手数料	622,480,000	544,022,110	△47,000 1,440,824
国庫支出金	1,953,132,000	1,615,102,826	記△55,214,000 51,572,136
府支出金	1,529,999,000	1,972,145,977	△845,000 1,126,087,729
財産収入	256,098,000	255,316,091	記89,940 △21,297,252 12,623,310
寄附金	222,305,000	119,548,437	△91,394,684 112,789,984
繰入金	70,400,000	70,000,000	△7,000,000
繰越金	394,519,000	395,074,739	
諸収入	664,869,000	562,493,106	記55,124,060 △9,312,133 10,280,102
市債	1,783,737,000	415,446,000	1,249,184,500
自動車取得税交付金	59,038,000	59,038,000	
交通安全対策特別交付金	11,611,000	11,611,000	
地方譲与税	19,654,000	19,654,000	
合 計	10,770,680,000	7,450,971,297	△285,869,535 281,675,022

調 書

昭和49年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不 足	
2,216,384,157	955,101,157		104.50
1,457,100,000	2,793,000		123.71
1,516,236,000			100.00
899,915,110		409,049,000	95.65
55,796,034		645,196,600	89.63
1,611,460,962		341,671,038	82.50
1,314,852,326		215,146,674	85.93
246,732,089		93,659,111	96.34
141,043,737		812,612,631	63.44
0		704,000,000	
395,974,739	455,739		100.11
624,775,929		400,930,711	93.96
1,664,630,500		119,106,500	93.32
590,380,000			100.00
116,110,000			100.00
19,654,000			100.00
998,185,198.3		788,828,017	92.67

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	108,870,000	105,929,718	△140,214 886,727
総 務 費	1,074,519,000	919,213,239	△452,1280 127,728,647
民 生 費	2,351,732,000	1,957,823,780	△198,896,46 326,690,446
衛 生 費	781,242,000	739,077,457	△157,414 35,884,274
勞 働 費	50,203,000	47,701,439	記△12,000 △283,45 604,516
農 林 水 産 業 費	168,049,000	87,911,048	78,189,842
商 工 費	75,758,000	71,009,542	△5,000 3,328,288
土 木 費	2,976,175,000	1,676,164,891	記△90,700 △660,3800 565,983,982
消 防 費	281,138,000	267,808,110	△27,500 10,631,471
教 育 費	2,196,788,000	2,077,373,541	△1,560,568 74,001,470
公 債 費	547,241,000	544,205,437	
諸 支 出 金	130,851,000	88,852,860	41,951,000
予 備 費	351,000	0	0
災 害 復 旧 費	24,603,000	640,567	記102,700 23,476,907
合 計	10,770,680,000	8,583,711,629	△32,933,767 1,289,359,570

調

書

昭和49年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
106,678,231	2,191,769	97.98
104,242,060	32,098,394	97.01
226,462,458	87,107,420	96.29
77,480,431	6,437,683	99.17
48,265,610	1,937,390	96.14
166,100,890	1,948,110	98.84
74,332,830	1,425,170	98.11
2,235,454,373	740,720,627	75.11
278,412,081	2,725,919	99.03
2,149,814,443	469,735,57	97.86
54,420,543	3,035,563	99.44
130,803,860	47,140	99.96
0	3,511,000	
242,201,74	382,826	98.44
98,401,374	9,305,425	91.36

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年5月分収入役の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年8月21日

監査委員 畑田 徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年8月21日
2. 検査の対象 昭和49年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	11,867,804	△110,950 501,896,365	513,653,209	418,150,436	△413,796 795,552,284	
才入才出外現金		2,718,960	2,718,960		0	
特 別 才 入 才 出 外 現 金			0			
府 税	126,729	2,666,607	2,823,336		250,844	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 險	15,830,118	△5,000,000 198,967,460	209,797,578	4,580,682	△50 7,393,263
	土 地 区 画 整 理 專 業					
合 計	27,824,651	△5,110,950 706,279,382	728,993,063	422,731,118	△413,846 803,196,391	
基 金	用 品 調 達	920,442	571,442	1,491,884	541,394	543,674
	同 和 更 生 資 金 貸 付					
	財 政 調 整					
	土 地 開 発					
合 計	920,442	571,442	1,491,884	541,394	543,674	

算 書

昭和49年5月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
1,213,288,924	△699,635,715	740,000,000		40,364,285	
0	2,718,960			2,718,960	
0	0			0	
250,844	2,572,492			2,572,492	
11,973,895	197,823,683			197,823,683	
1,225,513,663	△496,520,580	740,000,000		243,479,420	
1,085,068	406,816			406,816	
1,085,068	406,816			406,816	

現金の保

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		40364285	39354285		
特別会計	国保事業	197823683	197823683		
	土地区画整理事業				
基金	用品調整	406816		406816	
	同資和更生付 金貨付				
	財政調整				
	土地開発				
特別才入才出外現金					
才入才出外現金		2713960	2718960		
府 税		2572492	2572492		
住宅敷金					
合 計		243886236	242469420	406816	

管 方 法

昭和49年5月31日現在(單位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭	
			1,010,000	
			1,010,009	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,562,928,000	256,971	△34350 1,440,9343
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,457,100		
地 方 交 付 税	1,562,967,000		376,885,000
分担金及負担金	2,925,280,000	36,550	499,620
使用料及手数料	65,713,000	3,861,070	67,980,22
国 庫 支 出 金	1,688,542,000		762,260,00
府 支 出 金	2,142,152,000		877,000
財 産 収 入	766,200	3,596,200	△7000 348,662
寄 附 金	460,200		
繰 入 金	100,000		
繰 越 金			
諸 収 入	636,702,000	3,788,063	△6,600 2,135,6128
市 債	2,580,125,000		
自動車取得税交付金	70,950,000		
交通安全対策特別交付金	12,000,000		
地 方 譲 与 税	25,500,000		
合 計	11,708,460,000	118,67,804	△110,950 5,018,96355

昭和49年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不 足	
14,631,964		25,482,960.36	0.57
0		1,457,100.00	
376,885,000		1,186,082,000	2.411
5,361,700		287,166,300	1.83
10,659,092		55,053,908	1.622
76,226,000		1,612,316,000	4.51
877,000		2,141,275,000	0.04
3,874,862		3,787,138	5.057
0		46,020,000	
0		10,000.00	
25,137,591		611,564,409	3.94
0		2,580,125,000	
0		70,950,000	
0		1,200,000	
0		25,500,000	
51,365,320.9		11,194,806,791	4.38

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	111,722,000	6,343,323	6,652,471
総 務 費	168,614,900	139,159,984	△90,430 53,284,067
民 生 費	249,283,400	114,097,356	△247,090 151,433,388
衛 生 費	56,155,600	16,798,644	△29,500 14,251,732
勞 働 費	56,195,000	23,583,58	△4,503 3,089,354
農 林 水 産 業 費	133,008,000	20,644,30	3,028,482
商 工 費	182,829,000	21,573,632	1,620,152
土 木 費	347,704,600	125,360,78	△248,47 207,023,555
消 防 費	28,750,200	9,101,374	△4,790 12,695,045
教 育 費	183,577,900	78,020,613	△216,36 77,495,713
公 債 費	79,096,800	16,096,644	136,721,861
諸 支 出 金	90,900,000		
予 備 費	20,000,000		
災 害 復 旧 費	1,972,000		864
合 計	11,708,460,000	418,150,436	△413,796 795,552,284

調

書

昭和49年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
12995794	98726206	11.63
192353621	1493795379	11.40
265283654	2227550346	10.64
159295476	402260524	28.36
5443209	50751791	9.68
5092912	127915088	3.32
23193784	159635216	12.68
219534786	3257511214	6.31
21781629	245720371	8.14
155494690	1680284310	8.47
152818505	638149495	19.32
	90900000	
	20000000	
864	1972000	
1213288924	10495171076	10.36

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年8月21日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年8月21日
2. 検査の対象 昭和49年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5 月分月次合計残高試算表

昭和49年5月31日現在

借		方		貸		方	
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	
			資産の部				
			土地				
			建物				
			構築物				
			機械装置				
			運搬器具				
			器具備品				
			建設仮勘定	3815	3815		
			水利権				
			電話加入権				
			現金				
			普通預金	48,509,589	117,531,518		
			当座預金	485,095,89	117,531,518		
			未収金	378,821,62	59,751,408		
			貯蔵品		53,999,979		
			仮払金				
			投資有価証券				
			前払費用	6000			
			借地権				
			保管有価証券				
			負債の部				
			未払金	11,180,482	46,396,740	1,477,330	
			一時借入金				
			前受金	300,000,000	309,000,000	30,000,000	
			預り金	221,4000	348,247,30	30,330,730	
			預り担保有価証券	3,658,110	787,2200	1,773,650	
					130,0000	130,0000	

5月分予算執行報告書甲

昭和49年5月31日現在

(収入)

款	項目	日	予算額	執行額		予算残額
				5月	累計	
①	水道事業収益		759,207,000	46,840,065	93,271,629	665,935,371
1.	営業収益		753,207,000	46,604,305	92,067,484	661,139,516
1.	給水収益		629,507,000	43,823,855	83,892,449	545,614,551
2.	受託工事収益		20,000,000	0	0	20,000,000
3.	その他の営業収益		103,700,000	2,780,450	8,175,035	95,524,965
2.	営業外収益		6,000,000	235,760	1,204,145	4,795,855
1.	受取利息		3,000,000	0	712,065	2,287,935
2.	雑収入		3,000,000	235,760	492,080	2,507,920

① 資本的収入	59,450,000.00	1,460,000	1,660,000	592,840,000
1. 企業債	390,000,000.00	0	0	390,000,000.00
1. 企業債	390,000,000.00	0	0	390,000,000.00
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000.00
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000.00
3. 工事負担金	200,000,000	1,460,000	1,660,000	198,340,000
1. 工事負担金	200,000,000	1,460,000	1,660,000	198,340,000
収入合計	1,353,707,000	48,300,065	94,931,629	1,258,775,371

5 月分予算執行報告書乙

昭和49年5月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業費用	762,063,000	233,429,30	51,353,092	710,709,908
1. 営業費用	644,788,000	232,90,701	51,300,863	593,487,137
1. 原水及浄水費	260,116,000	12,211,524	25,649,446	234,466,554
2. 配水及給水費	72,995,000	4,050,498	8,618,450	64,376,550
3. 受託工事費	20,000,000	0	0	20,000,000
4. 業務費	79,874,000	4,321,932	8,209,333	71,664,667
5. 総係費	52,315,000	2,706,747	6,054,559	46,260,441
6. 減価償却費	59,428,000	0	0	59,428,000
7. 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8. その他の営業費用	100,000,000	0	2,769,075	97,230,925
2. 営業外費用	117,175,000	52,229	52,229	117,122,771
1. 支払利息及 企業債取返諸費	117,165,000	52,229	52,229	117,112,771
2. 雑文 出	10,000	0	0	10,000

3. 予備費	100,000	0	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	0	100,000
① 資本的支出	645,271,000	1,077,9622	22,782,426	622,488,574	
1. 建設改良費	599,546,000	9,988,944	21,991,748	577,554,252	
1. 事務費	1,030,500	45,481	96,5529	933,9471	
2. 擴張工事費	381,695,000	4,460,000	12,637,000	369,058,000	
3. 改良工事費	179,200,000	1,939,133	2,861,619	176,338,381	
4. 配水管整備事業費	13,200,000	0	0	13,200,000	
5. 營業設備費	15,146,000	3,135,000	5,527,600	9,618,400	
2. 企業償債還金	45,725,000	790,678	790,678	44,934,322	
1. 企業償債還金	45,725,000	790,678	790,678	44,934,322	
支出合計	1,407,334,000	3,412,2552	7,413,5518	1,333,198,482	

和泉市水道事業損益計算書(5月分)

(昭和49年5月1日より昭和49年5月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	43,823,855円	
(2) その他の営業収益	<u>2,780,450円</u>	46,604,305円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	12,211,524円	
(2) 配水及給水費	4,050,498円	
(3) 業務費	4,321,932円	
(4) 総係費	<u>2,706,747円</u>	<u>23,290,701円</u>

営業利益 23,313,604円

3. 営業外収益

(1) 雑収益	<u>235,760円</u>	<u>235,760円</u>
---------	-----------------	-----------------

当月分総利益 23,549,364円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費	<u>52,229円</u>	<u>52,229円</u>
------------------	----------------	----------------

当月分純利益 23,497,135円

資 金 予 算 表

昭和49年6月10日

科 目	月 次	5月執行済額	6月予定額	7月予定額	8月予定額
前 月 繰 越 金		14,625,912 ^円	40,012 ^{千円}	18,460 ^{千円}	16,740 ^{千円}
入	営 業 収 益	14,594,330	30,000	38,000	45,000
	営 業 外 収 益	229,760	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	24,518,092	18,500	12,000	6,063
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	1,460,000	0	16,000	0
	一 時 借 入 金	30,000,000	0	30,000	50,000
	預 り 金	880,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	2,214,000	500	500	500
	計	73,896,392	49,700	97,200	102,263
支 出	営 業 費 用	23,290,701	60,000	50,000	50,000
	営 業 外 費 用	52,229	0	510	10,294
	前年度未払費用及未払金	9,294,687	0	0	0
	建 設 改 良 費	9,988,944	7,000	11,600	20,400
	貯 蔵 品	1,881,980	3,252	5,810	12,234
	企 業 債 償 還 金	790,678	0	0	5,575
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	30,000	0
	預 り 金 返 還	1,799,600	500	500	500
	前 受 金	3,011,160	500	500	500
	過 年 度 損 益 修 正	19,250	0	0	0
計	48,509,589	71,252	98,920	99,503	
収 支 差 引 額		40,012,415	18,460	16,740	19,500

000	0000	0000	0000
001	0001	0001	0001
002	0010	0010	0010
003	0011	0011	0011
004	0100	0100	0100
005	0101	0101	0101
006	0110	0110	0110
007	0111	0111	0111
008	1000	1000	1000
009	1001	1001	1001
010	1010	1010	1010
011	1011	1011	1011
012	1100	1100	1100
013	1101	1101	1101
014	1110	1110	1110
015	1111	1111	1111

監査報告第2.3号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年5月分和泉市立病院企業出納員扱
の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年8月21日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年8月21日
2. 検査の対象 昭和49年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5 月分月次合計残高試算表

昭和49年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借方		勘定科目	貸方	
	累計	当月		当月	累計
90316210	90316210		資産の部		
240415659	240415659		土地		
2848487	2848487		建物		
1240000	1240000		構築物		
28982025	28982025	1,321,150	車輜		
138124	138124		機械及備品		
1299235	1299235		有価証券		
			投資		
73627842	796342493	45270609	減価償却引当金	28412261	28412261
71184697	71195385	36547218	普通預金	51312342	722714651
8000738	38878487	15276930	未収金		10688
939694	1139694	212556	貯蔵品	15290250	30877749
3100000	3100000		前払金	200000	200000
42949312	112744494		定期預金		
			過年度未収金	35405292	69795182
			負債の部		
	620000000		一時借入金		1,120,000,000
			未払金	15,276,930	30,855,810
			仮受金		
	7713961	48,377,85	預り金	359,909	992,656,2
	563000	17,4000	予納金	19,2000	1,324,000
			固定負債		
	42349660	13637432	過年度未払金	21,562,379	21,562,379
				69,999,125	276,494,65

				預り共済基金			3100000	3100000
				資本の部				
				自己資本			136333371	136333371
				借入資本			198646488	198646488
381785953	381785953			繰越欠損金				
				収益の部				
				入院収益		21006985	42300001	42300001
				外来収益		19844834	37221309	37221309
				その他医療収益		1715891	2836301	2836301
				受取利息配当金				
				他会計補助金				
				患者外給食収益		251740	553990	253990
				その他医療外収益		54957	93117	93117
				費用の部				
				給与				
40852624	40852624		24386019	費				
32000046	32000046		16857777	費				
6372761	6372761		4352522	費				
				減価償却費				
864170	864170		585130	費				
523605	523605		61320	費				
903231	903231		457363	支払利息及び企業債取扱諸費				
				患者外給食材料費				
3893680	3893680		172500	建設仮勘定				
1032238093	2526462984		164150311	合計		164150311	2526462984	1032238093

昭和49年5月分予算執行報告書

昭和49年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項	予算額	執行額		予算残額
		5月	累計	
病院事業収益	572,575,000	428,744,407	827,047,118	483,870,282
1. 医療収益	513,170,000	425,677,110	823,576,111	430,812,389
イ 入院収益	256,955,000	210,069,855	423,000,001	214,654,999
ロ 外来収益	240,400,000	198,448,344	372,213,099	203,178,691
ハ その他医療収益	15,815,000	1,715,891	2,836,301	1,298,699
2. 医療外収益	59,405,000	30,669,7	34,710,7	59,057,893
イ 受取利息配当金	791,000			791,000
ロ 他会計補助金	52,739,000			52,739,000
ハ 患者外給食収益	4,811,000	25,174,0	25,399,0	4,570,10
ニ その他医療外収益	1,064,000	54,957	93,117	970,883
病院事業費用	711,689,000	467,001,311	815,164,37	630,172,563
1. 医療費用	651,066,000	461,814,448	800,896,01	570,976,399
イ 給与	363,774,000	243,860,19	40,852,624	322,921,376
ロ 材料	205,161,000	168,577,77	320,000,46	173,160,954

八 經 費	59,608,000	4,352,522	6,372,761	53,235,239
二 減 價 值 却 費	17,892,000			17,892,000
本 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
一 研 究 修 費	4,630,000	585,130	864,170	3,765,330
2. 醫 業 外 費 用	60,323,000	518,683	1,426,836	58,896,164
イ 失 弘 利 息 及 以 外 債 取 扱 諸 費	54,975,000	61,320	523,605	54,451,395
ロ 患 者 外 給 食 材 料 費	5,348,000	457,363	903,231	4,444,769
3. 予 備 費	300,000			300,000
資 本 的 收 入				
他 會 計 出 資 金	22,421,000			22,421,000
資 本 的 支 出	22,421,000	1,493,650	1,512,610	20,908,390
建 設 改 良 費				
建 設 費				
1. 機 械 備 品 購 入 費	7,000,000	1,321,150	1,321,150	5,678,850
2. 企 業 債 償 還 金	13,188,000			13,188,000
3. 看 護 婦 宿 舍 部 賦 金	1,233,000			1,233,000
4. 病 院 建 設 調 查 費	1,000,000	172,500	191,460	808,540

5 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和 49 年 5 月 31 日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	21,006,985		42,300,001
外 来 收 益	19,844,834		37,221,308
そ の 他 医 業 收 益	1,715,891		2,836,301
計		42,567,710	82,357,611
2. 医 業 費 用			
給 与 費	24,386,019		40,852,624
材 料 費	16,857,777		32,000,046
経 費	4,352,522		6,372,761
減 価 償 却 費			
産 生 研 究 費			
研 究 費	585,130		864,170
計		46,181,448	80,089,601
医 業 利 益		△3,613,738	2,268,010

3. 医 業 外 收 益					
受 取 利 息 配 当 金	251,740			253,990	
他 会 計 補 助 金	54,957			93,117	
患 者 外 給 食 收 益					
そ の 他 医 業 外 收 益			306,697		347,107
計					
4. 医 業 外 費 用					
支 払 利 息 及 び	61,320			523,605	
企 業 債 取 扱 諸 費					
患 者 外 給 食 材 料 費	457,363			903,231	
雑 損 失					
計			518,683		1,426,836
当 月 分 純 利 益			△3,825,724		
当 月 迄 の 純 利 益					1,188,281
上 記 当 月 分 収 益 中					
健 保 未 収 金	36,547,218円				
上 記 当 月 分 費 用 中					
未 払 金	15,276,930円				

資 金 予 算 表

昭和49年5月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
収 入	事業収益	6,074,227 ^円	35,000,000 ^円	35,000,000 ^円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	35,405,292		20,000,000
	一時借入金			
	預り金	3,599,090	7,500,000	3,600,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	192,000	200,000	200,000
	仮受金			
	合計	45,270,609	42,700,000	58,800,000
支 出	事業費用	31,156,919	60,000,000	35,000,000
	建設改良費	1,493,650	1,000,000	
	企業債償還金		4,485,000	13,450,000
	貯蔵品購入費		1,600,000	1,600,000
	過年度未払金	13,637,432	13,000,000	14,000,000
	一時借入金返還			
	預り金還付	4,837,785	5,000,000	6,100,000
	前払金	12,556		
	期間外費用			
	予納金還付	174,000	200,000	200,000
	仮受金還付			
	合計	51,312,342	85,285,000	58,245,000
差 引	収支差引	△6,041,733	△42,585,000	55,500
	前年度又は前月より繰越	79,669,575	73,627,842	31,042,842
	翌年度又は翌月へ繰越	73,627,842	31,042,842	31,597,842

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年8月21日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年8月21日
2. 検査の対象 昭和49年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月29日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月29日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	513,653,209	△2,059,837 1,350,775,476	1,862,368,848	1,213,288,924	△551,076 962,601,653
才入才出外現金	2,718,960	72,992,830	75,711,790	0	22,274,101
特 別 才 入 才 出 外 現 金		196,861,549	196,861,549	0	183,974,863
府 税	2,823,336	45,843,689	48,667,025	250,844	27,342,422
特 別 会 計	國 民 健 康 保 險	209,797,578	△151,603 27,675,091	237,321,066	11,973,895 △33,560 100,320,833
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	0	11,538,298
合 計	728,993,083	△2,211,440 1,694,148,635	2,420,930,278	1,225,513,663	△584,636 1,308,052,170
基 金	用品 調 達	1,491,884	5,104,507	6,596,391	1,085,068 0
	同 和 更 生 資 金 貸 付	28,362,929	1,547,580	29,910,509	0 0
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	66,670,204	0	66,670,204	0 0
合 計	96,525,017	6,652,087	103,177,104	1,085,068	0

算 書

昭和49年6月29日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
2,175,339,501	△312,970,653	1,100,000,000	△11,538,298	775,491,049	
22,274,101	53,437,689			53,437,689	
183,974,863	12,886,686			12,886,686	
27,593,266	21,073,759			21,073,759	
112,261,168	125,059,898			125,059,898	
11,538,298	△11,538,298		11,538,298	0	
2,532,981,197	△112,050,919	1,100,000,000	0	987,949,081	
1,085,068	5,511,323			5,511,323	
0	29,910,509			29,910,509	
0	66,670,204			66,670,204	
1,085,068	102,092,036			102,092,036	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2562928000	14631964	△2054987 639776432
国有提供施設等所 在市町村助成交付金	14571000	0	
地 方 交 付 税	1654459000	376885000	414574000
分 担 金 及 負 担 金	294558000	5361700	△4850 3670775
使用料及手数料	70773000	10659092	5800040
国 庫 支 出 金	2044383000	75226000	56378000
府 支 出 金	2563655000	877000	3170000
財 産 収 入	7662000	3874862	23186812
寄 附 金	46020000		111394684
繰 入 金	100000		
繰 越 金	101915000		
諸 収 入	664202000	25137591	92824733
市 債	2828483000		
自動車取得税交付金	70950000		
交通安全対策特別交付金	12000000		
地 方 譲 与 税	25500000		
合 計	12962159000	513653209	△2059837 1350775476

調 書

昭和49年6月29日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
65,235,340.9		1,910,574,591	25.45
		1,457,100.0	
791,459,000		86,300,000.0	47.83
9,027,625		285,530,375	3.06
16,459,132		54,313,868	23.25
13,260,400		1,911,779,000	6.48
4,047,000		2,559,608,000	0.15
27,061,674	19,399,674		353.19
111,394,684	65,374,684		242.05
		100,000	
		1,019,150.0	
117,962,324		54,623,967.6	17.76
		2,828,483,000	
		70,950,000	
		1,200,000.0	
		2,550,000.0	
1,862,368,848		11,099,790,152	14.36

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	111,722,000	12,995,794	20,289,179
総 務 費	168,964,900	19,235,362	△18,420 149,526,758
民 生 費	257,881,600	265,283,654	△15,684 241,658,949
衛 生 費	59,421,400	159,295,476	38,649,626
労 働 費	56,195,000	5,443,209	△8,387 4,382,335
農 林 水 産 業 費	133,008,000	5,092,912	7,571,235
商 工 費	18,282,900	23,193,784	7,330,374
土 木 費	449,669,000	219,534,786	251,835,286
消 防 費	267,502,000	21,781,629	33,567,836
教 育 費	1,947,694,000	155,494,690	△289,100 129,198,022
公 債 費	790,968,000	152,818,505	11,916,239
諸 支 出 金	90,900,000		66,675,814
予 備 費	20,000,000		
災 害 復 旧 費	1,972,000	864	
合 計	12,962,159,000	1,213,288,924	△55,107 962,601,653

調 査

昭和49年6月29日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 割 合 る 支 出 割 合
計		
33284.973	78437.027	29.79
341861.959	1347787.041	20.23
506782.919	2572033.081	19.65
197945.102	3962688.98	33.31
9741.672	464533.28	17.33
12664.147	1203438.53	9.52
305241.58	1523048.42	16.69
471370.072	4025319.928	10.48
55349.465	212152.535	20.69
284403.612	1663290.388	14.60
164734.744	626233.256	20.82
66675.814	242241.86	73.35
	20000.000	
864	1971.136	
217533.9501	1078681.9499	16.78

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年8月21日

監査委員 堀 田 徳 治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年8月21日
2. 検査の対象 昭和49年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 49 年 6 月 30 日 現在

借		貸		万	
残 高	合 計	本 月 計	勘 定 科 目	本 月 計	合 計
			資 産 の 部		
			土 地		
65464783	65464783		物 物		
95750469	95750469		藥 及 装 器		
1696052308	1696052308		水 器		
183561574	183561574	154000	車 輛 及 運 搬 機 具		
56017690	56017690	1746700	工 具 器 具 及 備 品		
10303753	10303753		建 設 仮 勘 定 権	1190980	1194795
17866207	17866207	259800	水 電		
580168445	581363240	15742053	電 話 加 入 権		
510000	510000		現 金		
41200	41200		管 庫 預 金	99869143	217400561
219000	219000		当 未 取 蔵 品	72066728	189598246
21837255	239287916	81953983	貯 仮 払 金	39333565	99084973
90320396	189405369	47041209	投 資 有 価 証 券	8794244	14194223
76074990	90269213	9976133	前 借 地 権		
25000	25000		保 管 有 他 証 券	100000	100000
			負 債 の 部		
			未 払 金	9976133	56372873
			未 払 費 用		6688211
			一 時 借 入 金		30000000
	6807000	2313000	前 預 り 金	964000	35783730
	11532222	5433672	預 り 保 有 価 証 券	6727772	14599972
	100000	100000			1300000
					1200000

				減価償却引当金			262320993	262320993
				退職給与引当金			4701960	4701960
				資本の部				
				自己資本				
				借入資本			118703235	118703235
		790678		資本剰余金			1594634357	1593843579
				利益剰余金		9874000	790188583	790188583
				費用の部			20744067	20744067
				原水及浄水費				
		52165269	26515823	配水及給水費				
		16616318	7997868	受託工事費				
		20313724	12104391	業務費				
		13500679	7590090	総係費		43970	43970	
				減価償却費				
				資産減耗費				
		52229		支払利息及企業買取設備費				
			52229	雑支出				
		6852360	4083285	その他の営業費用				
		20650		過年度損益修正				
				収益の部				
				給水収益		46977919	130870368	130870368
				雑債				
				受託工事収益		692000	692000	692000
				その他の営業収益		3183970	11359005	11359005
				受取利息		119123	831188	831188
				雑収		130450	622530	622530
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
		3005315299	299843997	合計		299843997	3595846729	3005315299

6 月分子算執行報告書甲

昭和49年6月30日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	款 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業収益	759,207,000	511,034,622	1,443,759,911	614,631,909
1. 営業収益	753,207,000	508,538,899	1,429,213,733	610,285,627
1. 給水収益	629,507,000	469,779,199	1,308,703,668	498,636,632
2. 受託工事収益	200,000,000	692,000	392,000	193,080,000
3. その他の営業収益	103,700,000	3,183,970	1,135,900,5	92,340,995
2. 営業外収益	600,000,000	249,573	1,453,718	454,623,2
1. 受取利息	300,000,000	119,123	831,188	216,831,2
2. 雑収益	300,000,000	130,450	622,530	237,747,0

① 資本的収入	594,500,000	9,674,000	11,334,000	583,166,000
1. 企業債	390,000,000	0	0	390,000,000
1. 企業債	390,000,000	0	0	390,000,000
2. 他社負担金	450,000	0	0	450,000
1. 一般会計負担金	450,000	0	0	450,000
3. 工事負担金	200,000,000	9,674,000	11,334,000	188,666,000
1. 工事負担金	200,000,000	9,674,000	11,334,000	188,666,000
収入合計	1,353,707,000	60,777,462	155,709,091	1,197,997,909

6 月分予算執行報告書之

昭和49年6月30日現在

(支出)

款	項	目	予	算	額	執		行	額	予	算	残
						6	月					
①	水道	事業費用	762,063,000			582,474,87		109,600,579		652,462,421		
	1.	営業費用	644,788,000			582,474,87		109,548,350		535,239,650		
	1.	原水及浄水費	26,011,600			26,515,823		52,165,269		207,950,731		
	2.	記水及給水費	729,950,000			799,786,8		16,616,318		563,78,682		
	3.	受託工事費	20,000,000			0		0		20,000,000		
	4.	業務費	79,874,000			12,104,391		20,313,724		59,560,276		
	5.	総係費	52,315,000			7,546,120		13,600,679		38,714,321		
	6.	減価償却費	59,428,000			0		0		59,428,000		
	7.	資産減耗費	60,000			0		0		60,000		
	8.	その他の営業費用	100,000,000			4,083,285		6,852,360		93,147,640		
	2.	営業外費用	117,175,000			0		5,222,9		117,122,771		
	1.	支払利息及 企業債取投諸費	117,165,000			0		5,222,9		117,112,771		
	2.	雑支出	10,000			0		0		10,000		

3. 予備費	100,000	0	0	100,000
1. 予備費	100,000	0	0	100,000
① 資本の支出	648,382,240	16,711,583	39,494,009	608,888,231
1. 建設改良費	602,657,240	16,711,583	38,703,331	563,953,909
1. 事務費	1,072,368	1,518,417	2,483,946	8,239,742
2. 拡張工事費	384,387,552	5,476,000	18,113,000	366,274,552
3. 改良工事費	179,200,000	7,556,666	10,418,285	168,781,715
4. 配水管整備事業費	13,200,000	0	0	13,200,000
5. 營業設備費	15,146,000	2,160,500	7,688,100	7,457,900
2. 企業償還金	45,725,000	0	790,678	44,934,322
1. 企業償還金	45,725,000	0	790,678	44,934,322
支出合計	1,410,445,240	74,959,070	149,094,588	1,261,350,652

和泉市水道事業損益計算書(6月分)

(昭和49年6月1日より昭和49年6月30日まで)

1. 営業収益		
(1) 給水収益	46,977,919円	
(2) 受託工事収益	692,000円	
(3) その他の営業収益	<u>3,183,970円</u>	50,853,889円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	26,515,823円	
(2) 配水及給水費	7,997,868円	
(3) 業務費	12,104,391円	
(4) 総係費	7,546,120円	
(5) その他の営業費用	<u>4,083,285円</u>	<u>58,247,487円</u>
営業損失		7,393,598円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	119,123円	
(2) 雑収益	<u>130,450円</u>	<u>249,573円</u>
当月分総損失		<u>7,144,025円</u>
当月分純損失		<u>7,144,025円</u>

資 金 予 算 表

昭和49年7月10日

科 目	月 次	6月執行済額	7月予定額	8月予定額	9月予定額
前 月 繰 越 金		40012.415 ^円	22097 ^{千円}	19780 ^{千円}	18870 ^{千円}
収 入	営 業 収 益	40030.025	42000	44000	46000
	営 業 外 収 益	249.573	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	1693.900	3891	2594	1297
	企 業 債	0	0	85.000	75.000
	工 事 負 担 金	9574.000	10.000	160.000	25.000
	一 時 借 入 金	0	50.000	0	0
	預 り 金	1496.100	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	964.000	500	500	500
	計	54107.598	107091	148794	148497
支 出	営 業 費 用	51199.943	60000	52000	55000
	営 業 外 費 用	0	5.10	102.94	430.26
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	14964.883	100.90	200.20	60.00
	貯 蔵 品	4765.252	7.808	108.15	33.00
	企 業 債 償 還 金	0	0	55.75	162.91
	一 時 借 入 金 返 還	0	30.000	50.000	30.000
	預 り 金 返 還	202.000	500	500	500
	前 受 金	890.680	500	500	500
	計	72022.758	109403	149704	154617
収 支 差 引 額		22097.255	19780	18870	12750

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 49 年 6 月 29 日 現在

和泉市立病院事業会計

残 高	借 方		勘 定 科 目	貸 方		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			資 産 の 部			
			土 地			
90316210	90316210		建 物			
240415659	240415659		構 築 物			
2848487	2848487		車 輛			
1240000	1240000		機 械 及 備 品			
29047025	29047025	65000	有 価 証 券			
138124	138124		投 資			
1299235	1299235					
			減 価 償 却 引 当 金	28412261		28412261
44052749	864414081	68071588	普 通 預 金	97646381		820361332
72729405	106926972	35731587	未 収 金	34186879		34197567
7997362	55213377	16334890	貯 蔵 品	16338566		47216315
4094694	4294694	3155000	前 払 金		200000	
8100000	8100000	5000000	定 期 預 金			
22499670	112744494		過 年 度 未 収 金	20449642		90244824
			負 債 の 部			
	620000000		一 時 借 入 金		1120000000	500000000
	1687180	1687180	未 払 金	16334890		47190700
			仮 受 金			
	11709255	3995294	預 り 金	7453803		17380365
	734000	171000	予 納 金	153000		1477000
	308034	308034	固 定 負 債			21562379
	54079665	11730025	過 年 度 未 払 金		69999125	15919440

					預り共済基金		3100000	3100000
					資本の部			
					自己資本			
					借入資本			136333371
	4485000				繰越欠損金			194161488
381785953	381785953							
					収益の部			
					入院収益	20791608	63091609	63091609
					外来収益	19397371	56618680	56618680
					その他医療収益	1291955	4128256	4128256
					受取利息配当金			
					他会計補助金			
					患者外給食収益	390500	644490	644490
					その他医療外収益	80788	173905	173905
					費用の部			
					給与			
					材料			
97710993	97710993	56858359						
48726835	48726835	16726789						
12013348	12013348	5640587						
					減価償却費			
					資産減耗費			
					研究修費			
1086470	1086470	222300						
4370423	4370423	3846818			支払利息及び企業債取立費			
1370173	1370173	466942			患者外給食材料費			
					建設仮勘定			
3912960	3912960	19280						
107575475	2760978667	234515683			合計	234515683	2760978667	1075755475

6月分予算執行報告書

昭和49年6月29日現在

和泉市立病院事業会計

款	項	目	予	算	額	執行		予	算	残	額
						6	月				
	病院事業	収益	57,257,500	00		4,195,222	222	12,465,694	40	44,791,806	0
	1.	医業	51,317,000	00		4,148,093	4	12,383,854	5	38,933,145	5
		イ 入院	25,695,500	00		20,791,608	8	63,091,609		19,386,339	1
		ロ 外来	24,040,000	00		19,397,371	1	5,661,868	0	18,378,132	0
		ハ その他	15,815,000	00		1,291,955	5	4,128,256	6	1,168,674	4
	2.	医業外	5,940,500	00		471,288	8	81,839	5	5,858,660	5
		イ 受取利息	791,000	00						791,000	0
		ロ 他会計	52,739,000	00						52,739,000	0
		ハ 患者	4,811,000	00		390,500	0	64,490		4,166,510	0
		ニ その他	1,064,000	00		80,788	8	173,905		890,095	0
	病院事業	費用	71,168,900	00		3,761,805	5	16,527,824	2	54,641,075	8
	1.	医業	65,106,600	00		79,448,045	5	159,537,646		491,528,354	
		イ 給与	363,774,000	00		56,858,369	9	97,710,993		266,063,007	
		ロ 材料	205,161,000	00		1,672,678	9	48,726,835		15,643,416	5
		ハ 経費	59,608,000	00		5,640,587	7	1,201,334	8	47,594,652	

減價扣費	17,892,000				17,892,000
資產減耗費	1,000				1,000
研究修費	4,630,000	2,223,000		1,086,470	3,543,530
2. 醫業外費用	60,323,000	4,313,760		5,740,596	54,582,404
1. 支私利息及 企業債取投諸費	54,975,000	3,846,818		4,370,423	50,604,577
2. 患者外給食材料費	5,348,000	466,942		1,370,173	3,977,827
3. 予備費	300,000				300,000
資本的收入					
其他會計出資金	22,421,000				22,421,000
資本的支出	22,421,000	4,877,314		6,389,924	16,031,076
建設改良費					
建設費					
1. 機械備品購入費	7,000,000	65,000		1,386,150	5,613,850
2. 企業債償還金	13,188,000	4,485,000		4,485,000	8,703,000
3. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034		308,034	924,966
4. 病院建設調查費	1,000,000	19,280		210,740	789,260

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和 49 年 6 月 29 日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	20,791,608		63,091,609
外 来 収 益	19,397,371		56,618,680
そ の 他 医 業 収 益	1,291,955		4,128,256
計		41,480,934	123,838,545
2. 医 業 費 用			
給 与 費	5,685,8369		9,771,0993
材 料 費	16,726,789		48,726,835
経 費	5,640,587		12,013,348
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	22,2300		1,086,470
計		79,448,045	159,537,646
医 業 利 益		△37,967,111	△35,699,101

3. 医 業 外 収 益						
受取利息配当金						
他会計補助金					644,490	
患者外給食収益	390,500					
その他医業外収益	80,788				173,905	
計			471,288			818,395
4. 医 業 外 費 用						
支払利息及び						
企業債取扱諸費	3,846,818				4,370,423	
患者外給食材料費	466,942				1,370,173	
雑損						
計			4,313,760			5,740,596
当月分純利息						
			△41,809,583			
当月分の純利益						△40,621,302
上記当月分収益中	健保未収金	35,731,587円				
上記当月分費用中	未払金	16,334,890円				

○ 18番(直村静二君) 議事運営について。一般質問が終わって日程表としてあがっていますが、上程というのは、どういう形でやるのか。いきなり審議に入りますということになってますが、その点事務局長、そういう手続きはあるのか、いらんのか。一般質問やっただけで、何も議案の上程を受けてなく、いきなり審議という……。

○ 市会事務局長(山本武雄君) 事務局からお答えいたします。

今までの例によりまして、一件ずつ上程しておりますので、これでええと思います。

○ 議長(坂上国治君) 局長の答弁通り、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

「本報告について質疑、ご意見ありませんか。」

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、ご意見ないものと認め、監査報告第20号より第26号までの報告を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 日程第 8 「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 50 号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

昭和 49 年 9 月 25 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

議案第50号参考資料

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）抜粋

（住居表示の実施手続）

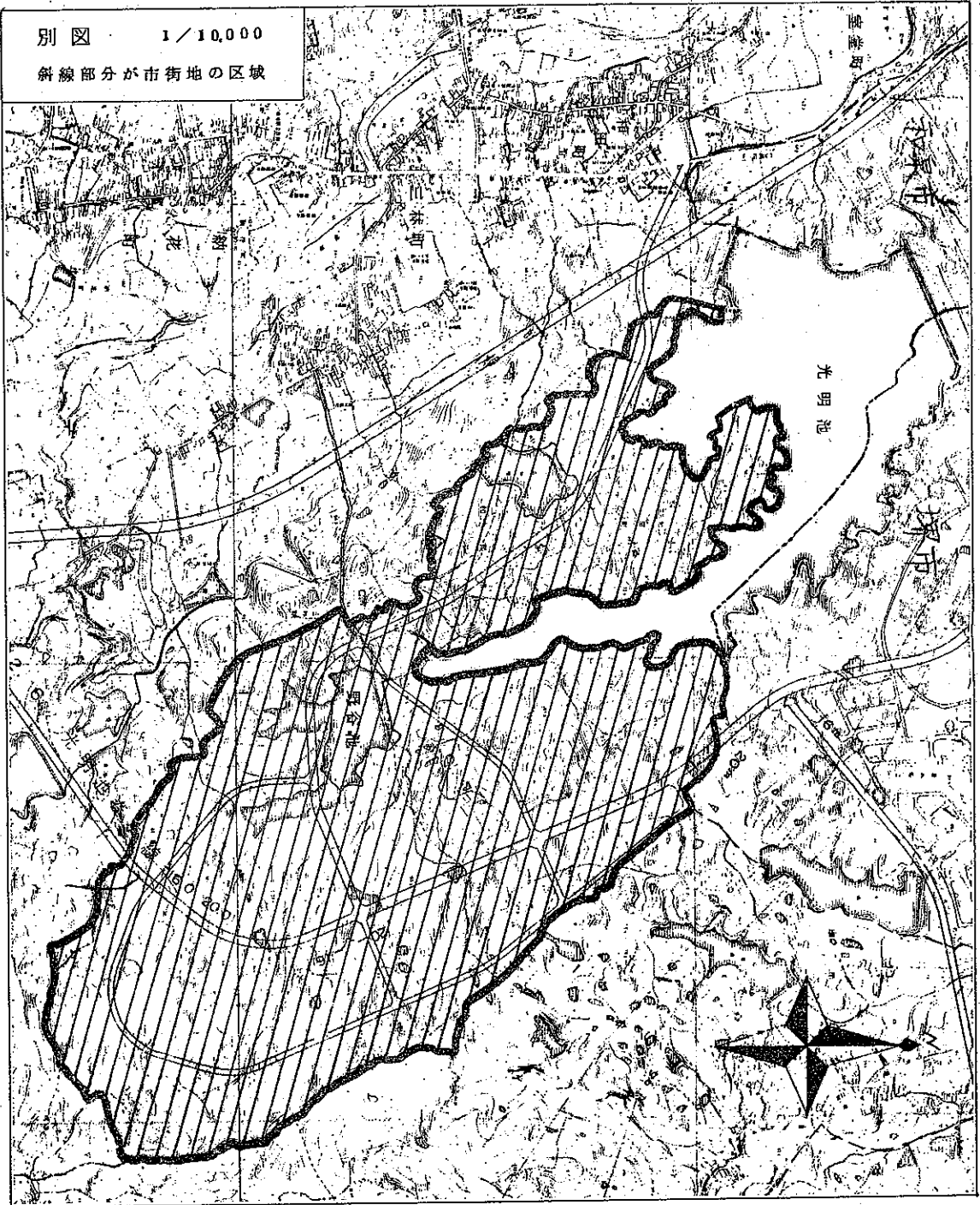
第3条 市町村は前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

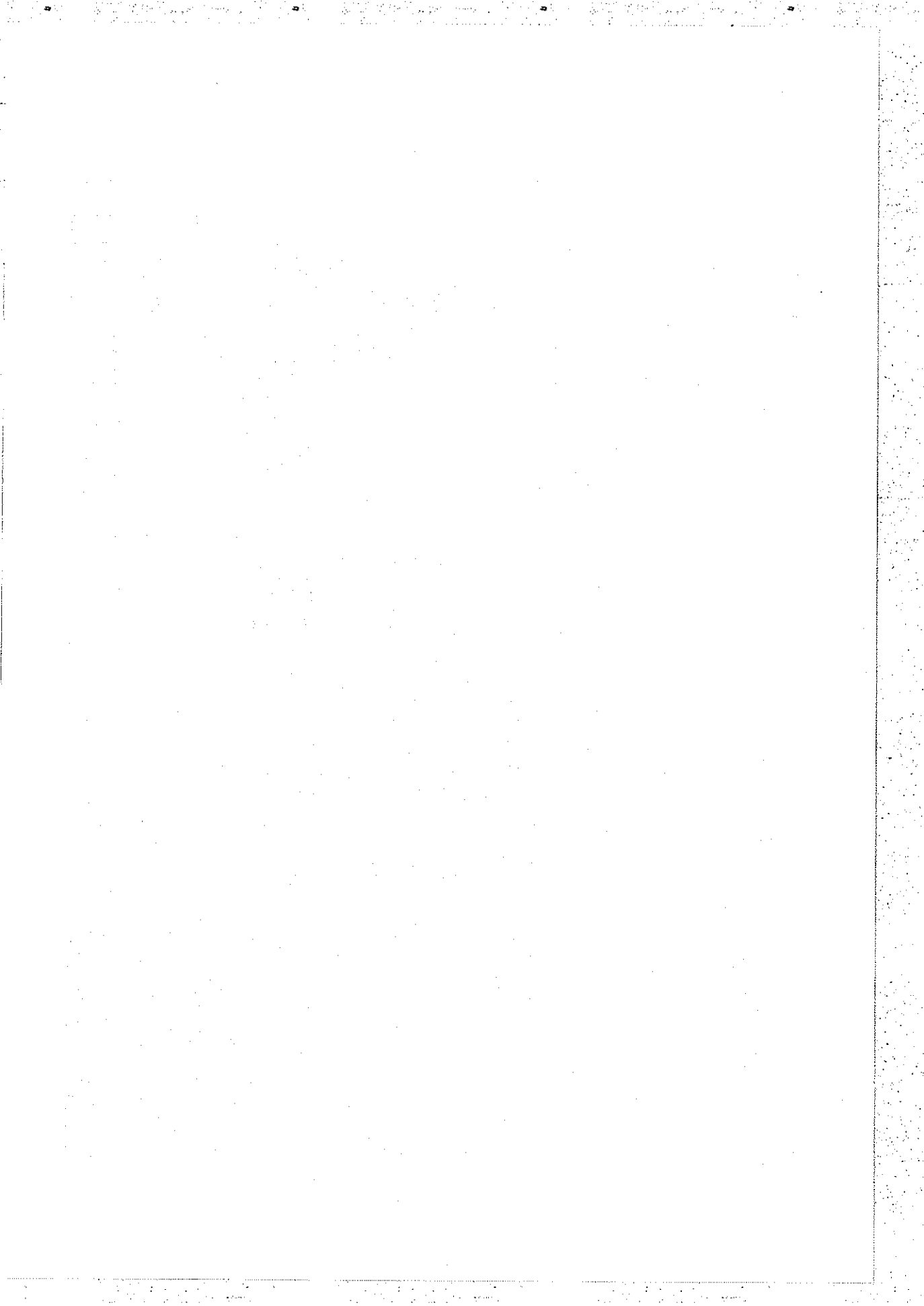
2～4 略

別図

1/10,000

斜線部分が市街地の区域

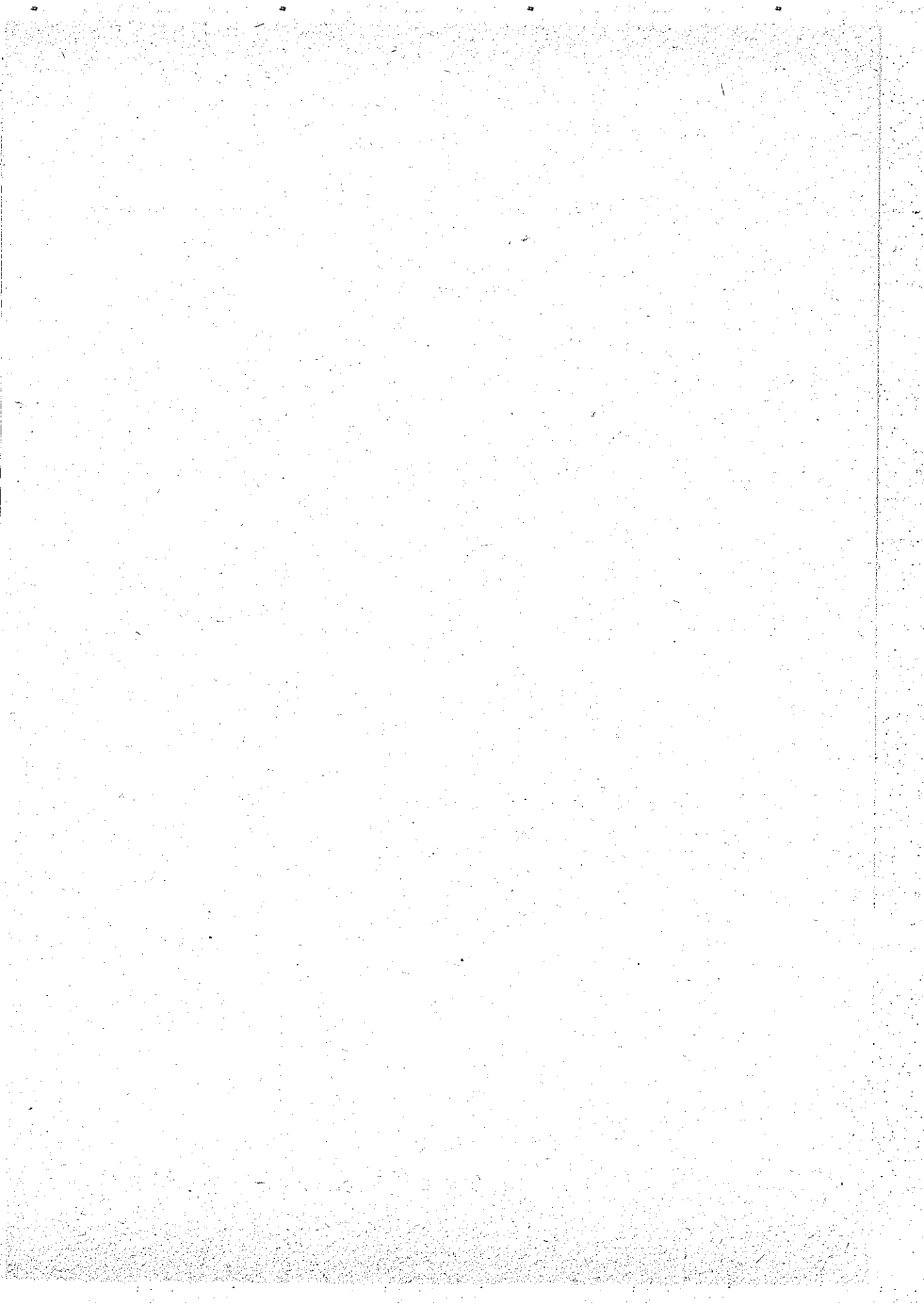




議案第50号参考資料

和泉都市計画光明池新住宅市街地開発事業に伴なう

町ノ境界・町名・地番整理方針



和泉都市計画光明池新住宅市街地開発事業に伴なう
町の境界，名称，地番整理方針

目 次

新住宅市街地開発事業施行地区の地積

1. 町の境界	1
2. 町割り方式	2
3. 町の組織	2
4. 丁目の配列	2
5. 町の規模	2
6. 町の名称及び選択の理由	3
7. 新旧町面積の比較	4
8. 地番の定め方	4
9. 親地番の定め方	5

10. 校地番の配列	5
11. 公衆用道路の地番の配列	5
12. 人口計画	5
13. 土地調書	6
14. 町の区域確定調書	45
15. 町界町名変更調書	48

添付図面

位置図	縮尺	1:2,000
町界町名変更図	"	1:2,000
整理前地籍図	"	1:2,000

和泉都市計画光明池新住宅市街地開発事業に伴なう
町の境界，町名，地番整理方針

1,277,860㎡

新住宅市街地開発事業地区の地積

(内訳)

公共用地	432,050
住宅公団、賃貸住宅地	155,070
住宅公団分譲地	572,030
教育施設用地	76,980
上水道用地	6,730
近隣センター用地	19,800
医療施設用地	2,700
交通施設用地	12,500

1. 町の境界

町の境界は、原則として街路その他恒久的な施設によつて定める。

7. 新旧町面積の比較

	旧		新	
	町名	地積	町名	地積
和泉市	三林町	1,097,550 m ²	光明台1丁目	509,605 m ²
	和田町	120,000	" 2 "	419,100
	室堂町	95,880	" 3 "	384,725
	計	1,313,430	計	1,313,430

8. 地番の定め方

街路その他恒久的施設によつて囲まれた1個の街区に対し1個の親番地をもつて代表する街区方式を採用する。

9. 親地番の定め方

市の中心部に近い街区より付番し、順次遠方に至り右廻りとする。

10. 枝地番の配列

枝地番（ロット地番）は、親地番の配列に準じて連続右廻りとする。

11. 公衆用道路の地番の配列

親地番（宅地・公園）に引き続き、大幅員より順次の幅員に付番し、同幅員については、9に準ずる。

12. 人口計画

	公団住宅用地	一般住宅用地	計	人	口
光明台一丁目	790戸	570戸	1,360戸	5,396人	
" 二 "		1,000	1,000	4,200	
" 三 "	1,010	370	1,380	5,392	
計	1,800戸	1,940戸	3,740戸	14,988人	

町名	地番	地目	地積 m ²	所有者	備考
室堂町	1328	"	971	日本住宅公団	
"	1329 1330	"	214	"	
"	1331	"	191	"	
"	1332	畑	284	"	
"	1333	"	456	"	
"	1334	"	115	"	
"	1335	田	601	"	
"	1336	畑	251	"	
"	1337	山林	238	"	
"	1338	"	284	"	
"	1339	田	171	"	
"	1340-1	山林	29	"	
"	1340-2	田	267	"	
"	1341	"	33	"	

#	1358	田	26	#
---	------	---	----	---

"	1342	田	218	"
"	1343	"	228	"
"	1344	"	347	"
"	1345	"	165	"
"	1346	"	231	"
"	1347	"	433	"
"	1348-1	溜池	208	"
"	1348-2	堤	16	"
"	1349-1	山林	99	"
"	1349-2	田	181	"
"	1350	"	489	"
"	1350-1	"	304	"
"	1350-2	"	429	"
"	1350-3	溜池	125	"
"	1350-4	山林	59	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
室堂町	1371	田	307 m ²	日本住宅公団	
"	1372	"	62	"	
"	1373	"	92	"	
"	1374-1	溜池	247	"	
"	1374-2	堤	72	"	
"	1375	山林	132	"	
"	1376	"	29	"	
"	1381-1	田	257	"	
"	1382-1	"	1,054	"	
"	1581	山林	290	"	
"	1582	田	267	"	
"	1583	"	92	"	
"	1584	山林	79	"	
"	1585	田	436	"	

"	1587	畑	109	"	"
三 林 町	297	原 野	188	"	"
"	298	畑	7.2	"	"
"	299	原 野	165	"	"
"	300	"	280	"	"
"	301	"	1,252	"	"
"	302	"	128	"	"
"	303	"	119	"	"
"	304	"	330	"	"
"	305	"	145	"	"
"	306	"	72	"	"
"	307	"	122	"	"
"	308-1	溜 池	198	"	"
"	308-2	堤	399	"	"
"	453-2	原 野	905	"	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
三林町	479	山林	198	日本住宅公団	
"	482	"	66	"	
"	483	田	466	"	
"	484	"	254	"	
"	485	"	267	"	
"	486	"	224	"	
"	487	"	294	"	
"	488	"	19	"	
"	489	"	152	"	
"	490-1	"	241	"	
"	490-2	井溝	16	大阪府	
"	491	田	102	日本住宅公団	
"	492-1	溜池	198	"	
"	492-2	堤	330	"	

"	504-1	山林	780	"	"
"	504-2	畑	561	"	"
"	504-3	山林	618	"	"
"	505	田	452	"	"
"	508	畑	1,933	"	"
"	508-1	"	905	"	"
"	508-2	山林	49	"	"
"	508-3	畑	33	"	"
"	508-4	井溝	115	大阪府	
"	510	田	128	日本住宅公団	
"	511	"	188	"	
"	512	"	538	"	
"	513	"	383	"	
"	514-1	"	485	"	
"	514-2	井溝	228	大阪府	

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
三林町	515	井溝	26 ^{m²}	大阪府	
"	516-1	田	300	日本住宅公団	
"	516-2	"	89	"	
"	516-3	井溝	280	大阪府	
"	516-4	"	9.91	"	
"	517-1	田	39	日本住宅公団	
"	517-2	"	9.91	"	
"	517-3	井溝	79	大阪府	
"	517-4	"	9.91	"	
"	518-1	田	49	日本住宅公団	
"	518-2	井溝	168	大阪府	
"	518-3	"	92	"	
"	519-1	田	6.61	日本住宅公団	
"	519-2	井溝	271	大阪府	

"	520-1	田	228	日本住宅公団	
"	520-2	井 溝	66	大 阪 府	
"	521	田	112	日本住宅公団	
"	522	"	436	"	
"	523-1	"	3.30	"	
"	523-2	井 溝	56	大 阪 府	
"	524	田	604	日本住宅公団	
"	525	"	76	"	
"	526	"	119	"	
"	527	"	201	"	
"	528	"	198	"	
"	529	"	46	"	
"	530	"	290	"	
"	531-1	溜 池	66	"	
"	531-2	堤	128	"	

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
三林町	532	田	185	日本住宅公団	
"	533	"	52	"	
"	534	"	171	"	
"	535	"	436	"	
"	536	"	36	"	
"	537-1	溜池	132	"	
"	537-2	堤	221	"	
"	538	田	1,054	"	
"	539-1	山林	198	"	
"	539-2	畑	191	"	
"	540-1	溜池	99	"	
"	540-2	堤	238	"	
"	541-1	溜池	198	"	
"	541-2	堤	462	"	

"	542	畑	674	"	"
"	843-1	山林	310	"	"
"	843-1-1	原野	148	"	"
"	843-1-2	"	472	"	"
"	843-1-3	"	307	"	"
"	843-1-4	"	99	"	"
"	843-1-5	"	46	"	"
"	843-1-6	"	208	"	"
"	843-1-7	"	39	"	"
"	843-1-8	"	62	"	"
"	843-1-9	山林	419	"	"
"	843-2-1	田	671	"	"
"	843-2-2	"	429	"	"
"	843-2-3	"	3.30	"	"
"	843-3	原野	512	"	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
三林町	843-4	原野	555 m ²	日本住宅公団	
"	843-5	"	128	"	
"	843-6	"	800	"	
"	843-8	山林	8,528	"	
"	843-9-1	"	231	"	
"	843-9-2	田	363	"	
"	843-10	"	1,041	"	
"	843-11	山林	271	"	
"	843-12	田	52	"	
"	843-13	"	211	"	
"	843-14	"	218	"	
"	843-15	"	145	"	
"	843-16	"	234	"	
"	843-17	"	376	"	

"	843-18	"	99	"	"
"	843-19	"	363	"	"
"	843-20	"	171	"	"
"	843-21	"	56	"	"
"	843-22	"	254	"	"
"	843-25	"	409	"	"
"	843-26	"	181	"	"
"	843-27	"	244	"	"
"	843-32	山 林	1,022,960	"	"
"	843-167	"	1,457	"	"
"	843-212	"	29	"	"
"	843-213	"	1,001	"	"
"	843-214	"	1,454	"	"
"	843-221	畑	694	"	"
"	1294	田	95	"	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
三林町	1295	田	492	日本住宅公団	
"	1296-1	"	320	"	
"	1296-2	井溝	19	大阪府	
"	1297-1	田	581	日本住宅公団	
"	1297-2	井溝	145	大阪府	
"	1298	山林	287	日本住宅公団	
"	1299	田	122	"	
"	1300-1	"	360	"	
"	1300-2	井溝	49	大阪府	
"	1301	畑	519	日本住宅公団	
"	1303	原野	99	"	
"	1304-1	溜池	66	"	
"	1304-2	堤	85	"	
"	1313	畑	33	"	

"	1314	山 林	33	"	"
"	1316	"	224	"	"
"	1318-1	"	6.61	"	"
"	1318-2	井 溝	79	大 阪 府	
"	1320	原 野	132	日 本 住 宅 公 団	
"	1374	畑	39	"	
"	1375-1	田	3.30	"	
"	1375-2	井 溝	23	大 阪 府	
"	1376	原 野	128	日 本 住 宅 公 団	
"	1377	田	23	"	
"	1378-1	溜 池	119	"	
"	1378-2	堤	6.61	"	
"	1380-1	溜 池	1,322	"	
"	1380-2	堤 塘	198	"	
"	1381-1	溜 池	419	"	

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
三林町	1381-2	堤塘	119	日本住宅公団	
和田町	533-1	山林	148	"	
"	534-2	"	6,628	"	
"	535-1	"	998	"	
"	536-1	溜池	991	"	
"	545-1	山林	320	"	
"	546-1	"	16	"	
"	547-1	"	552	"	
"	548-1	畑	82	"	
"	549	"	128	"	
"	550	"	905	"	
"	550-1	"	423	"	
"	551-1	山林	2,836	"	
"	552-1	"	542	"	

"	553-1	"	1,342	"	"
"	553-2	"	595	"	"
"	554-1	畑	337	"	"
"	555-1	山林	2,181	"	"
"	555-2	原野	357	"	"
"	562-1	山林	525	"	"
"	584-1	"	396	"	"
"	611-1	原野	1,279	"	"
"	612	"	390	"	"
"	613	"	340	"	"
"	614	山林	5,950	"	"
"	615-1	"	836	"	"
"	615-2	"	52	"	"
"	616	"	545	"	"
"	617	"	330	"	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
和田町	635	田	581	日本住宅公団	
"	636	"	651	"	
"	637	"	598	"	
"	638	"	608	"	
"	639	"	221	"	
"	640-1	山林	2,304	"	
"	640-2	水路	23	大阪府	
"	641	田	330	日本住宅公団	
"	642	"	267	"	
"	643-1	"	423	"	
"	644-1	"	452	"	
"	656-1	"	902	"	
"	657	"	234	"	
"	658	"	482	"	

"	659-1	"	284	"
"	659-2	"	651	"
"	660	畑	472	"
"	661	山林	99	"
"	662	畑	1,563	"
"	663-1	山林	991	"
"	663-2	田	991	"
"	664-1	"	479	"
"	666-1	"	522	"
"	667	"	862	"
"	668	"	161	"
"	669-1	溜池	29	"
"	669-2	堤	26	"
"	670-1	溜池	363	"
"	670-2	堤	208	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
和田町	671-1	溜池	119	日本住宅公団	
"	671-2	堤	99	"	
"	672	畑	585	"	
"	673-1	山林	872	"	
"	673-2	"	1,289	"	
"	673-3	"	62	"	
"	674	畑	869	"	
"	675	"	495	"	
"	676	"	2,714	"	
"	677	"	125	"	
"	678-1	"	327	"	
"	679-1	田	19	"	
"	689-1	畑	634	"	
"	690-1	"	763	"	

"	690-2	山林	99	"	"
"	693-1	"	1,381	"	"
"	694-1	"	214	"	"
"	800-1	溜池	115	"	"
"	800-2	堤	132	"	"
"	801	田	558	"	"
"	804-1	"	661	"	"
"	805-1	山林	2,026	"	"
"	805-3	"	1,041	"	"
"	805-4	用悪水路	1,104	大	阪府
"	810-1	田	416	日	本住宅公団
"	814-1	"	271	"	"
"	819-1	"	747	"	"
"	820-1	山林	79	"	"
"	820-2	"	6.61	"	"

町名	地番	地目	地積 m ²	所有者	備考
和田町	820-3	用悪水路	33	大阪府	
"	821	田	247	日本住宅公団	
"	822-1	"	49	"	
"	822-2	"	23	"	
"	822-3	用悪水路	95	大阪府	
"	823	田	85	日本住宅公団	
"	824-1	溜池	208	"	
"	824-2	堤	82	"	
"	825	田	241	"	
"	826-1	"	545	"	
"	830-1	"	181	"	
"	831	"	307	"	
"	832-1	"	175	"	
"	837-1	"	218	"	

"	837-2	用悪水路	16	大 阪 府	
"	837-3	"	26	"	
"	838-1	田	195	日 本 住 宅 公 団	
"	838-2	"	33	"	
"	838-3	甲悪水路	102	大 阪 府	
"	839-1	田	66	日 本 住 宅 公 団	
"	839-2	甲悪水路	29	大 阪 府	
"	843-1	田	125	日 本 住 宅 公 団	
"	844	"	122	"	
"	845	"	195	"	
"	846-1	"	69	"	
"	846-2	用悪水路	16	大 阪 府	
"	851-1	田	228	日 本 住 宅 公 団	
"	852-1	"	69	"	
"	853	"	195	"	

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
和田町	880-1	溜池	287	日本住宅公団	
"	880-2	堤	297	"	
"	881-1	溜池	198	"	
"	881-2	堤	115	"	
"	882-1	溜池	297	"	
"	882-2	堤	109	"	
"	883	田	254	"	
"	884	"	191	"	
"	885	"	241	"	
"	886-1	"	195	"	
"	887-1	溜池	158	"	
"	887-2	堤	66	"	
"	888-1	田	284	"	
"	888-2	山林	406	"	

"	889	田	148	"	"
"	890	"	2,128	"	"
"	891-1	"	119	"	"
"	891-2	山林	198	"	"
"	892-1	田	519	"	"
"	893-1	"	95	"	"
"	894-1	"	733	"	"
"	904-1	"	218	"	"
"	906-1	溜池	393	"	"
"	906-2	堤	128	"	"
"	907	田	105	"	"
"	908	"	578	"	"
"	909	"	373	"	"
"	910	"	476	"	"
"	911	"	125	"	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
和田町	934	原野	112	日本住宅公団	
"	935	"	337	"	
"	936	宅地	297.52	"	
"	937-1	山林	1,471	"	
"	937-2	"	2,092	"	
"	937-3-1	溜池	221	"	
"	937-3-2	堤	320	"	
"	938	田	495	"	
"	939	"	168	"	
"	940	"	198	"	
"	941	"	52	"	
"	942	"	363	"	
"	943	"	393	"	
"	944	"	806	"	

"	945	"	558	"	"
"	946	"	181	"	"
"	947	原野	247	"	"
"	948-1	溜池	588	"	"
"	948-2	堤	231	"	"
"	949 952	田	819	"	"
"	950	"	320	"	"
"	951	"	399	"	"
"	973-1	溜池	115	"	"
"	973-2	堤	49	"	"
"	1023	田	426	"	"
"	1024-1	山林	671	"	"
"	1024-2	田	89	"	"
"	1024-3	水路	69	大	阪府
"	1024-4	"	19	"	"

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
和田町	1068-1	田	16 ^{m²}	日本住宅公団	
"	1068-2	水路	16	大阪府	

町名	地番	地目	地積	所有者	備考
室堂	1380-1	溜池	9,990 ^{m²}	和泉市	
"	1380-2	堤塘	595	"	新住宅市街地
"	1364-1	溜池	24,004	"	開発事業地区外
"	1364-2	堤塘	981	"	

14. 町の区域画定調書（総括表）

No	変 更		変 更 後
	町 名	区 域	
No 1	室堂町，三林町 和田町の各一部	和泉市三林町475～1番から和田町611～2番に至る施行地区界（イ～ロ）以東、和田町611～2番の(ロ)点より三林町843～226番石戸池西側地区界を結ぶ線の以東（ロ～ハ）、三林町843～226番の点(イ)より和田町528～1番に至る施行地区界以東（ハ～ニ）、同528～1番の施行地区界以南（ニ～ホ）、和田町528～1番より光明池界沿い和田町643～2番の施行地区界以西（ホ～ハ）、和田町643～2番より三林町843～201番に至る光明池界による施行地区界以東（ハ～ト）、三林町843～201番より三林町843～211番に至る施行地区界以南（ト～チ）、三林町843～211番より和田町851～2番に至る光明池界による施行地区界以西（チ～リ）、同851～2番沿い施行地区界以南（リ～ヌ）、和田町851～2番より界市三木多上2753～1番に至る光明池界による施行地区界以	光明台1丁目とする。

15. 町界町名変更調書

町名	地番	地番	地番	地番	地番	地番	地番
室堂町	1297	1298	1299	1300	1301	1302	
"	1303	1304	1305	1306	1307	1308	
"	1309	1310	1311	1312-	1325 1326 1327	1381-1	
"	1381-2	1382-1	1581-	1380-1	1380-2		
三林町	297	298	299	300	301	320	
"	303	304	305	306	307	380-1	
"	308-2	453-2	479	482	483	484	
"	485	486	487	488	489	490-1	
"	490-2	491	492-1	492-2	504-1	504-2	
"	504-3	505	508	508-1	508-2	508-3	
"	508-4	510	511	512	513	514-1	
"	514-2	515	516-1	516-2	516-3	516-4	
"	517-1	517-2	517-3	517-4	518-1	518-2	
"	518-3	519-1	519-2	520-1	520-2	521	

"	522	523-1	523-2	524	525	526
"	527	528	529	530	531-1	531-2
"	532-	533	534-	535-	537-1-	537-2-
"	541-1-	541-2-	843-2-1	843-2-2	843-2-3	843-9-1
"	843-9-2	843-10	843-11	843-25	843-26	843-27
"	843-32-	843-212	843-213	843-214	843-221	1294
"	1295	1296-1	1296-2	1297-1	1297-2	1298
"	1299	1300-1	1300-2	1301	1303	1304-1
"	1304-2	1314	1316	1318-1	1318-2	1320-
"	1374	1375-1	1375-2	1378-1	1378-2	
和田町	533-1	534-2	535-1	536-1	545-1	546-1
"	547-1	548-1	549	550	550-1	551-1
"	552-1	553-1	553-2	554-1	555-1	555-2
"	562-1	584-1	611-1	612	613	614
"	615-1	615-2	616	617	618-1	618-2

町名	地番	地番	地番	地番	地番	地番	地番
室堂町	1319-1-	1320-1-	1321,1323 (1322,1324)	1328	1329 (1330)	1331	
"	1332	1333	1334	1335	1336	1337	
"	1338	1339	1340-1	1340-2	1341	1342	
"	1343	1344	1345	1346	1347	1348-1	
"	1348-2	1349-1	1349-2	1350	1350-1	1350-2	
"	1350-3	1350-4	1350-5	1351	1352	1352-1	
"	1353-1	1353-2	1353-3	1354-1	1354-1(第1)	1354-2	
"	1354-3	1354-4	1581-	1582	1583	1584	
"	1585						
三林町	843-1	843-1-1	843-1-2	843-1-3	843-1-4	843-1-5	
"	843-1-6	843-1-7	843-1-8	843-1-9	843-3	843-4	
"	843-5	843-6	843-8	843-17-	843-18	843-19	
"	843-20	843-21	843-22	843-32-	843-167	1376	
"	1377	1380-1	1380-2	1381-1	1381-2		

和田町	825	947	948-1	948-2	{ 949 952	950
"	951					

上記並びに上記に沿接する国有無番地を光明台2丁目とする。

町名	地番	地番	地番	地番	地番	地番
宝堂町	1312-	1313	1314	1315	1316	1317
"	1318	1319-1-	1319-2	1320-1-	1320-2	1355
"	{ 1356 1357	1358	1359	1360	1361	1362
"	1363	1364-3	1364-4	1364-5	1365	1366
"	1367	1368	1369	1370	1371	1372
"	1373	1374-1	1374-2	1375	1376	1587
三林町	532-	534-	535-	536	537-1-	537-2-
"	538	539-1	539-2	540-1	540-2	541-1-
"	541-2-	542	843-12	843-13	843-14	843-15
"	843-16	843-17-	843-32-	1313	1320-	
和田町	855-1-	855-2	857	861	862-	863
"	864	866	867-	869	871	872

町名	地番	地番	地番	地番	地番	地番	地番
和田町	873	875-	876-	877-	878-	879-	
"	880-1	880-2	881-1	881-2	882-1	882-2-	
"	883-	884-	914	915	916	917-1	
"	Z-917-2	917-3	917-4	917-5	917-6	918	
"	919	920-1	920-2	921	922	923	
"	924	925	926	927	928	929	
"	930	931-1	931-2	932	934	935	
"	936	937-1	Z-937-2	937-3-1	937-3-2	938	
"	939	940	941	942	943	944	
"	945	946	973-1	973-2	1046	1048	
"	1050-	1051-	1052	1055	1056	1057	
"	1058	1059	1060				
室堂町	1364-1	1364-2					

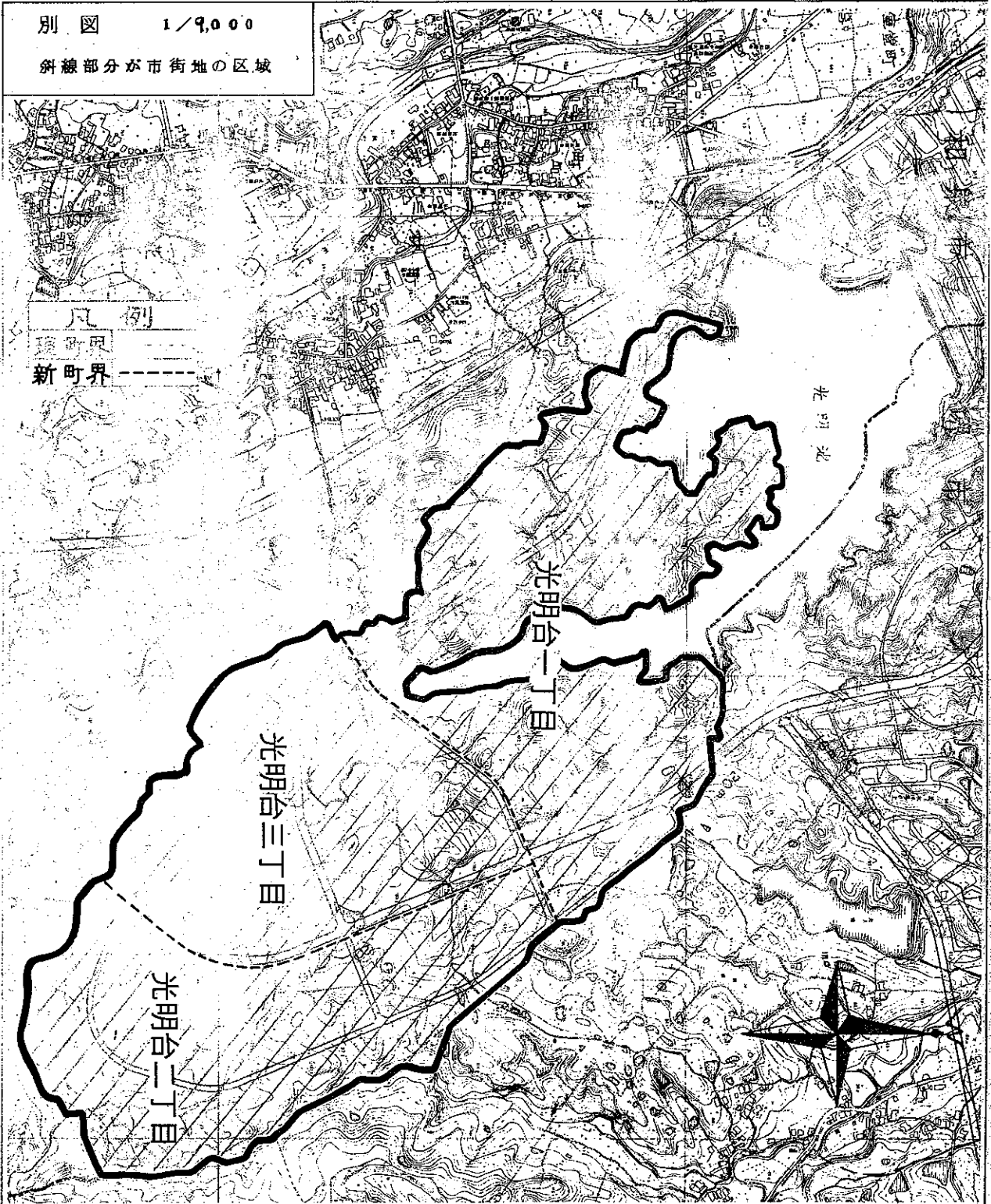
上記並びに上記に沿接する国有無番地を光明台3丁目とする。

位置図

別図

1/9,000

斜線部分が市街地の区域



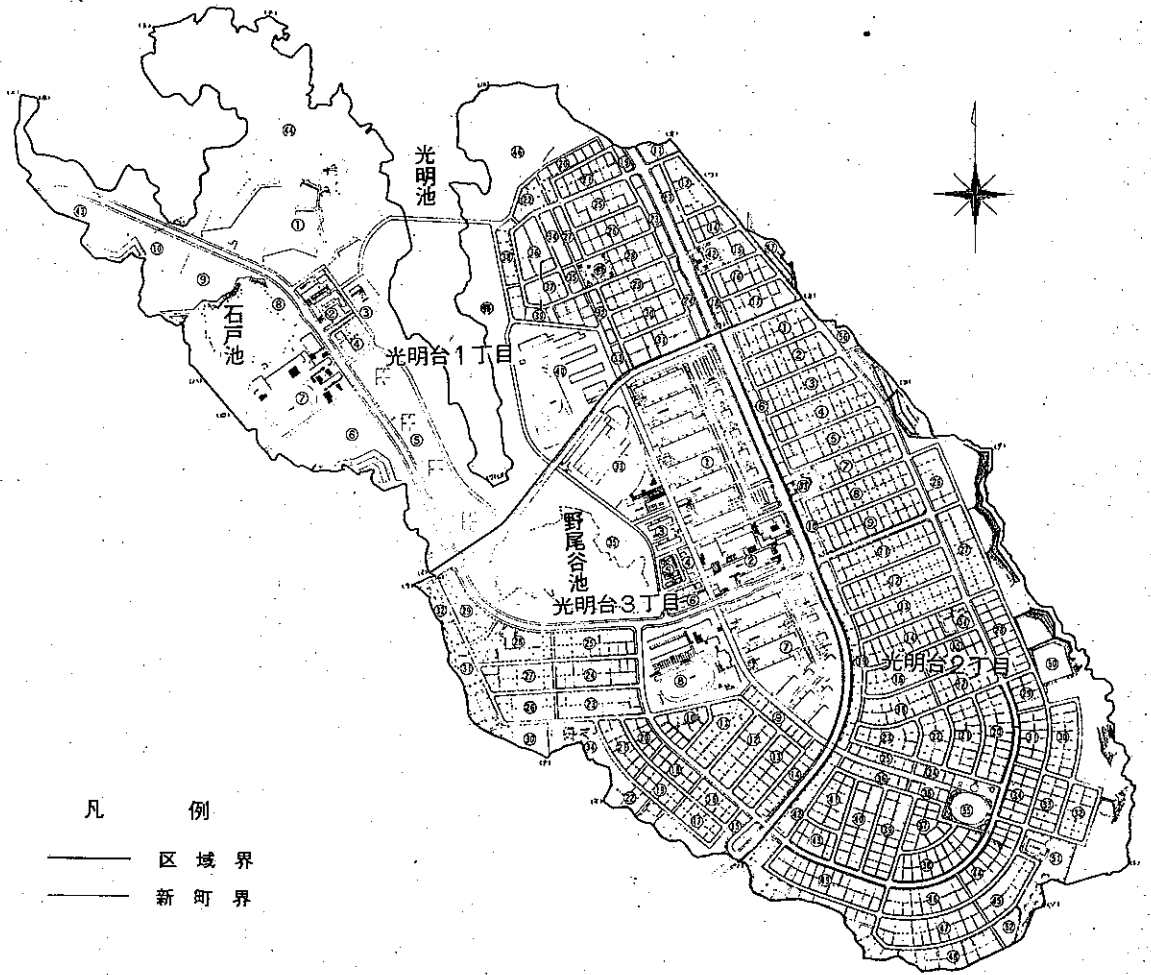
凡例

新町界

市街地

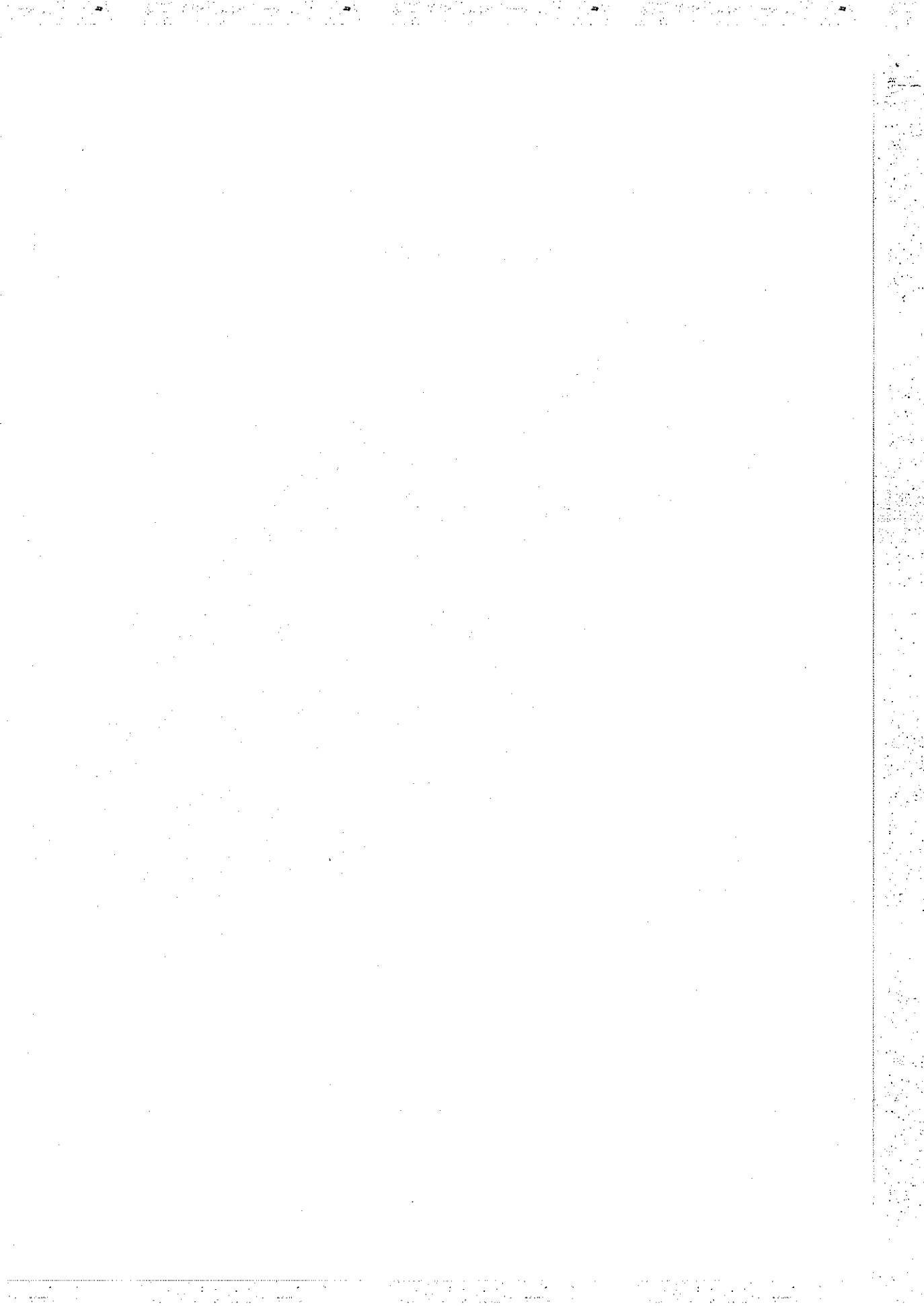


光明池地区町界町名変更图

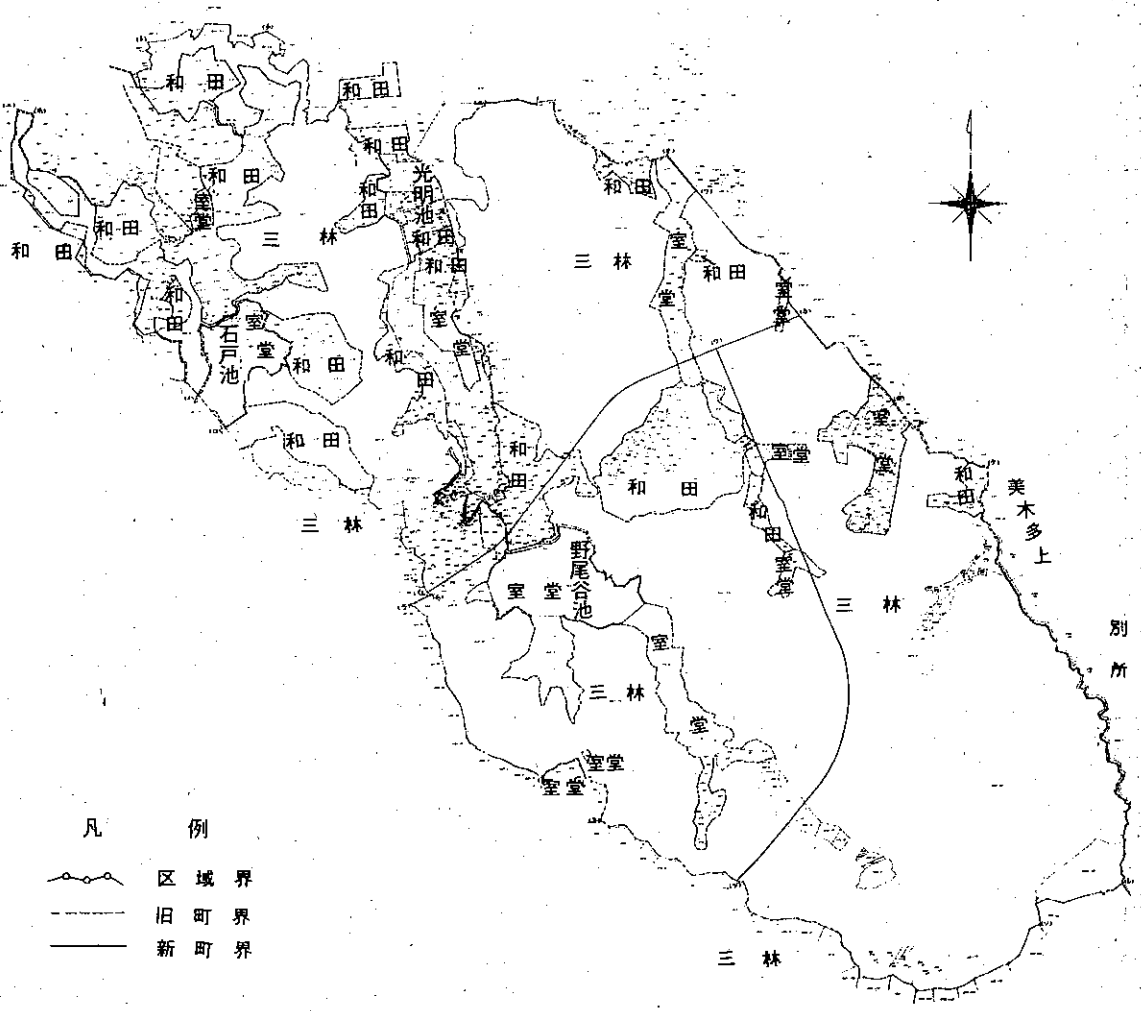


- 凡 例
- 区域界
 - - - 新町界

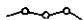

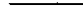
$S=1:9000$



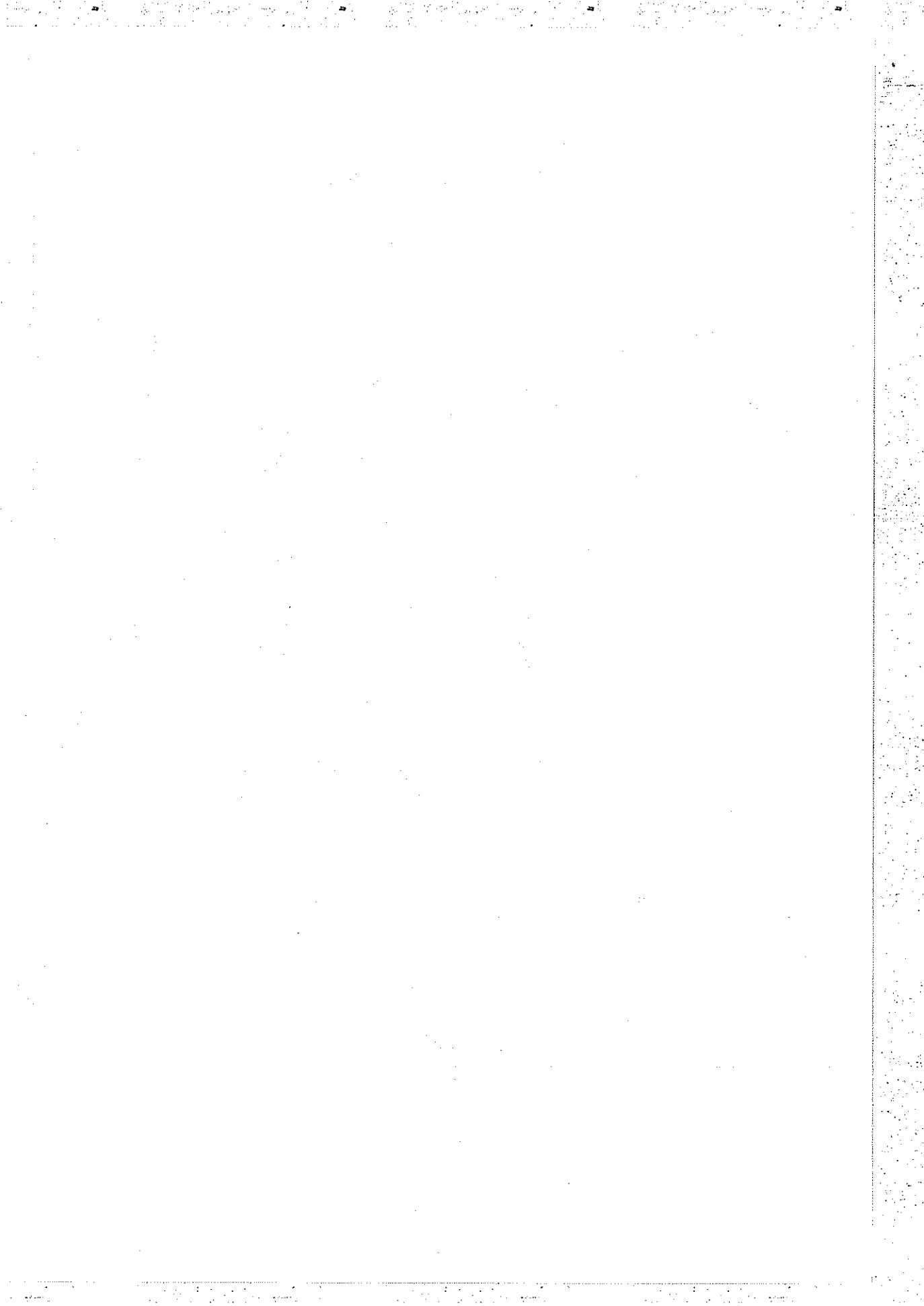
光明池地区整理前地籍图



凡 例

	区域界
	旧町界
	新町界

S=1:9000



○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 建設部長（中塚白君） それではお許しを得まして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第50号、「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」のご説明を申し上げます。

住居表示に関する法律第3条第1項に基づきまして、現在、日本住宅公団が施行中の光明池団地に区域を定め、住居表示をするに当たり、方法を街区方式に定めようとするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 7番（田中包治君） この住居表示の変更についてはそう問題ないんですが、ここに流れる考え方、つまり団地造成計画の承認許可とかの手続き上の問題ですね。それと、この団地は泉北4号線の交通網を中心としていると思うが、こういう中で、いわゆる泉北ニュータウンが非常に遅れるという立場の中で、もし、これが鶴山台のように道がなくなるとかで混乱が起こるんじゃないかと思う。この住宅建設の許可とか、そういう問題はどうかとるんですか。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 建設部長（中塚白君） ただ今ご提案申し上げましたのは、あくまでも住居表示でございますが、それに関連いたしまして、現在進めておる光明池団地につきましては、新市街地住宅法に基づいてやっておるわけでございます。これにつきましては、少なくとも公団、民間を問わず、一応、市との前提の協議が成り立っただうえで施行しているわけでございます。現在、なお造成中でございまして、具体的な住宅の張り付けとかについては、一応、協議が成り立っておりますが、まだ、入居等の具体的な問題については出来てございません。

なお、この新住法に基づく施行につきましては、一応、和泉市長が施行するという。たまたま、都市計画法に基づく市長の施行という形でございますけれども、実際施行するのは公団でございます。法律そのものは都市計画法に基づく行為でございまして、その内容等の諸般の問題については、各市との協議が今後なされるであろうということでございます。

○ 7番（田中包治君） 実は問題になってくるのは、この図面を見ましたら、この道路は泉北4号線なんです。そうすると、現在、府の話によると、泉北ニュータウンが3年、4年では出来ないという前提に立ってるらしい。そうなってくると、鶴山台のように、家を建てて造成はするわ、道はないという問題が起ってくると思う。そういう問題の中で、何かしら公団とゆ着したような印象を受けるわけなんです。

それと、公共負担の問題とかも全然されていない。ただ、市域の変更をするということだけでやっているとおもう。そのままこれを了承したら、道とかの問題は市で負担しなくてはならないという格好になってくると思う。

- 建設部長（中塚白君） 諸般の公共負担につきましては一応の折衝はなされてございます。たまたま、泉北4号線の話が出ましたように、泉北4号線の完成はある程度遅れることは事実でございますが、これに代わるべく、光明池、和田線と申しまして、和田、福泉線から、現在の和田町からの進入道路並びに三林からの連絡の道路は出来上がっております。この区域に対する通行については何ら支障がないであろうという考えでございます。

なお、諸般の公共負担につきましては、各セクションにおいていろいろの協議が相整ったうえで承認がなされてございますので、そのへんひとつご了承願いたい、かように思います。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第50号を原案通り可決決定いたします。

○

○ 議長（坂上国治君） 日程第9「町区域の変更及び町の新設について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第51号

町区域の変更及び町の新設について

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の町の区域及び名称を次のとおりとする。
その実施期日は、別に市長が定める。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 三林町、和田町及び室堂町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 1において除いた区域をもって、別図2に示すとおり光明台一丁目、光明台二丁目及び光明台三丁目を新設する。

議案第51号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(市町村内の町又は字の区域)

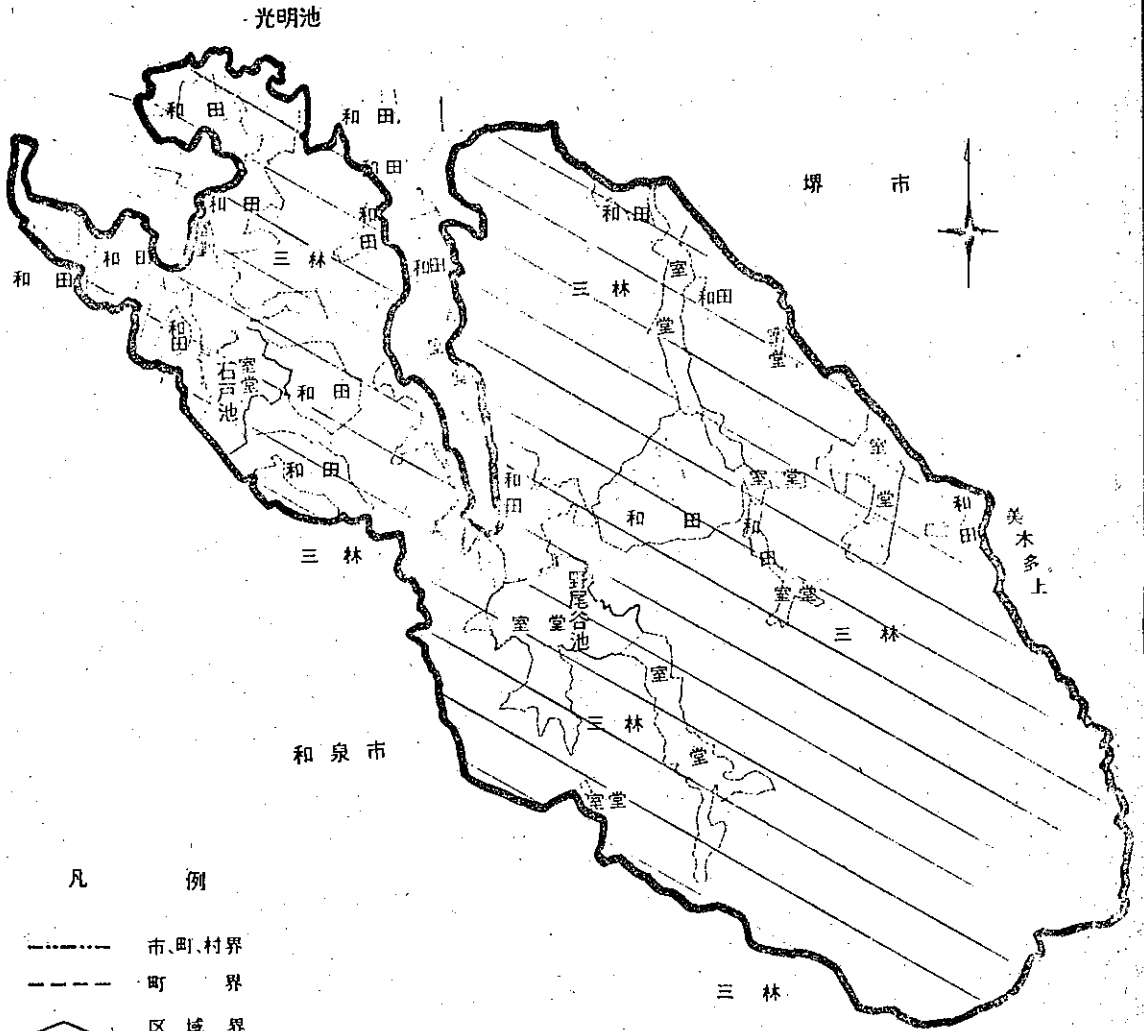
第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2～3 略

別圖 1

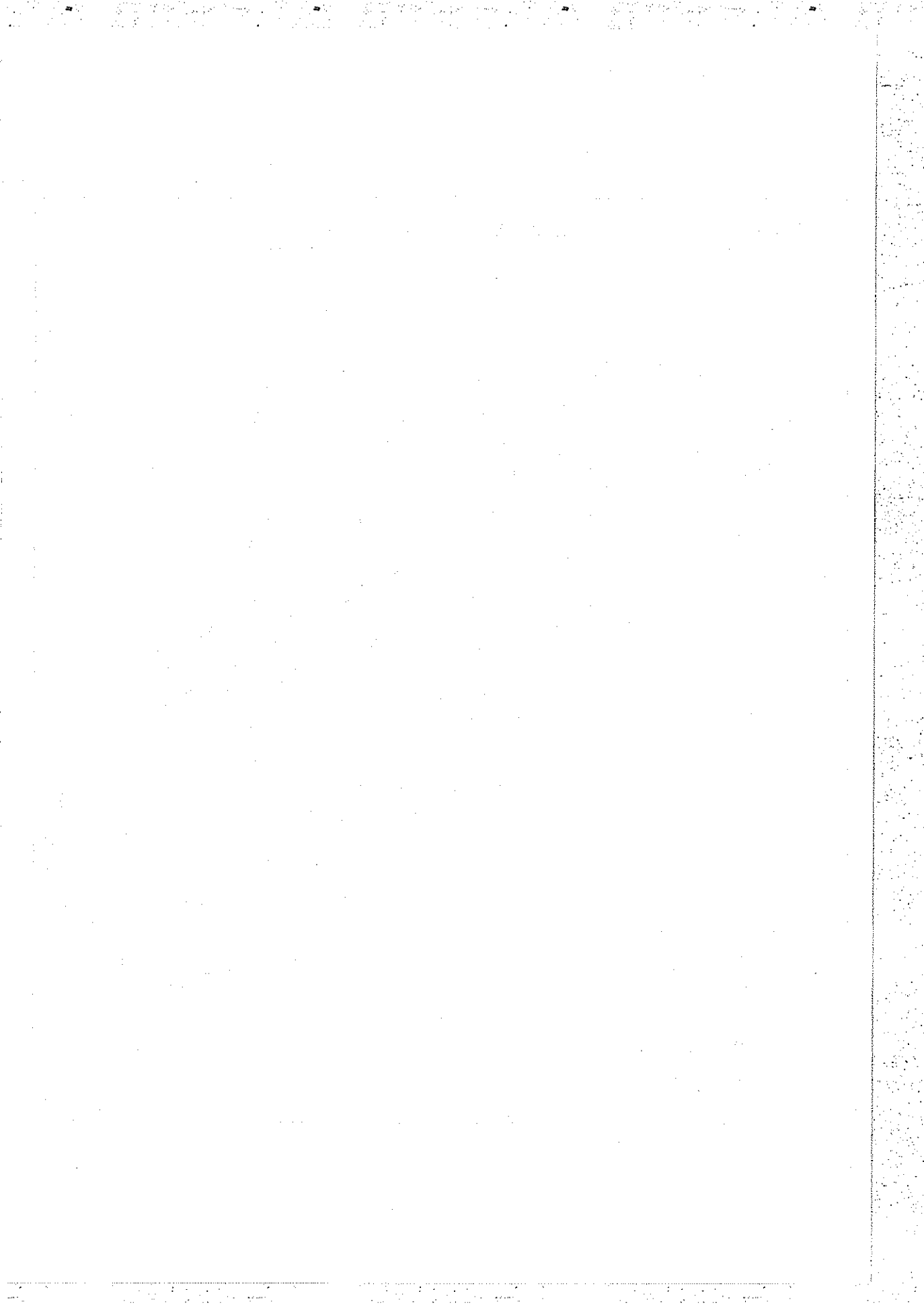
光明池地区整理前地籍图

圖尺九千分之二



凡 例

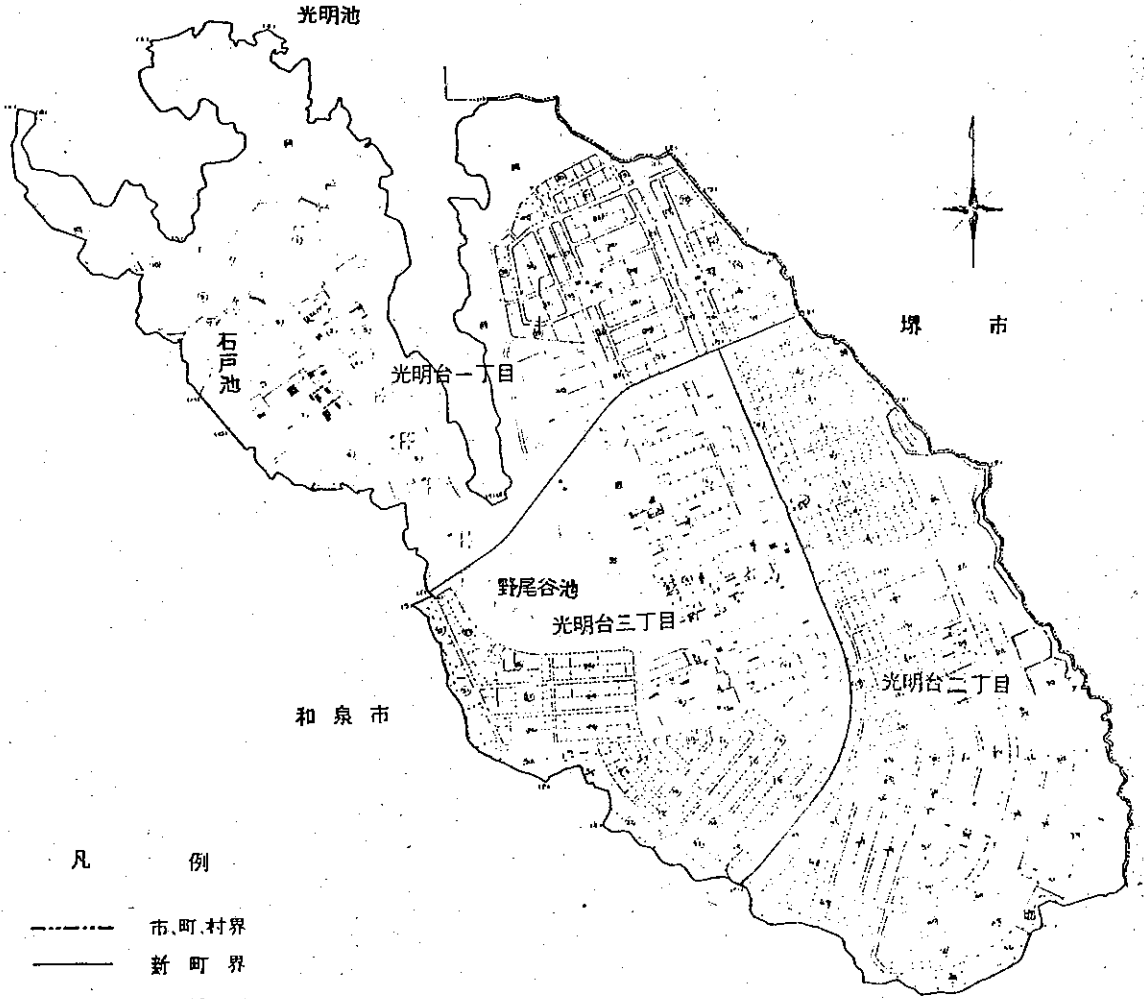
- 市、町、村界
- 町 界
- ~~~~~ 区域界
- 和田 和田町
- 三林 三林町
- 室堂 室堂町



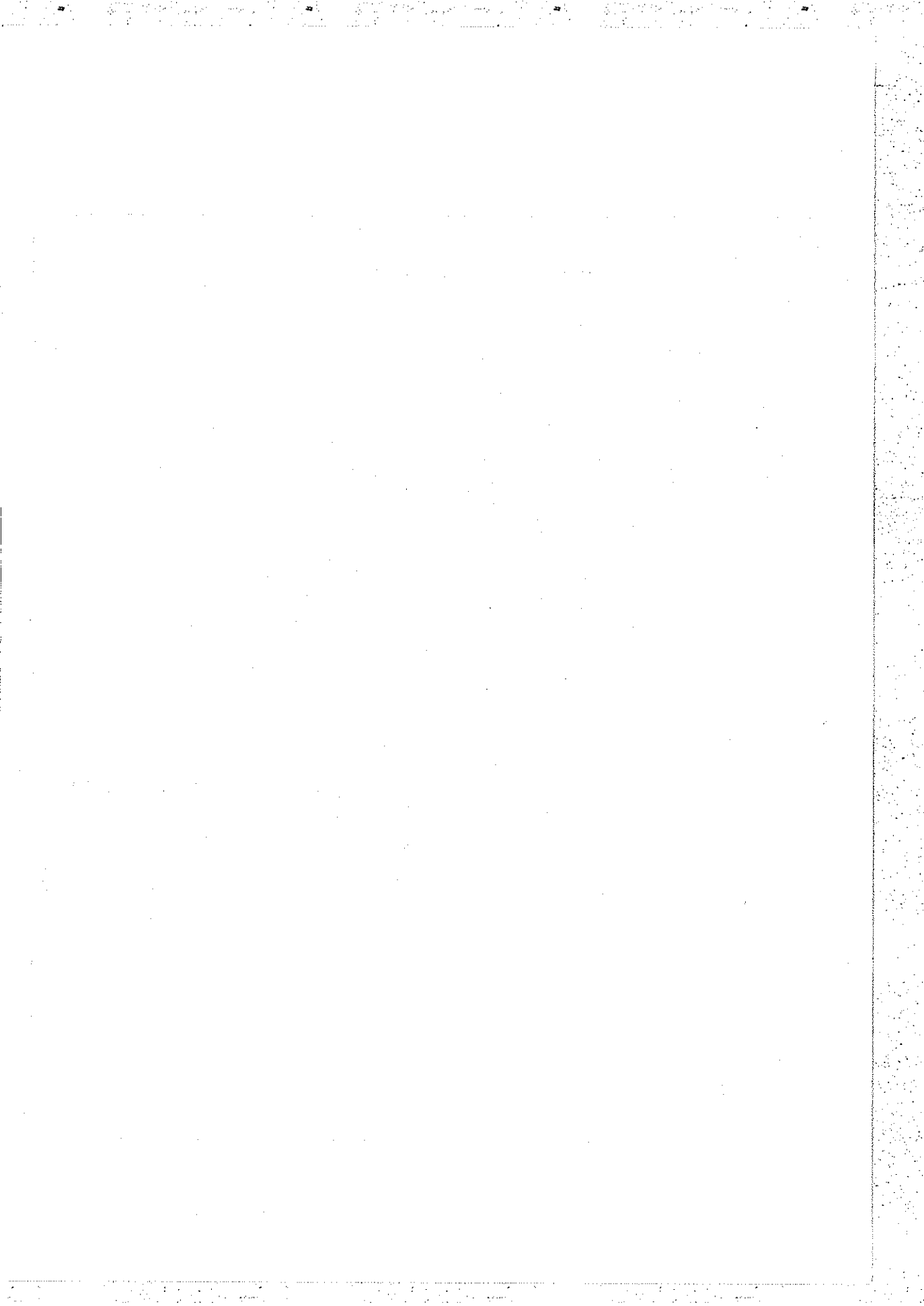
別図2

光明池地区町界町名変更図

縮尺九十分之二



- 凡 例
- 市、町、村界
 - 新町界
 - ~~~~~ 区域界
 - 光明台一丁目 } 新町名
 - 光明台二丁目 } 新町名
 - 光明台三丁目 }



- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長（中塚白君） それでは議案第51号「町区域の変更及び町の新設について」のご説明を申し上げます。

先に市街地の区域と住居表示の方法を街区表示に定めるということでご議決を賜ったものでございますが、今回、別紙図面の通り、和泉市三林町、和田町、室堂町の各一部を別紙図面の通り、和泉市光明台1丁目から3丁目の名称を設定しようとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第51号を原案通り可決することに決定いたします。

○

- 議長（坂上国治君） 日程第10「土地改良事業の施行について」（老朽ため池事業軽部池改修工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第52号

土地改良事業の施行について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、老朽ため池事業軽部池改修工事を施行するについて、次のとおり議会の議決を求める。

昭和49年9月25日

和泉市長 藤木秀夫

1. 工事の名称 軽部池改修工事
2. 施行場所 和泉市小田町951番地
3. 工事の概要 堤体延長 450m
取水施設 3か所

4. 事業費 45,200,000円
5. 実施年度 昭和49年度から昭和51年度まで

議案第52号参考資料

土地改良法(昭和24年法律第195号)抜粋

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 市町村は、土地改良事業を行なおうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあっては全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2(2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2)以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区の同意をも得なければならない。

3~8 略

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。
- 産業衛生部長(宇沢清君) お許しを得まして、ただ今ご上程いただきました議案第52号「土地改良事業の施行について」その概要をご説明いたします。

土地改良事業を行う軽部池の所在地は小田町にあって、防災受益範囲は農地31ヘクタール、家屋300戸、その他公共施設など常に危険にさらされている状態と、本地域の水田状態は、かんがい面積31ヘクタールをこの軽部池に頼っている状況で、北部には平坦地を貫流する松尾川がありますが、軽部池に一部取水されるほか利用出来ず、本ため池は本地域のただ1つの水源であることから、本年度より3カ年計画にわたる継続土地改良事業として、堤体補強と取水施設の完備を総事業費4千5百万円で施行しようとするものでございます。

その補助内訳は、国庫補助50%、府補助25%、市10%、受益者分担金15%をもって市が事業主体となって行うものであります。

この事業を施行するに際しましては、土地改良法96条の2第1項により知事の認可が必要で、第2項の許可申請には議会の議決が必要とされておりますので、ここにご提案申し上げる次第でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番(寺田茂君) 質問ようになりますが、池の改良事業には国、府が補助を出す、その場合はそうなんですが、大体、面積とか大きさ、補助を受けられる池は和泉市にはどれくらいあるか、ちょっと聞かせて下さい。
- 議長(坂上国治君) 答弁。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君) お答え申し上げます。

大阪府の補助対象並びに国庫の補助対象となる池が約260カ所ございます。ただし、和泉市内の全ため池数を調査いたしましたところ、805カ所ございますので、ご参考に申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第52号を原案通り可決することに決定いたします。

-
- 議長(坂上国治君) 日程第11「工事請負契約締結について」(市立南池田小学校増築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第53号

工事請負契約締結について

市立南池田小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議会の議決を求める。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 契約の目的 市立南池田小学校増築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 105,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎
6. 工期 自 昭和 年 月 日 (議決の日)
至 昭和50年 3月25日
7. 契約保証金 5,250,000円
8. 保証人 大阪府和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林徳一

議案第53号参考資料

市立南池田小学校増築工事概要

1. 工事場所 和泉市納花町地内
2. 敷地面積 8,903㎡
3. 工事種別 増築
4. 構造及概要 鉄筋コンクリート造 三階建
増築床面積 372㎡
増築延床面積 1,073㎡
普通教室 7室
家庭科教室 1室
家庭科準備室 1室
倉庫・便所

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長（中塚白君） それでは議案第53号、工事請負契約についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、南池田小学校増築工事で、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と契約金額1億5百万円。工期は、ご議決の日から昭和50年3月25日をもって契約せんとするものでございます。

工事内容は参考資料に記載の通り、鉄筋コンクリート造三階建、増築床面積372平方メートルでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第53号を原案通り可決決定いたします。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第12「工事請負契約締結について」（市立横山小学校増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第54号

工事請負契約締結について

市立横山小学校増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり市議会の議決を求める。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

記

1. 契約の目的 市立横山小学校増改築工事
2. 契約者 和泉市長 藤木秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 4,300,000円
5. 契約の相手方 大阪府和泉市北田中町219
大高建設株式会社 代表取締役 奥野喜八郎
6. 工期 自 昭和49年 月 日 (議決の日)
至 昭和50年 3月 15日
7. 契約保証金 2,150,000円
8. 保証人 大阪府和泉市府中町三丁目3番19号
株式会社福本工務店 代表取締役 福本恭一

議案第54号参考資料

市立横山小学校増改築工事概要

1. 工事場所 和泉市北田中町地内
2. 敷地地積 1,277.8㎡
3. 工事種別 増改築
4. 構造及概要 鉄筋コンクリート造3階建
増改築床面積 136㎡ 増改築延床面積 408㎡
特別教室 3室(理科教室、家庭科教室、音楽教室)
特別教室準備室 3室

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長(中塚白君) それでは議案第54号の工事請負契約締結についての理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、横山小学校増改築工事を大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と契約金額4千3百万円、契約工期は、ご議決の日から昭和50年3月15日をもって契約せんとするものでございます。

工事内容については参考資料に記載の通り、鉄筋コンクリート造3階建、増改築床面積136平方メートルでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 1番（田中幸一君） 議案そのものには異議はありませんのですが、先の53号でも同じことですが、日程の最初に「10月1日」と出ておるにもかかわらず、この議案、前の議案にしても「9月25日提出」とあるが、議決する日が10月1日、今日ですから、これでいいのかどうか、一応、お聞きしたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

市長から議案を議会に提出させていただきましたのは9月25日で、それが上程されたのが今日でございます。したがって、議案は提出されただけでは効果はなく、本会議に上程されて初めて審議の対象になりますので、提出された日に議決されなくても何ら差し支えございません。

- 1番（田中幸一君） それはかかっているが、議決するのは今日、10月1日でしょう。それで提出は9月25日、これでよかったらいいんですが、一応、今までの例から見ても、特に契約の議案なんかは、議決の日をもって契約締結の日とみなすと条例に書いてますよね。議決は今日で提出は25日だが、これでええのがどうか。

- 総務部長（坂口礼之助君） 差し支えございません。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第54号を原案通り可決決定いたします。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第13「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例を次のように制定する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(案)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)
- 第3章 災害援護資金の貸付け(第9条―第12条)
- 第4章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和48年法律第82号。以下「歩」という。)及び災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規程にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認めるものに支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者1人当たり50万円とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第9条 市は、令第3条に掲げる災害により法第8条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第8条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

世帯主が、療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合	30万円
住居が全壊した場合	50万円
住居が半壊した場合	30万円
家財について、被害金額がその価額のおおむね3分の1以上の損害を受けた場合	20万円

2 1災害について前項の表の左欄の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その災害に係る1世帯当たり50万円とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合、5年)とする。

(利率)

第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第12条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第11条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第4章 雑則

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 和泉市災害見舞金等支給条例（昭和48年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2. 前項第1号に規定する見舞金は、和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 年和泉市条例第 号）の規定による災害弔慰金の支給を行う場合においては、支給しない。

理 由

我が国が毎年台風、豪雨等の予測し難い異常な自然現象により数多くの被害が発生していることにかんがみ、自然災害による個人的被害の救済援護制度の実施を図るため災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律が公布施行されたことに伴い、本市においても同法の趣旨にのっとり、自然災害により死亡した者の遺族に対し弔慰金を支給し及び住居家財等に損害を受けた世帯に対し援護資金を貸付付ける制度を創設する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部長（坂口礼之助） それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第55号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例制定について」の提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

ご承知の通り、わが国は毎年、台風、豪雨等の自然災害に見舞われ、相当数の人命が失われ、また、住居等の多くの被害が発生しております。従来、このような自然災害については、災害対策基本法並びに災害救助法をはじめ、各種の法律により対策が講じられて参りましたが、自然災害により家族を失い、あるいは住居、家財を失った個人のそれら個人的被害に対する直接の救済制度はなく、かねてからその制度の創設が望まれていたところでございますが、このたび国におきまして、自然災害による死亡者の遺族に対する弔慰金の支給制度並びに自然災害による住居、家財等に損害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付制度の実施を図るべく立法化が企図され、第71国会において、参議院災害対策特別委員会の委員長提案として、災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する法律案が提出され、衆参両院において全会一致をもって成立、昭和48年9月18日、法律第82号として公布されたものでございます。

本法律の規定によりますと、本制度の実施主体は市町村で、市町村の条例の定めるところにより実施されることとされてございます。本市におきましても、かねてから自然災害による被災者について、その個人的被害に対し救済援護の措置を痛感していたところでございますが、このたび、国におきまして、補助制度を含めた救済制度が確立されましたので、この趣旨に則り、本市における災害救済制度を確立いたしたく、本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

それでは引き続き内容のご説明を申し上げます。

まず、第1章は総則でございまして、目的と用語の定義を定めたものでございます。

第1条は、この条例の目的を規定いたしてございます。

第2条の用語の定義でございまして、本条例案に申します災害につきましては、暴風、豪雨等あくまでも異常な自然現象により被害が生ずることを言うもので、したがって、火災、事故等の人為的な原因による被害は含まれないことといたしてございます。

市民につきましては、本市域内に住所を有するものでありまして、住民登録等は有力な認定基準にはなりますが、絶対的な要件とはいたしてございません。あくまでも、生活の本拠が本市にあるかどうかにより認定することといたしているものでございます。

第2章は、災害弔慰金の支給について定めたものでございます。

第3条でございまして、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律施行令第1条に規定する災害と申しますのは、災害弔慰金の支給の対象となる災害を規定いたしたものでございまして、本市域内において住居を滅失した世帯の数が5以上であるか、または大阪府下における他の市町村において災害救助法が適用された災害が発生した場合でございまして、したがって、第3条では、このような災害によりまして死亡した者の遺族に対して災害弔慰金の支給を行うことを規定したものでございます。

第4条は、災害見舞金を支給する遺族の範囲と、その順位を定めたものでございます。

第5条は、災害弔慰金の額を定めておりまして、死亡者1人当たり50万円の弔慰金を支給することといたしてございます。

なお、これの財源につきましては、国、府合わせ24分の3の補助金がございまして、したがって、市の負担は12万5千円、死亡者1人当たり50万円を支給いたしますと、市の負担は12万5千円と相なるわけでございます。

第6条は、死亡の推定の規定であります。災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律第4条の規定によりますと、災害の際、現にその場に居合わせた者につき3カ月間生死がわからない場合は、災害により死亡したものと認定するとなつてございまして、このような場合、災害弔慰金の支給を行うことといたしてございます。

第7条は、支給制限の規定でございますが、特に2号の「令第2条に規定する場合」でございますが、これは警察表彰規則及び消防表彰規定並びに防衛庁の賞しゅう金に関する訓令に基づきまして給付金を支給される場合は、この条例による弔慰金の支給は行わないことといたしてございます。

第8条は、支給の手續について定めたものでございます。

第3章は、災害援護資金の貸付けについて定めたものでございまして、まず、第9条第1項において「令第3条に掲げる災害」と申しますのは、貸付けの対象となる災害を定めたものでございまして、これは大阪府域内で災害救助法による救助が行われた災害とされているものでございます。また、「法第8条第1項各号に掲げる被害」とは、本条例案の第10条の左の欄に掲げております被害の種類でございます。したがって、ただ今申し上げました災害によりこれらの被害を受けた世帯に対しましては、災害援護資金の貸付けを行うことといたしたものでございます。

第9条第2項は、貸付けの要件として所得制限を定めたものでございまして、その世帯に属する者の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が150万円未満であることが貸付けの要件となっております。

第10条第1項及び第2項は、被害の種類及び程度により貸付限度額を定めたものでございます。

同条第3項及び第11条は、貸付金の償還期間及び利率を定めたものでございまして、償還期間は10カ年、そのうち3年は据置期間といたしまして、据置期間中は無利子とされ、それ以降につきましては、年3%の利子をいただくことと定めてございます。

なお、災害援護資金の財源措置についてでございますが、貸付けに必要な財源につきましては、全額国、府より無利子で貸付けを受けることとなっているものでございます。

第12条は、償還方法等について定めたものでございます。

第4章は、同条例施行に関する必要事項の規則への委任を定めたものでございます。

附則につきましては、施行期日並びに現行の和泉市災害見舞金等支給条例の一部改正について規定したものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行いたしたいと存じております。

現行条例の一部改正につきましては、現行条例に規定する災害弔慰見舞金と、本条例に定める弔慰金との重複支給を避け、本条例に基づき弔慰金を支給した場合は、現行条例に基づく災害弔慰見舞金の支給は行わないものとしたものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容についてご説明申し上げます。よろしく

ご審議のうえ可決ご決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） ここで第7条の「弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない」という中に、「当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合」とあります。当然、文章上そうなると思うが、たとえば豪雨、洪水で責任ある1人が一定の地域、ある状況の中で出たはけいけいと制止したが、それも振り切った場合、その制止することが正しかったかどうかあとで問題になるかも知れない。具体的にはどういう機関で故意、過失とするのか、具体例を挙げてもらえばいいんじゃないか、その点が気になる。

第4条でも、父母とか祖父母、この関係が親族別にある程度図解を入れてもらえばわかりやすいが、この文章ではね。

以上2点。

- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 企画課長（大塚孝之君） お答え申し上げます。

第1番目のご指摘の第7条第1項に規定しておりますところの「故意又は重大な過失」はどのようなものをいうのかというご質問だと思います。具体的な例を挙げますと、非常にめいていさされておりました堤防の上をふらふら歩いて河川に転落したとか、このような場合には重大な過失になるであろうと、一応、上級官庁からも一つの例として示されておるものでございます。

それから、第4条の第2項に書いてございますところの支給の順位を文章表現させていただいたものでございますが、その内容といたしましては、一応の考え方は、本人の養父母をまず第1義にとらえていこうという考え方でございます。もう少し内容説明をさせていただきますと、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にする。それから、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にするというところでございますが、つまり、祖父母の場合でも養父母と実父母がおられる、このような場合には、養父母の父母を先にし、実父母を後にする。それからもう1つ、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。このような表現でございます。まず前段でどちらの養父母をとるのか、また、実父母をとるのかという選定をしていただき、祖父母を決めていただいて、それからもう1つは、父母の養父母を先にする。図面というか、順位を申し上げますと、本人から祖父母を考える場合、4つのケースがあると思います。一つは、本人の養父母の養父母、これがございまして、これが1番の順位になります。2番目は、本人の養父母の実父母、これが2番目。3番目は、本人の実父母の養父母。4番目が、本人の実父母の実父母。このような順位を文章表現させていただいたも

のでございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 1.8 番(直村静二君) 今の酒のめいはいは過失ですか、故意ですか、どちらに入りますか。先ほど言ったのは、正式な制止を振り切って出た場合は過失ですか、故意ですか、そういう例もあるのではないかということです。酒のほうは上部機関からの指示であったというから、それはわかりました。しかし、何か例がありませんか。なければよろしい。そんなに重大な問題と違いますので、わかっておたらいいんですが、もうやめときますわ。

○ 議長(坂上国治君) 他にございませんか。

○ 1.7 番(山田清二君) 別に問う必要はないと思うが、今の説明を聞いて聞かないかんことが出来た。順位ですが、生計維持関係はどうなるんですか。養父母と別居して、実父母と一緒にいる場合もあるわけですが、そういう場合、生計維持関係が最優先すると考えておったのですが、今の説明ではそうではない。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 企画課長(大塚孝之君) 失礼いたしました。私、説明させていただきましたのは、第4条の2項の中段以降「同順位の父母については…」以降を説明させていただいたものでございます。その前提といたしましては、「死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し又はその者と生計をともにした者を先にし」という1つの大前提がございますので、よろしく願いたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 9 番(出原武司君) ここにはうたってございませんが、念のため聞いておきたいのですが、もし、旅先でこのような事故が生じた場合、たまたま、その旅先の事故が災害救助法が適用された場合の扱いについて詳しく説明していただきたいと思うわけです。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 企画課長(大塚孝之君) ご説明申し上げます。

和泉市民がたとえば北海道のほうへ旅行されまして、そして災害にあわれた、このような場合ににつきましては、当然、和泉市のほうから災害弔慰金なり、援護資金の貸付けを行うという形になってございます。基本としますのは、一応、生活の本拠をとおる市町村がその業務を行う、このような形になってございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 1.6 番(横田憲治郎君) これは確認的な質問になると思いますが、災害救助法が大阪府内のどこかの市で発動されておる、また、当市において滅失家屋が5戸以上あるという場合のみの適用になるのか、そのように理由説明で聞いたわけですが、その点をちょっと確認をしたい。

それから、実績ということでもし掌握されておるならばご報告願いたいと思うんですけど、本市の過去の災害実態の中で、この条例が施行されていく中で、どの程度の弔慰金並びに援護資金等の適用がなされるであろうと推測出来るのか、そのへんちょっと参考的にお聞かせ下さい。

○ 議長（坂上国治君） 登弁。

○ 企画課長（大塚孝之君） お答えいたします。

ご質問は、第3条にかかるもんだと思いますけれども、「市民が令第1条に規定する災害により死亡したとき・・・」と書いてございます。その1つの要件は、住居の滅失戸数が5戸以上、それと、別に並立というか、どちらでも結構でございますが、大阪府内のどこかの市町村で災害救助法が適用されて、かりに和泉市内で家屋が2戸が滅失した場合でもこの規定が適用できるという考え方でございます。

それから、過去の実績でございますけれども、率直に申し上げまして、私、手元に細かいデータは持ってございませんが、たとえば、第2室戸台風とか、伊勢湾台風等があったと思いますが、それらについては、大阪府内でも救助法が適用されてたと思いますので、当然、この適用の対象になってくるのではないかと考えております。

○ 16番（横田憲治郎君） 第1点の質問を確認しておきます。

逆に言えば、いわゆる大阪府内のどこの衛生都市でも災害救助法が発動されていない場合、あるいは和泉市内においても滅失家屋が零または5戸以内であるという場合は適用されない、そう解釈せざるをえない、そういうことですか。ほんまに薄っぺらなもんやな。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第55号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） 日程第14「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第56号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条例
第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項第1号中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を
「100分の45」に、「100分の35」を「100分の40」に改め、同項第2号中「100
分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の56」
に改め、同項第4号中「100分の55」を「100分の62」に改め、同項第5号中「100
分の60」を「100分の67」に改める。

附則第3条第1項中「10年」を「20年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先だって」を
「規則で定めるところにより」に、「400倍に相当する額」を「1.000倍に相当する額を超
えない範囲内で規則で定める額」に改める。

別表倍数の欄中「280」を「313」に、「248」を「277」に、「219」を「24
5」に、「191」を「213」に、「165」を「184」に、「140」を「156」に、
「117」を「131」に、「450」を「503」に、「350」を「391」に、「270」
を「302」に、「200」を「223」に、「90」を「101」に、「50」を「56」に
改める。

附 則

1. この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

2. この条例による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償一時金については、なお従前の例による。
3. 新条例附則第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関しては、なお従前の例による。

理 由

昭和49年法律第52号により地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、本市の非常勤の職員の公務災害補償等についても、同法の一部改正に準じて障害補償及び遺族補償の改善を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第56号参考資料

和泉市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新	旧
（遺族補償年金）	（遺族補償年金）
第12条 略	第12条 略
2 略	2 略
3. 遺族補償年金の額は、補償基礎額に365を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。	3. 遺族補償年金の額は、補償基礎額に365を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。
(1) 1人 100分の <u>35</u> （55歳以上の	(1) 1人 100分の <u>30</u> （55歳以上の

新	旧																																				
<p>妻又は第1項第4号に規定する 廃疾の状態にある妻である場合 には100分の<u>45</u>、これらの 妻以外の妻で50歳以上55歳 未満のものである場合には100 分の<u>40</u>)</p> <p>(2) 2人 100分の<u>50</u> (3) 3人 100分の<u>56</u> (4) 4人 100分の<u>62</u> (5) 5人 以上 100分の<u>67</u></p> <p>附 則 抄 (遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第3条 適用日から<u>20</u>年以内に、職員が公 務上死亡し、又は通勤により死亡した場合 において、当該死亡に関し、遺族補償年金 を受ける権利を有する遺族が規則で定める ところにより申し出たときは、補償基礎額 の1.000倍に相当する額を超えない範囲 内で規則で定める額を一時金として支給す る。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>等 級</th> <th>倍 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">障害補償年金</td> <td>第1級</td> <td><u>313</u></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td><u>277</u></td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td><u>245</u></td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td><u>213</u></td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td><u>184</u></td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td><u>156</u></td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td><u>131</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	等 級	倍 数	障害補償年金	第1級	<u>313</u>	第2級	<u>277</u>	第3級	<u>245</u>	第4級	<u>213</u>	第5級	<u>184</u>	第6級	<u>156</u>	第7級	<u>131</u>	<p>妻又は第1項第4号に規定する 廃疾の状態にある妻である場合 には100分の<u>40</u>、これらの 妻以外の妻で50歳以上55歳 未満のものである場合には100 分の<u>35</u>)</p> <p>(2) 2人 100分の<u>45</u> (3) 3人 100分の<u>50</u> (4) 4人 100分の<u>55</u> (5) 5人 100分の<u>60</u></p> <p>附 則 抄 (遺族補償の支給に関する暫定措置)</p> <p>第3条 適用日から<u>10</u>年以内に、職員が公 務上死亡し、又は通勤により死亡した場合 において、当該死亡に関し、遺族補償年金 を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金 の最初の支払に先だって申し出たときは、 補償基礎額の400倍に相当する額を一時 金として支給する。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>等 級</th> <th>倍 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">障害補償年金</td> <td>第1級</td> <td><u>280</u></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td><u>248</u></td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td><u>219</u></td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td><u>191</u></td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td><u>165</u></td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td><u>140</u></td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td><u>117</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	等 級	倍 数	障害補償年金	第1級	<u>280</u>	第2級	<u>248</u>	第3級	<u>219</u>	第4級	<u>191</u>	第5級	<u>165</u>	第6級	<u>140</u>	第7級	<u>117</u>
種 類	等 級	倍 数																																			
障害補償年金	第1級	<u>313</u>																																			
	第2級	<u>277</u>																																			
	第3級	<u>245</u>																																			
	第4級	<u>213</u>																																			
	第5級	<u>184</u>																																			
	第6級	<u>156</u>																																			
	第7級	<u>131</u>																																			
種 類	等 級	倍 数																																			
障害補償年金	第1級	<u>280</u>																																			
	第2級	<u>248</u>																																			
	第3級	<u>219</u>																																			
	第4級	<u>191</u>																																			
	第5級	<u>165</u>																																			
	第6級	<u>140</u>																																			
	第7級	<u>117</u>																																			

新			旧		
障害補償一時金	第 8 級	5 0 3	障害補償一時金	第 8 級	4 5 0
	第 9 級	3 9 1		第 9 級	3 5 0
	第 1 0 級	3 0 2		第 1 0 級	2 7 0
	第 1 1 級	2 2 3		第 1 1 級	2 0 0
	第 1 2 級	1 5 6		第 1 2 級	1 4 0
	第 1 3 級	1 0 1		第 1 3 級	9 0
	第 1 4 級	5 6		第 1 4 級	5 0
備考 略			備考 略		

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは説明に入りますまでに、別途正誤表をお出しただいておりますが、議案綴りの冒頭にごございます目次の議案第 5 6 号の案件の中に、「和泉市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する・・・」ということで、「非常勤の」次に「職員の」という 3 字が漏れてございますので、ご訂正させていただきたいと思っております。

それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第 5 6 号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

昭和 4 9 年法律第 5 2 号によりまして、地方公務員災害補償法の一部が改正されました。これに伴いまして、本市の議会議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等につきましても、同法の一部改正に準じまして、障害補償及び遺族補償の改正を行う必要がございますので、この条例案をご提案申し上げた次第でございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 2 条第 3 項の遺族補償年金の率の改正でございますが、第 1 号の遺族 1 人の場合の「1 0 0 分の 3 0」を「1 0 0 分の 3 5」に改めまして、その 1 人のご遺族が第 1 項第 4 号に規定する廃疾の状態にある妻である場合には「1 0 0 分の 4 0」を「1 0 0 分の 4 5」に、これらの妻以外の妻で 5 0 歳以上 5 5 歳未満のものである場合には「1 0 0 分の 3 5」を「1 0 0 分の 4 0」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

第 2 号は、遺族 2 人の場合の「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、第 3 号は、遺族 3 人の場合の「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 6」に、第 4 号は、遺族 4 人の場合の「1

00分の55」を「100分の62」に、第5号は、遺族5人以上の場合の「100分の60」を「100分の67」にそれだけ改正しようとするものでございます。

附則第3条の遺族補償の支給に関する暫定措置でございますが、「適用日から10年以内に」とございますのを「適用日から20年以内に」と改正いたしまして、次の「遺族補償年金の最初の支払に先だって」とございますのを「規則で定めるところにより」と改め、また、「補償基礎額の400倍に相当する額」とございますのを「1,000倍に相当する額を超えない範囲内で規則に定める額」に改めようとするものでございます。

続きまして、別表の等級別倍数でございますが、障害補償年金の第1級の「280」を「313」に、第2級の「248」を「277」に、第3級の「219」を「245」に、第4級の「191」を「213」に、第5級の「165」を「184」に、第6級の「140」を「156」に、第7級の「117」を「131」に、また、障害補償一時金の第8級の「450」を「503」に、第9級の「350」を「391」に、第10級の「270」を「302」に、第11級の「200」を「223」に、第12級の「140」を「156」に、第13級の「90」を「101」に、第14級の「50」を「56」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

この条例は、附則第1項で昭和49年11月1日から施行することといたしてございます。

第2項及び第3項では、この条例の施行前に生じた事案につきましては、従前の例によることといたしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決ご決定下さいませようお願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 7番（田中包治君） これは労務災害と同じケースですか。問題になるのは、公務災害の非常勤、特に議員ですが、その認定が非常にややこしいのではないかと思う。というのは、教育委員なり議員が、議会にくる通勤途上あるいは退出途上、会議が終わったあとの一時間なら一時間と、労務災害と同じケースで取り扱うのか、どうなんですか。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 総務部次長（門林六男君） この条例の考え方はそういうことでございまして、議員さんおっしゃいます認定につきましては、大阪府の各衛生都市が、大阪府一本で公務災害の認定委員さんをお願いしております、その認定委員会で公務かどうかの判断をしていただくことになっております。

○ 7番（田中包治君） 問題は、教育委員が委員長命令なくして、個人的というか、そのた

めに学校に行く、その場合は私的行為か、公的行為と認められるのか、非常に微妙な点があると思う。あるいは議員が議会招集とか、特別委員会とか、そういう場合はいいわけですが、普通の町内会とか、そういう人々の頼まれごとでできた場合とか、その場合の勤務の仕方が非常に微妙なものがあると思う。ちょっとの食い違いで認定からはずれたり、あるいは入ったりすることがあるのではないか、その点ちょっと危慎するので、そこらはどういうふうに判断するのか。

○ 総務部次長（門林六男君） 議会議員さんの場合には、一応、議員の職務を遂行するときは公務であると思います。今、おっしゃいますように、たとえば学校の建設に招待された場合、議会議員の代表として行かれた場合は該当すると思います。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第56号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） 日程第15「和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第57号

和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市消防賞しゆつ金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防賞しゆつ金条例(昭和33年和泉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

第3条第1号中「及び扶養親族(和泉市職員の給与に關する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第13条第2項に定めるものの例による。以下同じ。)の状況」を削り、同条第2号中「及び扶養親族の状況」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条 削除

(支給の決定)

第5条 賞しゆつ金は、財団法人大阪府消防賞しゆつ金共済会による功労の程度、身体障害の等級及び傷害の程度の判定に基づき、市長がその支給を決定する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 殉職者賞しゆつ金

功 勞 の 程 度	支 給 額
(1) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	15,000,000円
(2) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	12,000,000円
(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	7,000,000円以下 5,000,000円以上
(4) 多大な功勞があると認められる者	3,000,000円

功労の程度による増額

上表の(1)に該当する者のうち危険を冒して人命を救助したものについては、上記の額に2,000,000円以内の加算をすることができる。

別表第2 身体障害者賞状給付金

功労の程度 障害の等級	功労の程度及び障害の等級による支給額			
	(1) 特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	(2) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	(3) 特に顕著な功労があると認められる者	(4) 多大な功労があると認められる者
1 級	1,200,000円	1,000,000円	6,000,000円	3,000,000円
2 級	1,000,000円	830,000円	5,000,000円	2,500,000円
3 級	850,000円	708,000円	4,250,000円	2,130,000円
4 級	700,000円	583,000円	3,500,000円	1,750,000円
5 級	600,000円	500,000円	3,000,000円	1,500,000円
6 級	500,000円	417,000円	2,500,000円	1,250,000円
7 級	400,000円	333,000円	2,000,000円	1,000,000円
8 級	320,000円	267,000円	1,600,000円	800,000円
9 級	250,000円	208,000円	1,250,000円	630,000円
10 級	200,000円	167,000円	1,000,000円	500,000円
11 級	150,000円	125,000円	750,000円	380,000円

12級	1,200,000	1,000,000	600,000	300,000
13級	900,000	750,000	450,000	230,000
14級	700,000	580,000	350,000	180,000

備考

補償条例別表第2に定める身体障害が2以上ある場合、14級以上に該当する身体障害に添ざる等級の直近上位の等級とする。ただし、8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には2級上位の等級、5級以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の等級とする。

別表第3中「傷害の程度は、大阪府消防償じゆつ金共済会の裁定した程度に従うものとする。」を削る。

附則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市消防償じゆつ金条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和49年4月1日から適用する。
2. 新条例の規定は、昭和49年4月1日以後に支給すべき事由の生じた償じゆつ金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた償じゆつ金については、なお従前の例による。

理由

現下の社会経済諸情勢にかんがみ、今回大阪府消防償じゆつ金共済会において給付額を増額するよう同会寄付行為施行細則が改正されたことに伴い、本市においても殉職者償じゆつ金等の引き上げを行い、併せて規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市に勤務する消防職員及び消防団員(以下「職員」という。)に賞じゆつ金を授与することを目的とする。</p> <p>(種類及び金額)</p> <p>第3条 賞じゆつ金の種類及び金額は次のとおりとし、いずれが該当する一つを授与する。ただし、この条例の規定に定める事由が生じた場合において、他の地方公共団体又はその他の団体が負担することとなる場合には、その負担額の限度において賞じゆつ金を授与しない。</p> <p>(1) 殉職者賞じゆつ金</p> <p>この賞じゆつ金は、職員が死亡した場合に授与するものとし、その額は、功労の程度に応じ別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(2) 身体障害者賞じゆつ金</p> <p>この賞じゆつ金は、職員が身体障害者となった場合に授与する</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市に勤務する消防吏員及び消防団員(以下「職員」という。)に賞じゆつ金を授与することを目的とする。</p> <p>(種類及び金額)</p> <p>第3条 賞じゆつ金の種類及び金額は次のとおりとし、いずれが該当する一つを授与する。ただし、この条例の規定に定める事由が生じた場合において、他の地方公共団体又はその他の団体が負担することとなる場合には、その負担額の限度において常じゆつ金を授与しない。</p> <p>(1) 殉職者賞じゆつ金</p> <p>この賞じゆつ金は、職員が死亡した場合に授与するものとし、その額は、功労の程度及び扶養親族(和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第13条第2項に定めるものの例による。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(2) 身体障害者賞じゆつ金</p> <p>この賞じゆつ金は、職員が身体障害者となった場合に授与する</p>

<p>ものとし、その額は、功労の程度及び和泉市消防団員等公務災害補償条件（昭和41年和泉市条例第18号。以下「補償条件」という。）別表第2に掲げる障害の等級に応じ別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 傷害者賞しゆつ金</p> <p>この賞しゆつ金は、職員が傷害を受けた場合に授与するものとし、その額は、補償条例第8条に該当するものについては別表第3に定める額とし、その他のものについては同表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、災害防除にたいし特に功労顕著なものについては、それぞれ同表の額に100分の100を乗じて得た額の限度において加算することができるものとする。</p> <p>第4条 削除</p>	<p>ものとし、その額は、功労の程度及び和泉市消防団員等公務災害補償条件（昭和41年和泉市条例第18号。以下「補償条件」という。）別表第2に掲げる障害の等級及び法整備状況の状況に応じ別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 傷害者賞しゆつ金</p> <p>この賞しゆつ金は、職員が傷害を受けた場合に授与するものとし、その額は、補償条例第8条に該当するものについては別表第3に定める額とし、その他のものについては同表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、災害防除にたいし特に功労顕著なものについては、それぞれ同表の額に100分の100を乗じて得た額の限度において加算することができるものとする。</p> <p>(見舞金)</p> <p>第4条 見舞金は、職員が第2条に規定する事由により負債し、又は疾病にかかった場合においてその程度が前条第3号の規定の適用を受けるに至らない場合に授与するものとし、その額は別表第5に定めるところによる。</p> <p>2. 職員が見舞金の授与を受けた後において賞しゆつ金を受けるときは、先に授与した見舞金の額を控除して、前条の規定による賞しゆつ金を授与する。</p> <p>(審査)</p>
<p>(支給の決定)</p>	

新	旧
<p>第5条 賞じゆつ金は、財団法人大阪府消防賞じゆつ金共済会による功勞の程度、身体障害の等級及び被害の程度の判定に基づき、市屋がその支給を決定する。</p>	<p>第5条 前2条につき審査するために和泉市消防職員賞じゆつ金審査委員会を置く。</p> <p>2. 前項の委員会の組織及び運営については別に定める。</p>

新	旧																				
<p>別表第1 殉職者賞じゆつ金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>功勞の程度による支給額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 抜群の功勞があり他の模範びると認められる者</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 特に顕著な功勞があると認められる者</td> <td>700,000円 以下 5,000,000円 以上</td> </tr> <tr> <td>(4) 多大な功勞があると認められる者</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>功勞の程度による増額 上記(1)に該当する者のうち危険を冒して人命を救助したものであるについては、上表の額に2,000,000円以内の加算をすることができ。</p>	功勞の程度による支給額	金額	(1) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	1,500,000円	(2) 抜群の功勞があり他の模範びると認められる者	1,200,000円	(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	700,000円 以下 5,000,000円 以上	(4) 多大な功勞があると認められる者	300,000円	<p>別表第1 殉職者賞じゆつ金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>功勞の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 災害現場において抜群の功勞があり、他の模範となると認められるもの</td> <td>5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 顕著な功勞があった者</td> <td>3,750,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 多大な功勞があった者</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 功勞があった者</td> <td>2,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 扶養親族が2人以上あるときは、1人をこえる扶養親族5人まで1人につき10,000円を加算する。 2. 賞じゆつ金を授与される遺族が第6条の2第3号及び第4号に掲げるものである場合においては、その授与額の2分の1に相当する額を減額することができる。</p>	功勞の程度	金額	(1) 災害現場において抜群の功勞があり、他の模範となると認められるもの	5,000,000円	(2) 顕著な功勞があった者	3,750,000円	(3) 多大な功勞があった者	3,000,000円	(4) 功勞があった者	2,500,000円
功勞の程度による支給額	金額																				
(1) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	1,500,000円																				
(2) 抜群の功勞があり他の模範びると認められる者	1,200,000円																				
(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	700,000円 以下 5,000,000円 以上																				
(4) 多大な功勞があると認められる者	300,000円																				
功勞の程度	金額																				
(1) 災害現場において抜群の功勞があり、他の模範となると認められるもの	5,000,000円																				
(2) 顕著な功勞があった者	3,750,000円																				
(3) 多大な功勞があった者	3,000,000円																				
(4) 功勞があった者	2,500,000円																				

新

旧

別表第2 身体障害者賞しゆつ金

別表第2 身体障害者賞しゆつ金

功 勞 の 程 度 の 種 別	功勞の程度及び障害の等級による支給額			
	(1)特に抜群の功勞があり他の模範とならる者	(2)抜群の功勞があり他の模範と認められる者	(3)特に顕著な功勞があると認められる者	(4)多大な功勞があると認められる者
1級	12000000 ^円	10000000 ^円	6000000 ^円	3000000 ^円
2級	10000000	8300000	5000000	2500000
3級	8500000	7080000	4250000	2130000
4級	7000000	5830000	3500000	1750000
5級	6000000	5000000	3000000	1500000
6級	5000000	4170000	2500000	1250000
7級	4000000	3330000	2000000	1000000
8級	3200000	2670000	1600000	800000
9級	2500000	2080000	1250000	630000
10級	2000000	1670000	1000000	500000
11級	1500000	1250000	750000	380000
12級	1200000	1000000	600000	300000

功 勞 の 程 度 の 種 別	(1)災害現場に おいて抜群の 功勞があり、 他の模範とな ると認められ る者	(2)顕著な功勞 があった者	(3)多大な功勞 があった者	(4)功勞があっ た者
	1級	5000000 ^円	3750000 ^円	2500000 ^円
2級	4300000	3230000	2150000	1080000
3級	3700000	2780000	1850000	930000
4級	3200000	2400000	1600000	800000
5級	2700000	2030000	1350000	680000
6級	2300000	1730000	1150000	580000
7級	1900000	1480000	950000	480000
8級	1500000	1130000	750000	380000
9級	1200000	900000	600000	300000
10級	900000	680000	450000	230000
11級	700000	530000	350000	180000
12級	550000	410000	280000	130000

新		旧			
1 3 級	900,000	750,000	450,000	230,000	1,000,000
1 4 級	700,000	580,000	350,000	180,000	800,000
備 考	<p>補償条例別表第2に定める身体障害が2以上ある場合は、1 4 級以上に該当する身体障害に次ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8 級以上に該当する身体障害が2以上ある場合には2 級上位の等級、5 級以上に該当する障害が2 級以上ある場合には3 級上位の等級とする。</p>				
備 考	<p>1. 扶養親族が2人以上あるときは、1 人をこえる扶養親族5 人まで1 人につき(1)に該当するものについては1 0 0 0 0 0 円、(2)に該当するものについては7 0 0 0 0 0 円、(3)に該当するものについては5 0 0 0 0 0 円、(4)に該当するものについては3 0 0 0 0 0 円を加算する。ただし、9 級以下には、扶養親族の加算をしない。</p> <p>2. 補償条例別表第2に定める身体障害が2 級以上ある場合は、1 4 級以上に該当する身体障害に次ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8 級以上に該当する身体障害が2 級以上ある場合には2 級上位の等級、5 級以上に該当する障害が2 級以上ある場合には3 級上位の等級とする。</p> <p>3. 功労の程度及び身体障害の等級の決定については、大阪府消防員しゆつ金共済会の裁定に従う。</p>				

新	旧								
別表第3 傷害者賞しゆつ金	別表第3 傷害者賞しゆつ金								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 1400 397 1690">傷害の程度（休業日数）</td> <td data-bbox="343 985 397 1400">支給額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1400 507 1690">7日以上の休業した日数</td> <td data-bbox="397 985 507 1400">1日につき1,000円 ただし、10,000円を限度とする。</td> </tr> </table>	傷害の程度（休業日数）	支給額	7日以上の休業した日数	1日につき1,000円 ただし、10,000円を限度とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 666 397 956">傷害の程度（休業日数）</td> <td data-bbox="343 241 397 666">支給額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 666 507 956">7日以上の休業した日数</td> <td data-bbox="397 241 507 666">1日につき1,000円 ただし、10,000円を限度とする。</td> </tr> </table>	傷害の程度（休業日数）	支給額	7日以上の休業した日数	1日につき1,000円 ただし、10,000円を限度とする。
傷害の程度（休業日数）	支給額								
7日以上の休業した日数	1日につき1,000円 ただし、10,000円を限度とする。								
傷害の程度（休業日数）	支給額								
7日以上の休業した日数	1日につき1,000円 ただし、10,000円を限度とする。								
<p>傷害の程度は、大阪府消防賞しゆつ金共済会の裁定した程度に従うものとする。</p>									
<p>別表第4 削除 別表第5 見舞金</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="754 569 809 956">療養日数</th> <th data-bbox="754 241 809 569">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="809 569 864 956">14日未満</td> <td data-bbox="809 241 864 569">2,000円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="864 569 919 956">14日以上 21日未満</td> <td data-bbox="864 241 919 569">4,000円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="919 569 974 956">21日以上 30日未満</td> <td data-bbox="919 241 974 569">10,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>		療養日数	金額	14日未満	2,000円以内	14日以上 21日未満	4,000円以内	21日以上 30日未満	10,000円以内
療養日数	金額								
14日未満	2,000円以内								
14日以上 21日未満	4,000円以内								
21日以上 30日未満	10,000円以内								
<p>療養日数は初診時の診断書による療養日数を基準とする。</p>									

○ 議長（坂上國治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 消防長（和田増義君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました「和泉市消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

その前に一言、お詫びを申し上げます。3.8 ページに本条例案の提案理由をセットしておりますので、お手元にお届けしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは説明に入らせていただきます。現下の社会経済情勢にかんがみまして今回、大阪府消防賞じゆつ金共済会におきまして、消防職員及び消防団員の公務災害中における被害に対しまして、消防賞じゆつ金の給付額の増額を検討してございます。今回、施行細則が改正されたに伴いまして、本市におきましても、殉職者等賞じゆつ金、その他の賞じゆつ金の額の引き上げをこの実情に見合うように改正したいと思うのでございます。

改正の内容につきましては、第1点、別表第1に規定しております殉職した場合の現在までの賞じゆつ金の最高額が5百万円でしたが、これを1.5百万円に引き上げ、さらに、特殊な予測しない状態のもとで、そういう危険をおかして人命救助等に以身して殉職した場合、さらに2百万円を上積みする規定に改正したいとするものでございます。

第2点では、別表第2に規定しております身体障害者に対する殉職賞じゆつ金の最高現行5百万円とございますが、これを1.2百万円に引き上げるということでございます。

第3点目は、第4条の規定中、別表第5に規定しておりました見舞金制度を廃止する。この見舞金制度というのは、殉職賞じゆつ金が出る前にその一部を先にお届けする制度でございますが、今回、支給額が是正されましたので、この際、廃止したいとするものでございます。

第4点は、第5条に規定しております賞じゆつ金の額をどのように決定するか、内容をどうするかということでございますが、審査会の制度は現在、市にもございますし、また、大阪府の共済会の中にもございます。二重に審査してございます。現実には、大阪府共済会の審議の決定に従うということ運用しておりますが、これを1つにして公正を期していきたいということで、この府の審査会の決定に従って、市民がこの額を決定するというふうに簡素化したものでございます。

その他、若干の修正を行ったものでございます。

なお、本件の適用につきましては、本年4月1日以後発生した事由に対して適用することといたしてございます。

以上、よろしくご審議下さいまして、原案通りご可決賜りますようお願いいたします。

○ 議長（坂上國治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第57号を原案通り可決決定いたします。



- 議長(坂上国治君) 日程第16「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第58号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 母

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項第2号中「2,300円」を「2,900円」を「2,900円をこえない」を「3,

800円を超えない」に改め、同条第3項中「80円」を「110円」に、「26円」を「33円」に、「53円」を「83円」に改める。

第7条第2項中「若しくは水害予防組合の管理者」を削り「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

階 級	勤 務 年 数	
	10年未満	10年以上20年未満 20年以上
団 長 及 び 副 団 長	3,500円 3,650円	3,800円
分 団 長 及 び 副 分 団 長	3,200	3,500
班 長 長 及 び 団 員	2,900	3,200

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和49年4月1日から適用し、この条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金のうち同年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。

理 由

昭和49年政令第215号により非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本市においてもその基準に従って、非常勤消防団員等に対する損害賠償の充実を図るため、その補償基礎額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第58号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、 療養補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2. 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、 療養補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2. 略</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに伴い死亡し、若しくは負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに伴い負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疾病となった場合には、<u>2,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、<u>3,800円</u>を超えない範囲においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3. 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちが主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、<u>116円</u>を、第2号から第5号までの一に該当する者については<u>116円</u>を、第2号から第5号までの一に該当するものについては<u>1人につき13円</u>（18歳未満の子のうち2人までについて</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに伴い死亡し、若しくは負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに伴い死亡し、若しくは負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに伴い負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは疾病となった場合には、<u>2,300円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、<u>3,000円</u>をこえない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3. 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちが主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、<u>80円</u>を第2号から第5号までの一に該当する者については<u>80円</u>を第2号から第5号までの一に該当する者については<u>1人につき13円</u>（18歳未満の子のうち2人までについて</p>
---	--

は、それぞれ333円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合にあっては、そのうち1人については、83円）とする。）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)~(5) 略

(療養及び療養費の支給)

第7条 略

2. 市は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市長がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第4号までの療養を行うものとする。

3. 市は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市長が認めたととき、非常勤消防団員等が前項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合に於いて緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたととき、又は非常勤消防団員等が第1項第5号若しくは第6号の療養を受けた場合に於いて市長が必要と認めるときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

それぞれ26円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合にあっては、そのうち1人については、53円）とする。）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)~(5) 略

(療養及び療養費の支給)

第7条 略

2. 市は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市長若しくは水害予防組合の管理等がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第4号までの療養を行なうものとする。

3. 市は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行なうことが困難であると市長が認めたととき、非常勤消防団員等が前項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合に於いて緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたととき、又は非常勤消防団員等が第1項第5号若しくは第6号の療養を受けた場合に於いて市長が必要と認めるときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

新

旧

別表第1 補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	3,500円	3,650円	3,800円
分団長及び副分団長	3,200	3,350	3,500
班長及び班員	2,900	3,050	3,200

備考 略

別表第1 補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	3,020円	3,150円	3,280円
分団長及び副分団長	2,760	2,890	3,020
班長及び班員	2,500	2,630	2,760

備考 略

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。
- 消防長（和田増義君） ただ今ご上程いただきました議案第58号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、その提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

本年4月、政令第215号によりまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、これに伴いまして、本市におきましても、その基準に従いまして、消防団員及び災害現場において協力された一般人の方々に対する損害補償の充実を図るため、補償の基礎額を引き上げたいとするものでございます。

改正の要点は、別表第1に規定しておりますところの消防団員に対する補償基礎額の最低が現行2,500円を2,900円に引き上げ、最高が現行3,280円を3,800円に引き上げる、

第2点は、第5条第2項第2号に規定しております一般人の協力者に対する補償基礎額の現行2,300円を2,900円に引き上げ、また、この2,900円でも本人の収入に比し公正を欠くという場合もございますので、この場合は、3,800円まで基礎額を引き上げることが出来るということに改正したいわけでございます。

3点目は、この本人についております基礎額にプラスして、扶養親族がある場合に、この扶養親族についての補償基礎額の加算が決められておりますが、この配偶者に対しては現行80円でございますが、これを116円、18歳未満の子2人までは現行が26円でございますが、これを33円、配偶者のない場合、お子さん1人につきまして現行53円を83円に引き上げるといふものでございます。

その他、若干の字句の修正をした次第でございます。

なお、本条例につきましては、昭和49年4月1日以降発生した事案に適用するものでございます。よろしくご審議下さいまして、可決していただきますようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 7番（田中包治君） 前の議案との関連だと思うんですが、日額2,900円、労災の場合は1,600円が支給される。そうすると、職員の場合は、給料の1.060日分と、前に決まった合計額だということですね。そして、職員の場合は退職金と、3本立ての方法ですね。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 消防長（和田増義君） お答えいたします。

補償基礎額の算定の問題ですが、お話のように、1日につきまして100分の60という規定をしております。

それから、基礎額算定につきましては、最高が1,000日分、規定で細かくしておりますが、

そういうことでございます。

- 7番(田中包治君) 10年未満、10年以上20年未満、20年以上とか、いわゆる2,900円、3,050円、3,200円というのは日額でしょう。職員の場合は3カ月たっておったならば1.610日分、1,000日分と60日分の埋葬料で処理する。団員の場合は、日額2,900円の1,060日分の補償金を支払う、こういうことですが、それとも、2,900円は何の基準になるのか。ちよっと差があることはよろしいが、ここらはどうなるのか。

それと、今決まった条例、補償金というものにプラスされる退職金は別ですね。こういう3本立ての問題ですわね。そうすると、消防団員の場合は、10年までが2,900円の1,060日分、20年までは3,050円の1,060日分、こういうふうに計算してよろしいですね。

- 消防長(和田増義君) この補償につきましては、いわゆる療養補償、休業補償、遺族補償、障害補償に分われ、その他に葬祭補償、こういうことになっておりますが、今ご質問の点は、一般の職員につきましては1,050日分、本件では最高1,000日分、こういうことで規定してございます。

- 7番(田中包治君) 補償は1,000日、埋葬料は60日はわかってる。ただね、消防団員の場合は額が決まっておきませんな。だから、いわゆる1日の市の金として出すのが、1日分の補償金額の基礎になるのか。ならないのかということです。

- 消防長(和田増義君) 本件につきましては、消防団員につきましては、別表第1の額を適用、それを基礎額として算定するということです。

- 7番(田中包治君) わからんな、もう少しはっきり説明して下さい。結局、消防団員は家で働いておたら月20万円もろった。ところが、消防団員の招集によって何ぼかの日額が出ている。この日額が基準になったのか、年間所得の3カ月何がしが基準になるのか聞いている。

- 消防長(和田増義君) 本件につきましては、消防業務の執行の立場を保障するものでございますので、一般人については、ご本人の日収というか、それを加味する制度になっておりますが、消防団員につきましては、別表第1の経験年数、階級等によりましてランクしております。

- 7番(田中包治君) そしたら、2,900円の日当で処分するということですね。はっきり言うたら、年間所得200万円だったら、これを365日で割って1日の単価が出てくるが、これを基本にするのか、ここに出てくる2,900円という突っ込みの1日の単価計算のやつが基本になって1,000日分になるのか。1,000日分といってもしれていますな。そこを聞いてる。

- 消防長(和田増義君) ご質問の通りでございます、この表を適用いたしまして、最低は

- 2,900円、最高は3,800円を基礎として算定するというごさいます。
- 議長（坂上園治君） 他に。
 - 18番（直村静二君） 2,900円はわかりました。一般人については、所得が高い人にお金の毒だという意味のことをおっしゃったが、一般人の年間所得の基準をどのへんに置いているか、お答え願いたい。
 - 消防長（和田増義君） 先ほどご説明申し上げました通り、2,900円ということにしてごさいますが、それに応じまして、各人によって若干の収入の差がごさいます。それに合わない場合は積み上げるということごさいますが、年間の収入の見込み、ちよつと資料を持っておりませすので…。
 - 18番（直村静二君） 僕の質問は、一般協力者については3,800円とありますが、所得の多い人の基準はどこに置くかということですよ。
 - 消防長（和田増義君） この算定につきましては、給料生活者については、給料証明書で大体の基準にしております。それから、自家営業の方は、納税証明書の額を基準にして算定させていただきます。この規定によつても、この額でも大体、一倍半ないし二倍ぐらいの収入がある場合には、最高の額を基準とすることで運営していきたいと思います。
 - 18番（直村静二君） 何の1.5倍ですか。
 - 消防長（和田増義君） ご本人の日収が、この規定の1.5倍ないし2倍以上の場合、最高額を支給するというごさいます。
 - 18番（直村静二君） 私は専門家でない、あなたは専門家だから親切に説明して下さい。ただ1.5倍といつても何の1.5倍かわからない。
 - 消防長（和田増義君） 先ほど提案理由の説明の中で2,900円といつてごさいます。
 - 議長（坂上園治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ごさいませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第58号を原案通り可決決定いたします。
この際、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時44分休憩）

(午後2時8分再開)

○ 議長(坂上国治君) 午前に引き続き会議を開きます。

それでは日程第17「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第59号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例(案)

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28号)の一部を次のように改める。

第2条中「15年」を「10年」に改める。

第3条中「2年」を「1年」に改める。

第4条第1項中「退職した日の属する月以前の非常勤消防団員であった期間が引き続き3年以上である場合に限り、」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同条第2項中「非常勤団員」を「非常勤消防団員」に、「場合においては」を「場合には」に改める。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数				
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	40,000円	55,000円	70,000円	80,000円	100,000円
副 団 長	35,000	50,000	65,000	75,000	95,000
分団長及副分団長	30,000	45,000	60,000	70,000	90,000
班 長	25,000	40,000	55,000	65,000	85,000
団 員	20,000	35,000	50,000	60,000	80,000

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(別表の適用)

第2条 この条例による改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)

別表の規定は、昭和49年4月1日以後に退職した非常勤消防団員(次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の経過措置)

第3条 昭和49年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員の処遇改善の一環として市町村が行う退職報償金の支給対象者の範囲の拡大等の措置に要する経費を消防団員等公務災害補償等共済基金の共済の対象とすること等のため、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第216号)が公布施行されたことに伴い、本市においても非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給範囲の拡大及び額の引き上げ等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 59 号参考資料

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として<u>10年</u>以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(退職報償金の支給基礎となる階級)</p> <p>第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が<u>1年</u>に満たないときは、その階級(団員を除く)の直近下位の階級とする。</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月からの退職した日の属する月から退職した日の属する月までの期間については、この限りでない。</p>	<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として<u>15年</u>以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(退職報償金の支給基礎となる階級)</p> <p>第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が<u>2年</u>に満たないときは、その階級(団員を除く)の直近下位の階級とする。</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 勤務年数については、退職した日の属する月以前の非常勤消防団員であった期間が引き続き<u>3年</u>以上である場合に限り、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、すでに退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が<u>1年</u>に満たない場合における当該期間については、この限りでない。</p>

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

別表 退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	
団長	円 40,000	円 55,000	円 70,000	円 80,000	円 100,000	
副団長	35,000	50,000	65,000	75,000	95,000	
分団長及び 副分団長	30,000	45,000	60,000	70,000	90,000	
班長	25,000	40,000	55,000	65,000	85,000	
団員	20,000	35,000	50,000	60,000	80,000	

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

別表 退職報償金支給額表

階級	級	勤務年数		
		15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
団	長	円 55,000	円 70,000	円 80,000
副団	長	50,000円	65,000円	75,000円
分団長及び副分団長		45,000円	60,000円	70,000円
班	長	40,000円	55,000円	65,000円
団	員	35,000円	50,000円	60,000円

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。
- 消防長(和田増義君) ただ今ご提案いただきました議案第59号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等の処遇改善の一環といたしまして、各市町村で退職報償金制度を設けておりますが、これらの支給対象の範囲を拡大する等、そのということから現在、非常勤消防団員等公務災害補償等共済基金の制度が設けられておりますが、この共済基金の対象として現在まで運営しておる次第でございます。今回、この施行令が改正され公布されましたことに伴い、それに沿って本市におきましても、消防団員等に係る退職報償金の支給範囲を拡大し、若干の額の引き上げを行うなど、その改善を図りたいと思っております。

内容につきましては、まず第1点、従来は、15年以上勤めていただいた方に適用してございましたが、その範囲を広げ、10年以上勤務していただいた方に適用しようということでございます。

第2点は、退職時の階級で2年勤務すること、2年以下の場合は前の階級であるということでしたが、これを改めまして、1年以下というふうに幅を広げたのでございます。

それから、第4条の第1項をはさみまして、従来は、引き続き3年以上勤務した場合のみに、その勤務年限を通算して年限として、これを別表に当てはめるということをしておったのでございますが、これを前勤務していただいた方の期間を通算するとしたのであります。

第4点目は、別表の報償金支給額の表でございますが、第2項の改正に合わせまして、年限の区分を従来の3区分を5区分に広げ、若干の支給額の引き上げを行った次第でございます。

なお、本条例は本年4月1日以後退職された方々に適用いたしたいと思っております。よろしくご審議下さいまして、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番(金沢勝君) 理想としては、これから適用される条例を提出されるのが当を得たものと思いますが、驚くなかれ、6カ月もさか上って支給するんだという。なぜ3月の定例会もあつたはずなのに9月に提出しなければならないのか、この点について。

それから、4月にさか上れば何人が対象になるのか。第3者から見れば思いたくない、言いたくないが、その人のために条例をさか上って適用するのかと考えられるわけです。理想としては市長ね、これから改正するんだといえはわかるけれども、4月にさか上っての条例制定は好ましくないと判断するが、その点についてご説明願いたい。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 消防長（和田増義君） 仰せの通りでございますが、施行令の改正によりまして若干の通達が参りました。それらを基準にして一番早い時期にご提案申し上げることにしておったのがこうなつたのでございます。なるべく早く上程するのが当然でございます。今後は努めて早く提出するように努力したいと思います。

それから、対象者は16組ほどでございます。

○ 3番（金沢勝君） 今までの人には一銭もお渡ししてない、それとも内払いとして払うたわけ。

○ 消防長（和田増義君） 現行で支払っております。

○ 3番（金沢勝君） 「内払とみなす」ということだね。

○ 消防長（和田増義君） はい。

○ 3番（金沢勝君） 16組あるんですか。なぜ3月に出さないかんやつを今出したのか。これからなるべく早く出しまさというの市長の回答や。あんた、消防長として市長の答弁したらあかん。3月に出さないかんやつを遅くなったという理由を説明して下さい。

○ 消防長（和田増義君） 施行令が4月に改正されたので……。

○ 3番（金沢勝君） 7月の定例会になぜ出さなかった。

○ 消防長（和田増義君） 諸準備が整っておりませんでしたので……。

○ 3番（金沢勝君） 総務委員会ぐらいには説明したの、こういう理由で出せなかったと。こういう質問が出ることによって、6月に間に合わなくて今出したということがわかった、少なくとも、総務委員会ぐらいには諮っておくべきだと思う。あんたら、ずばらしていけるんやったらいいたらいいんだ、質問が出たらうまく逃げたらええという、半年も経過して出すこと自身おかしいやないか。

○ 消防長（和田増義君） 仰せの通りでございます。怠慢でございます。配慮が十分足りなかった点をお詫び申し上げます。今後、十分心得ます。

○ 議長（坂上国治君） 他に。

○ 18番（直村静二君） この中で、団長、副団長、分団長等5つに分けてありますが、少しでも支払いを多くしてあげようということでございますが、この5つに分けてある人数を一応報告してくれませんか。

それと、16名という内払いはした、そのあと何ば支払うんかという金額をお知らせ願いたい。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 消防長（和田増義君） ご説明申し上げます。

団長1名、副団長2名、分団長9名、副分団長9名、班長33名、あとは一般団員の方でございます。

金額につきましては、ちょっと資料の持ち合わせがありませんので、追って議員さんのお手元へ報告いたしたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 午前中の質問に対する答弁もとにかくわかりにくかったし、今度は資料を用意してませんということで、何でも議会へ押し込んだら通るんやということですか。これ、消防長が知らなくても、だれか知ってる人がいないんですか。内払いしてあるんやったら、あと何ぼということぐらいわかるでしょう。これが通ったら払うんでしょ。払う基礎があるはずですよ。それとも、議員の質問のほうが越権行為ですか。わしはそんなことないと思うな。

○ 消防長(和田増義君) 非常に申し訳ございません。早急に調べてご答弁申し上げます。

○ 18番(直村静二君) 早急に調べてと、議会のなめてるのと違うかと言いたくなりますな。議長。実際、議案審議で質問した議員に対して、あとで数字を渡すということではあきまへんな。この議案審議中に電話でも何でも出来ますがな。書類持ってこいと言うのと違いますよ。少し待ちましょうか。

○ 9番(出原武司君) 関連です。ただ今1.6名とおっしゃいましたが、金額にしてどれぐらいになるか。

なお、求める財源についてもご説明願いたいと思います。

○ 消防長(和田増義君) 財源のことですが、本年度は共済会の運営で十分出来るということで、そのまましております。

○ 議長(坂上国治君) ただ今、消防署長が電話かなにかで調べに行っておりますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

○ 3番(金沢勝君) 新旧の対照表を見ますとワクが増えただけ、15年以上20年未満が10年以上15年未満と、15年未満にも適用するということでしょう。だから、10年～15年の人さえわかたらええわけでしょう。

○ 消防次長(南口主雄君) お答え申し上げます。

退職者は3名です。そのうち退職報償条例に基づいて退職金を支給される方は1名です。9月末現在、まだ支払っておりません。4年の方、5年4カ月の方、それから38年7カ月の方です。

○ 18番(直村静二君) 注意を喚起したいと思います。そういう簡単な3名のことが答弁出来ないというのは、消防署の関係者はきっちりしてもらいたい。ひとつ議長からも答弁の問

題について注意を喚起してもらいたいと思います。

- 議長（坂上国治君） ただ今の消防署の関係について、理事者の答弁が非常にまずい、不勉強だ。今後はもっと勉強して、各議員さんの質問には簡単明瞭に答えていただくように注意しておきます。
- 18番（直村静二君） 金額は。
- 消防次長（南口主雄君） この方は、以前であれば7万円ですが、今度の改正に基づきまして、9万余円を支給されることになっております。38年7カ月の堀内久一さん1名で、あとの方は退職報償金の対象外です。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第59号を原案通り可決いたします。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第18「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第60号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和43年和泉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項「届け出を」を「届出を」に、「委任状」を「委任の旨を証する書面」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

理 由

印鑑登録の届出及び印鑑登録証明書の交付請求を代理人をもって行う場合においては、市区町村長が代理権授与通知書、代理人選任届等により本人の委任する意志が明示されていると認められる場合には、これらによらずかつかえらないと自治省及び国税庁の見解にてらし、かかる場合における市民の税負担解消を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第60号参考資料

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の届出をしようとする者が、病氣その他やむを得ない理由のため、みずから届出をすることができないときは、当該印を押印した委任の旨を証する書面を添えて代理人により届け出ることができる。</p>	<p>(印鑑登録の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の届け出をしようとする者が、病氣その他やむを得ない理由のため、みずから届け出をすることができないときは、当該印を押印した委任状を添えて代理人により届け出ることができる。</p>

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。

○ 市民部長(内田繁君) まず、説明に入る前にまことに恐縮でございますが、議案のご訂正をお願いしたいと思っております。あらかじめ、議案の正誤表をお渡ししております通り、62ページの4行目に「委任の旨を証する書類」となっておりますが、「書面」に、それから、64ページの参考資料の新旧対照表の中で、新の項の下から2行目にも「委任の旨を証する書類」となっておりますが、「書面」にご訂正願いたいと思っております。

それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第60号「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容についてのご説明をさせていただきます。

まず、理由でございますが、これまで印鑑登録の届出あるいは印鑑登録証明書の交付請求を代理人に依頼する場合は、委任状を作成いたしまして、これに印紙税によります収入印紙50円を張っていただいたわけでございますが、このたび、自治省通達あるいは国税庁の見解等によりまして、印鑑の登録証明に当たっては、委任状によりなされるべきではあるけれども、市区町村長が代理権授与通知書、それから代理人選任届等により、本人の委任する意思が明らかにされている場合は、これらによることは差し支えないとの見解が出されたわけでございます。したがってこの場合、印紙税による収入印紙は不要と考えまして、ここにそれに基づく規定の整備を行いたい、かように考えましてご提案申し上げた次第でございます。

内容といたしましては、第2項中、「届け出」を「届出」と「け」を削り、字句を改めたわけでございます。それと「委任状」に代えて「委任の旨を証する書面」に改めようとするものでございます。

なお、附則につきましては、昭和49年11月1日から施行させていただきたく存じているわけでございます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びに内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番(直村静二君) 今の説明を聞いておりますと、結局、収入印紙を張らなくてもいい書面に変わるんだ、収入印紙で住民がお金を払ってたのが50円助かるということですね。これは確認したい。

同時に、書面自身が法的な、民法上の私権についての関係はあるかどうか。問題は、これは印鑑登録及び証明に関する件ですから、その件に限ってだけとなってくるのかどうか。こうなってくると、将来、他の面への利用とかはどうか、この点についてお答え願いたい。

以上、2点です。

○ 議長(坂上国治君) 理事者答弁。

○ 総務部理事(西川喜久君) ただ今印鑑条例以外のことでご質問がございましたので、私のほうからお答え申し上げます。

税務関係の証明につきましては、われわれも税負担の軽減を図る目的をもってただ今、検討中でございます。昭和33年度の一例を申し上げますと、税証明についての第三者に対する本人の承諾なしで証明を発行した場合、それによりまして、市の一方的公権力の発効により、本人に不利益を生ずることが考えられますので、また、これ以外に、地方税法の22条あるいは地公法の第34条に抵触する懸念もあるということで、われわれも自治省に回答を求めましたところ、自治省の回答といたしましては、第三者に対して市町村税に関する税証明または資産の証明を行うことによって、本人に不利益を与える恐れがあると認められる場合においては、本人の委任状または承諾書に基づいて当該証明を行うのが適当である、かような回答も参っておりますので、その中でわれわれが検討を要するのは、承諾書に基づいて証明を行うのが適当である、この項も入っておりますので、われわれ関係部課長が寄りましてただ今、検討中でございますので、出来る限り税負担の軽減のもとにひとつ検討して参りたい、かように考えております。

○ 市民課長(明坂貞士君) 今回の改正は、「委任の旨を証する書面」ということによりまして、印紙税法による50円の市民の負担を免除せられるのでございます。民法の第109条には「第三者ニ対シテ他人ニ代理権ヲ与ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理権ノ範圍内ニ於テ其他人ト第三者トノ間ニ為シタル行為ニ付キ其實ニ任ス」という条項がございまして、そのような考え方で今回の条例改正をお願いしたわけでございます。

○ 市民部長(内田繁君) お答えいたします。

現在、これを実施しておりますのは、名古屋市、神戸市、三鷹市、阪南では、堺市が規定を改正、実施いたしております。

○ 18番(直村静二君) まあ、ただ50円というだけでなく、民法上の法的権限という面からいっても、きっちり問題がなければ結構です。ただ、こういうのを実施している市から和泉市にこられてきたときに払うのは問題ですからね。その他は検討中ということですが、結構です。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 9番(出原武司君) 実際の窓口業務として、たとえば現在、委任状を持って、その人の実印を持って委任状に判を押してあった場合でも、本人の目筆でなかったらいかんのは原則であ

りますけれども、この委任状が必要ないということになってくると、ますます混乱してくる恐れがないかどうか、お聞きしたいと思います。たとえば本人の生年月日を知らなかったり、あるいは住所番地が不明であったりというようなことではどうかというきらいがありますが、窓口でこういったことで委任状なしで出すという場合、混乱が生じないか、お聞きしておきたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 市民課長（明坂貞士君） 従来の委任状が代理人選任届という用紙に変わったわけでございまして、やはり代理人選任届は自筆で書いていただき、登録された印鑑を捺印していただくわけでございます。この件に関しましては、市民課におきまして、窓口掲示用のポスターあるいは広報いずみに掲載し、なおかつ、代理人選任届の様式等につきましては、見本を窓口がたくさん用意するつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

○ 9番（出原武司君） 今の答弁の中で、実際問題として、たとえば生年月日を知らなかったり、住所番地が不明という場合、本人の自筆でなければいかんということになってきた場合、印鑑証明を出してもらう者が女性であるものが男性の文字で選任届を書き寄ってきたとか、書面は自書でなければ認められないといったことのみによって、窓口でそれを否定するという混乱は生じないかといったことをお聞きしてるんです。実際問題のうえで説明していただきたい。

○ 市民課長（明坂貞士君） はなはだ申し訳ないのですが、委任状は本人が作成し、自ら署名して登録印鑑を押すものでございまして、今ご指摘の窓口で印鑑を持ってきていただいて書いていただくことにはなっていないのでございまして、ひとつよろしくご了解のほどをお願い申し上げます。

○ 9番（出原武司君） そんなことはわかってる。だけれども、委任状の場合、たとい目の前で書いたかて、それは本人の実印が押してあるんやから、係としてはそれによって逃げられる。しかし、今度は委任状が必要ないとなってくると、そういうことが問題になってきはしないかということです。ただ問題は、男性が女性に、女性が男性になった場合、文字を見ただけで、これは男の書いたもんや、女の文字やということでトラブルが生じないかと聞いている。窓口が混乱してくると、市民さんもわれわれのところへ「何とかしてくれ」と泣きを入れてくるのは火を見るよりも明らかです。そういった点の取り扱いについて、実際問題としてどう取扱うのか。混乱が生じないという自信があればそれでいいんですが……。

○ 3番（金沢勝君） 関連です。委任状は本人が作成するものである、はたが書くべきでない。出原議員の質問は私とよう似てるが、大分違う。委任状は本人が書いて人に委任するのが原則で、他人が書いたらいかん。それで、今までの委任状という様式を使えば収入印紙がいるわけ

で、P.R.が不足やったら、委任状を持ってくることがあると思うので、そういうことのないように十分P.R.してやってもらいたい。

もう一つ、書きました「委任の旨を証する書面」と書くのか。

- 市民課長(明坂貞士君) 「代理人選任届」でございます。
- 3番(金沢勝君) 今までの「委任状」と書くと印紙がいる。
- 市民課長(明坂貞士君) そうでございます。
- 3番(金沢勝君) だから、頭書きを「書面」とか、「届」とかに変えんと5.0円いる。印紙税法に引っかかる。
- 市民課長(明坂貞士君) そうです。
- 3番(金沢勝君) よくわかりました。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議ないものと認め、議案第6.0号を原案通り可決決定いたします。

-
- 議長(坂上国治君) 日程第19「昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第63号

昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和49年度、和泉市の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、493,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,270,845千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は「第3表地方債の補正」による。

(一時借入金)

第4条 既定の一時借入金の借入れの最高額に500,000千円を追加し、一時借入金の借入の最高額を2,500,000千円とする。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木 秀夫

第 1 表 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及負担金		292,528	19,690	312,218
	1. 分担金	4,682	1,440	6,122
8. 使用料及手数料	2. 負担金	287,846	18,250	306,096
		70,773	5,826	76,599
9. 国庫支出金	1. 使用料	47,837	5,826	53,663
		1,722,462	59,241	1,781,703
10. 府支出金	2. 国庫補助金	898,376	59,241	957,617
		2,361,432	87,664	2,449,096
14. 諸収入	1. 府負担金	63,506	375	63,881
	2. 府補助金	2,256,679	87,289	2,343,968
		664,202	27,145	691,347
	4. 受託事業収入	41,405	20,000	61,405
	5. 雑収入	505,961	7,145	513,106

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 市債		2,709,383	259,000	2,968,383
	1. 市債	2,709,383	259,000	2,968,383
16. 繰越金			34,914	34,914
	1. 繰越金		34,914	34,914
歳入	合計	1,221,4970	493,480	1,708,450

2. 歳出

3. 民生費		2,523,551	45,670	2,569,221
	1. 社会福祉費	648,945	20,151	669,096
	2. 児童福祉費	1,295,414	23,739	1,319,153
	3. 生活保護費	578,768	1,280	580,048
4. 衛生費	4. 災害救助費	424	500	924
		594,214	48,972	643,186
	1. 保健衛生費	173,907	48,672	222,579
	2. 清掃費	383,660	300	383,960

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		133,008	31,805	164,813
	1. 農業費	117,719	22,755	140,474
7. 商工費	2. 林業費	15,289	9,050	24,339
		182,829	59,598	242,427
8. 土木費	1. 商工費	182,329	59,598	242,427
		3,804,766	156,969	3,961,735
	2. 道路橋梁費	661,685	20,000	681,685
	3. 河川水路費	56,330	3,000	59,330
9. 消防費	4. 都市計画費	471,773	133,969	605,742
		267,502	2,324	269,826
	1. 消防費	267,502	2,324	269,826

10. 教 育 費		1,947,694	145,394	2,093,088
1. 教 育 總 務 費		213,260	1,040	214,300
2. 小 学 校 費		1,185,008	89,815	1,274,823
3. 中 学 校 費		291,413	49,120	340,533
4. 幼 稚 園 費		146,542	5,419	151,961
12. 諸 支 出 金		90,900	500	91,400
3. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金			500	500
13. 災 害 復 旧 費		1,972	2,248	4,220
1. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		1,972	2,248	4,220
歲 出 合 計		12,214,970	493,480	12,708,450

第 2 表 債務負担行為の補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
信太小学校屋内運動 場増改築事業		千円	昭和49年度 、 昭和50年度	86,130
光明池春木線街路 整備事業			昭和50年度 、 昭和52年度	24,000

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	債還の方法	限度額	起債の方法	利率	債還の方法	
保育園建設	千円 252,230	普通貸借又は証券発行	年%以内 10	債還期限	年以内	25	資金区分	政府	他
				据置期間	年以内	2		債還の方法	
災害援護貸付資金				債還期限	年以内	10	資金区分	同上	他
				据置期間	年以内	3		債還の方法	
共同浴場整備事業				債還期限	年以内	25	資金区分	同上	他
				据置期間	年以内	2		債還の方法	
診療所整備事業				債還期限	年以内	25	資金区分	同上	他
				据置期間	年以内	2			
				債還期限	年以内	25			
				据置期間	年以内	2			
				債還期限	年以内	10			
				据置期間	年以内	3			

起債の目的	補 正 前				補 正 後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	据置期間				償還期限	償還期限	償還の方法	その他	
診療所運営 費負担資金	千円		年% 以内	年 以内	年 以内		20,000	普通貸 借又は 証券発 行	年% 以内 10	年 以内	年 以内	年 以内	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	据置期間及 び償還期限 を短縮し、 もしくは繰 上償還又は 低利に借替 えることが できる
老人解放せ ンター整備 事業							14,000	同上	10	同上	2	2	同上	同上
勤労青少年 ホーム建設 事業	55,600	普通貸 借又は 証券発 行	10	25	2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5% 以上半年賦 償還	98,900	同上	10	同上	2	2	同上	据置期間及 び償還期限 を短縮し、 もしくは低 利に借替え ることがで きる
都市計画 事業	100,300	同上	10	25	2	同上	122,030	同上	10	同上	2	2	同上	同上

消防施設整備事業	34,600	普通貸借又は証券発行	10	政府その他	25	2	半年賦、年賦又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えることができる	同上
義務教育施設整備事業	788,400	同上	10	同上	25	2	同上	同上	同上
合計	2,709,383								2,968,383

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 細
				区 分	金 額	
⑦ 分担金及負担金	292,528 千円	19,690 千円	312,218 千円			円
(1) 分担金	4,682	1,440	6,122			
農林水産業費 負担金	4,550	864	5,414	1. 農業費分担金	864	溜池整備事業負担金追加
災害復旧事業 費分担金	132	576	708	1. 災害復旧費 1. 分担金	576	耕地災害復旧事業負担金追加
(2) 負担金	287,846	18,250	306,096			
農林水産業費 負担金	1,750	1,250	3,000	1. 林業費分担金	1,250	林道整備事業負担金追加
土木費負担金	109,500	17,000	126,500	1. 都市計画費 1. 負担金	17,000	光明池香木緑街路整備事業負 金
⑧ 使用料及手数料	70,773	5,826	76,599			
(1) 使用料	47,837	5,826	53,663			
教育使用料	11,696	5,826	17,522	1. 幼稚園使用料	5,826	幼稚園保育料追加
⑨ 国庫支出金	1,722,462	59,241	1,781,703			
(2) 国庫補助金	898,376	59,241	957,617			
土木費国庫 補助金	735,421	33,000	768,421	1. 都市計画費 1. 補助金	33,000	旭公園整備事業補助金 60,000,000円×1/3=20,000,000 街路利用地春木緑整備事業補助金 15,000,000円×2/3=10,000,000 都市下水路府中比幹線整備事業 補助金 7,500,000円×4/10=3,000,000

6. 教育費国庫補助	100334	26241	126575	小学校補助	17098	要保護及び準要保護児童就学援助費補助金追加 275,000 準要保護児童給食費補助金追加 638,000 養護教育児童就学補助金追加 13,000 北池田小学校増築事業補助金 16,172,000
				中学校補助	7990	中学校産業教育補助金追加 100,000 要保護及び準要保護生徒就学援助費補助金追加 1,035,000 準要保護生徒就学補助金追加 33,000 養護教育生徒就学補助金追加 18,000 和京市中学校給食室改築事業補助金 3,696,000 南松尾中学校給食室新築事業補助金 3,108,000
⑩府支出金	2361432	87664	2449096	幼稚園補助	1153	幼稚園就園奨励費補助金追加
(1)府負担金	63506	375	63881			
災害弔慰金 2.府負担金		375	375	災害弔慰金 1.負担金	375	災害弔慰金府負担金
(2)府補助金	2256679	87289	2343968			
2.府民生費補助	288265	1938	290203	社会福祉補助	1548	共同浴場整備事業補助金 1,200,000 老人及愛訪問活動事業補助金 522,000円×2/3=348,000

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
					区分	金額		
2. 民生費	4. 農林水産業費補助金	千円 37,282	千円 25,145	千円 62,427	3. 生活保護費補助金	千円 390	生活保護者見舞金補助金 240,000 入院患者部屋代差額補助金追加 150,000	
					2. 農業費補助金	4,320		溜池整備事業補助金追加
					3. 農業振興費補助金	11,170		
					4. 畜産業費補助金	2,855		畜産経営環境整備事業補助金追加
					5. 林業費補助金	6,400		近郊林業構造改善事業補助金追加 2,400,000 宮の谷林道開設事業補助金追加 4,000,000
6. 土木補助金	1,788,175	58,300	1,846,475	3. 都市計画費補助金	58,300	旭公園整備事業補助金 $60,000,000円 \times \frac{14}{30} = 28,000,000$ 都市下水路府中北幹線整備事業補助金 $7,500,000円 \times \frac{2}{10} = 1,500,000$ 環境整備1号水路整備事業補助金 $36,000,000円 \times \frac{8}{10} = 28,800,000$		
				5. 幼稚園費補助金	576	幼稚園費就園奨励費補助金追加		
8. 教育補助金	40,692	576	41,268	5. 幼稚園費補助金	576			

災害復旧費 9. 府補助金	1,517	1,330	2,847	災害復旧費 1. 補助金	1,330	垂井橋復旧補助金追加 580,000 恋壁谷林道復旧補助金 750,000
(4) 諸収入	664,202	271,145	691,347			
(4) 受託事業収入	41,405	20,000	61,405			
土木費受託 1. 事業収入	40,000	20,000	60,000	道路橋梁費 1. 受託事業収入	20,000	道路畑削復旧受託収入追加
(5) 雑収入	505,961	71,145	513,106			
1. 雑収入	505,961	71,145	513,106	4. 雑収入	71,145	歳免道路事業費精算還付金
(5) 市債	2,709,383	259,000	2,968,383			
(1) 市債	2,709,383	259,000	2,968,383			
2. 民生債	288,833	69,700	358,533	2. 児童福祉債	13,900	国府第二保育園建設事業債 13,300,000 ひまわり保育園プール築造事業債 600,000
				4. 災害援護 4. 貸付資金債	500	災害援護貸付資金債
				5. 共同浴場 5. 整備事業債	300	共同浴場整備事業債
				6. 診療所 6. 整備事業債	21,000	診療所整備事業債
				7. 診療所 7. 運営資金債	20,000	診療所運営資金貸付資金債
				8. 老人解放 8. センター整備事業債	14,000	老人解放センター整備事業債
5. 商工債	72,600	43,300	115,900	1. 商工債	43,300	勤労青少年ホーム建設事業債追加

科 目	補正前の額	補正額	計	節 分		明 説
				区 事	金 額	
6.土 木 債	千円 698,550	千円 21,700	千円 720,250	都 市 計 画 5 事 業 債	千円 21,700	円 旭公園整備事業債 12,000,000 都市下水道府中北幹線整備事業債 2,200,000 環境整備1号水路整備事業債 7,500,000
7.消 防 債	34,600	1,400	36,000	消 防 施 設 整 備 1 事 業 債	1,400	消防ポンプ自動車整備事業債
8.教 育 債	838,600	122,900	961,500	1.小 学 校 債	70,700	北池田小学校増築事業債 34,000,000 和気小学校プール建設事業債 22,000,000 幸小学校拡張用地造成事業債 9,900,000 鶴山台南小学校整備事業債 4,800,000
				2.中 学 校 債	52,200	和泉中学校給食室改築事業債 18,400,000 南松尾中学校給食室新設事業債 6,500,000 郷荘中学校プール建設事業債 27,300,000
⑯繰 越 金		34,914	34,914			
(1)繰 越 金		34,914	34,914			
1.繰 越 金		34,914	34,914	1.前年度繰越金	34,914	前年度繰越金
歳 入 合 計	1,221,497	493,480	1,270,845			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源		一般財源	額	
				国 府 支 出 金	地 方 債 品 目			
③民生費	2,523,561 千円	45,670 千円	2,569,221 千円	2,313 千円	28,200 千円	15,157 千円	円	
(1)社会福祉費	648,945	20,151	669,096	1,548	14,300	4,303		
5.老人福祉費	66,420	522	66,942	348		174		
(1)老人福祉費	46,630	522	47,152	348		174	老人友愛訪問活動 事業補助金	
6.老人解放センター費	4,668	16,304	20,972		14,000	2,304		
(1)老人解放センター運営費	4,668	16,304	20,972		14,000	2,304	臨時清掃委託料 100,000 臨時警備委託料 252,000 ボイラー管理委託料 1,372,000	
							13委託料 1,724	
							14使用料及貸借料 80	
							15工事請負費 14,300	
							16原材料費 46	
							18備品購入費 154	
							図書購入費追加 65,000 センター用備品購入費追加 89,000	

科	目	補正前の額	補正額	計	標正額の財源内訳				節	明		
					特定財源			一般財源			区	金額
					国府支出金	地方債	その他					
9	国民年金費	千円 246,869	千円 1,825	千円 248,774	千円	千円	千円	千円	円			
	(2)国民年金事務費	9,757	1,825	11,582			1,825	11	〇消耗品費 50,000 消耗器材費追加 〇印刷製本費 1,033,000 年金保険料納付書等印刷費追加			
								13	委託料 530 保険料未納者調査委託料 280,000 保険料納付書作成委託料 250,000			
10	共同浴場費	16,979	1,500	18,479	1,200	300		18	事務用備品購入費			
	(1)共同浴場運営費	13,634	1,500	15,134	1,200	300		15	共同浴場整備工事費追加			
	(2)児童福祉費	1,295,414	23,739	1,319,153		13,900	9,839					
3	保育所費	1,092,554	23,739	1,116,293		13,900	9,839					
	(2)保育所管理費	139,500	434	139,934			434	13	臨時警備委託料 276,000 電気保安業務委託料 17,000 寝具乾燥殺菌委託料 141,000			

[3]維持補修費	13,820	3,000	16,820			3,000	15.工事請負費	3,000	園舎修理工事費追加
〔5〕保育園建設事業費	164,714	17,805	182,519	13,300		4,505	15.工事請負費 17.公有財産購入費	6,927	園舎附帯工事費追加
〔6〕青園ブール建造事業費	5,000	600	5,600	600			15.工事請負費	600	ブール建造工事費追加
〔7〕おむすび保育園整備事業費		1,900	1,900			1,900	15.工事請負費	1,900	園舎整備工事費追加
(3)生活保護費	578,768	1,280	580,048	390		890			
1.生活保護費									
〔1〕総務生活保護費	17,498	1,280	18,778	390		890	20.扶助費	1,280	生活困窮者見舞金 緊急援助費追加 緊急援助費 入院者部属代差 加入者部属代差 金額補給金追加 500,000 500,000 500,000 500,000 500,000
(4)災害救助費	424	500	924	375		125			
1.災害救助費	366	500	866	375		125			
〔1〕災害救助費	366	500	866	375		125	19.負担金補助 及交付金	500	災害弔慰金
④衛生費	594,214	48,972	643,186	41,000		7,972			
(1)保健衛生費	173,907	48,672	222,579	41,000		7,672			
2.予防費	33,886	48,672	82,558	41,000		7,672			

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
					特定財源				区分	金額	
					国府支出金	地方債	その他	一般財源			
〔3〕各種予防接種費	千円	16,398	千円 3,344	千円 19,742	千円	千円	千円	千円	11.需用費	千円 2,444	円 ○ 医薬材料費 2,444,000 各種予防接種ワクチン代追加 日脳個別接種委託料
									13.委託料	900	
									1.報酬	3,420	
									15.工事請負費	3,000	
〔4〕診療所費	千円	12,040	45,328	57,368	41,000			4,328	18.備品購入費	18,208	医師報酬 整備工事費 備品購入費 医師研究補助金 運営費貸付金
									19.負担金補助及交付金	700	
									21.貸付金	20,000	
〔2〕清掃費	千円	383,660	300	383,960				300			
									2.塵芥処理費	300	
〔1〕塵芥処理費	千円	131,618	300	131,918				300	13.委託料	300	塵芥処理塵地委託料
〔6〕農林水産業費	千円	133,008	31,805	164,813	25,145			9,259△			
(1)農業費	千円	117,719	22,755	140,474	18,745			8,009△			
3.農業振興費	千円	15,902	13,530	29,432	11,570			1,960			
〔1〕農業振興費	千円	12,815	13,470	26,285	11,570			1,900	19.負担金補助及交付金	13,470	○ 農芸団地整備事業 補助金追加 13,300,000 特殊病害虫防除事業補助金 170,000

登錄農地 〔4〕保全対策費	92	60	152				60	8.報償費	登錄農地現地確認 報償費
4.畜産業費	2,433	3,426	5,859	2,855			571		
〔2〕一般畜産費	1,602	3,426	5,028	2,855			571	負担金補助 19.及交付金	畜産近代化施設 置事業補助金追加
5.農地費	55,558	5,799	61,357	4,320			3,009		
〔3〕溜池事業費	11,691	5,799	17,490	4,320			615	9.旅費	工事関係旅費追加
								11.需用費	○消耗品費 20,000 消耗器材費追加 ○食糧費 10,000 来容納 ○印刷製本費 20,000 工事写真及青写真 真焼付代追加
								13.委託料	土質調査委託料
								14.使用料 及賃借料	自動車借上料追加
								15.工事請負費	樋部池工事費
								18.備品購入費	設計用具等購入費 追加
								19.負担金補助 及交付金	土地改良事業団体 連合会負担金追加
(2)林業費	15,289	9,050	24,339	6,400			1,250		
2.林業事業費	15,160	9,050	24,210	6,400			1,250		

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	明	
					特定財源						金額
					国・府支出金	地方債	その他	一般財源			
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円		
	[1]林業事業費	10,160	5,460	15,620	4,000		550	910	200	宮の谷林道測量設計委託料追加 宮の谷林道工事費追加	
	[2]林業振興費	5,000	3,590	8,590	2,400		700	490	250	大阪府治山治水協会負担金追加 九尾興林道測量設計委託料追加 九尾興林道工事費追加	
⑦	商工費	182,829	59,598	242,427		43,300		16,298		たけのこ栽培事業補助金	
(1)	商工費	182,829	59,598	242,427		43,300		16,298			
	2.商工振興費	21,782	1,200	22,982				1,200			
	中小企業 [1]経営指導 育成費	14,550	1,200	15,750				1,200	1,200	商工業振興対策審議会調査活動委託料追加	
	3.雇用対策費	94,436	58,398	152,834		43,300		15,098			
	[2]勤労青少年 求職支援施設費	86,650	58,398	145,048		43,300		15,098	2,070	設計委託料追加	
⑧	土木費	3,304,766	156,969	3,961,735	91,300	21,700	37,000	6,969	56,328	建設工事費追加	

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					国府支出金	特定財源	一般財源	区分		
3	街路事業費	150,435	27,150	177,585	10,000	千円	17,000	千円	908	円
	光明池春木 〔3〕線街路整備 事業費		27,150	27,150	10,000		17,000	2.給料	908	一般職給 2人
								3.職員手当	175	扶養手当 25,000 調整手当 74,000 特殊勤務手当 9,000 住居手当 5,000 通勤手当 62,000 職員共済組合負担金 32,000
								4.共済費	102	職員健康保険組合負担金 40,000 職員互助会負担金 30,000
								9.旅費	100	府内旅費 40,000 府外旅費 60,000 ○消耗品費 70,000 消耗器材費 ○食糧費 75,000 米客宿 ○印刷製本費 80,000 諸用紙印刷代
								11.需用費	225	
								13.委託料	25,450	光明池春木線街路 整備事業委託料

											18.備品購入費	190	図面 パソコン 電卓購入費 90,000 100,000
4.浸水対策費	12,368	36,359	48,727	28,800	7,500	59							
環境改善整 備事業地区 〔3〕1号水路 整備費		36,359	36,359	28,800	7,500	59				9.旅費	20	府内旅費	
										11.需用費	169	<ul style="list-style-type: none"> ○消耗品費104,000 ○消耗器材費 ○印刷製本費 60,000 写真焼付代 ○食糧費 5,000 会議費 	
										15.工事請負費	35,700	水路整備工事費	
										18.備品購入費	20	測量器材購入費	
										22.補償 補償 及賠償金	450	水道管等移設補償費	
9.都市下水路 整備事業費		7,510	7,510	4,500	2,200	810							
府中北都市 〔1〕下水路整備 事業費		7,510	7,510	4,500	2,200	810				9.旅費	20	工事関係旅費	
										11.需用費	111	<ul style="list-style-type: none"> ○消耗品費 64,000 ○消耗器材費 ○印刷製本費 47,000 写真焼付代 	
										15.工事請負費	7,200	下水路整備工事費	
										18.備品購入費	79	測量器材購入費	

科	目	修正前の額	修正額	計	修正額の財源内訳				区	分	金額	説明
					国支出金	道府支出金	地方債	その他				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
⑨	消防費	267,502	2,324	269,826		1,400		924	22	補償補填 及賠償金	103	水道管移設補償費
(1)	消防費	267,502	2,324	269,826		1,400		924				
	1. 常備消防費	198,949	102	199,051				102				
	(2) 本部及署費	15,396	102	15,498				102	19	負担金補助 及交付金	102	大型免許取得補助 70,000 消防責じゆつ金共 済会負担金追加 32,000
	2. 非常備 消防費	18,583	342	18,925				342				
	(1) 消防団費	18,583	342	18,925				342	19	負担金補助 及交付金	342	消防団員賞じゆつ 金共済会負担金追 加
	3. 消防施設 整備費	49,760	1,380	51,140		1,400		480				
	(1) 常備消防 施設費	19,160	1,480	20,640		1,400		30	18	備品購入費	1,480	ポンプ自動車購入 費追加
	(2) 非常備消防 施設費	30,600	400	31,000				400	18	備品購入費	400	ポンプ自動車購入 費追加
⑩	教育費	1,947,694	145,394	2,093,088	26,817	122,960	5,826	△10,149				
(1)	教育総務費	213,260	1,040	214,300				1,040				
	1. 委員会費	3,922	100	4,022				100				

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
					特定財源		一般財源	区	分	金額	
					国府支出金	地方債					
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	黒島小学校 〔7〕増築事業費	19,700	1,130	20,830				1,130	15.工事請負額	1,130	附帯工事費追加
	(3)中学校費	291,413	49,120	340,533	7,990	52,200	△11,070				
	3.教育振興費	13,376	2,511	15,887	1,186		1,325				
	〔1〕教材設備費	9,573	305	9,878	100		205	18.備品購入費		305	授業教育備品購入費
	〔2〕就学奨励費	3,803	2,206	6,009	1,086		1,120	20.扶助費		2,206	要保護児童保護生 徒扶助費追加 2,170,000 養護教育就学奨励 補助金追加 36,000
	4.学校建設費	112,107	46,609	158,716	6,804	52,200	△12,395				
	和泉中学校 〔1〕給食室改築 事業費	250	31,666	31,916	3,696	18,400		9,570	15.工事請負費	28,300	給食室改築工事費
	南松尾中 〔2〕学校給食室 新築事業費	240	14,943	15,183	3,108	6,500		3,366	18.備品購入費	3,366	給食用備品購入費
								5,335	9.旅費	20	府内旅費
									11.需用費	40	印刷製本費 20,000 青写真焼付代 。消耗品費 20,000 工事用消耗器材 費

										13.委託料	30	設計委託料追加
										15.工事請負費	10,800	給食堂新築工事費
										18.備品購入費	4,053	給食用備品購入費
(4)幼稚園費	146,542	5,419	151,961	1,729			5,826	△2,136				
1.管理費	144,815	5,419	150,234	1,729			5,826	△2,136				
[2]一般管理費	33,681	2,485	36,166	1,729			5,826	△5,070	負担金補助 及交付金	2,485	私立幼稚園就園補助金追加	
[3]維持補修費	22,621	2,934	25,555					2,934	15.工事請負費	2,934	南池田幼稚園擁壁工事費	
⑩諸支金	90,000	500	91,400		500							
災害援護 (3)資金貸付金		500	500		500							
1.災害援護 資金貸付金		500	500		500							
[1]災害援護 資金貸付金		500	500		500				21.貸付金	500		災害援護資金貸付金
⑪災害復旧費	1,972	2,248	4,220	1,330			576	342				
農林水産施設 (1)災害復旧費	1,972	2,248	4,220	1,330			576	342				
農林水産 1.施設災害 復旧費	1,972	2,248	4,220	1,330			576	342				
農林水産 施設災害 復旧費	1,972	2,248	4,220	1,330			576	342	9.旅費	20		府内旅費追加
[1]施設災害 復旧費	1,972	2,248	4,220	1,330			576	342	11.需用費	60		○消耗品費 15,000 工事用消耗器材費 ○食糧費 10,000 来客用 ○印刷製本費 35,000 工事用写真焼付代

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	明 説
				特 定 財 源						
				国 計 支出金	地 方 債	其 他	一般財源			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	15.工事請負費	千円 2,164	円 垂井橋工事費追 加 704,000 岩屋谷林道工事費 1,460,000	
歳 出 合 計	12,214,970	493,480	12,708,450	146,905	259,000	52,661	19.負担金補助 及交付金	4	土地改良事業団体 連合会負担金追加	

債務負担行為で翌年度以降のものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
信太小学校 屋内運動場 増設築事業	千円 86130		千円	昭和49年度 、 昭和50年度	千円 86130	千円 9,423	千円 66,428	千円	千円 10,279
光明池春木 線街路 整備事業	24000			昭和50年度 、 昭和52年度	24000	24000			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する諸

区 分	前々年度末現在高		前年度末現在見込額		当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度中現在高
	現 在 高	借入済額	事業費繰越による延伸分	計	当該年度中起債見込額		補正後の額	当該年度中元金償還見込額	現 在 高
					補正額	補正後の額			
1. 普通債	千円 4,100,862	千円 5,671,856	千円 119,100	千円 5,790,956	千円 2,639,383	千円 259,000	千円 2,898,383	千円 1,885,547	千円 8,500,792
(2)民生	388,639	745,642	31,320	776,962	288,833	69,700	358,533	27,198	1,108,297
(5)商工	14,358	29,979		29,979	72,600	43,300	115,900		145,879
(6)土木	571,893	709,024	77,780	786,804	296,058	21,700	317,758	52,126	1,052,436
(8)消防	339,518	373,311		373,311	34,600	1,400	36,000	26,116	383,195
(9)教育	1,597,580	2,147,870		2,147,870	838,600	122,900	961,500	56,231	3,053,139
合 計	4,322,099	5,893,617	119,100	6,012,717	2,709,383	259,000	2,968,383	206,671	8,774,429

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ただ今ご上程いただきました議案第63号、一般会計補正予算第2号について、その内容をご説明申し上げます。

今回の措置につきましては、69ページ予算の第1条でございますように、歳入歳出予算それぞれ4億9千348万円を追加し、補正後の予算額を127億845万円と定めるものでございまして、補正後の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、今回、新たに信太小学校屋内運動場増改築事業783平方メートル、限度額8,613万円及び住宅公団光明池団地開発関連事業で国庫補助の施越承認のありました光明池春木線街路整備事業限度額といたしまして、2,400万円を計上した次第でございます。

次に、第3条につきましては、地方債の補正でございまして、一部事業費の補正等により起債を増額いたすもので、借入条件等につきましては、第3表の通りでございます。

第4条につきましては、一時借入金でございまして、現在、一時借り入れの出来る限度額は20億円でございますが、資金計画を勘案し、この最高限度額を25億円に増額させていただくものでございます。

以上が予算の内容でございます。

続きまして、事項別明細書により、個々の内容についてご説明申し上げたいと存じます。

87ページの歳出から始めたいと存じます。まず、初めに民生費でございますが、社会福祉費の老人福祉費につきましては、老人友愛訪問活動費といたしまして、522,000円計上したものでございます。

次に、老人解放センター費でございますが、施設運営経費及び一部整備工事費といたしまして、1,163,400円を追加計上いたしました。

次に、国民年金費でございますが、年金事務納付制度の改正によります所要措置といたしまして、1,825,000円を計上いたしましたものでございます。

共同浴場費につきましては、既設共同浴場の整備費といたしまして、150万円計上いたしましたものでございます。

次に、保育所費の管理費につきましては、あさひ保育園運営経費及び各保育施設管理経費といたしまして、434,000円を計上いたしました。

維持費につきましては、南松尾保育園の維持補修費等として、300万円計上したものでございます。

次に、国府第2保育園につきましては、園舎整備付帯工事費及び用地購入費といたしまして、

1千780万5千円を計上いたしました。

ひまわり保育園プール整備工事費及びあさひ保育園々舎整備工事費の追加といたしまして、250万円計上したものでございます。

次に、生活保護費の扶助費でございますが、腎臓移植手術による関係経費及びその他の扶助費といたしまして、128万円を計上いたしました。

災害救助費でございますが、災害申慰金制度新設によります別途議案第55号でご審議をわずらわしました経費といたしまして、とりあえず50万円計上したものでございます。

次に衛生費でございますが、保健衛生総務費の予防費につきましては、単価改定によりますワクチン代等といたしまして、3,344,000円を、診療所費につきましては、医師の交代によります経費及び施設整備工事等4,532万8千円を計上したものでございます。

次に、清掃費でございますが、不燃性塵芥処理地整地委託料といたしまして、30万円追加計上したものでございます。

続きまして、農林水産業費でございますが、農業費の農業振興費につきましては、農業振興事業費をはじめ、登録農地の現地確認対策費といたしまして、1,353,000円を計上いたしました。

畜産業費につきましては、畜産公害防止対策費といたしまして、3,426,000円を計上してございます。

次に、農地費でございますが、土地改良事業費といたしまして、5,799,000円を計上いたしました。

林業費につきましては、林道整備事業費及び林業振興費といたしまして、905万円を計上いたしました。

次に、商工費でございますが、中小企業指導育成の見地から商工振興費として120万円。

雇用対策費につきましては、勤労青少年ホーム建設費の追加といたしまして、5,839,800円を計上したものでございます。

続きまして、土木費でございますが、道路橋梁費の道路維持費といたしましては、市内一円の一般維持補修費として、2千万円計上いたしました。

環境改善整備事業の阪和東側1号線につきましては、用地費より工事費への組み替え措置を講じたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、一般維持費といたしまして、300万円計上いたしてございます。

次に、都市計画費でございますが、まず、都市計画総務費につきましては、菱池水路整備に

よります光明池土地改良区への工事負担金及び南大阪湾岸北部流域下水道事業連絡協議会設置にかかる負担金合わせて257万円を計上いたしましたものでございます。

公園費につきましては、既設公園の維持管理費として38万円。旭公園新設によります用地費といたしまして、6千万円計上いたしました。

街路事業費でございますが、住宅公団開発によります光明池団地関連事業といたしまして、27,150,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、浸水対策事業費につきましては、環境改善整備地区内1号水路整備事業費といたしまして、36,359,000円を計上いたしましたものでございます。

都市下水道整備事業費といたしましては、府中北排水路整備事業費といたしまして、751万円を計上したものでございます。

続きまして、消防費でございますが、常備消防費につきましては、別途議案第57号でご審議をわずらわしました消防賞じゆつ金共済会負担金及び大型自動車運転免許取得費といたしまして、10,200,000円計上したものであります。

非常備消防費につきましても、消防団員賞じゆつ金共済会負担金といたしまして、342,000円計上したものでございます。

次に、消防施設費でございますが、消防機械整備費といたしまして、188万円を計上したものでございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費の教育委員会費につきましては、委員会の運営経費といたしまして10万円。教育指導費につきましては、堺養護学校通学経費といたしまして、94万円計上いたしてございます。

次に、小学校費でございますが、学校管理費につきましては、住宅公団より買い取り各小学校校舎整備及び敷地整備費といたしまして2千70万円を計上いたしましたものでございます。

学校保健費につきましては、児童の健康管理経費といたしまして1,105千円計上したものでございます。

教育振興費につきましては、要保護、準要保護及び養護教育就学扶助費といたしまして、455,000円計上したものでございます。

次に、学校建設費につきましては、北池田小学校3階建513平方メートル、事業費5千640万円、幸小学校用地造成等の整備費9,945,000円、黒島小学校付帯工事費の追加といたしまして、113万円計上したものでございます。

次に、中学校費でございますが教育振興費といたしまして、産業教育振興費といたしまして305,000円。要保護、準要保護及び養護教育就学扶助費として、2,206,000円計上し

たものでございます。

学校建設費につきましては、和泉中学校給食室改築事業費といたしまして、鉄筋平家建203平方メートル、事業費3,166,600.0円。南松尾中学校給食室新築事業費として、鉄筋90平方メートル、1,494,300.0円計上したものでございます。

次に、幼稚園費の幼稚園管理費でございますが、私立幼稚園の就園奨励費の基準改定に伴いまして、2,485,000円計上したものであります。

維持補修費につきましては、南池田幼稚園擁壁工事費延長40メートル、事業費2,934,000円を計上いたしましたものであります。

次に、諸支出金でございますが、別途議案第55号でご審議をわずらわしました災害援護資金貸付金といたしまして、50万円計上したものでございます。

最後に、災害復旧費でございますが、過年度災害による農林施設災害復旧事業費といたしまして、2,248,000円を計上いたしましたものであります。

以上が歳出の事項でございますが、総額4億9千348万円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当する歳入予算についてご説明申し上げたいと存じます。78ページでございます。

分担金及び負担金につきましては、19,690,000円を計上してございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者分担金として、144万円を計上してございます。

負担金につきましては、林道整備事業負担金及び住宅公団光明池団地開発関連事業負担金といたしまして、1千825万円を計上いたしましたものでございます。

次に、使用料及手数料でございますが、使用料につきましては、幼稚園使用料の増額分といたしまして、582万6千円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金につきましては5千924万1千円。

府支出金につきましては、8千766万4千円を計上いたしてございます。

これらはいずれも歳出経費の特定財源として措置したものでございます。

次に、諸収入につきましては、土木費受託事業収入といたしまして、2千714万5千円計上してございます。

次に、市債でございますが、2億5千900万円計上してございます。これは歳出の事業予算と関連いたしまして、適債事業に対して充当率を勘案し、それぞれ計上いたしましたものでございます。

最後に、繰越金でございますが、今回の補正予算の一般財源相当分として、34,914,000円

を計上いたしてございます。

以上で今回の補正総額は4億9千348万円と相なる次第でございます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) かなりたくさん質問があります。

91ページ、入院患者部屋代の差額補給金追加と出てますが、具体的にご説明願いたい。

それから90ページ、10,870,000円の用地購入費の追加、今ごろ、なぜ追加するのか。すでに建ってるのに、この前にきっちりしてなかったのかどうか。

93ページの園芸団地、これはどこに作るのか。そういう団地が出来てるのかどうか。その団地の性格、そういう点についてご説明願いたい。

99ページ、勤労青少年ホーム1億4千500万円、これについての敷地は一体どうなるのか。坪何ばで公社から買い取ったことになってるのかどうか。確か、これは府の供給公社の用地だと思いますので、明快にお答え願いたい。

さらに今回、勤労青少年ホームにつきましては、雇用促進ですか、そういう事業関係としての予算計上でございますが、和泉の繊維会社で不幸な事件が起こって連日、テレビ、新聞で問題になっております。いろんな雇用促進でキャラバン隊も商工関係で行きますが、今まで努力されましたけれども、これからは宮崎県に行っても、和泉と聞いただけでだれもこないということです。問題はどこにあるかという点をお互いに考えなければいけません。

しかし、ここに言っておる単に施設作ったらええということじゃなく、十分勤労者として交流出来る場所が必要だということで、この点については遅きに失した。しかし、これを作る以上は、当然、各労働者が交流出来る場としての相談場所、各労働団体の会議も出来るという性格、そして、福祉を向上していくために作らなくてはいかん。この点は特に産衛のほうで、勤労青少年ホームの設計の中に、やはり各地区の労働組合関係がこぞって会議とか、相談業務が出来るといふ事務所もいるが、この中で新たに作る必要があるんじゃないかということで、私はこの件についてお答えをもらいたいと思ってます。

それから74ページ、8千613万円、2千400万円の債務負担行為の補正と出ておりますが、これは簡単な表しか出てないが、和泉市の債務負担行為の総額はどうなってるのか。載せなくてもええのかも知れないが、その消化の状況もお尋ねしたい。

それから78ページ、分担金1,790万円、総務部長の説明で光明池団地の関係ですが、これは国の補助が幾ら、市が幾ら住宅公団に持たすかという一定の協定を結んで何らかの協力金、その他は考えてるのかどうか。というのは、この前の鶴山台団地の問題でも、最初の協定のと

きにもう一園保育園がいるんだと言いながら、いまだに協定を詰めてない。光明池団地でもすでに道路について事業をする以上は、一定のそういう問題のところでは出来ておるんかどうか、はっきりとお答え願いたい。

それから、老人解放センター、87ページ、これは臨時警備委託料となっておりますが、これは泊り込み体制の解放センターと思いますが、具体的にどなたを雇い入れて委託するのか。これをお尋ねしたい。それから、倉庫と出てますが、私は一般質問でもお尋ねしたが、これは当初の計画には倉庫はなかったわけですが、あるいは改めて出すのか。それから、この解放センターにつきましては、しあわせ会の会員が利用出来ると聞いておりますが、この点について。また、そういう会があるならば、その会に市が補助金をどのように渡し、だれが受け入れてるのか、お尋ねしたい。これは一般質問のときの積み残しですから、明快にお答え願いたい。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 財政課長(摩生和義君) 私のほうで所管いたします債務負担行為の明細というか、合計等について先にご説明申し上げます。

ご指摘の債務負担行為の表が簡単であるということでございますが、自治法の施行規則の準則に基づき調製いたしておりますので、ご了承願いたいと思います。それから、これの財源等につきましては113ページに調製しておりますので、ご了承願いたいと思います。

それから、合計額でございますが、当初予算の合計が82億7千万円でございますが、今回の補正によりまして83億8千万円と相なる次第でございます。そのうち建設事業費につきましては13億6千400万円でございまして、用地につきましては3.4億4千00万円、そのうえに開発会社の債務負担保証分が2.6億円となっております。その他損失補償等がございますので、合計いたしまして83億8千万円でございます。

それから、ご指摘の現在までの執行状況でございますが、建物分につきましては3億1千万円、用地の債務負担分が4億9千700万円、それから、債務保証分については8億6千400万円で、現在、入札、契約の進んでおりますのが1.6億7千189万円と相なっております。

以上でございます。

○ 18番(直村静二君) 準則で簡単にするとおっしゃってますが、地方債のほうではかなり総ツクが出てますので、これから簡単に書いてもろうても必ず質問しますので、よろしく願いたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 企画課長(大塚孝之君) 勤労青少年ホームの用地の問題について問題提起をいただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

先立っての一般質問でもご指摘をいただきました通り、現在は大阪府住宅供給公社の所有地

でございます。そして、開発協議を進めておる最中でございますが、その中で一定の面積約2.7ヘクタールについては、基本的には和泉市へ譲渡いたしまし、このような形で一定のコンセンサスが得られてるわけでございます。したがって今後、いわゆる譲渡単価をどのような形でセットするかについて協議を進めて参っておるものでございます。今年の5月の時点で一応、公社のほうでも勤労青少年ホームの建設については同意いたしますという形態の念書というか、書面は和泉市長あてにいただいております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) 私の質問の仕方もまずかったが、結局、用地も何も買うことをしてないのに、その上に勝手に建てる。問題は、あとの金のやりとりはどうするんか。今後、その上に建てとけば、それを土台に交渉するというやり方ですか。高く買うてくれといわれたらどうしますか。割とうまいことなれ合いになってるんですか。

- 総務部長(坂口礼之助君) 私から補足説明をさせていただきます。

ただ今企画課長がお答えいたしましたように、府の供給公社が持っております府中団地の一角、2.7ヘクタールですが、基本的には、和泉市に譲渡いたしまし、ということ、供給公社との間に協議が整っておるわけなんです。譲渡の条件等につきましては、具体的には合意に達していないわけでございますが、お聞きになっておられるかも存じませんが、無償で提供せよという強い方針を当初、打ち出したのでございますけれども、いろいろの情勢を勘案いたしまして、無償ではなくて有償もやむをえない。そこまでうちは譲歩してるわけなんです。最終的には、有償の金額を幾らにするかの決定はまだ話し合いに至っておりません。合意に達してございません。しかし、われわれが折衝の過程において感じ取っておることは、やはり何ともしても和泉市の主張する線に持っていきたいという考えを持ってるわけなんです。先方との具体的な金額を提示し合っの話し合いにはまだ入ってございませぬが、基本的には、譲渡を受けるといふ線では合意に達してございませぬので、用地の手だては必ず出来るという見解を持ってるわけなんです。

- 18番(直村静二君) ほんまに今までいろんなことを聞きましたが、府で買ったやつを無償か、あるいはちょっと金払ってもら、むしろ譲歩したと強い勢いでやっていますな。それはそれとして、相談業務をするための事務所があるんじゃないか。各労働組合の会議場所も不足してる。それで産衛部のほうで、織屋の関係でああいう事件が起こってますので、いろんな角度。いろんな立場で考えてほしい。勤労青少年ホームを作ったらええわということだけじゃなく、地域の運動団体の会議場所、事務所等の設計が出来てるんかどうか。まだ建ててないから、建ててしもうてからでは遅いので、あえて言ってる。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） お答え申し上げます。

すでに一般質問で商工課長がお答え申し上げました通り、一応、勤労青少年ホームの目的は、中小零細企業に働く従業員の福祉施策ということで今回、建設するわけでございます。問題は、過日よりいろいろ報道されております和泉市の殺人事件につきましては、非常に和泉市の名前が傷ついたということで、これと関連いたしまして、勤労青少年ホームも少年から成年になる人たちに対していろんな面で指導していかなければならない、かように思ってる次第でございます。ただし、それを即労働組合あるいは地域の組合の事務所にするか、しないかにつきましては、本建設が完成するまでに勤労青少年ホームの地域団体との運営委員会を発足させ、その中で決めていきたい。ただ、現状の労働省の補助ツクにおいて、一応、娯楽施設、図書施設というか、管理事務所とかのセットは、労働省の基準に合わせてオープン方式しておりますので、その点は、今後、建設途上において、完成するまでに何らかの手当をしたいという方針で進んでおりますので、ご了解願いたいと思います。

○ 18番（直村静二君） 半分わかって、半分わかってない。あの事件で問題になっておったのは、やはり相談相手がなかったということです。和泉市の零細企業の労働者は大がい末組織ですので、相談する場所、組合関係も利用出来る会議室ぐらいはセットしたらどうか言ってる。これからキャラバン隊が金使って行ってもあきまへんぜ。私、産衛委員で6年間で2回やったが、実際、金を使うて果して効果があるのかどうか。業者が行き、いろんな人が行き、われわれが行って効果はあるでしょうが、しかし、肝心のきてからの定着率が悪い。これは和泉市に相談業務とか、定着出来る体制が必要である。僕は今回、ただ作ったらええということじゃなく、労働省の基準だけでなく、地場産業を守るための雇用促進ということで検討してもらいたいと思います、そんな多くの場所いりませんよ。相談所、会議室、だれか常駐しておってね、そこらもひとつ考えて下さい。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 直村議員のご指摘ごもっともでございます。一応、労働省所管の職業安定所もございますが、求人对策については、職業安定所オンリーということではなく、少なくとも今回の事件については、縁故採用です。追跡調査の結果は、それらの問題も踏まえて、和泉市としても、職業安定所との連絡を密にいたしまして、それらの勤労青少年ホームにおける職業指導等いろんな面の指導に十分配慮していきたい、かように思ってる次第でございます。

○ 議長（坂土国治君） 次。

○ 農林課長（吉田利秀君） 園芸団地整備事業について、どこでやるのかということですが、府の園芸団地整備事業は、農協を通じ5人以上の共同施設に与えられるもので、阪本町、国分

町、山深でございます。阪本にはなす生産組合、国分町、山深もそれぞれなす生産組合がございまして、ビニールハウスで施設栽培することになっております。

- 18番(直村静二君) 1,300万円の割り振りは。一応、農協を通じて渡すんでしょう。
- 農林課長(吉田利秀君) それぞれ事業規模、面積によって違いますが、阪本なす生産組合が1,000平方メートル、国分が1,400平方メートル、金額はそれぞれ500万円。700万円。山深については4,000平方メートルで、2,400万円でございます。
- 18番(直村静二君) 結構なことだと思います。しかし、農林関係では、みかんの摘果には何も出さず、園芸には補助金が出ますんやな。
- 農林課長(吉田利秀君) これは府の農業近代化園芸団地整備事業に対する府補助金60%。市補助が10%、事業総額の10%でございます。
- 18番(直村静二君) みかん対策は何ぼ出していますね。これを悪いと言ってないが、部長、ちょっと考えないかんのと違うか。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 質問の内容が重複されてるように思います。というのは、これは農業振興施策として、その事業を行った場合には、国あるいは府の補助、今度、農用地の設定が改めて出来ましたが、それらにつきましては、農道、さく道の整備、この園芸団地に対してはハウスの整備です。ただ、事業費に対する補助が、府府、また市町村が分担して行うというもので、これは不況対策の補助というものではございませんので、その点誤解のないようにしてもらいたいと思います。
- 18番(直村静二君) 要するに振興策でしょう、その点はよろしいです。
- 議長(坂上國治君) 暫時休憩いたします。

(午後3時23分休憩)

(午後3時48分再開)

- 議長(坂上國治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
直村議員の質問に対し理事者答弁。
- 市民部長(内田繁君) まず第1点、入院患者部屋代の差額補給金の問題でございますが、この部屋代の差額と申しますのは、いわゆる医療機関の規約等で定められております入院時の基本診療料と申しますか、これと、生活保護法に定められております診療報酬の差額でございます。具体的に申し上げますと、被保護患者の方が入院されまして、そのときに部屋代の差額

が不要なベッドが満床で入れなかったの、差額を伴うベッドを使用した、こういう場合に支払うわけでございます。

補給金の金額につきましては、1日当たり限度額が2千円以内ということで、支給期間は30日となっております。

それから、老人解放センターの中で臨時警備委託料、これはどこへ委託してるのかということでございますが、これは竣工時から開所までの期間の警備、いわゆるガードマンでございまして、委託先は、関西マネージメントでございまして。

それから、工事請負費の中で倉庫等は当初に入れてなかったのかということですが、実は、倉庫そのものは屋内には2カ所設計しておったんですが、やはり屋外の倉庫も必要であるということになって参りまして、この倉庫を新設しようというわけでございます。

それから、先般来の一般質問の継続みたいな形で現在、直村議員のほうからご指摘があり、非常に恐縮いたしておりますが、この問題につきましては、私の質問の要旨をはき違えるとともに、言葉足らずな説明もいたしましてご迷惑をおかけしたことに對しまして、ここに謝罪いたしますとともに、今後、かかることのないよう十分注意いたしますのでお許し願いたい、かように考えますので、ひとつよろしく願います。

それから、しあわせ会の助成という問題が出たと思うんですが、これは地域には、しあわせ会はございますが、その老人の研修費の補助ということで出しておるわけでございます。

○ 13番(直村静二君) あなたが今、私に「陳謝いたします」と、じっと聞いておったんですが、あなたはこういうことをおっしゃった、「私の質問に対する…」と、僕はあなたから質問されたことはない。「私の質問に対する…」とは何か、はっきりして下さい。

○ 市民部長(内田繁君) 私があなたの質問の要旨をはき違えたということです。

○ 18番(直村静二君) まあ、突き合わせておりますので、あまり緊張することもない。

入院差額につきましては、生活保護患者であるといううえに立って差額支給するという。しかし、実際の扱いとしては、生活保護患者だから、できるだけ金のかからんとこへ行けど、むしろ、差額ベッド代を市が払うのは結構やと思います、その点配慮があるかどうか。福祉課として、病気の状態を見て病人に対して指導するのかどうか。ただ、患者さんがうんと頑張って、そして、差額ベッド代がかかるところに入ることによって病気が直ったという、この件は、公正にきちんとやってもらいたいという意味を含めて、もう少しそのへんのかね合いはどうなってるのか、ひとつご答弁願いたい。

○ 市民部長(内田繁君) 公正を期せということですが、この支給要綱というか、府から示されてるんですが、いわゆる入院患者に対する入院措置を円滑にしていこうという趣旨のもとに

患者さんの適正な処遇の確保を図ることが目的でございますので、市といたしましても、それに沿った線に持っていきたいと考えております。

○ 18番(直村静二君) 名前は挙げませんが、ちょっと知ってるので聞いた。

次は、先ほどの答弁でガードマンですが、開所までの分だということですが、もうすんでるわけですが、支払い済みですか。

○ 市民部長(内田繁君) 支払っておりません。

○ 18番(直村静二君) しあわせ会は何人おりますか。補助は研修費として出しておるとい
うが、しあわせ会に入らんと老人解放センターは利用できないことははっきりしてるわけす
ね。利用してる人は何人、利用してない人は何人、それはわかりますか。

○ 市民部長(内田繁君) 現在、解放センターの利用状況を申し上げますと、会員は560名、
現在の使用状況は100名前後でございます。

○ 18番(直村静二君) それも正確にお答え願いたい。会員が560名のうち100名が利
用してるというのは、100名が常時なのか、100名単位なのか。500名のうち100人
が利用し、あと400何ほは全然してないという意味ですか。

○ 市民部長(内田繁君) そういう意味じゃございません。560人の会員がありますが、常
時使用してるのは統計的にちょっととっておりませんが、560名の中から毎日100名程度
の利用者がございますという意味です。

○ 18番(直村静二君) そうすると、同和地区住民に等しく適用しなければいかんのに、福
祉の関係で会に入ってなくて利用できない人が何人ですか。

○ 市民部長(内田繁君) 現在、同地区には600余の60歳以上のご老人がおられると推定
しておりますので、その差額の60名程度が加入されていないと推定しております。

○ 18番(直村静二君) その人らはなぜ入ってくれないのですか、それをちょっと聞きたい。

○ 市民部長(内田繁君) この未加入の問題につきましては、種々われわれも加入するよう
にお奨めしていますが、理由そのものは、はっきり向こうのほうからは申されておられません。まだ、
ご存知のない方もおるように見受けておるわけでございまして、遂次、お奨めしていきたいと
考えております。

○ 18番(直村静二君) 今のご答弁は、それはしあわせ会に入ることを奨めてるのか、そう
ですな。あんた、老人解放センターを利用して下さいと地区住民にPRをする義務があると思
ってる。なぜ入ってくれないのかということについては、まあ、加入を奨めてるという答え、
これははっきりしとかないかん。和泉市はしあわせ会の代理人ではない。解放センターを利用
して下さいというPRはするが、どうなんですか。市長、しあわせ会に加入せよと宣伝するん

ですか。

- 議長(坂上国治君) これは1問1答にならんように、質問を十分とらえて答弁してもらように、また、質問者のほうも1問1答にならんようにひとつやってもらわんと時間がかかる。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 今のご質問の内容からいきますと、やはり何名かの人が加入してないのは事実でございます。それにつきまして、これは非常に理屈っぽくなるかも知れませんが、しあわせ会というのは、一つの要求組合の形のもとで出てるわけでございまして、あくまでも主従の関係で言うと、加入についての働きかけは当然、運動側の主体でもってやっていただく。その場合市といたしましては、4、5年前、少なくとも前市長も含めて、窓口1本化の原則を申し上げてる関係上、窓口1本化の原則で対処していく、もちろん契約もあります、それらの形で同和行政をやっておりますので、それについては、加入していただかなければ、この施設はお使いできないんだという中身の中からその点をはっきりさせていく。しかし、主従の関係で、加入云々につきましては当然運動側が主になり、市はそういった形の中で、しあわせ会に入られた方々に建物を使っていただくということでやっております。
- 18番(直村静二君) 市の建物と違うんやね。市の建物というのが、運動側によってできたという論理で、運動側の了解なしには使えないということですね、そうでしょう。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 先ほど、議長から1問1答式になるなということでございますが、非常に質問が飛躍しております。1問1答の形にならない程度にお答え申し上げたつもりでございますが…。
- 18番(直村静二君) 市の建物やのに、運動側によってしか利用できんということでえんかということです。
- 同和対策部長(佐原行雄君) われわれはそういう感覚では申し上げておりません。
- 18番(直村静二君) しあわせ会に入らんかんということでしょう。市長、窓口1本だから、利用したい人も利用できない。市もPRに行かれへん、こう言ってる。だから、老人解放センターについては、ご老人の方を救うとなっておるが、会員にならん限りは利用できんということでなく、会に入る、入らんは関係なく、市長の英断でね、一度議会で答弁して今日、ああいふふうに陳謝してますが、あと60何人か、100人か知りませんが、市長、はずせませんか、この分は。これでは不しあわせ会ですよ。これだけははずしてもらいたいですな。ごみ取りもくみ取りも皆はずしてまっせ、入ろうと、入ろうまいと、そうでっしゃろ。15日に1回くみ取りしてます。同和地区以外は20日に1回なんです。同和地区の特別施策の一つですが、何も差別してませんぜ。お年寄りには社会に貢献してきたんですから、気楽に行けるようにしてあげたらどうですか。

○ 市長（藤木秀夫君） しあわせ会は現在、だんだんと会員もふえつつありますし、そういう面に奮励いたしておる次第でございます。

○ 18番（直村静二君） 意見だけ申し上げておきます。もっと質問しようと思うが、これで引き下がりますが、解放センターに支部員がおるでしょう。あめかもちかわからんね。対市交渉にも出てくる。窓口1本をはずせばそういう問題は出てこない。窓口1本やから、なかなかあなたの命令、市の業務がまともにできへんと実例を挙げておりますので、今後とも具体的に追及していきます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 福祉課長（橋本博也君） 国府第2保育園の用地の関係についてご説明申し上げます。

現在、国府第2保育園については開園し、運営してるわけでございますが、用地については、正式に公社から買い戻しのめどは、本年10月31日をめどとしております。

それから、当初予算額との差につきましては、当初見込んでいなかった造成工事が、公社の分譲地等を含めて施行した中で、この分も含めて買い取る事となった結果、こういう差が生じたものでございます。

以上でございます。

○ 18番（直村静二君） この前私、聞いたところでは、第2保育園の横に代替地がある。そこにまた、保育園の付帯工事の敷地が増えるわけでしょう。そのへんの坪数を正確に、全部が用地やないんでしょう。第2保育園の敷地に余分に付帯工事のために用地がいるということなのか。それなら、残ってる18区画になってる代替用地の分も含めて数字的にきっちりとな、何が出来るやわからへん。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 現時点では一応、公社の所有地でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

この一角につきましては、総坪数にして約2,000坪、うち保育園用地として約500坪、残りの1,500坪の内から公社用地すなわち道路、子供の遊び場等が包含されてるわけでございます。これの造成工事につきましては、今申し上げた道路用地、それに伴う工事費等一切をプール計算して、そして坪分譲単価を出しておるわけでございます。

以上でございます。

○ 18番（直村静二君） 議案審議中ですから長くて申し訳ないのですが、聞きたいところがあるんでちょっとご辛抱願いたい。保育園については、敷地も含めての分、残ってるものは別に数字を発表して下さい。保育園用地を次々に買っていき力があるんなら、保育担当者に申し上げたい。戸部の分は、定数60名で135名、狭過ぎてどうにもしょうがない。昭和28年

にできた。片方は冷暖房、鉄筋、早急にやってもらいたいと要望しておきます。

一応、これで終わりますが、あとでまた思い出したらやります。

- 議長(坂上国治君) 他に。
- 26番(勝部津喜枝君) 87ページの老人友愛訪問活動は、何歳の老人が対象で、どういう活動をするのか、このへんをお尋ねいたします。

それから、90ページのみまわり保育園のプール築造工事の追加が出ておりますが、現在の和泉市の保育園の中でプールのあるのは何園か、その点をお尋ねしたい。

それから、98ページの商工業振興対策審議会の調査活動委託料、これは確か昨年、議会議員も入った中で審議会ができたと思うんですけど、今日まで中間報告もないように思いますし、この調査活動はどういうふうに進行してるのか、この点をお尋ねしたいと思います。

それから、108ページの教育費のほうですが、要保護準要保護の追加が出ておりますが、先般の新聞報道で見たんですが、このような物価高の中で、要保護準要保護も含めて扶助料をもっと増やしてもいい、年度途中であってもやらなければいけないと考えてるということを見たんですが、この追加は、内容が増えるのか、それとも人員が増えたのか。また、今年現在で小中合わせて対象児童数は何名ぐらいか、昨年と比べてどんな状況になってるのか。

以上、お尋ねいたします。

- 議長(坂上国治君) 答弁。
- 市民部長(内田繁君) 老人友愛訪問活動事業というのは、いかなるものかということですが、これは老人クラブ会員が独居、老人が1人で暮しておられる、それから寝たきり老人らを訪問いたしまして激励し、仲間づくりを進める、いわゆる友愛訪問を行う事業で、それに対する助成を行い、社会活動の一そのの振興を図っていきたいという趣旨でございます。
- 福祉課長(橋本博也君) プールのある保育園は、今回のひまわりを含め、北松尾、南松尾、あさひの4園でございます。
- 議長(坂上国治君) 次。
- 商工課長(岩井益一君) 商工業振興対策審議会の調査活動の進行についてお答えいたします。

商工業振興対策審議会につきましては、昨年11月19日に発足し、12月26日に市長から「地場産業の振興策はいかにすべきか」という諮問を受け、その後、府の職員、学者、その他専門調査員等12人の構成で、あらゆる角度から統計調査あるいは実態調査等を4月から6月にかけて行ってございます。

その後、それらの調査活動のまとめをほぼ8割程度完了してございまして、11月には審議

会にかけたい、こういうふうに考えてございます。

なお、今年度の施政方針演説の中にもございましたように、昭和50年3月答申をめぐりております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育についてご説明申し上げます。

455,000円の追加は、学用品あるいは修学旅行、校外活動の予算が、当初では学用品が4,400円の500人と計算しておりましたが、5,100円の479人と、対象人員と補助基本額の決定に基きまして、修学旅行、校外活動合わせて当初予算で年間必要経費が3,581,000円、現計が3,126,000円、差し引き455,000円を追加するものでございます。

それから、人員数は小学校が457名、中学校が268名でございます。昨年に比べ約100名増加しておりますが、ちょっと一覧表をお渡ししたいと思います。

○ 26番（勝部津喜枝君） 老人友愛訪問活動は大変結構だと思いますけれども、私、つい先立って生活保護をもらっている1人のお年寄りが、洗濯も何も不自由だ、何とか回してもらえんかと要望申し上げたところ、なるべく自分でやったほうが早く元気になるという話も出ましたが、そういう実態をせかつかんだら、それを行政の中で活かしていくよう要望しておきたいと思います。

プール築造の問題で現在4園、この点は、用地の問題を含めて、どこもかしこもプールを作れるわけではないかも知れませんが、どういう基準でプールがあるところと、ないところがあるのか、お尋ねしたいのと、先般、父母の代表の皆さんが遊具の希望を申し上げたところ、保母さんのほうからはそういう要望が出てない、そういうことで軽く蹴られてしまったんです。そしたら、父母からの要求というのは全然聞き入れられないのか。子供たちのすこやかな成長を願うお母さん方の声というのをどこに反映させてもらえるのか、非常に残念に思いましたので、改めてここでお尋ねしたいと思います。

それから、審議会の調査委託料の追加ですが、1年間審議会に所属しましたが、中間報告等全然ございませんでしたし、やはりこういった問題は、審議会で途中経過というものをぜひ今後は報告していただきたいと思います。

それから、要保護準要保護の扶助料の追加ですが、先の一般質問でも申し上げましたけれども、大変な物価高の中で、給食費の値上がりが大きな負担になってきております。この給食をどう考えるかでいろいろな議論があるところですが、こういう制度がせかくあるのであれば、本市においても、たくさんの方々に、子供たちに精神的な負担を与えないような状況で利用していただけるように教育委員会の配慮、また、とりやすいような形をぜひお願いしたいんです。

今年の5月1日から和泉市も生活保護1級地にやっとなり、隣接並みとなりましたが、現在、和泉市はまだこの点での改善が本当にやられてないと思う。かねがね私どものほうでは、直接申請、直接支給を要求して父母の皆さんと運動もしておりますけれども、すでに泉大津、忠岡、高石、また堺も含めてこういう制度を取り入れております。この点については、府の教育委員会でも各市町村に指示通達を行うということも新聞に出ておりましたので、ぜひこの点は改善していただきたいと要望したいんです。私のところへの2、3の報告によりますと、子供たちが校長先生のお部屋へ直接お金をもらいに行かないかん、こういうことも2、3言われております。これではどうしても趣旨に沿った制度を広く利用することにならないと思います。この点のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○ 教育次長(阪東重信君) ご指摘の点につきましては、除々に改善して参りたいと思っておりますが、和泉市の現状では、受け付けは、教育委員会、学校ともにやっておりますが、それらの内容につきましては、今、言われるように、府のほうからそういう通知があれば当然改善したいと思っております。現状では、やはり生活保護に準ずる民生委員の調査を経るという考え方をとっておりますので、今後、府のほうからの通達に接するならば、そのような改善策を講じて参りたい、かように考えております。

○ 市民部長(内田繁君) プールの設置基準があるのかということですが、現在のところ、保育園は総体的に狭いわけございまして、プール設置の用地があるところから、これも予算の関係もございまして、予算とにらみ合わせて設置していこうということで、基準は持っておりません。

それから、遊具等の購入の問題ですが、私のほうといたしましては、やはり父母の皆さん方の要望そのものを尊重していきたいという考えでありますが、何分にも予算事情が窮迫した中で、これも予算の範囲内でやっていきたいという考えでございます。

○ 18番(直村静二君) 議長、答弁漏れが一つありました。公園との関係で、鶴山台の例を挙げて光明池の分、1,700万円出てるが、公団と協議ができておるのかという。

○ 企画課長(大塚孝之君) お答えさせていただきます。

光明池団地の宅地開発事業の協定の締結の問題でございますが、これは昭和45年10月23日付けをもちまして、当時の和泉市長池辺恒雄と日本住宅公団理事で大阪支社長であった青木英樹氏との間で締結されております。その中身は非常に多岐にわたってございますけれども、特に道路に関しては、一応、公共事業を予定しながら、つまり日本住宅公団自身は、屋内区間の事業費を全額負担していこうという、基本的な協定はできておるものでございます。細部に

つきましては、のちに事業費が実際に積算された時点で、この考え方に乗っかって処理をしていく、このような形でございます。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第63号を原案通り可決決定いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

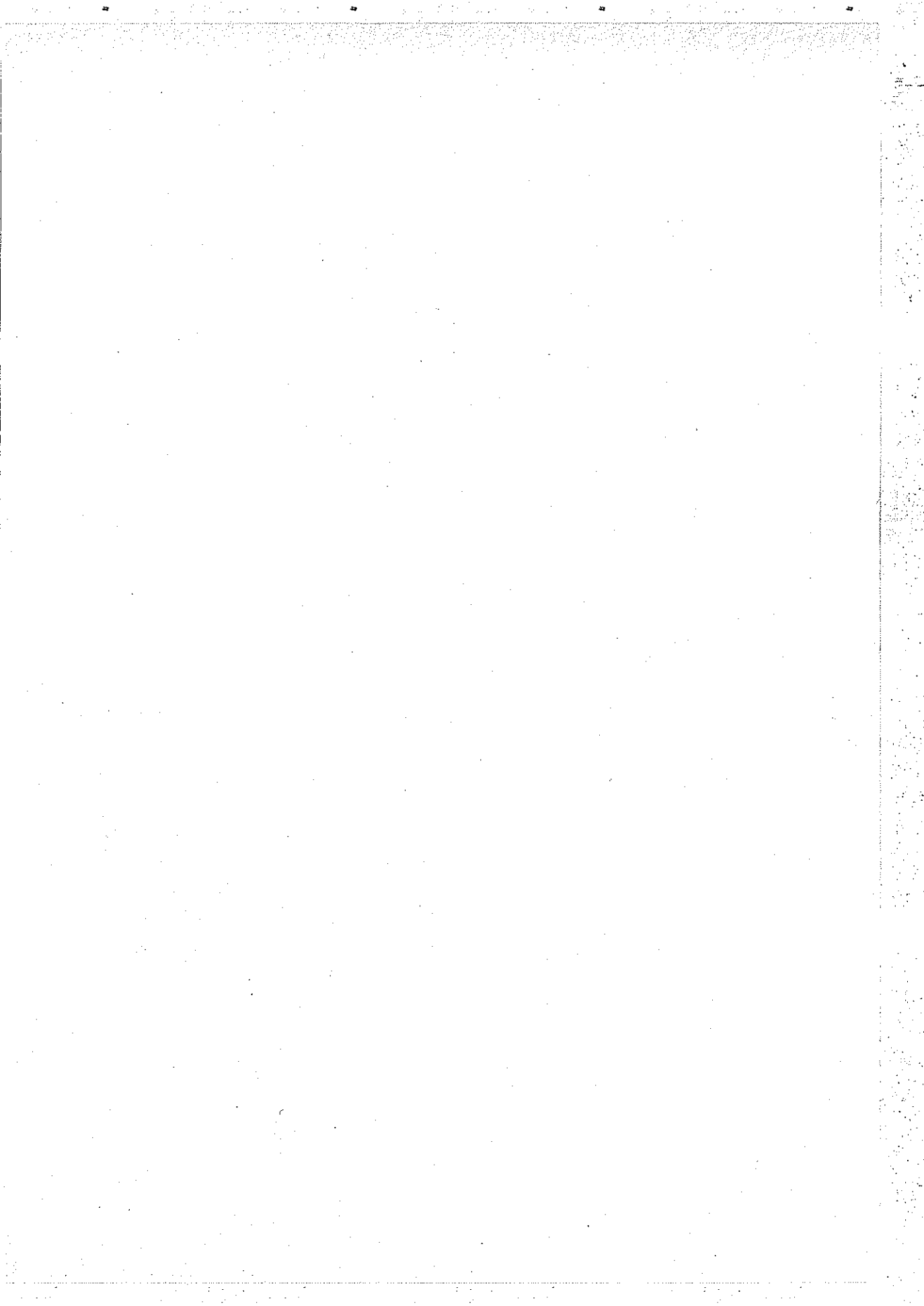
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明日も定刻ご参集下さいますようお願い申し上げます。

（午後4時2分散会）

（午後4時2分散会）

第 5 日



昭和49年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 田 中 幸 一 君	16番 横 田 憲 治 郎 君
2番 木 下 甲 子 三 君	17番 山 田 清 二 君
3番 金 沢 勝 君	18番 直 村 静 二 君
5番 竹 下 義 章 君	19番 松 尾 千 代 一 君
6番 柏 音 三 郎 君	20番 寺 田 茂 君
7番 田 中 包 治 君	21番 柳 瀬 美 樹 君
8番 吉 川 伊 与 一 君	22番 関 戸 正 一 君
9番 出 原 武 司 君	25番 藤 原 要 馬 君
10番 池 辺 秀 夫 君	26番 勝 部 津 喜 枝 君
11番 三 井 正 光 君	27番 成 田 秀 益 君
12番 中 塚 辰 之 助 君	28番 坂 上 国 治 君
13番 藤 原 利 一 君	29番 竹 内 修 一 君
15番 上 代 卯 之 松 君	

欠席議員(1名)

23番 貝 淵 博 治 君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	藤 木 秀 夫	建 設 部 長	中 塚 白
助 役	藤 田 利	建 設 部 理 事	林 徳 次
収 入 役	橋 本 炳	建 設 部 理 次 長	森 保
教 育 長	葛 城 宗 一	兼 管 理 課 長	中 西 淳 富
重要施策推進室長	橋 本 昭 夫	兼 区 画 整 理 課 参 事	白 川 保
同室次長(計画担当)	松 林 保	計 画 課 長	山 崎 琢 磨
同室次長(調整担当)	富 田 宏 之	土 木 課 長	中 尾 宏
総 務 部 長	坂 口 礼 之 助	建 築 課 長	中 上 好 美

職名	氏名	職名	氏名
総務部理事	西川喜久	区画整理課参事	山本 襄
総務部理事(財務担当)	庄司 清	開発課長	前田 守正
総務部次長	門林 六男	下水道課長	大浦 行男
兼務人	杉本 弘文	地区改良事務所長兼	大逢 野一郎
秘書課長	竹田 明郎	地区改良事務所(地区改良)	笠木 恒忠
広報公聴課長	大塚 孝之	工事課長	片桐 武雄
企画課長	麻生 和義	会計課長	味谷 日吉
財政課長	北野 敦雄	選挙管理委員会長	青木 孝之
財政課参事(管財担当)	中川 鉄也	選挙管理委員会事務局長	堀田 徳治
資産税課長	吉田 種義	監査委員事務局長	西岡 正志
市民税課長	吉田 日出男	平委員事務局長	杉本 忠彦
納税課長	佐原 行雄	農業委員会事務局長	堀内 由延
同和对策部長	生田 稔一	教育委員 長兼	阪東 重武
同和对策部次長	農端 小洋	教育次長兼	乾 岡史郎
総合調整課長	向井 啓介	和教育部(部次長級)課長	広岡 定藤
連絡指導課長	萩本 繁	社会教育課長	紀之 雄一
隣保館長	内田 新平	学校教育課長	阪口 泰夫
市民部長	高橋 文嘉	学校教育部参事	角谷 美豊
市民部次長兼福祉事務所長	明坂 健蔵	指導課長	吉田 中稔
兼社会課長	藤野 博也	水道部次長	田福 本喬
兼社会課長	橋本 貞士	水道部次長	福中 辻美
兼社会課長	明坂 貞之	総務課長	原 本美
兼社会課長	逢野 昇寛	營業課長	岸 本美
兼社会課長	山村 年寛	浄水課長	岩崎 誠
兼社会課長	香山 清兼	病院事務局長	平野 光夫
兼社会課長	宇沢 俊一	病院事務局長	藤原 宅清
兼社会課長	山本 益一	庶務課長	大守 田勇
兼社会課長	岩井 利秀	業務課長	大守 田勇
兼社会課長	吉田 利秀	経理課長	和田 増義
兼社会課長	佐藤 貞夫	防	

職名	氏名	職名	氏名
農林課参事 (畜産課長)	青木 太郎	消防次長、消防団事務課 兼 消防署 土地長	南口 主雄
交通公害課長	梶木 岑雄	用地担当理事兼土地長 開発公社事務局長	西川 武雄
保健衛生課長	松村 吉亮	用地担当参事兼土地長 事務局次長兼用地課長	吉岡 昭男
保健衛生課参事	山本 亮夫	用地担当参事	藤原 永一
保健衛生課参事 (診療所担当)	神藤 恒治	用地二課長	宮本 福秀
		用地二課参事	岸田 秀仁

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 尚 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本 武雄
次長	北野 文夫
議事・調査係長	西垣 宏高
調査係	浅井 義一
議事係	山本 雅俊

昭和49年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第64号	昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 115
2	認定第1号	昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
3	// 第2号	昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
4	議案第65号	工事請負契約締結について(市立北池田小学校増築工事)	追加
5	// 第66号	工事請負契約締結について ((仮称)市立勤労青少年ホーム新築工事)	//
6	// 第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 65
7	// 第62号	公平委員会委員の選任について	P. 67
8	選挙第1号	和泉市選挙管理委員会委員および補充員の選挙について	別紙
9	請願第1号	不況対策の緊急施策の実施に関する請願	//
10	// 第2号	緑ヶ丘小学校附帯建設請願	//
11	決議第3号	朴正熙「そ撃事件」に関連して朝鮮総聯に対する規制を反対し、在日朝鮮公民の合法的活動を保証するための決議	//
12	// 第4号	「同対審」答申完全実施「特別措置法」具体化に関する要望決議	//
13	// 第5号	狭山差別裁判の慎重な審理と公正裁判要求に関する要望決議	//
14	// 第6号	繊維製品の逆輸入反対に関する要望決議	//
追加		議長の辞職許可について	
追加		議長選挙について	

(午前10時30分開議)

○ 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには連日何かとお忙しいところ多数ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは18名でございます。貝淵議員さんから欠席届が出ております。

その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在18名でございます。

○

○ 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それではこれより議案審議に入ります。本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしく願い申し上げます。

それでは日程第1「昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第64号

昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和49年度和泉市病院事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条 昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 病院事業費用	71,168,9千円	7,653千円	71,934,2千円
第2項 医業外費用	6,032,3千円	7,653千円	6,797,6千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	22,421千円	364,400千円	386,821千円
第2項 公立病院特例債	0千円	364,400千円	364,400千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
				資金区分	償還期限	左の内の振替期間
不良債権の解消	千円 364,400	普通貸借又は 証券発行	10%以内	銀行 その他	10年以内	1年以内
						必要に応じて繰上償還又は は低利に借換することができる。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

(単位 千円)

1. 収益の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	病院事業費用		711,689	7,653	719,342		
	2	医業外費用	60,323	7,653	67,976		
		1 支利債及び公債債取扱諸費	54,975	7,653	62,628		公立病院特別債借入手数料及び取扱費 7,653千円

(単位 千円)

2. 資本の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1	資本の収入		22,421	364,400	386,821		
	2	公立病院特別債	0	364,400	364,400		
		1 公立病院特別債	0	364,400	364,400		公立病院特別債 364,400千円

昭和49年度和泉市病院事業会計資金計画

区分	当年度予定額	区分	当年度予定額
受入資金	1,274,132 千円	支払資金	1,242,769 千円
1 医療収益	427,170	1 医療費用	613,173
2 医療外収益	6,366	2 医療外費用	67,176
3 出資	22,421	3 建設改良費	8,000
4 他会計補助金	52,739	4 企業償還金	13,188
5 一時借入金	250,000	5 看護婦宿舍割賦金	1,233
6 預り金	50,000	6 一時借入金	420,000
7 繰越未収金	90,456	7 長期貸付金	0
8 前期繰越金	10,580	8 繰越未払金	69,999
9 企業債	364,400	9 預り金	50,000
		差引	31,363

昭和49年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和50年3月31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1 土 地		90,316
2 建 物	240,415	
建物減価償却引当金	<u>26,982</u>	213,433
3 構 築 物	2,849	
構築物減価償却引当金	<u>1,018</u>	1,831
4 車 両	1,240	
車両減価償却引当金	<u>556</u>	684
5 機 械 及 備 品	34,660	
機械備品減価償却引当金	<u>17,748</u>	16,912
6 建設仮勘定		<u>4,702</u>
有形固定資産合計		327,878
(2) 投 資		
1 投資有価証券		138
2 長期貸付金		<u>1,299</u>
投資合計		<u>1,437</u>
固定資産合計		329,315
2 流動資産		
(1) 現金預金		31,363
(2) 未 収 金		108,588
(3) 貯 蔵 品		8,023
(4) 前 払 金		<u>750</u>
流動資産合計		<u>148,724</u>
資 産 合 計		<u>478,039</u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 固定負債		<u>20,329</u>
固定負債合計		20,329
4 流動負債		
(1) 一時借入金		250,000
(2) 未払金		21,100
(3) その他流動負債		
1 予納金	820	
2 預り金	2,630	
3 預り金 (共済基金)	<u>3,100</u>	
その他流動負債合計		<u>6,550</u>
流動負債合計		<u>277,650</u>
負債合計		<u>297,979</u>

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金		158,754
(2) 借入資本金		
1 企業債		<u>549,859</u>
資本金合計		708,613
6 剰余金		
(1) 利益剰余金		
1 繰越欠損金	381,786	
2 当年度欠損金	<u>146,767</u>	
利益剰余金合計		<u>△528,553</u>
剰余金合計		<u>△528,553</u>
資本合計		<u>180,060</u>
負債資本合計		<u><u>478,039</u></u>

昭和48年度和泉市病院事業会計貸借対照表（前年度分）

（昭和49年3月31日現在）

（単位 千円）

資 産 の 部		
1 固定負債		
(1) 有形固定資産		
1 土 地		90,316
2 建 物	240,415	
建物減価償却引当金	<u>17,560</u>	222,855
3 構 築 物	2,849	
構築物減価償却引当金	<u>823</u>	2,026
4 車 両	1,240	
車両減価償却引当金	<u>370</u>	870
5 器 械 及 備 品	27,661	
器械備品減価償却引当金	<u>9,659</u>	18,002
6 建設仮勘定		<u>3,702</u>
有形固定資産合計		337,771
(2) 投 資		
1 投 資 債 券		138
2 長期貸付金		<u>1,299</u>
投資合計		<u>1,437</u>
固定資産合計		339,208
2 流動資産		
(1) 現金預金		10,580
(2) 未収金		112,744
(3) 貯蔵品		8,023
(4) 前払金		<u>750</u>
流動資産合計		<u>132,097</u>
資 産 合 計		<u><u>471,305</u></u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 固定負債		<u>21,562</u>
固定負債合計		21,562
4 流動負債		
(1) 一時借入金		420,000
(2) 未払金		69,999
(3) その他流動負債		
1 予納金	820	
2 預り金	2,630	
3 預り金(共済金)	<u>3,100</u>	
その他流動負債合計		<u>6,550</u>
流動負債合計		<u>496,549</u>
負債合計		<u>518,111</u>

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金		136,333
(2) 借入資本金		
1 企業債		<u>198,647</u>
資本金合計		334,980
6 剰余金		
(1) 利益剰余金		
1 繰越欠損金	218,927	
2 当年度欠損金	<u>162,859</u>	
利益剰余金合計		<u>△381,786</u>
剰余金合計		<u>△381,786</u>
資本合計		<u>△46,806</u>
負債資本合計		<u>471,305</u>

昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画明細説明書

(単位千円)

1. 収益の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1	病院事業費用		711,689	7,653	719,342			
2	医業外費用		603,23	7,653	673,76			
		支払利息及び 1 企業債取扱諸費	549,75	7,653	626,28			
							1 企業債利息	
							7,653	
								公立病院特例債
								引受手数料 7,288千円
								登録手数料 365千円
								計 7,653千円

2 資本的收入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	修正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1	資本的收入		22421	364400	386821			
2	公立病院 特 例 債		0	364400	364400			
		1 公立病院 特 例 債	0	364400	364400			
							公立病院特例債364,400千円	
						公立病院 特例債	364400	一時借入金及び未払金支払 資金に充当

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） それではお許しを得ましてご説明させていただきます。説明の前に、議案書中の128ページの補正予算実施計画明細説明書に誤りがございまして、先ほど差し替えさせていただきました不手際をお詫び申し上げ、ご了承のほどをお願い申し上げます。

それではただ今ご上程いただきました議案第64号「昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算第1号」について、提案の理由と内容をご説明申し上げます。

昭和49年度に国におきまして病院特例債並びに特例債償還に対する利子助成、総額549億6,600万円が措置されました。これで公立病院の経営改善の当面の措置として、昭和48年度末の累積不良債務の解消を図ることとされたわけであります。当市立病院におきましても、累積不良債務が近年急増いたしまして、経営を著しく圧迫しておる実情にございますので、国の措置を受けるべく府を通じ申請中のところ、近く起債許可の見通しが得られましたので、ここに予算案をご提出いたしました次第でございます。

府下の衛星都市が経営いたします公立病院は19病院でございますが、現在、法の適用を受け財政再建中の3病院、それから再建直後の1病院、この4病院を除く15病院は、いずれも今回の特例債発行を申請しております。府下15病院の特例債の対象となる累積不良債務は、79億円と聞き及んでおります。

次に、補正予算案の内容でございますが、病院会計の昭和48年度末不良債務額3億6,440万円を公立病院特例債発行により資本的収入で収入し、特例債発行に必要な手数料765万3千円を病院事業費用中の医薬外費用にそれぞれ追加計上させていただいたわけでございます。

起債の内容は、予算第4条に記載いたしました通り、限度額3億6,440万円、利率は年10%以内、償還方法は1年据置を含めまして10カ年償還、この資金は金額稼放資金として銀行借入を予定いたしております。年利10%と仮定いたしました場合、10カ年の償還額は約5億5,500万円強でございます、単純に計算いたしますと、大体年度当たり償還必要額は、5,500万円強となります。

この償還財源につきましては、府、府の助成も期待されますので、その確定を待って財政当局と協議いたしたいと存じておるわけでございます。国はそれぞれの団体の財政事情に応じ利子助成をすでに決定しておりますが、本市の場合は、1%の利子助成が行われる見込みでございます。しかし、大阪府におきましても、独自で助成が行われる見込みでございます、その細目の決定を待って予算措置を行いたく、今回の補正では、本年度の利子の予算計上は見送った次第でございます。

なお、銀行とは補正予算案をご議決賜り、国からの正式な起債許可決定通知を得次第、具体的に借入れの話し合いに入りますが、昨今の金利が非常に高くなっており、この情勢の影響は避けられないものと予想いたしております。

特例債発行によりまして、昭和48年度末の累積不良債務は長期債に肩替りすることになりますが、起債によって収入いたします資金は、一時借入金の返済に充当するよう予定しております。昭和49年度現計予算上での不良債務はなお1億2,890万円発生の見込みでございます。今後とも経営改善に向け一段の努力を行う所存でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、原案を可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが説明を終わります。

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明が終わりましたが、質疑に入るまでに理事者に一言、注意しておきます。

先日来の審議の中で、各議員の質問に対して、理事者の答弁が勉強不足か、性根が入っていないのかわかりませんが、的確ではない。だから、簡単明瞭に、的確なる答弁をしていただくことを注意しておきます。本件について質疑、ご意見ありませんか。

- 7番（田中包治君） まず第1点、この3億6,000万円の債務でございますが、本年度においても1億6,000万円が赤字なんですね。こういう実態の中で、市の基本的な方向として市民病院のあり方、いわゆる福祉行政の一環として市民病院というものを考えて、そして、一般財源から投資し、補助していくのか。それとも、独立採算だからというので毎年1億6,000万円の赤字となると、この経営をどう考えておるのが、このことをちょっと質問したいと思います。

- 議長（坂上国治君） はい、答弁。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 議員さんのご質問は、市の側の病院に対する基本的な方針というふうに受け取るわけでございますけれども、私のご答弁が、その点では多少立場が違うことになるかもわかりませんが、かねがね、市当局から聞かされておりますことは、確かに議員さんのおっしゃるように、最近の医療病院経営は、福祉的な様相が非常に濃くなっておりまして、独立採算制の維持がむずかしいという基本的なご理解は願っておるところでございます。しかしながら、一般会計の財政も多難でございますし、どこまで一般会計にご援助願えるかという点は非常にむずかしい問題でございますので、福祉面が非常に強くなっているというご理解は十分に得ておりますので、そのへんでご了承賜りたいと思います。

- 7番（田中包治君） 病院側の立場はわかりますね。私が聞いたのは、市の基本的な方向として、福祉行政の一環、保育所とか、そういう福祉の一環としてのとらまえ方をするのか、単なる企業として、特別会計だから何ぼ赤字出てもいいんだという考え方なのか。

もう一つは、年間約1億6,000万円の赤字となれば、5年すれば相当な額になる。現在でも3億6,000万円ですかの債務がある。現在、よく言われる病院の増築問題、300床にしたら独立採算制がペアになるのか、ならないのか。現状からいって、おそろくないと思う。そうかといって、なかなか入院できないという実態の中で、市側の病院政策は基本的にどうあるべきか。年間どれぐらいの一般財源から病院会計に出していくのか、こちらについてちょっとお聞きしたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたしたいと思います。

ご指摘のように、市民病院の経理上のあり方につきましては非常に多くの問題がございます。先ほど、事務局長の説明にもございましたように、大阪府下における公立病院につきましては、軒並み赤字が累積しており、本市の場合もその例に漏れず、年間1億円以上のかかなり大きな赤字が毎年、予定されておるわけなんです。なるほど、近年における公立病院のあり方ということにつきましては、完全なる企業という一面に割り切って考えていくことはできないという認識は持っております。いわゆる福祉行政の一環の中で医療行政を考えていかざるをえないという観点から、病院会計については、一般会計からできるだけ無理をして繰り入れしていきたいという基本的な考え方は持っておるわけなんですけれども、ご承知のような一般会計の財政事情等もございまして、現在までは、基本的には年間5,000万円ずつ繰り出してこうということで進めて参っておりますが、たまたま、それにプラスする面がございました場合、それを病院会計に繰り入れるように努めて参っております。今後この5,000万円の範囲内で病院会計の健全化を維持していけるとは考えられないと存じますので、できるだけさらに増額して参りたい、かような基本的な考え方を持っておるわけなんです。

しかし、これはまあ、単に病院の事務局の関係のみではございませんが、だからといって、福祉行政と割り切ってしまうと、病院がどれほど赤字を出しても一般会計から補てんしていくのか、普通自然な姿だと認識してもらっては困ると存じております。できるだけ事務局はもちろんのこと、医師団の方々も、いわゆる企業精神、独立採算制という基本的な考え方を踏まえていただき病院の経営に当たっていただくようにと願っておるわけなんです。そういう基本的な考え方を持っております。

お説のように、現在の120床を300床に増床することによりまして赤字が解消されるという可能性はないと理解いたしております。効率的な病院経営は期待できると思いますが、赤字の額は本年、かりに1億6,000万円であった場合、300床にしたらそれ以上の赤字になると予想しておりますので、病院建設の負担も含めまして、今後、現在の5,000万円というワクにこだわらず、できるだけ一般会計からも援助して参るようにならねどもと努めて参

りたい、かように存じております。

○ 7番(田中包治君) 財政的な総務部長の説明はよくわかるが、問題は結局、病院経営のウエードの問題、福祉行政と企業というウエートの問題です。年間1億6,000万円が赤字になっていくのをそのまま認めていけば、どれほどの累積赤字になり、運営に困るかということですから。3億6,000万円の起債で、10年で5,500万円ずつ返していく、あとはどうでもよるしいという提案だ。ここに問題があるというんです。今後どうするんだということをはっきり説明してもらわんと、単なる借金を繰り返してるに過ぎないと思う。

○ 病院事業局長(平野誠蔵君) 総務部長もご説明申し上げました通り、医療というのは非常に高度化の一途をたどるばかりで、金のかかる医療という方向は避けられない情勢でございます。その中で医療の充実と高度化を果しながら、なおかつ、経営の健全化を図るということにつきましては、確かに率直に申し上げて両立は非常に至難でございます。

しかしながら、現在の病院は非常に規模が不適正でございます、人件費過重の体質でございますので、絶対額が減るか、採算点に達するかということについては、今日の時点で明言できないのでございますが、不適正の規模は改善し、バランスのとれた病院運営を行いまして、できる限り医療の向上と財政の健全化を同時に果すように最大限の努力をしたいと現在、取り組んでるわけでございます。しかしながら、実際問題の見込みについては、非常に至難な見通しがあることは事実でございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 18番(直村静二君) この数字の点について1つお尋ねしたいんですけど、確か3億6,000万円を10年年賦で一回が3,640万円、金利をたとい8%としても、先ほどの平野事務局長の説明のように5,000万円を越えるんじゃないか。元金が3,640万円、金利が約3,000万円、その点の数字の確認をしておきたいのと、同時に総務部長が答弁したように5,000万円とすれば、金利と元金だけを一般会計で補てんするという計算になる。その点ひとつ市長、明快な答弁を願いたいですな。ちょっと雑っばな出し方やないですか。それに本年も1億6,000万円の赤字が出るかどないです。それについては市長から明快な答弁を願いたいですな。

○ 議長(坂上国治君) 市長答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 現在の医療施設の経営は、お説のように非常にむずかしゅうございます。この3億6,000万円の赤字につきましては、実は、今度増築するうえにおきましても、これを3年間に市が返済するというを私は申し上げ、そして、あとの起債をお願いすべく努力いたしておるわけでございます。先ほど総務部長から説明しましたように、今日、公立病院の収支は、どことも全部が赤字になってる現状でございます。それにつきましても、国、府

に対して1床につき50万円の援助を何とかしてほしいということを強力に要請しております。その結果、現在73,000円ですかの結果になっております。一般会計から繰り入れできる財政状態であれば非常にことやすいのでございますが、その点はっきり申し上げにくい点がございますが、ご了解賜りたいと思います。

○ 18番(直村静二君) こういうことですね。金利と元金の分だけ、10年間の一般会計からの補助金になってるんじゃないか。そうすると、1億6,000万円の赤字、全く破産状態、市長としてどうするんだということです。市長の答えは、不良債務は3年間で返す、あと病院の拡張のために大きな起債をもらいたいということなんです。3年間で返す、そんな財源があるんですか。それができんから、10年年賦の長期債に切り替えたんじゃないのですか。それが元利合わせて5,000万円を越える。その分が一般会計からの5,000万円。市長は担当者に任せておるのですが、その点の増床を含めて緊急の対策をやるために委員会を開く、そして、国に対しても要望できるという体制をもって下さい。もう答弁いりません。こっちのほうが心配ですから。重大な問題を含んでますから、これだけ大きなものは簡単に認められない。認めるためには、市長の方針があってこそ皆が納得するんです。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 16番(横田憲治郎君) 秋風身にしむようなことで愛想のない話ですが、一応、理事者の姿勢というか、事務当局の基本的な現状直視のうえでの態度について、意見を申し上げつつ1、2点伺っておきたいと思うんです。

先ほど来の答弁の中にもありましたように、これは決算にも関係するかと思いますが、これだけの不良債務解消への3億6,000万円になんなんとする今回の起債の補正予算なんです。先ほどから事務局長が答弁しておられるように、基本的にはバランス、病院運営と財政再建という両立しえなくても最大限の努力を払うという姿勢を、あるいはまた、増築云々のアウトラインのな目標を提示しながら、誠意のある議会への提出の仕方を私は望みたいと思う。

それと、今回の医療費の改定がまたあるわけですが、どのような積算で営業収支ですか、収益的収支ですか、推算してるのかどうか、そのへんを参考に伺っておきたいと思います。

以上2点だけ。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) 第1点でございますが、先ほど申し上げました通り、特に今回の増床計画の1つの眼目は、市民のご要求等にお応えすべく、医療の内容充実向上をもちろん第一義といたしておりますが、合わせて経営改善も当然行わなければならない。至難であっても最大限の努力は続けるということで取り組んでおります。提案理由等で若干、言葉足らず

の点がありましたことは、ご了承いただきたいと思います。

それから、第2点の今回の10月1日からの診療報酬の改定でございますが、現在の今会期中に補正の作業は間に合いませんでしたので、現在、その増収等の積算作業に取りかかるところでございますので、ちょっと具体的な内容説明については、かなり個々の点数等の内容もございまして、後日、予算案をご提示申し上げてご説明したいと思います。

- 16番(横田憲治郎君) 120床の現在の経営状態は全くロスの多い運営、医療行政としても効率、効果が悪いという中で、あらゆる面から総合して、最低は300床という基本的な財政再建ということもある。市長、本市の重要施策の課題としてクローズアップされ、この作業に取り組んでるはずだと思う。私も病院特別委員の1人としていろいろとご審議に預ってますが、第1期工事が18億ないし20億の起債を目標として300床の計画をしているわけですが、そういう基本的なとらまえ方の中で不良債務、今回の3億6,000万円の起債を受けるわけですから、当然、先ほどからの質問にもありましたように、それらをも総合的な判断の中で、本市の医療行政のあり方というとらまえ方の中で対処していかなければならぬと思うんです。

そのような総合的見地から、本起債の補正は提案すべきであろうし、それなりの回答を議会に提出すべきであるということ意見を申し上げたわけです。補正も出るということですし、その場にゆだねたいと思いますが、市長、これは本腰を入れて、あなたも任期あと1年余を残すのみですので、たとい内容は火の車であろうとも、何とかこの病院運営、病院建設については死力を尽して云々というあなたの所信表明も病院の委員会であるわけですし、それならば、やはり抜本的な基本的に腹を据えた態度で臨んでもらいたいということを要望して終わります。

- 議長(坂上国治君) 他に。

- 1番(田中幸一君) 先ほど来、3人の議員が質問されて大体要点はわかるとるんですが、私は先ほどの答弁を聞いておいて、特に総務部長にお願いというか、お聞きしたいが、なぜこの市立病院がこういう状態になったかという根本を突きとめていただきたい。私の調査したところによると、どこの公立病院も赤字が多いということですが、うちの病院について調べると、まず第1点は、人件費が多過ぎる、いわゆる事務職員が多過ぎるということが1つ。

それと、先ほどあなたが名答弁をされていたが、企業というのは、公立、私立の病院の大きな違いは医務局に大きな差がある。うちの病院の医者1人の1日の患者の受け持ち数は50人以下。ところがこの駅の府中病院を調べて見ると、医師1人で200人持ってますよ。国立南大阪病院においても、外来患者を含めて医者1人180人の患者をみる。うちの病院は1番低

い、50人以下です。事務局長も心せないかん。医者があかんとか、ぼんやりしてるとかじゃないが、数字的に受け持ち患者数を参考までに申し上げてる。

だから、とにかく公立の病院は、結局、何やかや言うたかて福祉行政の一端で市がやるべきだということに甘い考えというか、本当に独立採算制をとっていくという考えを持ってもらった場合は大分違う。

また、ええところもある。どういうところか、たとえば食事なんかうちの病院はええ。府中病院とか、国立病院なんかの食事はずっと悪い。速やかにこれは口で何とかなるやろうと、わあわあ言うだけではないかんので、改めるべきは本腰を入れて改めるべきだと思う。

まず、できることは、本庁も忙しいから事務職員は本庁に返すべきだ。これはいろいろ至難な問題があると思うが、やはり健全なる運営をして確立していくためには、できることからやっつけていかねばならない。医者を受け持ち患者数も違います。すぐ調べて下さい。わかります。

市長も苦しい答弁をしていたが、不良債務を3カ年で何とかすると病院については努力されております。この間の委員会等でも申し上げておりますが、将来、3年、5年の見通しをどうして立ててやっつけていくんだということを真剣にお考えになった場合、この3カ年で不良債務は解消できないと思います。できるとするならば、これは一般会計から大きな繰り入れをしなければできないということです。例を申し上げますと、ご承知のように、岸和田市の場合は、一般会計から病院に6億という金を繰り入れ、かろうじて病院の現状を保っている。しかし、運営の方法、内容は、うちの病院とよく似たもんです。だから、福祉行政だから、少しくらい赤字になっても、市民の医療機関の最高期間としてぜひ真剣にやってもらわないかん。一般会計のほうからも、その点、理事者は十分意を配って増額していただく方向に持って行っていただきたい。また、病院も医者1人の患者数等も申し上げたが、一般事務職員の数にしても最大限の努力をしてもらわないかん。行きあたりばったり、何とかなるやろうという甘い考えでは、決して病院の立派な運営はできないと思う。大体、先ほどの坂口部長の答弁でよくわかってるが、これについて、総務部長として一言だけご意見を承りたい。

- 議長（坂上国治君） 総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） 答えいたします。

端的に具体例を挙げていただきまして、本市病院の経理上の特殊性というものをご指摘いただいたわけでございますけれども、私もここまで詳しくデータは、実は手元に持っておりませんし、非常に参考になったわけなんです。一般的に見て、経費の中に占める人件費のウェートは、かなり高いということは理解いたしておるわけなんです。それから、医師の1人当たりの患者の、特に外来患者を対象にしておりますが、その負担率が非常に低いという点も薄々は

感じておりました。したがって、こうした面についての経営改善については、当然、われわれ市側の立場の者からも要請すべきでもあり、また、病院自身も自ら企業努力を果していくという考え方に立っていただかなければならないと思います。そうした面では、田中議員さんのご意見と全くわれわれも同様でございますけれども、いわゆる民間の病院と公立病院との取り組み方の違いというものがかなり意識にあるわけで、経営上の採算性ももちろん大切でございますけれども、公立病院として医療の高度化を図っていく、こういう面も一面、行政的な立場での責任が付加されてございますので、一般民間病院と同じような効率的な経営はかなりむずかしいと存じます。しかし、ご趣旨は私も全く同感でございますので、今後、病院当局等とも十分協議しながら、細かい点についてはお互いに医師団等とも協議をして効率的な病院経営に持っていくよう努力して参りたいと存じますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○ 議長（坂上國治君） 他に。

○ 19番（松尾千代一君） この病院経営につきましても、過ぐる泉大津和泉病院組合であった当時から私は感じていたことなんでしょうございまして、私も監査をやった経験もございまして。その中で感じたことは、基本的にこの市立病院というものは、少なくとも、福祉優先という名のもとに、同時に、やはり市民への税の還元ということを重きに置いて経営していくのは、この市立病院のあり方であるということを感じております。

そういう意味からいたしますと、病院は必ずしももうけなければならぬとはなっていない。もうけることは本意でないということをおはよく承知しております。しかしながら、基本的にこの市政という中に、この病院の先生方、そして、事務職員の方々の信頼感というものがないから、非常に怠慢がちであるという、先ほどの田中議員のおっしゃったように、患者の取り扱い数が非常に少ないということは、市の行政の中で、市に対する先生方が信頼されていないからそういう状態が生まれているんだと私は感ずるわけです。と申しますのは、原則的に医者患者取り扱い数は問題ではないと思うんです。ただ、先生方の誠意というものあり方、誠意の持ち方によって、その患者の取り扱いという問題について解決していくべきだと思います。そして、事務職員の多いということも、病院経営に対する事務局長、その他院長のやり方等、すべてが市政という問題の中に入ってくるのではないかと。いわゆる市が誠意をもって病院事務局長、その他の職員、もちろん医師を含めて、市を甘く見ているということには原因があるんじゃないかと感ずるんです。

そういうことからして、病院経営を根本的に合理化し、何とか経費を軽減するところに重点を置いて、そして、職員たちをもっと優遇してやるべきじゃなからうか。仕事をしながら、人間を多くしなければいけない。だから、それを少なくするためには、やはり愛情をもってその

方々を指導していくことによって十分事務がはかどり、患者の取り扱い数もよくなっていく、こう思うわけです。だから、市の当局者ももう少し病院に対して十分目をかけ、そして、誠意をもって扱っていただきたい。そうすることによって能率も向上し、経費の軽減も図ってくれるであろうと思う。現在のあり方では、どうしても職員の方々が熱心にやってくれない。熱心にやっていただくためには、誠意をもってこちらから扱っていき、その方々の信頼を得ていく市政をやっていただきたい。私はこう思うわけです。

私はこれに対して答弁をいただきたいとは思っておりませんが、ぜひともこれは病院だけにとどまらず、庁内においてもそれをお願いするわけなんです。これが企業体なれば市長は親方、もう少し部下に対して愛情をもって当たっていただきますならば、もう少し誠意をもって働いていただけるんじゃないか。それによって経費の節減もでき、職員も紙1枚に至るも粗末に扱わないであろう。これは親心が足りないからそういう結果になっているんだと感ずるわけなんです。これは病院のみならず、本庁内においてもそういうふうに関心されるわけです。だから、市長さんは親という気持で子供を愛する本当の熱情をもって指導していただくならば、もう少し市政の内容もよくなるであろうし、もちろん病院もそのようになってよくなっていくと思います。だから、ぜひとも市長さんは今まで以上に職員を愛してやっていただきたい。これだけをお願いいたしまして、私は終わります。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第64号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上國治君） 日程第2「昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和48年度和泉市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

認定第1号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（決算）

第30条 略

2～3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

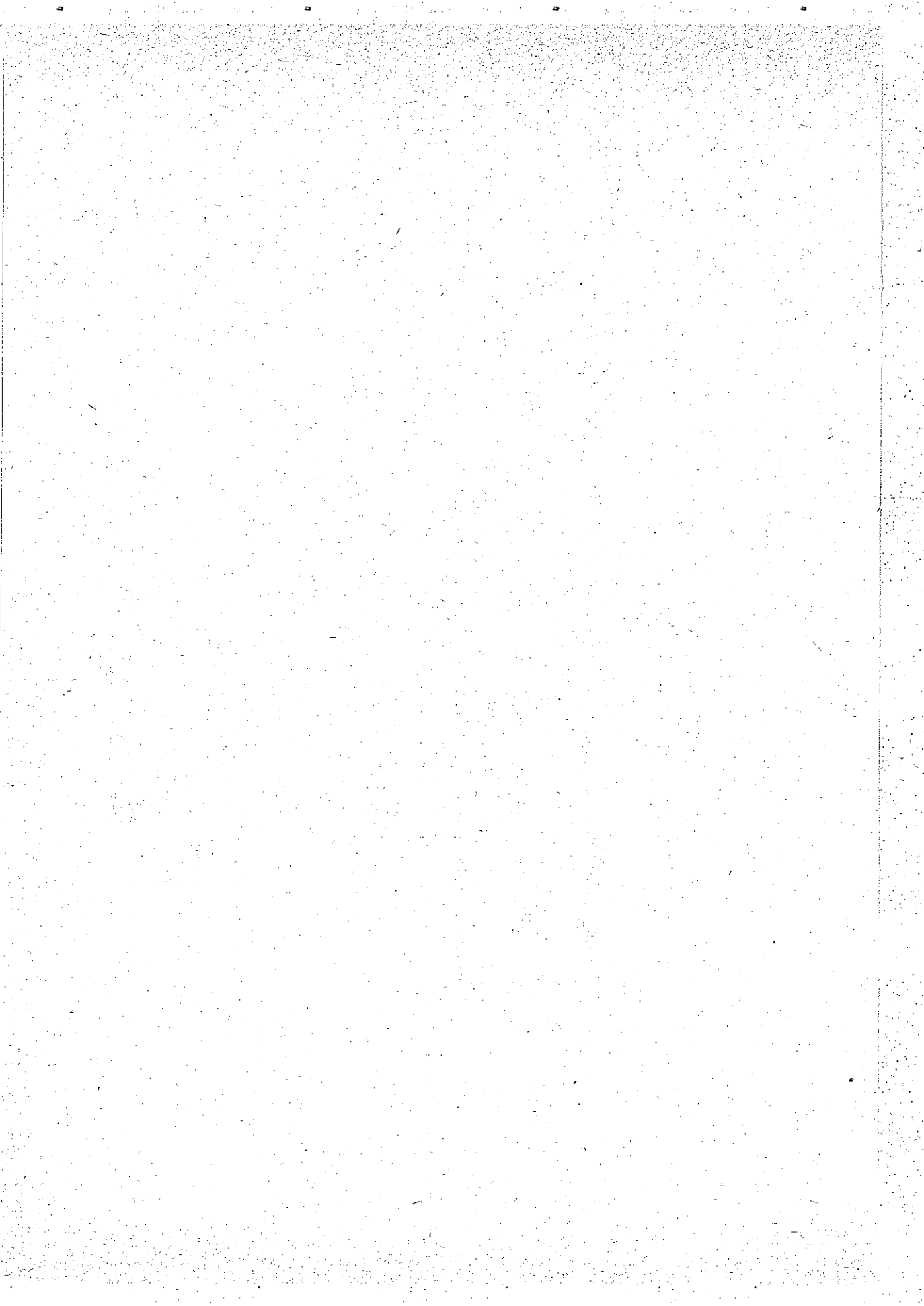
5～6 略

昭和48年度

和泉市水道事業会計決算書

自昭和48年4月1日～至昭和49年3月31日

和泉市水道部



昭和48年度和泉市水道事業会計決算書目次

決算書	
1. 決算報告書	3 頁
2. 損益計算書	7 頁
3. 剰余金計算書	9 頁
4. 剰余金処分計算書	11 頁
5. 貸借対照表	12 頁

決算附属書類

1. 事業報告書	16 頁
1 概況	16 頁
(1) 総括事項	18 頁
(2) 議会議決事項	18 頁
(3) 行政官庁認可事項	18 頁
(4) 職員に関する事項	19 頁
(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項	19 頁

2. 工 事	(1) 建設改良工事概況	20 頁
3. 業 務	(1) 業 務 量	25 頁
	(2) 事業収益に関する事項	26 頁
	(3) 事業費用に関する事項	27 頁
4. 会 計	(1) 重要契約の要旨	27 頁
	(2) 企 業 債 概 況	28 頁
2. 収益費用明細書		29 頁
3. 有形固定資産明細書		36 頁
4. 無形固定資産明細書		37 頁
5. 企業債明細書		38 頁

昭和48年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算					予算額に比べ 決算額の増減 備考		
	当初予算額	補正予算額	法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額	小 計	法第26条 第2項の規 定による繰 越額に係る 財源充当額		合 計	決 算 額
第1款 水道事業収益	円 627,794,000	円 △ 5,394,000	円 0	円 627,400,000	円 0	円 627,400,000	円 631,411,448	円 4,011,448
第1項 営業収益	627,794,000	△ 18,494,000	0	609,300,000	0	609,300,000	612,128,562	2,828,562
第2項 営業外収益	5,000,000	13,100,000	0	18,100,000	0	18,100,000	19,282,886	1,182,886

支出

区分	予算額							決算額	法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	法第24条第3項の規定による支出額	小計	法第26条第2項の規定による繰越額				
第1款 水道事業費用	円 631,686,000	円 △ 5,444,000	円 0	円 0	円 0	円 626,242,000	円 0	円 626,242,000	円 0	円 15,781,992	
第1項 営業費用	512,537,000	16,584,000	0	0	0	529,121,000	0	529,121,000	0	14,556,147	
第2項 営業外費用	119,049,000	△ 22,028,000	0	0	0	97,021,000	0	97,021,000	0	1,125,845	
第3項 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	法第26条 の規定によ る繰越額に 係る財源充 当額	繰越費通次 繰越額に 係る財源充 当額			
第1款 資本的収入	円 600,500,000	円 △239,000,000	円 361,500,000	円 30,000,000	円 86,000,000	円 477,500,000	円 472,895,200 △4,604,800	
第1項 企業債	456,000,000	△281,000,000	175,000,000	30,000,000	86,000,000	291,000,000	287,000,000 △4,000,000	
第2項 負担金	4,500,000	0	4,500,000	0	0	4,500,000	4,500,000 0	
第3項 工事負担金	140,000,000	42,000,000	182,000,000	0	0	182,000,000	181,395,200 △604,800	

支 出

区 分	予 算						翌年度繰越額			備考	
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	法第26 条の規定 による繰 越額	継続費通 次繰越額	合 計	法第26 条の規定に よる繰越 額	継続費 通次 繰越額		合 計
第1款 資本的支出	円 589,025,000	円 △220,900,000	円 0	円 368,125,000	円 32,400,000	円 104,070,804	円 504,595,804	円 0	円 3,111,240	円 3,111,240	円 6,582,839
第1項 建設改良費	円 550,300,000	円 △220,900,000	円 0	円 329,400,000	円 32,400,000	円 104,070,804	円 465,870,804	円 0	円 3,111,240	円 3,111,240	円 6,582,093
第2項 企業債 償還金	円 38,725,000	円 0	円 0	円 38,725,000	円 0	円 0	円 38,725,000	円 0	円 0	円 0	円 746

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,200,652,525円は当年度損益勘定留保資金で補てんした。

昭和48年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和48年4月1日より昭和49年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	514,988,727円
(2) 受託工事収益	21,511,650円
(3) その他の営業収益	75,628,185円
	612,128,562円
2. 営業費用	
(1) 原水及浄水費	200,250,648円
(2) 配水及給水費	68,309,243円
(3) 受託工事費	20,843,870円
(4) 業務費	57,432,229円
(5) 総係費	50,051,718円
(6) 減価償却費	55,230,729円
(7) 資産減耗費	2,203円
(8) その他の営業費用	62,444,213円
	514,564,853円
営業利益	97,563,709円

3. 營業外収益

(1) 受取利息	4,919,204円
(2) 雑収益	4,363,682円
(3) 他会計補助金	10,000,000円

19,282,886円

当年度総利益

116,846,595円

4. 營業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	94,895,155円
(2) 雑支出	1,000,000円

95,895,155円

当年度純利益

20,951,440円

昭和48年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和48年4月1日より昭和49年3月31日まで)

剰余金の部

1. 前年度未処分利益剰余金	56,317円
2. 前年度利益剰余金処分額	0円
繰越利益剰余金	56,317円
3. 繰越利益剰余金 減 少 高	
(1) 過年度損益修正	263,690円
繰越欠損金年度末残高	207,373円
4. 当年度純利益	20,951,440円
当年度未処分利益剰余金	<u>20,744,067円</u>

資 本 剩 余 金 の 部

1. 国庫補助金

(1) 前年度末残高	3,948,000円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>3,948,000円</u>

2. 府補助金

(1) 前年度末残高	6,778,400円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>6,778,400円</u>

3. 工事負担金

(1) 前年度末残高	547,816,326円
(2) 前年度処分額	0

(3) 当年度発生高	185,895,200円
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	733,711,526円
4. 受贈財産評価額	
(1) 前年度末残高	34,416,657円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	34,416,657円
翌年度繰越資本剰余金	77,854,583円

昭和48年度和泉市水道事業剰余金処分計算書(案)

1. 当年度未処分利益剰余金	20,744,067円
2. 利益剰余金処分額	
(1) 減債積立金	1,100,000円
3. 翌年度繰越利益剰余金	19,644,067円

昭和48年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和49年3月31日)

資 産 の 部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		65,464,783円
イ 土地		
ロ 建物	95,750,469円	
建物減価償却引当金	8,325,398円	87,425,071円
ハ 構築物	1,696,052,308円	
構築物引当金	173,840,689円	1,522,211,619円
ニ 機械及装置	183,407,574円	
機械及装置減価償却引当金	54,824,258円	128,583,316円
ホ 量水器	51,748,390円	
量水器減価償却引当金	17,641,455円	34,106,935円
ヘ 車輛及運搬具	7,458,753円	
車輛及運搬具減価償却引当金	3,452,686円	4,006,067円
ト 工具器具及備品	17,446,407円	
工具器具及備品減価償却引当金	4,736,507円	12,709,900円

手 建設仮勘定	<u>549,157,029円</u>	
有形固定資産合計		<u>2,403,664,720円</u>
(2) 無形固定資産		
イ 水 利 権	510,000円	
ロ 借 地 権	240,000円	
ハ 電話加入権	<u>41,200円</u>	
無形固定資産合計		<u>791,200円</u>
(3) 投 資		
イ 投資有価証券	<u>19,000円</u>	
投資合計		<u>19,000円</u>
固定資産合計		<u>2,404,474,920円</u>
2. 流動資産		
(1) 現金預金	52,447,776円	
(2) 未 収 金	58,310,546円	
(3) 保管有価証券	1,300,000円	
(4) 貯 蔵 品	<u>47,625,063円</u>	
流動資産合計		<u>159,683,385円</u>
資 産 合 計		<u>2,564,158,305円</u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 引当金

4,701,960円

固定負債合計

4,701,960円

4. 流動負債

(1) 未払金

13,728,723円

(2) 前受金

30,291,730円

(3) 預り金

1,199,650円

(4) 預り担保有価証券

1,300,000円

流動負債合計

46,520,103円

負債合計

51,222,063円

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金

118,703,235円

(2) 借入資本金

1 企業 業 債 1,594,634,357円 1,594,634,357円
 資本金合計 1,713,337,592円

6. 剰余金

(1) 資本剰余金
 1 国庫補助金 3,948,000円
 2 府補助金 6,778,400円
 3 工事負担金 733,711,526円
 4 受贈財産評価額 34,416,657円
 資本剰余金合計 778,854,583円

(2) 利益剰余金

当年度末処分利益剰余金
 繰越欠損金年度末残高 △ 207,373円
 当年度純利益 20,744,067円

利益剰余金合計 20,744,067円
 剰余金合計 799,598,650円
 資本合計 2,512,936,242円
 負債資本合計 2,564,158,305円

昭和48年度和泉市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(イ) 給水の状況

本年度の給水状況については、梅雨期より夏季のピーク時にわたり、例年にならない晴天続きによる異状渾水に見舞われたため高台地区において、一部断水あるいは水圧低下による減水状態をきたしましたが、職員一丸となつてこれに対処し、絶対受水量を確保すると共に市内一円にピラ及び航空機並びに公報車等あらゆる手段を講じて節水呼びかけを行い市民の協力を要請し平地部では減圧調整を行い漸くしてこの危機を脱することが出来ました。その他の時期については比較的順調な給水を行うことが出来ました。

(ロ) 建設改良工事の進捗状況

和泉上水道第3回拡張事業は、前年度に引続き和田浄水場、浄水池築造工事、ポンプ電気計装設備工事と配水管布設工事を、改良工事については水量増強と水圧確保のため市内一円の配水管布設工事をそれぞれ施行しました。

尚、本年度中における主な工事内容は「2工事」のとおりであります。

普及の状況

	昭和49年3月31日現在	昭和48年3月31日現在
総人口	116,094人	108,238人
給水人口	104,645人	100,789人
給水普及率	戸数別 91.5% 人口別 90.1%	戸数別 94.4% 人口別 93.1%
給水戸数	29,445戸	26,719戸
給水栓数	27,320栓	24,687栓

(二) 条例規則の制定改廃について

昭和48年 4月12日	和泉市水道事業管理規程の一部を改正する規程
昭和48年 4月18日	和泉市水道部企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程
昭和48年 8月27日	和泉市水道事業管理規程の一部を改正する規程
昭和48年 11月30日	和泉市水道部企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程
昭和49年 3月18日	和泉市特設配水管等布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程

(2) 議会議決事項

番号	件名	提出年月日	議決年月日
報告第12号	継続費繰越計算書について	48. 6. 19	48. 6. 19
" 第13号	繰越計算書について	48. 6. 19	48. 6. 19
議案第17号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	48. 10. 1	48. 10. 1
" 第55号	" (第2号)	48. 10. 2	48. 10. 2
認定第1号	昭和47年度和泉市水道事業会計決算の認定について	48. 10. 2	48. 12. 17
議案第86号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	48. 12. 17	48. 12. 17
" 第4号	昭和49年度和泉市水道事業会計予算	49. 3. 11	49. 3. 29
" 第20号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)	49. 3. 18	49. 3. 18

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	許可年月日
49. 2. 13	大阪府知事	昭和48年度事業債許可の件、和泉市水道第3回拡張事業175,000円	49. 2. 21

(4) 職員に関する事項

	部長	次長	課長	課長補佐	係長	職員	合計
	助役兼務	1					1
営業課			1	2			3
" 庶務係					課長補佐兼	4	4
" 経理係					1	3	4
" 営業係					課長補佐兼	3	3
" 計量係					1	15	16
" 給水係					1	5	6
工務課			1				1
" 工務係					1	5	6
" 管理係					1	6	7
浄水課			1				1
" 調整水質係					1	2	3
" 浄水係					1	21	22
合計		1	3	2	7	64	77

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

該当なし

2. 工 事

(1) 建設改良工事概況

1 和泉上水道第3回拡張工事

(工事費 1,000 千円以上)

工 事 名	施行場所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
和田 浄水 場 浄水池、塩素滅菌 室新築工事	和 田 町	管理室 地上2、3階延 471.38m ² 場内配管及整地	円 123,144,000	48. 2. 1	48. 12. 10	
和田 浄水 場 ポンプ設備、電 気計装設備工事	和 田 町	ポンプφ 200×150 Q=45m ³ /min H=8.5m 3台 場内排水 φ 100 Q=1.3 H=10m 1台 室排水 φ 40 Q=120 l/min H=6m 1台	63,585,000	48. 2. 1	48. 12. 10	
和田 浄水 場 塩素滅菌 設備工事	和 田 町	前塩素用2台 後塩素2台、共通予備 1台、ポンペン計量機、中和装置	19,200,000	48. 2. 1	48. 12. 10	
配水管 布設工事	万 町	FCD φ 300×333 1.55 m	7,526,000	48. 7. 5	48. 7. 20	
和田 浄水 場 進入道路築造工事	和 田 町	巾員 6.0m×35.43 m	8,420,000	48. 10. 1	49. 1. 31	
配水管 布設工事	和 田 町	FCD φ 400×150 m " φ 300×3.6 m " φ 200×14.3 m	7,907,000	48. 11. 20	48. 12. 15	

配水管布設工事	和田町	FCD φ400×326.7 m	13,816,000	49. 1. 23	49. 2. 28
送水ポンプ室 ピット内配管工事	和田町	FCD φ400×14.2 m	2,727,000	49. 3. 9	49. 3. 15

(工事費 1,000円以上)

ロ 和泉上水道改良工事

工 事 名	施行場所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	桑原町	FCD φ150×389.28 m " φ100× 4 m " φ 75× 3 m	円 4,585,000	48. 4. 15	48. 7. 30	
"	伯太町	HIVP φ100×186.1 m " φ 75×11.5 m	1,848,000	48. 4. 15	48. 5. 4	
"	万町	FCD φ150×170 m	1,945,000	48. 5. 1	48. 5. 21	
"	観音寺町	FCD φ100×145.5 m	1,157,000	48. 5. 22	48. 6. 10	
"	和気町	FCD φ100×140 m S P φ100×17.95 m	1,187,000	48. 5. 22	48. 6. 10	
"	池田下町	FCD φ100×225.4 m " φ 75× 2 m	1,750,000	48. 6. 11	48. 7. 14	

工 事 名	施行場所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	和気町	FCD φ100×286 m S P φ100×25.2 m	2,049,000	48. 6. 11	48. 7. 21	
"	観音寺町	FCD φ150×47.3.2 m " φ100×6 m	4,500,000	48. 7. 2	48. 9. 20	
配水管移設工事	室堂町	FCD φ200×110.5 m	1,288,000	48. 7. 2	48. 9. 20	
配水管布設工事	葛の葉町	FCD φ200×77 m	1,781,000	48. 7. 17	48. 7. 31	
和田浄水場 管理室改造、空調 設備、電気設備工事	和田町	操作室増築 A=36.08 m ² 薬注室改造 バックアップ型エフコン22,500 kcal/H×1台 9,000 kcal/H×1台 電気設備工事一式	16,571,000	48. 7. 20	49. 3. 20	
和田浄水場 渡橋架設工事	"	鋼橋 0.9 m×91.05 m×2.95 m 鋼製階段 3ヶ所	2,500,000	48. 7. 21	48. 12. 10	
配水管布設工事	葛の葉町	FCD φ150×357.8 m " φ100×1.8 m " φ75×9.4 m	3,517,000	48. 8. 1	48. 8. 30	
"	箕形町	FCD φ150×766.2 m " φ100×362.1 m " φ75×767.1 m	10,033,000	48. 8. 1	48. 9. 15	
和田浄水場 地質調査工事	和田町	試験掘 200 m	3,600,000	48. 9. 1	48. 10. 10	

配水管布設工事	浦田町 銀治屋町	FCD φ200×1.2 m " φ150×2.98 m " φ100×921.89 m	6,263,000	48. 9. 1	48. 10. 31	
"	万町	FCD φ100×754.2 m " φ75×484.4 m	6,070,000	48. 9. 1	48. 10. 31	
"	池田下町	FCD φ150×330.5 m	2,150,000	48. 10. 2	48. 10. 30	
"	"	FCD φ150×16 m " φ100×129.5 m " φ75×5 m	1,361,000	48. 10. 16	48. 10. 30	
"	万町	FCD φ200×58.95 m	2,186,000	48. 10. 25	48. 11. 15	
配水管架替工事	浦田町	S P φ200×44.5 m FCD φ200×26.8 m V P φ75×6 m	1,534,000	48. 10. 25	48. 12. 10	
配水管移設工事	小田町	FCD φ100×29.5 m " φ75×3 m	2,808,000	48. 11. 1	48. 11. 30	
配水管布設工事	唐園町	FCD φ75×168.6 m	1,028,000	48. 12. 1	49. 1. 30	
"	桑原町	LGP φ300×48.5 m " φ150×48.5 m	2,026,000	48. 12. 10	49. 2. 28	
道路本復旧工事	伯太町	復旧面積 385.84 m ²	1,445,000	48. 12. 23	49. 1. 15	

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	施 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	小 田 町	FCD φ100×280 m HIVP φ75× 5 m	2,484,000	49. 1. 10	49. 1. 31	

ハ 配水管整備事業

(工事費1,000円以上)

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
配水管布設工事	尾 井 町	FCD φ200×358 m " φ100× 3.9 m	円 4,867,000	48. 4. 12	48. 6. 11	
"	太 町 尾 井 町 王 子 町	FCD φ300×330.9 m " φ150× 1.9 m " φ100× 6.1 m	5,877,000	48. 5. 20	48. 6. 19	

3. 業務量
(1) 業務量

区分	本年度	前年度	増減	前年度対比率
受水量	8,921,028 m ³	8,065,834 m ³	855,194 m ³	1.11
大阪府よりの受水量	4,593,120	3,039,590	1,553,530	1.51
泉北水道よりの受水量	925,204	1,880,080	△ 954,876	0.49
光明池土地改良区よりの受水量	1,415,490	1,863,630	△ 448,140	0.76
自己水源	1,987,214	1,282,534	704,680	1.55
一日平均受水量	24,441	22,098	2,343	1.11
配水量	8,799,137 m ³	7,918,046 m ³	881,091 m ³	1.11
一日平均配水量	24,107	21,693	2,414	1.11
給水量(有収水量)	7,623,962	6,913,369	710,593	1.10
一日平均給水量	20,887	18,941	1,946	1.10
有収率	86.6%	87.3%		
総人口	116,094人	108,238人	7,856人	1.07
給水人口	104,645人	100,789人	3,856人	1.04
総戸数	32,182戸	28,313戸	3,869戸	1.14
給水戸数*	29,445戸	26,719戸	2,726戸	1.10
普及率(人口)	90.1%	93.1%		
"(戸数)	91.5%	94.4%		

種別	用途別	給水量	率	栓数	率
専用せ人	家 事 用	6,078.808 m ³	79.7%	26,627 栓	97.5%
計	官公署・学校・病院用	510.407	6.7	111	0.4
量	揚屋 営業用	88,334	1.1	9	0
せ	工 場 用	425,536	5.6	61	0.2
人	学校及公共プール用	30,581	0.4	0	0
	臨 時 用	104,975	1.4	317	1.2
共用せ人	家 事 用	15,810	0.2	52	0.2
連用せ人	"	369,511	4.9	143	0.5
合 計		7,623.962	100	27,320	100

(2) 事業収益に関する事項

区分	本年度		前年度		増減
	金額	率	金額	率	
営業収益	612,128,562円	96.9%	586,986,613円	92.4%	25,141,949円
営業外収益	19,282,886	3.1	48,053,797	7.6	△ 28,770,911
合 計	631,411,448	100	635,040,410	100	△ 3,628,962
1ヶ月平均収益	52,617,621		52,920,034		
1日平均収益	1,729,894		1,739,837		

(3) 事業費用に関する事項

区 分	本 年 度		前 年 度		増 減
	金 額	率	金 額	率	
営業費用	514,564,853 円	84.3 %	494,474,186 円	84.0 %	20,090,667 円
営業外費用	95,895,155	15.7	94,113,460	16.0	1,781,695
合 計	610,460,008	100	588,587,646	100	21,872,362
1ヶ月平均費用	50,871,667		49,048,971		
1日平均費用	1,672,493		1,612,569		

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(4) 工事請負契約 (500万円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
48. 5. 20	5,877,000 円	和泉上水道配水管整備事業 配水管布設工事	白川建設 白川盛男
48. 6. 25	7,526,000	和泉上水道第3回拡張事業	新陽電機水道工業所 河野市久寿
48. 7. 20	8,420,000	進入道路築造工事	榑果本鉄工所 平野順次
48. 7. 20	16,571,000	和泉上水道改良工事、管理室改造工事及空調電気工事	" "
48. 8. 1	10,033,000	配水管布設工事	新陽電機水道工業所 河野市久寿
48. 8. 24	6,070,000	" "	鈴木水道工業所 鈴木初夫

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
48. 9. 1	6,263,000円	和泉上水道改良工事 配水管布設工事	高田鉄工水道工業所 高田 繁 男
48. 11. 19	7,907,000	和泉上水道第3回拡張事業	堺 栗本鉄工所 平野 順次
49. 1. 19	13,816,000	"	堺 中野組 中野 吉雄
49. 1. 19	8,177,000	"	白川建設 白川 盛男

(ロ) 物品購入契約 (300万円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
48. 7. 27	3,124,210円	ダクタイルA型1種セメントライニング直管 φ 75×4m 17.1本外2点	西海機材製作所 朝長 敏浩
"	3,663,300	φ 400×6m 5.5本外1点	"
48. 10. 31	3,736,800	φ 200×5m 2.16本	"
48. 12. 17	3,494,600	φ 200×5m 2.02本	"

(2) 企業債の概況

(イ) 企業債

1. 企業債発行総額	2,025,700,000円
内本年度発行額	287,000,000円
2. 償還額	431,065,643円
内本年度償還額	38,724,254円
本年度未償還額	1,594,634,357円

昭和48年度和泉市水道事業会計収益費用明細書

款		収 益 の 部			備 考	
項	目	節	金 額			
水道事業収益	営業収益		631,411,448円			
			612,128,562			
		給水収益	514,988,727			
		受託工事収益	21,511,650			
		その他の営業収益	受託工事収益	21,511,650		
				75,623,185		
			手数料	1,189,275		
			材料売却収益	71,938,910		
			補償金	2,500,000		
				19,282,886		
営業外収益	受取利息		4,919,204			
			4,832,414			
			15,490			
			71,300			

収		益		の		部			
款	項	目	節	金	額	備	考		
		雑収益			4,363,682円				
		他会計補助金	雑収入		4,363,682				
			他会計補助金		10,000,000				
収益合計					10,000,000				
					631,411,448				

費		用		の		部				
款	項	目	節	金	額	備	考			
水道事業費用	営業費用	原水及浄水費			610,460,008円					
					514,564,853					
					200,250,648					
			給料		30,324,421	予算額	30,783,000円			
			手当等		28,659,344	〃	28,671,000円			
			賃金		251,000					
			法定福利費		5,692,864			予算額	6,279,000円	
旅費		72,760								
			被服費		189,700					

備用品費	763,934		
燃料費	331,535		
印刷製本費	147,153		
通信運搬費	179,451		
委託料	999,395		
手教料	17,040		
賃借料	368,460		
修繕料	2,164,789		
動力費	17,039,365		
薬品費	11,502,281		
材料費	495,394		
受水費	94,453,032		
請負工事費	6,383,730		
補償金	220,000		
	68,309,243		
給料	16,549,589	予算額	17,902,000 円
手当等	15,907,812	"	17,293,000 円
法定福利費	3,083,010	"	3,658,000 円
旅費	21,650		
		配水及給水費	

款	項	目	節	金	類	備	考
			被服費	110,800 円			
			備用品費	871,035			
			燃料費	329,545			
			印刷製本費	99,688			
			賃借料	222,644			
			修繕料	4,613,870			
			路面復旧費	593,514			
			材料費	3,619,502			
			請負工事費	22,281,584			
		受託工事費		20,843,870			
			路面復旧費	1,302,800			
			請負工事費	19,541,070			
		業務費		57,432,229			
			報酬	1,893,600			
			給料	22,062,101		予算額	22,063,000 円
			手当等	16,107,540		"	16,119,000 円
			法定福利費	4,220,495		"	4,221,000 円
			旅費	1,790			

	被服費	305,500	
	備用品費	360,875	
	燃料費	161,815	
	印刷製本費	1,366,822	
	通信運搬費	148,870	
	委託料	8,901,571	
	手教料	1,470,600	
	修繕料	75,850	
	報償金	354,800	
		50,051,718	
	給料	17,353,149	予算額 17,357,000 円
	手当等	13,801,903	" 13,807,000 円
	賃金	169,400	
	法定福利費	3,154,700	予算額 3,302,000 円
	旅費	476,270	
	被服費	29,540	
	退職給与金	3,000,000	予算額 3,000,000 円
	報償金	5,000,000	
	厚生費	817,960	
	總係費		

款	項	目	節	金額	備	考
			備用品費	1,239,904円		
			燃料費	172,500		
			光熱水費	314,989		
			印刷製本費	897,428		
			通信運搬費	234,110		
			委託料	980,000		
			手教料	50,650		
			賃借料	15,320		
			修繕料	116,410		
			広告料	170,000		
			研修費	396,000		
			交際費	395,792	予算額	400,000円
			食糧費	241,059		
			舍費負担金	257,640		
			保険料	674,894		
			諸謝金	56,500		
			公課費	35,600		
		減価償却費		55,230,729		

			有形固定資産 減価償却費	55,120,729	
			無形固定資産 減価償却費	110,000	
	資産減耗費			2,203	
			棚卸資産減耗費	2,203	
	その他の営業費用			62,444,213	
			材料売却原価	62,444,213	
	営業外費用			95,895,155	
			支払利息及 企業債取扱諸費	94,895,155	
			企業債利息	90,255,468	
			一時借入金利息	4,234,599	
			企業債手数料及 取扱諸費	405,088	
	雑支出			1,000,000	
			雑支出	1,000,000	
	費用合計			610,460,008	

有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却引当金	年度未償却未済高	備考
有形固定資産	円 2,210,683,892	円 595,142,710	円 139,340,889	円 2,666,485,713	円 262,820,993	円 2,403,664,720	
土地	65,464,783	0	0	65,464,783	0	65,464,783	
施設用・地	65,464,783	0	0	65,464,783	0	65,464,783	
建物	95,291,469	459,000	0	95,750,469	8,325,398	87,425,071	
事務所用建物	28,960,000	0	0	28,960,000	1,251,072	27,708,928	
施設用建物	66,331,469	459,000	0	66,790,469	7,074,326	59,716,143	
構築物	1,561,582,943	135,046,365	577,000	1,696,052,308	173,840,689	1,522,211,619	
原水及浄水設備	163,336,527	0	0	163,336,527	15,029,810	148,306,717	
配水及給水設備	1,348,780,134	134,931,365	577,000	1,483,134,499	152,203,632	1,330,930,867	
その他構築物	49,466,282	115,000	0	49,581,282	6,607,247	42,974,035	
機械及装置	181,021,574	2,386,000	0	183,407,574	54,824,258	128,583,316	
電気設備	76,874,480	1,318,000	0	78,192,480	14,366,165	63,826,315	
ポンプ設備	34,910,782	473,000	0	35,383,782	11,469,871	23,913,911	
塩素滅菌設備	7,632,186	0	0	7,632,186	3,385,055	4,247,131	
その他機械装置	61,604,126	595,000	0	62,199,126	25,603,167	36,595,959	
量水器	44,456,385	7,502,100	210,095	51,748,390	17,641,455	34,106,935	

車輛及運搬具	5,858,753	1,600,000	0	7,458,753	3,452,686	4,006,067
自 動 車	5,858,753	1,600,000	0	7,458,753	3,452,686	4,006,067
工具器具及備品	14,153,347	3,293,060	0	17,446,407	4,736,507	12,709,900
建設仮勘定	242,854,638	444,856,185	138,553,794	549,157,029	0	549,157,029
和泉上水道 第3回拡張事業	105,241,273	292,153,694	3,150	397,391,817	0	397,391,817
和泉上水道 改良工事	137,613,365	126,130,491	138,550,644	125,193,212	0	125,193,212
配水管整備事業	0	26,572,000	0	26,572,000	0	26,572,000
総 計	2,210,683,892	595,142,710	139,340,889	2,666,485,713	262,820,993	2,403,664,720

無 形 固 定 資 産 明 細 書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
無形固定資産	901,200円	0円	0円	110,000円	791,200円	
水 利 権	560,000	0	0	50,000	510,000	
借 地 権	300,000	0	0	60,000	240,000	
電話加入権	41,200	0	0	0	41,200	
総 計	901,200	0	0	110,000	791,200	

企業債明細書

種 類	発行年月日	発行総額	償 還 高		未償還残高	発行価格	利 率	償還終期	借 入 先
			当年度償還高	償還高累計					
昭和28年度 地方公営企業 等資金	昭和 29. 4. 15	3,000,000	301,322	3,000,000	0	円 3,000,000	6分5厘	昭和 48. 11. 1	大蔵省 資金運用部
昭和29年度	30. 3. 22	16,000,000	1,507,475	14,392,947	1,607,053	16,000,000	"	49. 11. 1	"
昭和30年度	31. 4. 27	16,000,000	1,402,864	14,504,468	1,495,532	16,000,000	"	50. 3. 1	"
昭和31年度	32. 5. 31	24,000,000	1,136,225	11,747,655	12,252,345	24,000,000	"	57. 3. 1	"
昭和32年度	33. 5. 30	30,000,000	1,309,989	13,544,243	16,455,757	30,000,000	"	58. 2. 1	"
昭和34年度	35. 5. 30	3,000,000	119,394	1,032,547	1,957,453	3,000,000	"	60. 2. 1	"
昭和35年度	36. 2. 28	18,000,000	659,789	5,705,999	12,294,001	18,000,000	"	61. 2. 1	"
昭和36年度	37. 5. 21	29,000,000	997,127	8,130,007	20,869,993	29,000,000	"	62. 2. 1	"
"	37. 5. 21	7,000,000	240,686	1,962,414	5,037,566	7,000,000	"	"	"
昭和37年度	38. 4. 9	30,000,000	985,468	6,960,996	23,039,004	30,000,000	"	63. 2. 1	"
"	38. 4. 9	9,000,000	285,422	2,327,174	6,672,826	9,000,000	"	"	"
"	38. 10. 22	34,000,000	1,096,608	8,362,686	25,637,314	34,000,000	"	"	"

借

入

資

本

金

昭和38年度	39, 3. 10	17,000,000	505,725	3,856,642	13,143,358	17,000,000	"	64, 2. 1	"
"	39, 4. 21	34,000,000	1,028,659	7,266,078	26,733,922	34,000,000	"	"	"
昭和39年度	40, 3. 20	41,000,000	1,144,115	8,081,622	32,918,378	41,000,000	"	65, 2. 1	"
"	40, 3. 27	10,000,000	294,848	1,516,657	8,483,343	10,000,000	"	"	"
昭和40年度	41, 3. 25	88,000,000	1,602,126	8,241,113	79,758,887	88,000,000	"	71, 2. 1	"
"	41, 5. 10	16,000,000	291,296	1,498,385	14,501,615	16,000,000	"	"	"
"	41, 9. 28	3,800,000	67,938	417,805	3,382,195	3,800,000	"	"	"
昭和41年度	42, 4. 25	36,000,000	598,225	3,613,461	32,386,539	36,000,000	"	72, 3. 1	"
"	42, 10. 27	128,000,000	2,129,028	12,739,305	115,260,695	128,000,000	"	"	"
昭和42年度	43, 12. 25	67,000,000	1,176,354	3,314,906	63,685,094	67,000,000	"	"	"
"	44, 5. 30	17,000,000	275,983	777,708	16,222,292	17,000,000	"	73, 3. 1	"
昭和43年度	45, 3. 20	70,000,000	1,051,894	2,964,182	67,035,818	70,000,000	"	74, 3. 1	"
"	46, 3. 25	96,000,000	0	0	96,000,000	96,000,000	"	75, 3. 1	"
昭和44年度	47, 3. 31	78,000,000	0	0	78,000,000	78,000,000	"	77, 3. 1	"
昭和45年度	48, 8. 15	125,000,000	0	0	125,000,000	125,000,000	"	78, 3. 1	"

種 類	発行年月日	発行総額	償 還 高		未償還残高	発行価格	利 率	償還終期	借 入 先
			当年度償還高	償還高累計					
昭和47年度 地方公営企業 等資金	昭和 48. 12. 20	26,000,000	0	0	26,000,000	円 26,000,000	6分7厘5耗	昭和 78. 3. 1	大蔵省 資金運用部
昭和48年度	49. 3. 25	106,000,000	0	0	106,000,000	106,000,000	7分5厘	79. 3. 1	"
昭和35年度	36. 3. 20	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	7分6厘	44. 3. 20	公営企業金 總公庫 (横濱)
昭和36年度	37. 3. 20	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	7分4厘	"	"
昭和37年度	38. 3. 20	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	"	"	"
"	"	6,000,000	0	6,000,000	0	6,000,000	"	"	"
昭和38年度	39. 3. 20	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	7分3厘	"	"
"	"	6,000,000	0	6,000,000	0	6,000,000	"	"	"
昭和39年度	40. 3. 20	14,000,000	0	14,000,000	0	14,000,000	"	"	"
昭和40年度	41. 3. 20	36,000,000	0	36,000,000	0	36,000,000	"	"	"
"	41. 3. 30	40,000,000	0	40,000,000	0	40,000,000	"	"	"
昭和41年度	42. 3. 20	72,000,000	3,570,438	14,872,992	57,127,008	72,000,000	7 分	65. 3. 20	"
"	42. 3. 28	7,000,000	350,000	1,400,000	5,600,000	7,000,000	"	"	"

借 入 資 本 金

昭和42年度	43. 3. 20	40,000,000	2,000,000	6,000,000	34,000,000	40,000,000	"	66. 3. 20	"
昭和43年度	44. 3. 20	9,000,000	450,000	900,000	8,100,000	9,000,000	"	67. 3. 20	"
"	"	175,400,000	8,352,380	41,761,920	133,638,080	175,400,000	"	65. 3. 20	"
昭和44年度	45. 3. 20	39,000,000	1,950,000	1,950,000	37,050,000	39,000,000	"	68. 3. 20	"
昭和45年度	46. 3. 20	49,000,000	0	0	49,000,000	49,000,000	6分7厘	69. 3. 20	"
昭和46年度	47. 3. 20	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000	"	70. 3. 20	"
昭和47年度	48. 3. 20	56,000,000	0	0	56,000,000	56,000,000	6分4厘	71. 3. 20	"
"	48. 3. 22	8,000,000	0	0	8,000,000	8,000,000	"	"	"
昭和48年度	49. 3. 20	54,000,000	0	0	54,000,000	54,000,000	7分7厘	74. 3. 20	"
昭和31年度	32. 4. 25	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000	6分5厘	42. 3. 31	郵政省簡保 局(復還済)
昭和32年度	33. 5. 28	3,000,000	134,376	1,337,838	1,662,162	3,000,000	"	58. 3. 31	"
昭和35年度	36. 5. 31	25,000,000	917,073	7,931,045	17,068,955	25,000,000	"	61. 3. 31	"
昭和36年度	37. 5. 25	23,000,000	791,427	6,452,848	16,547,152	23,000,000	"	62. 3. 31	"
昭和30年度 第1回公算費	30. 11. 10	4,000,000	0	4,000,000	0	4,000,000	7分3厘	44. 11. 10	埼玉友銀行 (復還済)
昭和31年度	31. 12. 25	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	"	38. 12. 25	" (")

種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	発行価格	利率	償還終期	借入先
			当年度償還高	償還高累計					
昭和39年度 第1回公募債	昭和40. 5. 28	77,000,000 ^円	0 ^円	77,000,000 ^円	0 ^円	77,000,000 ^円	7分5厘	昭和44. 3. 25	住友銀行 (償還済)
"	"	3,000,000	0	3,000,000	0	3,000,000	"	"	泉州銀行
昭和46年度	47. 3. 31	4,500,000	0	0	4,500,000	4,500,000	"	54. 3. 31	住友銀行
"	"	4,500,000	0	0	4,500,000	4,500,000	"	"	泉州銀行
昭和47年度	48. 8. 31	10,500,000	0	0	10,500,000	10,500,000	8分	55. 8. 31	住友銀行
"	"	10,500,000	0	0	10,500,000	10,500,000	"	"	泉州銀行
昭和48年度	49. 3. 30	7,500,000	0	0	7,500,000	7,500,000	9分2厘	56. 3. 30	住友銀行
"	"	7,500,000	0	0	7,500,000	7,500,000	"	"	泉州銀行
合計		2,025,700,000	38,724,254	431,065,643	1,594,634,357	2,025,700,000			

和泉監第24号

昭和49年9月7日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

昭和48年度公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により昭和48年度和泉市水道事業決算の関係書類を審査し次のとおり意見書を提出する。

和泉市水道事業決算審査意見

市長より提出された決算書表は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で昭和49年3月31日現在の財政状態並びに同日を以って終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認めた。

細部は審査概要に記述しているとおりであるが、以下審査の過程でとくに留意した事項を記述する。

総 括

本年度収益的収支決算額は収入631,411,448円に対し、支出610,460,008円で差引20,951,440円の純利益を計上している。

本年度は全国的な異状喝水により水資源の重要性が再認識される結果となったが、本市においてもその影響が大きく、市民に節水を呼びかける等その対策に苦慮されたようであるが、その結果収益の根幹である給水収益が514,989千円（前年度比110.7%）と平年度に比して伸び悩むこととなったが、経費節減等関係者の努力により純利益を計上するにいたった。また、営業費用については、本年度中に検針、徴収委託を廃止したことによりそれら職員の補充をはかった関係上、人件費は180,168千円（前年度比136.5%）と大幅な増加を示した。

本市水道事業は、本年度、以上のとおり、一応利益を計上したとはいふものの、その経営状態は相次ぐ資本費の増大、人件費の増加等により、決して安泰といえるものではない。

とくに第3回拡張事業執行の財源の多くを企業債に依存している現在、将来財政面に与える影響は少くないものと思われる。

水道料金の口座振替の促進等、経営合理化のための企業努力を怠ることなく、将来にわたって経営の健全性を維持されることを望むものである。

審 査 概 要

1. 収益的収支について

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	6 3 1, 4 1 1, 4 4 8 円
収益的支出額	6 1 0, 4 6 0, 0 0 8 円
差 引	2 0, 9 5 1, 4 4 0 円

この結果20,951,440円の当年度純利益を生じており、繰越欠損金年度末残高207,373円を差し引いた20,744,067円が当年度末処分利益剰余金として計上されている。

2. 資本的収支について

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	4 7 2, 8 9 5, 2 0 0 円
資本的支出額	4 9 4, 9 0 1, 7 2 5 円
差 引	2 2, 0 0 6, 5 2 5 円

この結果22,006,525円の不足額を生じているが、この不足額については、当年度損益勘定留保資金で補てんされている。

3. 計数の正否

以上の数字は関係帳簿及び証拠書類と照合の結果それぞれ一致して誤りのないことを確認した。

4. 予算の執行歩合

(1) 収益的収支

収益的収入は、当初予定額632,794,000円予算現額627,460,000円に対し決算額631,411,448円で予算現額に対する収入率は100.6%となっている。

予算現額は当初予算に比して18,494,000円の減となっているが、これは、異常漏水による給水収益の減少により減額補正されたものである。また、決算内訳は営業収益612,128,562円(構成比96.9%)営業外収益19,282,886円(構成比3.1%)とともに予算を上廻って収入されている。

このうち営業収益は予算に比して2,828,562円の収入増となっているが、これは、給水収益で約989,000円材料売却収益で約1,828,000円の増収なったことによるものである。収益的支出は、当初予算額631,686,000円予算現額626,242,000円に対し、決算額610,460,008円で予算現額に対する執行率は、97.5%となっている。

予算現額は当初予算に比して5,444,000円の減となっている。これは、営業費用において職員給与費等で1,658,4000円の追加補正を行なったこと、また、営業外費用において企業債借入繰延ともない利息の減少額2,202,8000円を減額補正したことにより差引5,444,0000円の減となったものである。なお、不用額1,455,6147円を生じているが、この主な内訳は原水及浄水費で1,008,5352円及び配水及給水費3,550,757円である。

(2) 資本的収支

資本的収入は前年度繰越額11,600,0000円を含め予算現額4,775,00000円に対し、決算額4,728,952,000円で執行率99.0%となっている。

この内訳は企業債2,870,000,000円(構成比60.7%)負担金4,500,0000円(構成比1.0%)工事負担金1,813,952,000円(構成比38.3%)であるが、企業債は第3回拡張事業執行のため、政府資金等を借入れたものである。

資本的支出は、前年度繰越額1,364,708,04円を含め予算現額5,045,958,04円に対し決算額4,949,017,25円で執行率98.1%となっている。また、継続費通次繰越額3,111,240円を含めた執行率98.7%である。

決算額内訳は、建設改良費4,561,774,71円(構成比92.2%)企業債償還金3,372,425,4円(構成比7.8%)となっているが、建設改良費の主な内訳は拡張工事費2,322,230,00円改良工事費1,262,841,92円である。

5. 営業成績について

当事業年度における、営業成績は収益的収入額6,314,114,48円に対し、支出額6,104,600,08円で差引2,095,1440円の純利益を生じている。

また、これを営業収支のみで見た場合、収入額6,124,285,62円に対し、支出額5,145,648,53円で9,756,3709円の収入超過となっており、前年度営業収入超過額9,251,2427円に比して、5,051,282円の伸張を示している。

なお、営業成績についての当初計画と決算実績の比較は次表のとおりであるが、それぞれ順調な執行状況を示している。

区 分	計 画	実 績	増 減 (△)	率 (%)
給 水 戸 数	28,800 戸	29,445 戸	△ 645 戸	△ 0.2
年間総給水量	7,712,000 m ³	7,623,932 m ³	△ 88,068 m ³	△ 11.6
給 水 収 益	537,294千円	514,989千円	△ 22,305千円	△ 4.3
営 業 費 用	512,537千円	514,565千円	2028千円	0.4
支 払 利 息	119,039千円	94,895千円	△ 24,144千円	△ 25.4

また、決算実績を前年度と比較した場合は、次表のとおりであるが、給水収益については、前年度に比して10.7%の増収となっているものの、平年度に比して著しく低率を示している。これは、梅雨期から夏期時にかけて異状漏水が続いたため、節水した結果給水収益が伸び悩んでものである。

また、営業費用についても、経費の節減を図った結果4.0%と僅かの増加にとどまっている。

区 分	48年度	47年度	増 減 (△)	率 (%)
給 水 戸 数	29,445 戸	26,719 戸	3,774 戸	14.1
年間総給水量	7,623,962 m ³	6,913,369 m ³	710,593 m ³	10.2
給 水 収 益	514,939千円	465,113千円	49,876千円	10.7
営 業 費 用	514,565千円	494,474千円	20,091千円	4.0
支 払 利 息	94,895千円	94,113千円	782千円	0.8

(1) 営業収益について

営業収益は612,128,562円は前年度586,986,613円に比して251,419,499円(4.2%)とわずかながら増加を示している。この内訳は次表のとおりであるが、受託工事収益その他営業収益については、ともに前年度を下廻る結果となっている。その他営業収益の減収は、材料売却収益が前年度に比して、9,772,077円減少したことによるものである。

の引上げによるものである。なお、職員数は前年度より12名増加の77名となっているが、これらの職員は主として検針徴収関係に配置されている。

費用構成比較

(単位千円)

区 分	48年度		47年度		増減△額	率(%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)		
1. 職員給与費	180,168	29.5	133,141	22.6	48,637	36.5
(1) 基本給	96,060	15.8	70,931	12.1	25,129	35.4
(2) 手当	64,532	10.5	46,693	7.9	17,839	38.2
(3) 賃金	420	0	1,609	0.3	△ 1,139	△ 73.9
(4) 退職給与費	3,000	0.5	2,000	0.3	1,000	△ 50.0
(5) 法定福利費	16,156	2.7	11,908	2.0	4,248	35.7
2. 支払利息	94,490	15.5	94,109	16.0	381	0.4
3. 減価償却費	55,231	9.0	54,142	9.2	1,089	2.0
4. 受水費	94,453	15.4	89,814	15.3	4,639	5.2
5. 動力費	17,039	2.8	14,908	2.5	2,131	14.3
6. 薬品費	11,502	1.9	13,034	2.2	△ 1,532	△ 11.8
7. その他	157,577	25.9	189,440	33.1	△ 31,863	△ 16.8
合 計	610,460	100	588,588	100	21,872	3.7

6. 剰余金処分計算書

当年度末処分利益剰余金は、20,744,067円で減価積立金に1,100,000円計上され、残額19,644,067円は翌年度へ繰越されている。減価積立金については法第32条第1項の規定により法定積立金として義務づけられているものであり、処分計算書は適正に作成されているものと認めた。

業 務 実 績 表

項 目	昭和46年	昭和47年	昭和48年	備 考
総 人 口	103,976人	108,238人	116,094人	年度末現在推計市内総人口
計 画 給 水 人 口	165,000人	165,000人	165,000人	拡張計画による給水人口
現 在 給 水 人 口	91,168人	100,789人	104,645人	年度末現在市内給水人口
普 及 率	87.7%	93.1%	90.1%	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{総人口}} \times 100$
給 水 戸 数	24,668戸	26,719戸	29,445戸	年度末現在
配 水 量	6,782,457 m^3	7,918,045 m^3	8,799,137 m^3	年間総量
給 水 量	5,803,452 m^3	6,913,369 m^3	7,623,932 m^3	有収水量年間総量
有 収 水 量 率	85.5%	87.3%	86.6%	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$
配 水 管 延 長	24.4Km	25.5Km	24.8Km	年度末現在
職 員 数	62人	65人	77人	年度末現在(臨時減員を含む)
1 m^3 当り費用	79円81銭	69円61銭	69円15銭	総費用(受託工事費及びその他の営業費用を除く) 有 収 給 水 量
1 m^3 当り収益	90円31銭	83円73銭	80円00銭	総収益(受託工事収益を除く) 有 収 給 水 量
1 m^3 当り給水収益	67円24銭	67円28銭	67円55銭	給水収益 有収給水費

予 算 決 算

(イ) 収益の収支

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比(%)
1. 営業収益	609,300	612,128	△2,828	100.5
給水収益	514,000	514,988	△988	100.2
補償金	—	—	—	—
受託工事収益	21,500	21,512	△12	100.5
その他	73,800	75,628	△1,828	102.5
2. 営業外収益	18,100	19,283	△1,183	106.5
受取利息	4,100	4,919	△819	120.0
雑収益	4,000	4,364	△364	109.1
他会計補助金	10,000	10,000	0	100.0
合 計	627,400	631,411	△4,011	100.6

(ロ) 資本の収支

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比(%)
1. 企業債	291,000	287,000	4,000	98.6
2. 工事負担金	182,000	181,395	605	98.7
3. 補助金	4,500	4,500	0	100.0
4. 固定資産売却代金	—	—	—	—
合 計	477,500	472,895	4,605	99.0

比 較 表

(単位千円)

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比%
1. 営 業 費 用	5 2 9,1 2 1	5 1 4,5 6 5	1 4,5 6 5	9 7.2
原水及浄水費	2 1 0,3 3 6	2 0 0,2 5 1	1 0,0 8 5	9 5.2
配水及給水費	7 1,8 6 0	6 8,3 0 9	3,5 5 1	9 5.1
受託工事費	2 1,5 0 0	2 0,8 4 4	6,5 6	9 6.9
業 務 費	5 7,8 4 3	5 7,4 3 2	4 1 1	9 9.3
給 係 費	5 0,3 8 0	5 0,0 5 2	3 2 8	9 9.3
減価償却費	5 4,1 4 2	5 5,2 3 1	△ 1,0 8 9	1 0 2.0
資産減耗費	6 0	2	5 8	3.3
そ の 他	6 3,0 0 0	6 2,4 4 4	5 5 6	9 9.1
2. 営 業 外 費 用	9 7,0 2 1	9 5,8 9 5	1,1 2 6	9 8.8
支払利息及び企 業債取扱諸費	9 6,0 2 1	9 4,8 9 5	1,1 2 6	9 8.8
雑 支 出	1,0 0 0	1,0 0 0	0	1 0 0.0
3. 予 備	1 0 0	0	1 0 0	0
合 計	6 2 6,2 4 2	6 1 0,4 6 0	1 5,7 8 2	9 7.5

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比%
1. 建 設 改 良 費	4 6 5,8 7 1	4 5 6,1 7 8	9,6 9 3	9 7.9
事 務 費	9,1 5 5	8,7 3 7	4 1 7	9 5.4
拡張工事費	2 8 4,9 1 6	2 8 2,2 2 3	2,6 9 3	9 9.1
改良工事費	1 2 6,3 5 0	1 2 6,2 8 4	6 6	9 9.9
鶴山台水道施設 改 良 費	—	—	—	
営業設備費	1 3,0 5 0	1 2,3 6 2	6 8 8	9 4.7
配水管整備費 事 業 費	3 2,4 0 0	2 6,5 7 2	5,8 2 8	8 2.0
2. 企業債償還金	3 8,7 2 5	3 8,7 2 4	1	9 9.9
合 計	5 0 4,5 9 6	4 9 4,9 0 2	9,6 9 5	9 8.1

比 較 損 益

収 益 の 部		4 8 年 度	4 7 年 度
1. 営 業 収 益	(1) 給 水 収 益	5 1 4,9 8 9	4 6 5,1 1 4
	(2) 補 償 金	—	5 0 0 0
	(3) 受 託 工 事 収 益	2 1 5 1 2	3 4 2 1 0
	(4) そ の 他	7 5,6 2 8	8 2,6 6 3
	小 計	6 1 2,1 2 9	5 8 6,9 8 7
2. 営 業 外 収 益	(1) 受 取 利 息	4,9 1 9	4,5 6 8
	(2) 雑 収 益	4,3 6 4	2 3,4 8 6
	(3) 他 会 社 補 助 金	1 0,0 0 0	2 0,0 0 0
	小 計	1 9,2 8 3	4 8,0 5 4
	収 益 合 計	6 3 1,4 1 2	6 3 5,0 4 1

費 用 の 部		4 8 年 度	4 7 年 度
1. 営 業 費 用	(1) 原 水 及 浄 水 費	2 0 0,2 5 1	1 7 9,7 3 2
	(2) 配 水 及 給 水 費	6 8,3 0 9	7 5,0 7 2
	(3) 業 務 費	5 7,4 3 2	4 2,1 9 1
	(4) 総 係 費	5 0,0 5 2	3 1,6 8 3
	(5) 減 価 償 却 費	5 5,2 3 1	5 4,1 4 1
	(6) 資 産 減 耗 費	2	4,2 8 0
	(7) 受 託 工 事 費	2 0,8 4 4	3 1,5 8 7
	(8) そ の 他	6 2,4 4 4	7 5,7 8 7
小 計	5 1 4,5 6 5	4 9 4,4 7 4	
2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息	9 4,8 9 5	9 4,1 1 3
	雑 支 出	1,0 0 0	0
	小 計	9 5,8 9 5	9 4,1 1 3
費 用 合 計	6 1 0,4 6 0	5 8 8,5 8 7	
差 引 純 利 益		2 0,9 5 2	4 6,4 5 4

計 算 書

(單位千円)

比 較	增 減 率 (%)	備 考
49,875	10.7	
△ 5,000	—	
△ 12,698	△ 37.1	
△ 7,035	△ 8.5	
25,142	4.2	
351	7.6	
△ 19,122	△ 81.4	
△ 10,000	△ 50.0	
△ 28,771	△ 59.8	
△ 4,000	△ 0.6	

比 較	增 減 率 (%)	備 考
20,519	11.4	
△ 6,763	△ 9.0	
15,241	36.1	
18,369	58.0	
1,090	2.0	
△ 4,279	△ 100.0	
△ 10,743	△ 34.1	
△ 13,343	△ 17.6	
20,091	4.0	
782	0.8	
1,000	0	
1,782	1.9	
21,873	3.7	
△ 17,873	△ 38.5	

比 較 貸 借

資 産 の 部				
科 目	決 算 額	期 首	差 額	増減率(%)
I 固定資産				
(1) 有形固定資産				
(イ) 土地	65,465	65,465	0	0
(ロ) 建物	87,425	88,725	△1,300	△1.4
(ハ) 構築物	1,522,212	1,424,686	97,526	6.8
(ニ) 機械及装置	123,583	137,525	△8,942	△6.5
(ホ) 量水器	34,107	29,037	5,070	17.5
(ヘ) 車輛及運搬具	4,006	3,675	331	9.0
(ト) 工具器具及備品	12,710	10,970	1,740	15.9
(チ) 建設仮勘定	549,157	242,856	306,301	126.1
小 計	2,403,665	2,002,939	400,726	20.0
(2) 無形固定資産				
(イ) 水利権	510	560	△50	△8.9
(ロ) 借地権	240	300	△60	△20.0
(ハ) 電話加入権	41	41	0	0
小 計	791	901	△110	△12.2
(3) 投資				
(イ) 股資有価証券	19	419	△400	△95.4
固定資産合計	2,404,475	2,004,259	400,216	20.0
II 流動資産				
(1) 現金預金	52,448	33,882	△18,566	△54.7
(2) 未収金	58,310	89,855	△31,545	△35.1
(3) 保管有価証券	1,300	1,300	0	0
(4) 貯蔵品	47,625	32,080	15,545	48.5
小 計	159,683	157,117	2,566	1.6
資産合計	2,564,158	2,161,376	402,782	18.6

対 照 表

(単位千円)

負債の部				
科 目	決 算 額	期 首	差 額	増減率(%)
I 固定資産				
(1) 引当金	4,702	2,629	2,073	78.9
小 計	4,702	2,629	2,073	78.9
II 流動負債				
(1) 一時借入金	0	0	0	0
(2) 未払金	13,729	32,537	△18,808	△57.8
(3) 前受金	30,292	53,435	△23,143	△43.3
(4) 預り金	1,200	13,397	△12,197	△91.0
(5) 預り担保有価証券	1,300	1,300	0	0
小 計	46,520	100,659	△54,149	△53.8
負債合計	51,222	103,298	△52,076	△50.4
資本の部				
科 目				
I 資本金				
(1) 自己資本金	11,870.3	11,870.3	0	0
(2) 借入資本金	159,463.4	134,635.9	24,827.5	18.4
小 計	171,333.7	146,506.2	24,827.5	16.9
II 剰余金				
(1) 資本剰余金				
(イ) 国庫補助金	3,948	3,948	0	0
(ロ) 府補助金	6,778	6,778	0	0
(ハ) 工事負担金	73,371.2	54,781.6	18,589.6	33.9
(ニ) 受贈財産評価額	3,441.7	3,441.7	0	0
小 計	77,885.5	59,295.9	18,589.6	31.4
(2) 利益剰余金				
(イ) 繰越損金年度末残高	△207	△4,639.6	△4,618.9	99.5
(ロ) 当年度純利益	20,951	46,453	△25,502	△54.9
小 計	20,744	57	20,687	36,292.9
剰余金合計	79,959.9	59,301.6	20,658.3	34.8
資本合計	251,293.6	205,807.8	45,485.8	22.1
負債資本合計	256,415.8	216,137.6	48,678.2	22.5

その1 性質科目別前年対比

種 別	48年度	47年度	増 減 (△)	増減率 (%)
給 水 収 益	514,989	465,114	49,875	10.7
補 償 金	0	5,000	△ 5,000	△100.0
そ の 他	75,623	82,663	△ 7,035	△ 8.5
受 託 工 事 収 益	21,512	34,209	△12,697	△ 59.0
収 入 総 額	612,129	586,987	25,142	4.3
支 払 利 息	94,490	94,109	381	0.4
人 件 費	180,168	133,141	47,027	35.3
受 水 費	94,453	39,814	4,639	5.2
減 価 償 却 費	55,231	54,142	1,089	2.0
動 力 費	17,039	14,908	2,131	14.3
薬 品 費	11,502	13,034	△ 1,532	△ 11.8
そ の 他	157,577	189,440	△31,863	△ 16.8
支 払 総 額	610,460	588,588	21,872	3.7

その2 性質科目別総額対比

(単位千円)

種 別	48年度	総額対比 (%)	47年度	総額対比 (%)
給 水 収 益	514,989	84.1	465,114	79.2
補 償 金	0	0	5,000	0.9
受 託 工 事 収 益	21,512	3.5	34,209	5.8
そ の 他	75,628	12.4	82,663	14.1
収 入 総 額	612,129	100.0	586,987	100.0
支 払 利 息	94,490	15.5	94,109	16.0
人 件 費	130,168	29.5	133,141	22.6
受 水 費	94,453	15.5	89,814	15.3
減 価 償 却 費	55,231	9.1	54,142	9.2
動 力 費	17,039	2.8	14,908	2.5
薬 品 費	11,502	1.9	13,034	2.2
そ の 他	157,577	25.7	189,440	32.2
支 払 総 額	610,460	100.0	588,588	100.0

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。
- 水道部長（田中稔君） それではただ今上程されました昭和48年度和泉市水道事業会計決算について、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本議会の認定に付すべく提出させていただきましたものでございます。

内容につきましては、本年度の事業報告から申しますと、給水の状況におきましては、夏期のあの全国的な異状渇水にもかかわらず、需要家の協力並びに職員及び関係者の努力により、大きな断減水もなく何とか送水することが出来ました。また、建設改良工事の概況につきましては、和泉上水道第3回拡張事業は、前年度に引続き和田浄水場、浄水池築造工事、ポンプ電気計装設備工事と配水管布設工事を、改良工事については、水量増強と水圧確保のため、市内一円に配水管布設工事をそれぞれ施行しました。

普及の状況につきましては、昭和49年3月31日現在、総人口116,094人に対し給水人口104,645人で、給水普及率は戸数別で91.5%、人口別で90.1%、有収率86.6%と相なっております。

それでは簡単に決算報告書以下について申し上げます。

3ページの収益的収入及び支出について収入より申しますと、第1款、水道事業収益は、予算額合計6億2,740万円に対し決算額6億3,141万1,448円となっております。この内訳は、第1項の営業収益で予算額合計6億930万円に対し決算額6億1,212万8,562円、第2項営業外収益、予算額合計1,810万円に対し決算額1,928万2,886円となっております。

一方、支出につきましては、第1款、水道事業費用予算額合計6億2,624万円に対し決算額6億1,046万0,008円、不用額1,578万1,992円となっておりますが、不用額については、受水費、その他であります。

決算額の内訳は、第1項営業費用予算額合計5億2,912万1,000円に対し決算額5億1,456万4,853円、第2項、営業外費用予算額合計9,722万1,000円に対し決算額9,589万5,155円となっております。

次に、建設改良工事を主とする資本的収入及び支出について申します。

まず収入では、第1款、資本的収入予算額合計4億7,750万円に対し決算額4億7,289万5,200円であります。その内訳は、第1項、企業債予算額合計2億9,100万円に対し決算額2億8,700万円で、予算額に比し400万円収入減となっております。これは配水管整備事業債3,000万円に係る工事を前年度より繰り越して施行予定しておりましたところ、新

設道路工事の関連により、企業債400万円借り入れしなかった結果でございます。第2項、負担金予算額合計450万円に対し決算額450万円。これは一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。第3項、工事負担金予算額合計1億8,200万円に対し決算額1億8,139万5,200円。これは計画外路線の配水管布設工事負担金と、特別開発負担金でございます。

一方、支出におきましては、第1款、資本的支出予算額合計5億459万5,804円に対し決算額4億9,490万1,725円。その内訳は、第1項、建設改良費予算額合計4億6,587万0,804円に対し決算額4億5,617万7,471円で、この内容につきましては継続事業の第3回拡張事業費に2億9,095万9,564円、改良工事費に1億2,628万4,192円、配水管整備事業費に2,657万2,000円と、営業設備費に1,236万1,715円支出しており、翌年度へ繰り越される継続費過次繰越額311万1,240円を除き、658万2,093円の不用額を生じております。これは先の収入の部、企業債不用額400万円と、一般財源充当額の合計が不用額となっております。なお、これら工事概要につきましては、20ページに記載いたしております。

次に、第2項、企業債償還金は、予算額合計3,872万5,000円に対し決算額3,872万4,254円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,200万6,525円は、営業費用中、現金支出を伴わない減価償却費、いわゆる内部留保資金でもって補てんしておるものであります。

次に、7頁の昭和48年度和泉市水道事業損益計算書について申し上げます。

これは昭和48年度における本市水道事業の経営成績を明らかにするものでございまして、簡単にご説明いたしますと、営業収益では給水収益5億1,498万8,727円と受託工事収益2,151万1,650円及びその他の営業収益7,562万8,185円ありますが、その他の営業収益のおもなものは、材料売却収益及び一般会計から消火栓維持管理補償金と諸手数料でございます。

以上で営業収益合計6億1,212万8,562円となるものでございます。

次の営業費用でございますが、①の源水及浄水費2億250万6,48円、これは原水の取水並びに浄水の維持作業に要するすべての費用でございます。②配水及給水費6,830万9,243円、これは配水並びに給水に要するすべての費用であります。③受託工事費2,084万3,870円、これは給水関係に係る新設、増設等の受託工事費用であります。④業務費5,743万2,229円、これは検針、調定、集金等の業務に要する費用であります。⑤総係費5,005万1,718円、これは今まで申し上げました費用以外の事業活動全般に関連する費用であります。

⑥減価償却費5,523万7,299円は、有形、無形の固定資産の減価償却費でございます。⑦資産減耗費2,203円、これは毎年3月31日において実施に棚卸いたしますので、これら棚卸資産の減耗費であります。⑧その他の営業費用6,244万4,213円、これはすべて材料売却原価でございます。

以上で営業費用合計5億1,004万4,853円となり、営業収益より差し引きいたしますと、9,756万3,709円の営業利益と相なるものでございます。

次に、これらに営業外収益の①受取利息491万9,240円及び②雑収益436万3,682円並びに一般会計から高料金対策として③の他会計補助金1,000万円を加えますと当年度総利益は1億1,684万6,595円となり、これから営業外費用の①支払利息及企業債取扱諸費9,489万5,155円と、②の雑支出100万円を差し引きいたしますと、当年度純利益は、2,095万1,440円となるものでございます。しかし、昨今の諸資材、物価の高騰と府営水道料金及び電力料の大幅値上げ並びに職員給与の改定等は、昭和49年度において非常に厳しい状態となって参るものと予測いたしておりますが、昭和48年度決算においては、前年度に引続いてどうにか純利益が計上されたものであります。

なお、この損益計算書の詳細につきましては、29ページ以下の収益費用明細書の通りでございます。

次に、9頁の剰余金計算書に移ります。

利益剰余金の部から申しますと、前年度より繰り越された未処分利益剰余金5,631,779円に③の繰越利益剰余金減少高として過年度損益修正額26万3,690円を差引きしますと、繰越利益剰余金が逆に繰越欠損金年度末残高として20万7,373円となり、これに当年度純利益2,095万1,440円を加えますと、48年度末未処分利益剰余金2,074万4,067円となる次第であります。

次に、資本剰余金の部でございますが、今年度は①国庫補助金、②府補助金、④受贈財産評価額とも発生及び処分ともございませんので、全額翌年度へ繰り越されておりますが、③工事負担金につきましては、先に御説明いたしました資本的収入中、新設消火栓の負担金450万円と、工事及び開発負担金1億8,139万5,200円の合計1億8,589万5,200円発生しております。したがって、翌年度繰越資本剰余金は7億7,885万4,583円となるものであります。

次は剰余金処分利益書(案)であります。当年度末処分利益剰余金2,074万4,067円の内110万円を減債積立金として処分する予定でございます。これは地方公営企業法施行令第24条第1項の規定すなわち企業債を有する企業は、毎事業年度利益が生じた場合、前年度

から繰り越した欠損金を埋めたあと、その残高の20分の1を下らない額を企業債の額に達するまで積み立てなければならぬとされているので、その積立金であります。したがって、残高の1,964万4,067円は翌年度へ繰越すものでございます。

なを貸借対照表につきましては省略させていただき以上、誠に簡単であります。昭和48年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算附属書類として16ページ以下に各明細書を添付しておりますので、これらをご参照いただきまして、何とぞ本決算を認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 16番(横田憲治郎君) 営業収支の伸びが悪いのは説明がありましたし、状況はわかっておりますのですが、受託工事収益がかなりの予算減額となっている理由、おもなもので結構ですが、指摘しておきたいのと、有収率が86%でしたか、漏水の早期発見で20%から10%台にダウンしていることは認めるわけですが、どのような体制になっているか、これ以上は望めないのか、そのへんについてお伺いしておきたい。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 水道部長(田中稔君) お答え申し上げます。

受託工事につきましては、金融引き締めとか、総需要抑制とかで非常に最近、48年度ですが、そういうことで、当初予定しておりました受託工事収益、受託工事の申し込みがなかったということでご理解願いたいと思います。

なお、有収率の向上についてでございますが、私どもは常々、有収率につきましては細心の注意を払っております。特にパトロールの強化等、また、漏水対策の専門職員を付けていろいろ検討しております。したがって、現在の有収率は、府下でも10倍ぐらいにランクされておりますが、これで決して満足しておりません。さらに、90%台に持っていくべく鋭意努力いたしておるものでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) 具体的なことは、いずれ委員会付託になると思いますので…。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

本件については十分審議をお願いしたいと思います。

なお、本決算の審査につきましては、昨日の議会運営委員会の決定に基づき、決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任についても、先の議会運営委員会でご了承願っておりますので、今会

期中に選任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長(坂上国治君) 日程第3「昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第2号

昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、昭和48年度和泉市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

認定第2号参考資料

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 略

2～3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付きなければならない。

5～6 略

昭和48年度

和泉市病院事業会計決算書

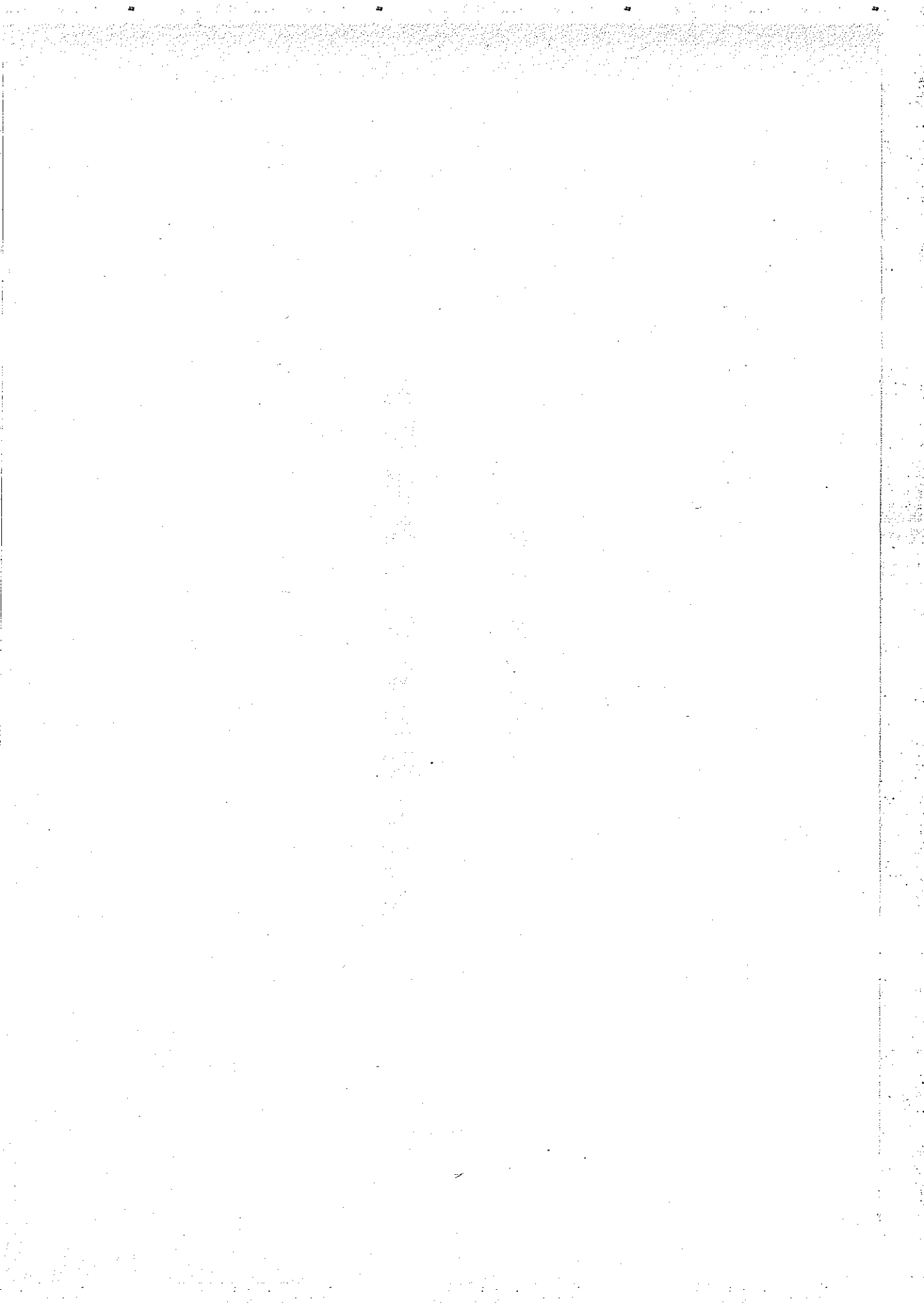
和泉市立病院

決算概要

収益の収入額	465,891,484 円
収益の支出額	628,750,728
当年度純損失	162,859,239
前年度繰越欠損金	218,926,714
欠損金累計	381,785,953
資本の収入額	22,197,709 円
資本の支出額	2,082,598

昭和48年度

和泉市病院事業会計決算書



目 次

1. 決 算 書		
(1) 決 算 報 告 書	2	頁
(2) 損 益 計 算 書	7	
(3) 欠 損 金 計 算 書	9	
(4) 欠 損 金 處 理 計 算 書	9	
(5) 貸 借 對 照 表	10	
2. 決 算 附 屬 書 類		
(1) 事 業 報 告 書	15	
(2) 資 金 収 支 表	31	
(3) 収 益 費 用 明 細 書	32	
(4) 固 定 資 產 明 細 書	42	
(5) 企 業 債 明 細 書	43	
參 考 資 料		
財 務 分 析 表	44	
經 營 分 析 表	45	

昭和48年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予			算		額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合	計				
第1款 病院事業収益	円 394,005,000	円 68,964,000	円 0	円 462,969,000	円 465,891,484	円 2,922,484			
第1項 医業収益	357,425,000	58,910,000	0	411,335,000	414,245,010	2,910,010			
第2項 医業外収益	36,580,000	15,054,000	0	51,634,000	51,646,474	12,474			

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	考 備
	当初予算額	補正予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額				
第1款 病院事業費用	円 558,126,000	円 76,712,000	円 0	円 0	円 0	円 634,838,000	円 0	円 634,838,000	円 0	円 6,087,277	
第1項 医業費用	512,592,000	80,621,000	0	0	0	593,213,000	0	593,213,000	0	3351,895	
第2項 医業外費用	45,234,000	△3,909,000	0	0	0	41,325,000	0	38,889,618	0	2435382	
第3項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	

期間外収入

区 分	予 算 額				予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計		
第1款 期間外収益	円 0	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 0	
第1項 期間外収益	0	20,000,000	0	20,000,000	0	

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額					決算額	予算額に比 べ決算額の 増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額 に係る財源 充当額	継続費 遞次繰越額 に係る 財源充当額			
第1款 資本的収入	円 22,189,000	円 0	円 22,189,000	円 0	円 0	円 22,189,000	円 8,709	
第1項 他会計繰入金	22,189,000	0	22,189,000	0	0	22,189,000	0	
第2項 貸付金償還金	0	0	0	0	0	0	8,709	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			不 用 額	備 考	
	予		算		額		決 算 額	地方公 管企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	通 次 繰越額			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公 管企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	通 次 繰越額						
第1款 資本的支出	22,189,000	0	0	22,189,000	0	0	22,189,000	0	0	0	106,402	円
第1項 建設改良費	12,000,000	1,297,000	0	13,297,000	0	0	13,297,000	0	0	0	104,670	円
第2項 企業借償還金	3,956,000	0	0	3,956,000	0	0	3,956,000	0	0	0	88	円
第3項 割賦金償還金	1,233,000	0	0	1,233,000	0	0	1,233,000	0	0	0	864	円
第4項 病院建設調査費	5,000,000	△1,297,000	0	3,703,000	0	0	3,703,000	0	0	0	780	円

昭和48年度和泉市病院事業損益計算書

(昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで)

(単位 円)

1. 医業収益		
(1) 入院収益	208,640,459	
(2) 外来収益	191,458,533	
(3) その他医業収益	<u>14,146,018</u>	414,245,010
2. 医業費用		
(1) 給与費	342,048,206	
(2) 材料費	175,377,857	
(3) 経費	52,795,482	
(4) 減価償却費	15,066,425	
(5) 資産減耗費	0	
(6) 研究修費	<u>4,573,135</u>	589,861,105
医業損失		175,616,095

3. 医業外収益

(1) 受取利息及配当金	1,118,160
(2) 他会計補助金	46,679,075
(3) 患者外給食収益	2,869,590
(4) その他医業外収益	<u>979,649</u>

当年度総損失

123,969,621

4. 医業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	34,498,717
(2) 患者外給食材料費	<u>4,890,901</u>

38,889,618

当年度純損失

162,859,239

昭和48年度和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで)

	欠 損 金 の 部	(単位 円)
1. 前年度繰越欠損金		238,926,714
2. 繰越欠損金減少額		
期間外収入	<u>20,000,000</u>	20,000,000
3. 当年度純損失		<u>162,859,239</u>
当年度未処理欠損金		<u>381,785,953</u>

昭和48年度和泉市病院事業欠損金処理計算書

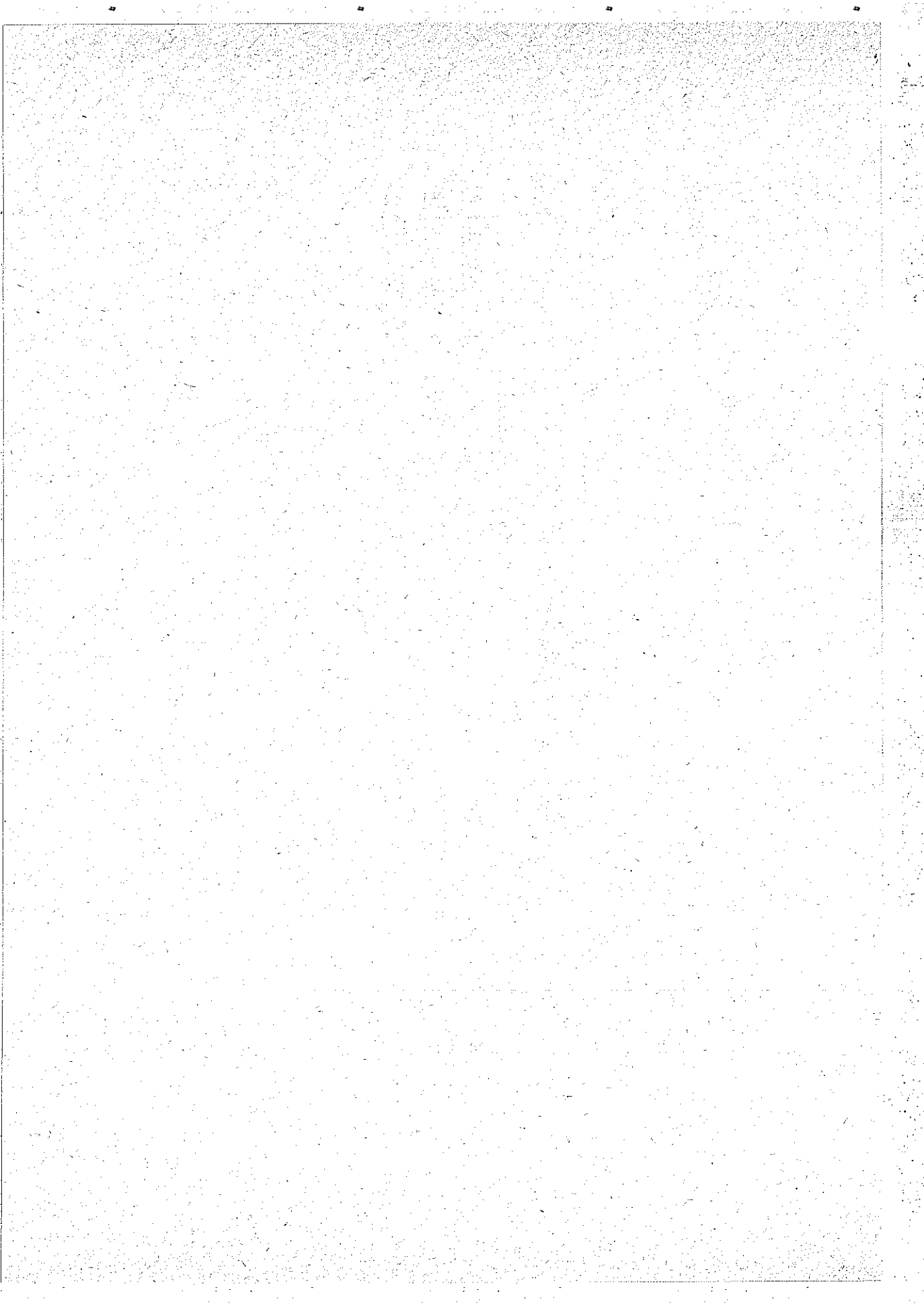
	(単位 円)
1. 当年度未処理欠損金	381,785,953
2. 欠損金処理額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越欠損金	<u>381,785,953</u>

昭和48年度和泉市病院事業貸借対照表

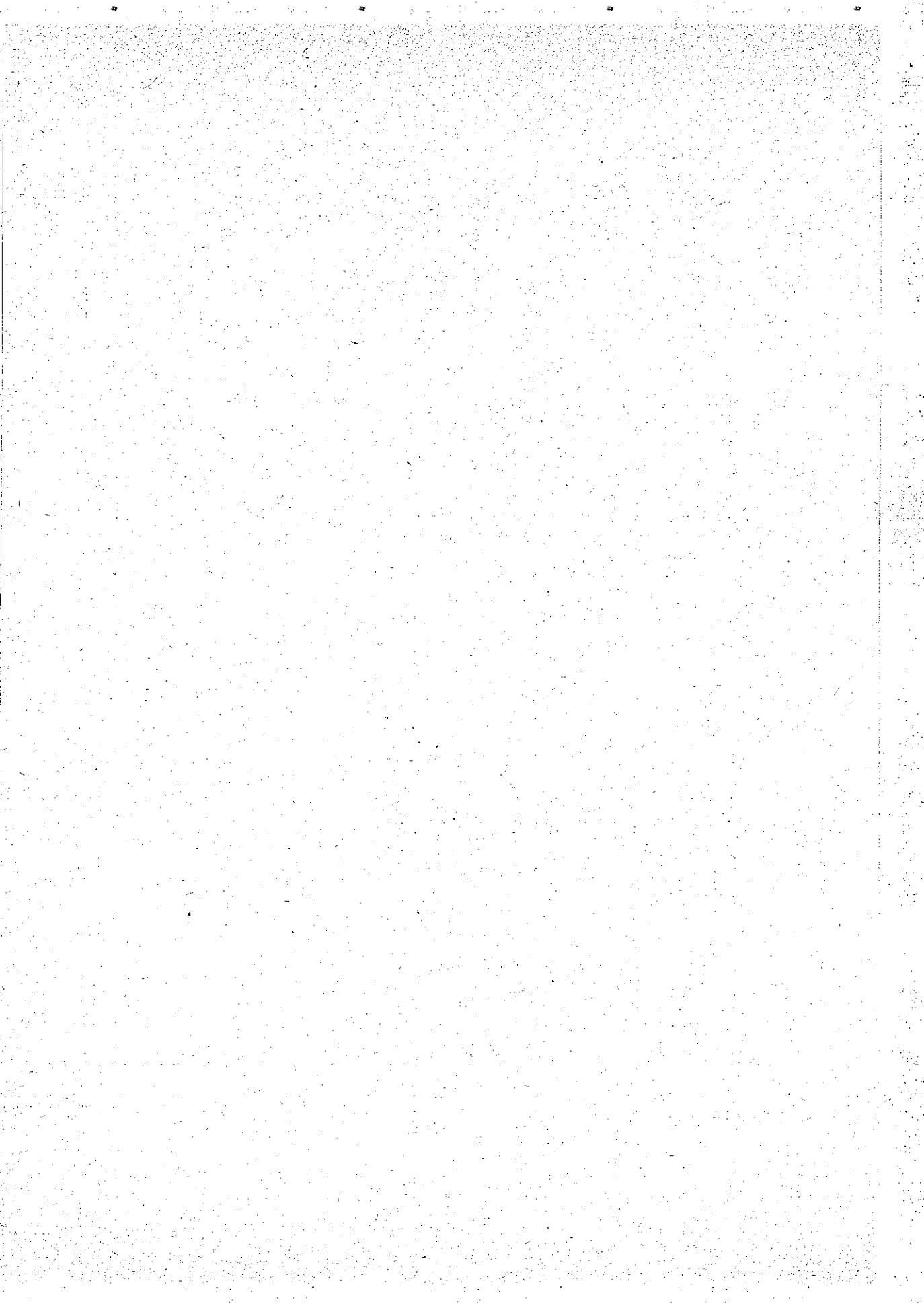
(昭和49年3月31日現在)

	資	産	の	部	(単位 円)
1. 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
1. 土 地					90,316,210
2. 建 物			240,415,659		
建物減価償却引当金			<u>17,560,328</u>		22,855,331
3. 構 築 物			2,848,487		
構築物減価償却引当			<u>822,630</u>		2,025,857
4. 車 輜			1,240,000		
車輜減価償却引当金			<u>370,512</u>		869,488
5. 器 械 及 備 品			27,660,875		
器械備品減価償却引当			<u>9,658,791</u>		18,002,084
6. 建 設 仮 勘 定					<u>3,702,220</u>
有形固定資産合計					337,771,190

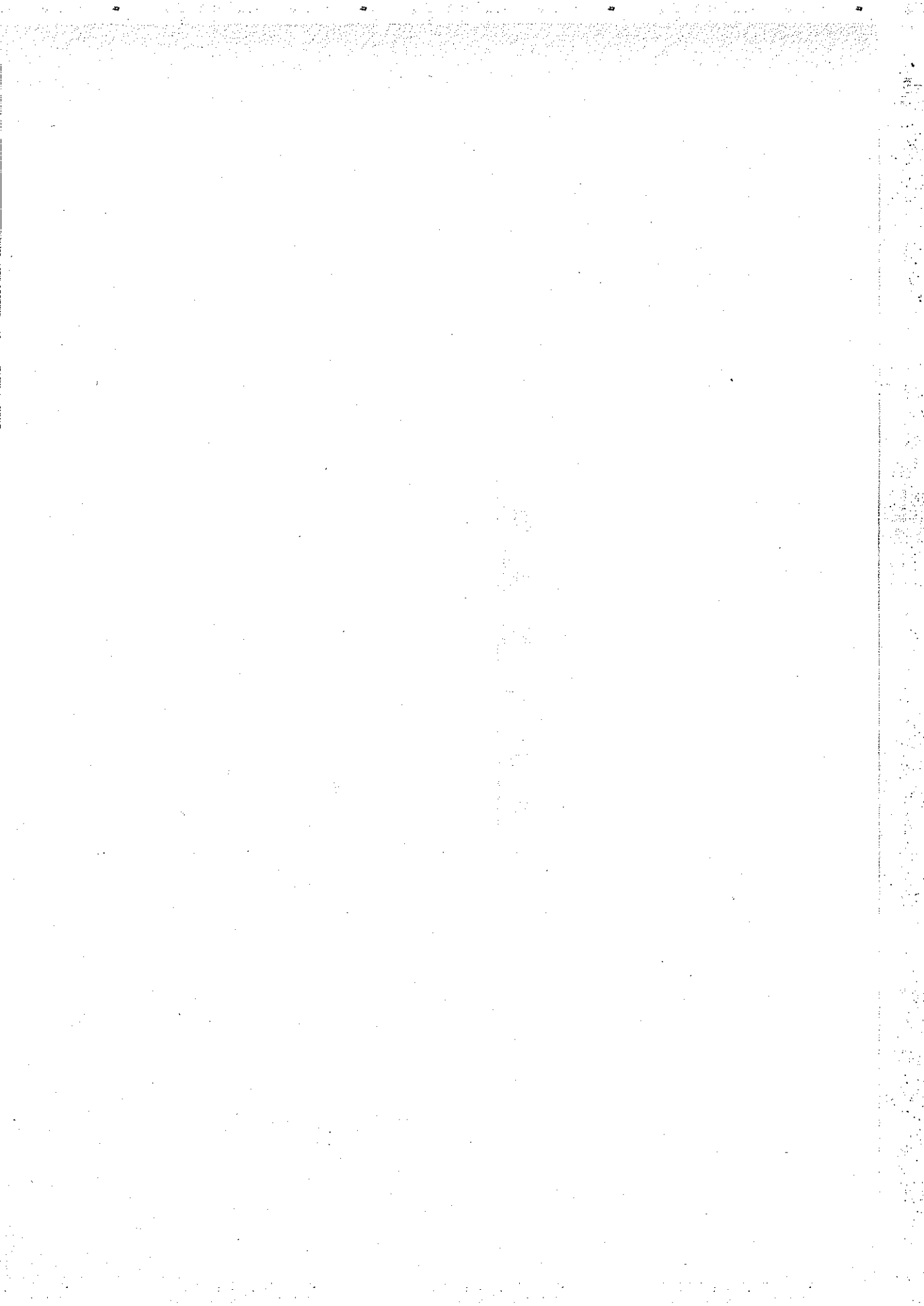
(2) 投資		
1. 投資有価証券	138,124	
2. 長期貸付金	<u>1,299,235</u>	
投資合計		<u>1,437,359</u>
固定資産合計		339,208,549
2. 流動資産		
(1) 現金預金	10,580,024	
(2) 未収金	112,744,494	
(3) 貯蔵品	8,022,677	
(4) 前払金	<u>750,000</u>	
流動資産合計		<u>132,097,195</u>
資産合計		<u>471,805,744</u>
負債の部		
3. 個定負債		
(1) 個定負債	<u>21,562,379</u>	



1. 企 業 債		<u>198,646,488</u>	
資 本 金 合 計			<u>334,979,859</u>
6. 剩 余 金			
(1) 利 益 剩 余 金			
1. 繰 越 欠 損 金		218,926,714	
2. 当 年 度 欠 損 金		<u>162,859,239</u>	
利 益 剩 余 金 合 計			<u>Δ381,785,953</u>
剩 余 金 合 計			<u>Δ381,785,953</u>
資 本 合 計			<u>Δ 46,806,094</u>
負 債 資 本 合 計			<u>471,305,744</u>



決 算 附 屬 書 類



昭和48年度和泉市病院事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

当病院では、年々の利用者増加、並びに医療高度化の情勢に対処し、和泉市民の基幹病院としての機能を充実、向上させるために医療器械設備の整備に努めました。

昭和48年度中の当病院の利用者数は、入院患者延46,047人（一日平均126.2人） 外来患者延80,790人（一日平均272.9人）で、前年度に比較して入院では1,684人（一日平均4.5人）3.5%減ですが、外来では4,864人（一日平均18.1人）6.4%増の診断治療を行っております。入院での延数減少したのは老人患者の入院増加による病床回転率の悪化があずかっていると推察されます。

次に財政面からみた場合、事業収益465,892千円に対し、事業費用628,751千円であり、差引162,859千円の純損失が生じました。

収益については医療収益414,245千円、医療外収益51,647千円で、前年度に比べ医療収益で52,005千円増、率にして14.4%増収となり、医療外収益では12,707千円増収となっております。

一方、費用については医療費用589,861千円、医療外費用38,890千円で、前年度に比べ医療費用119,880千円25.5%、医療外費用5,312千円15.8%の増大となりました。これらの内訳で主なものは、給与費87,399千円34.3%増、材料費25,262千円16.8%、経費3,002千円6.0%、支払利息5,408千円18.6%とそれぞれ前年度に比べ

大しました。これら必要経費増は諸物価高騰及び職員給与費改訂等によるものであります。昭和49年2月1日付で診療報酬の改訂はありますが、費用に見合ふ収益は保障されず、一般会計よりの補助金46,679千円を受け入れましたが、尚162,859千円の純損失を生じる結果となりました。

以上、当病院運営の状況について申述べましたが、病院増築の計画を早急に具体化して、市民の健康を守る市立病院としての機能を高めることに努めると共に、より一層患者サービスの向上に努力する所存であります。

(1) 診療状況

本年度中の外来患者 延80,790人 1日平均外来患者数 272.9人
 入院患者 延46,047人 " 入院 " 126.2人

各科別の診療状況

増減	外 来		科 別	入 院		増 減
	昭和47年度	昭和48年度		昭和48年度	昭和47年度	
0.7%	33,988人	34,229人	内 科	33,076人	32,663人	1.3%
△2.6	7,186	7,002	外 科	4,207	5,294	△20.5
4.7	20,392	21,359	整形 外科	6,469	7,061	△8.4
33.3	10,181	13,566	小 児 科	2,295	2,713	△15.4
10.9	4,179	4,634	神 経 科			
6.4	75,926	80,790	合 計	46,047	47,731	△3.5

(ロ) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
議案第40号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	48年7月26日	48年7月26日
議案第56号	昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	48年10月2日	48年10月2日
認定第2号	昭和47年度和泉市病院事業会計決算認定について	48年10月2日	48年12月17日
議案第71号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	48年12月17日	48年12月17日
議案第5号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算	49年3月15日	49年3月29日
議案第21号	昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	49年3月18日	49年3月18日

3. 業 務 量
(1) 業 務 量

(1) 各科別外来入院診療数

(単位 人)

外 来 診 療 数		科 別		入 院 診 療 数		
医師1人当り 1日診療数	1日平均診療数	診 療 数	科	診 療 数	1日平均診療数	医師1人当り 1日診療数
16.5	115.5	34,229	内 科	33,076	90.6	12.9
7.9	23.7	7,002	外 科	4,207	11.6	3.9
36.1	72.2	21,359	整 形 外 科	6,469	17.7	8.9
45.8	45.8	13,566	小 児 科	2,295	6.3	6.3
15.7	15.7	4,634	神 経 科			
	272.9	80,790	合 計	46,047	126.2	

(2) 事業収入に関する事項

(1) 医 業 収 益

(単位 円)

初診料	再診料	薬 料	注射料	処置料	手術料	検査料	X線料	入院料	寝具料
6,325,888	9,096,205	138,901,576	693,424,32	7,739,787	9,518,652	36,991,086	20,845,924	45,611,375	2,397,934
看護料	給食料	その他 入院収益	その他 外来収益	室 料 差額収益	公衆衛生 活動収益	医 療 相談収益	その他 医業収益		合 計
20,824,437	27,874,886	2,789,250	1,839,665	11,592,350	110,600	902,928	1,540,140		414,245,010

(ロ) 医業外収益

(単位 円)

受取利息配当金	他会計補助金	患者外給食収益	その他医業外収益		合 計
1,118,160	46,679,075	2869,590	979,649		51,646,474

(ハ) 各科別入院収益及び外来収益

(単位 円)

科別	内科	外科	整形外科	小児科	神経科	合 計
入院収益	139,123,844	29,884,706	28,121,400	11,510,509	0	208,640,459
百分比(%)	66.7	14.3	13.5	5.5	0	100
外来収益	104,502,214	11,716,926	43,756,542	19,975,208	11,507,643	191,458,533
百分比(%)	54.6	6.1	22.9	10.4	6.0	100
合 計	243,626,058	41,601,632	71,877,942	31,485,717	11,507,643	400,989,992
百分比(%)	60.9	10.4	17.9	7.9	2.9	100

4. 会計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 業務委託契約

契約先	契約期間	契約金額	契約の内容	備考
(株)アイ・エム・ピーセンター	48.4 ~ 49.3	1,311,770円	保険診療報酬請求業務委託	
小山(株)	"	2,648,950	基準復具設備業務委託	貸切方式
和泉衛生	"	300,000	塵芥蒐集業務委託	
関西マネジ興業(株)	"	3,120,000	院内清掃業務委託	

(ロ) 器械備品購入契約

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
(株)日本リース	49.3	187,000円	日立外科用X線テレビ	1	放射線室 リース契約3年
日本商事(株)	48.10	96,800	検査用保冷庫	1	検査室
ユニオンメディアカル(株)	48.12	130,000	注腸用自動注入器	1	放射線科
(株)島津製作所	48.12	1,050,000	ビデオテープ(ソニー-VTR)一式	1	放射線科

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
大日医科産業(株)	48・12	140,000円	ネスコウルトラソニックブライザー	1	小児科
"	"	780,000	エレクトロロスバイロメータ	1	内科
"	"	490,000	呼吸抵抗器	1	"
"	"	165,000	自動蒸留水装置	1	検査室
"	"	795,000	日立分光々度計	1	"
田中器械店	"	108,000	佐久間遠心器	1	"
"	"	98,000	定温乾燥器	1	"
三和医理科販売(株)	"	120,000	錠剤ケース	1	薬局
大日医科産業(株)	"	581,000	生物顕微鏡(一式)	1	内科
"	"	150,000	フロッパーブック	1	手術室
平田産業(株)	"	100,000	吸引器	1	"
府中電機(株)	48・6	426,750	クーラー	3	二詰、当直室(事務、看護婦)
日燃銅器(株)	48・12	211,000	スチール棚	8	二三詰、内、外、整、X線

(2) 一時借入金の概況

(単位 円)				
前年度末残高	本年度借入総額	本年度返済総額	本年度末残高	
295,000,000	937,000,000	812,000,000	420,000,000	

(3) 未払金の内訳

区分	金額	備考
建設改良費	2,750,000 円	光明池水路付替改修工事負担金・病院整備基本構想原案委託
器械及備品	4,035,800	大日医科産業(株) 他 8 社
給与用品費	4,726,754	職員諸手当及健保負担金 他 3 月分
薬品費	50,004,990	(株) 三星堂 他 8 社 12 ~ 3 月分
給食材料費	2,778,190	森口商店 他 18 社 2 ~ 3 月分
診療材料費	1,555,330	西本産業(株) 他 14 社 3 月分
医療消耗品費	94,100	田中器械店 他 2 社 #
消耗品費	144,517	(株) 小野商店 他 5 社 #

区	分	金	額	備	考
消	費	101,060	円	府中電機(株)他4社	8月分
光	品	234,880		和泉市水道部	"
燃	水	591,324		澁川礦油店他2社	"
旅	料	1,3510		職員出張旅費	"
印	交	308,081		藤原印刷所他2社	"
修	本	773,380		東和温調工事(株)他7社	"
賃	料	469,884		日本光電工業(株)他2社	"
委	借	883,525		関西マネジ興業(株)他7社	"
諸	託	5,400		大阪府労災指定病院長会	2~3月分
雜	會	850		堺相互タクシー(株)	3月分
交	費	17,000		病院交際費	"
図	費	283,870		(株)独亜書院他3社	"
一	書	122,640		和泉市	"
過	入	109,040		滝岡真智子退職金追加分	47年度分
合	未				
	払				
	金				
	息				
	利				
	息				
	計	69,999,125			

(4) 未収金の内訳

区 分	金 額	備 考
支払基金他保険報酬	661,830 円	10月～1月調定請求分
"	32,382,087	2月
"	35,753,828	3月
個人負担金	622,816	昭和48年度個人請求分
その他未収金	838,821	入院料差額 327,850 その他医業収益 10,760 医業外収益 500,211
和泉市分担金	22,288,000	昭和46年度看護婦寄宿舎建設分
滞納未収金	20,000,000	昭和48年度累積欠損解消のための補助金
	85,012	昭和47年度個人滞納分
	102,303	昭和45年度
	300	昭和44年度
	9,497	昭和43年度
合 計	112,744,494	

(5) 貯蔵品の内訳

区 分	金 額	備 考
薬 品	5,764,484 円	一般投薬用薬品 及 注射薬品
診 療 材 料	1,181,628	注射器、針、カテーテル、ガーゼ、繃帯、その他
給 食 材 料	502,548	米、小麦粉、砂糖、調味料、その他
医 療 消 耗 備 品	37,480	鉗子、鑷子、メス、その他
消 耗 品	354,637	螢光灯、洗剤、文具品、その他
消 耗 備 品	6,200	松葉杖、その他
燃 料	56,000	ポイラー用A重油
食 糧 (茶)	3,370	麦茶、その他
印 刷 物	116,330	診療日報、納品書、封筒、その他
合 計	8,022,677	

(6) 前払金の内訳

区 分	金 額	備 考
窓口準備資金	150,000 円	窓口釣銭用
前 渡 金	600,000	立替払資金

(7) その他の流動負債の内訳

区 分	金 額	備 考
予 納 金	820,000 円	入院前受金
預 り 金	2,630,334	職員源泉所得税 1,124,730 円 職員市民税 582,180 職員健保個人負担金 242,712 日本生命等個人返還分 41,252 他会計仮払金残額 639,460
共 済 基 金	3,100,000	職員共済会預り金
合 計	6,550,334	

資 金 収 支 表

(昭和48年4月1日より昭和49年3月30日まで)

受 入 科 目	金 額	備 考	支 払 科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	34,286,900 円		事業費用	437,924,853 円	
事業収益	393,691,236		建設改良費	10,108,750	
過年度未収金	53,244,598		企業債償還金	3,955,912	
他会計出資金	22,189,000		看護婦宿舍割賦金	1,232,136	
預り金	53,585,176		貯蔵品購入費	113,102,590	
予納金	2,396,000		過年度未払金	52,171,375	
一時借入金	937,000,000		預り金還付	53,080,792	
前払金	156,813		予納金還付	2,452,000	
貸付金	8,709		一時借入金返済	812,000,000	
合 計	1,496,558,432		合 計	1,485,978,408	
本表は正味の現金収支を示すものである。			差引翌年度繰越額	10,580,024	

昭和48年度和泉市病院事業会計収益費用明細書

1. 収益的収支明細書

収 益 の 部

款	項	目	節	金額	備考(予算額)	
病院事業収益	1. 医療収益	1. 入院収益		465,891,484 円	462,969,000 円	
				414,245,010	411,335,000	
			1. 入院収益		208,640,459	204,738,000
				208,640,459		
			2. 外来収益		191,458,533	192,721,000
				191,458,533		
			3. その他医療収益		14,146,018	13,876,000
				11,592,350		
			2. 公衆衛生活動収益		110,600	
			3. 医療相談収益		902,928	
4. 受託検査施設利益		0				
5. その他医療収益		1,540,140				
		421,100				
		356,370				
		270,395				
		265,491				
		226,784				

診療書等文書料
老人医療等協力費
体温計及容器料
入院一部負担金
附添ベッド料他

款	項	目	節	金 額	備 考 (予算額)
	2. 医業外収益			51,646,474 円	51,684,000 円
		1. 受取利息配当金		1,118,160	1,100,000
			1. 受取利息配当金	1,118,160	
		2. 他会計補助金		46,679,075	46,680,000
			1. 他会計補助金	46,679,075	
		3. 患者外給食収益		2,869,590	3,206,000
			1. 患者外給食収益	2,869,590	
		4. その他医業外収益		979,649	648,000
			1. その他医業外収益	979,649	
			患者等電気使用料	270,590	
			" ガス "	115,771	
			" 水 "	223,700	
			" 電話 "	245,204	
			器具汚損その他	124,384	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			3. 職員被服費	436,360 円	
			4. 消耗品費	810,217	
			[診療事務管理]	159,208	
				148,107	
				502,902	
			5. 消耗品備品費	557,507	
			[診療事務管理]	172,559	
				75,544	
				309,304	
			6. 光熱水使用料	891,207.8	
			[電気使用料]	3,828,293	
			[ガス使用料]	1,111,900	
			[水道使用料]	3,971,880	
			7. 燃料費	2662,900	
			[ボイラー]	2,586,490	
			[自動車]	76,410	
			8. 食糧費	78,160	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			15. 諸 会 費	661,340円	
			16. 雑 費	484,480	
			17. 交 際 費	746,497	800,000円
		4. 減 価 償 却 費		15,066,425	16,412,000
			1. 建 物 減 価 償 却 費	9,164,419	
			2. 構 築 物 減 価 償 却 費	411,315	
			3. 器 械 備 品 減 価 償 却 費	5,305,435	
			4. 車 輛 減 価 償 却 費	185,256	
		5. 資 産 減 耗 費		0	1,000
			1. 資 産 減 耗 費	0	
		6. 研 究 研 修 費		4,573,135	4,709,000
			1. 研 究 材 料 費	1,200	
			2. 謝 金	0	
			3. 図 書 費	1,624,495	
			4. 旅 費	2,868,640	
			5. 研 究 雑 費	78,800	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
	2. 医業外費用			38,889,618 円	41,325,000 円
		支払利息及び 1. 企業債取扱諸費		34,498,717	36,934,000
		1. 企業債利息		14,043,264	
		2. 割賦金利息		1,889,604	
		3. 一時借入金利息		18,565,849	
		2. 患者外給食材料費		4,390,901	4,391,000
		1. 患者外給食材料費		4,390,901	
	3. 予備費			0	300,000

2. 期間外収支明細書

款	項	目	金額	備考(予算額)
期間外収益			20,000,000 円	20,000,000 円
	1. 期間外収益		20,000,000	
		果積欠損解消のため 1. の他会計補助金	20,000,000	

2. 資本的収支明細書

款	項	目	金額	備考(予算額)
1. 資本的収入			22,197,709 円	22,189,000 円
	1. 他会計繰入金		22,189,000	
		1. 一般会計繰入金	22,189,000	
	2. 貸付金償還金		8,709	
		2. 貸付金償還金	8,709	

款	項	目	金額	備考(予算額)
1. 資本的支出	1. 建設改良費		22,082,598 円	22,189,000 円
			18,192,330	18,297,000
		1. 工事費	5,296,400	
		2. 器械備品購入費	7,895,930	
	2. 企業債償還金		3,955,912	3,956,000
		1. 企業債償還金	3,955,912	
	3. 割賦金償還金		1,232,136	1,233,000
		1. 割賦金償還金	1,232,136	
	4. 病院建設調査費		3,702,220	3,703,000
		1. 病院建設調査費	3,702,220	

和泉市病院事業会計固定資産明細書

(1) 有形固定資産明細書

(単位 円)

資産の種類	年度当初 現在高	当年度増加	当年度 減少高	年度末現在高	減価償却引当金		年度末 償却未済高	備考
					当年度償却費	償却額累計		
土地	880,735.10	2,242,700	0	903,162.10	0	0	903,162.10	
建物	237,361,959	3,053,700	0	240,415,659	9,164,419	17,560,328	222,855,331	
木造建物	5,984,349	0	0	5,984,349	380,956	773,212	5,211,137	旧宿舍・倉庫・事務宿直室・他
鉄筋建物	148,458,293	0	0	148,458,293	2,468,758	4,931,306	143,526,987	新・旧診療棟・車庫・看護婦宿舎他
鉄骨建物	5,289,000	0	0	5,289,000	161,843	161,843	5,127,157	小児科外来棟
ブロック建物	0	1,790,000	0	1,790,000	0	0	1,790,000	動物研究室
附帯設備	77,630,317	1,263,700	0	78,894,017	6,152,862	11,693,967	67,200,050	電気・ガス・衛生 冷暖房・給排水・ 電話・昇降機設備
構築物	2,848,487	0	0	2,848,487	411,315	822,630	2,025,857	敷地舗装・エレベーター 看護婦宿舎門柱他
器械及備品	19,764,945	7,895,930	0	27,660,875	5,305,435	9,658,791	18,002,084	診療用及び管理用 器械備品
車輦	1,240,000	0	0	1,240,000	185,256	370,512	869,488	患者輸送兼用車
合計	849,288,901	13,192,330	0	862,481,231	15,066,425	28,412,261	334,068,970	

(2) 投資資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
投資有価証券	138,124 円	0 円	0 円	138,124 円	電信電話債券
長期貸付金	1,307,944	0	8,709	1,299,235	医師住宅敷金及電話
合計	1,446,068	0	8,709	1,437,359	

企業債及割賦金明細書

起債年度	借入先	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終期
			当年度償還高	償還高累計			
昭和36年度	大蔵省 資金運用部	10,000,000 円	848,837 円	2,803,450 円	7,196,550 円	年 6分5厘	昭和 62. 2. 1
昭和37年度	"	70,000,000	2,219,955	18,100,247	51,899,753	"	63. 2. 1
昭和42年度	"	40,000,000	1,017,327	4,494,134	35,505,866	"	67. 3. 1
昭和43年度	"	16,000,000	374,793	1,655,681	14,344,319	"	68. 3. 1
昭和46年度	住友銀行	89,700,000	0	0	89,700,000	7分5厘	53. 12. 25
昭和46年度	日本住宅公団	24,642,720	1,232,136	8,080,941	21,562,379	7分8厘	66. 9. 25
合	計	250,342,720	5,188,048	30,188,853	220,208,867		

財務分析表

項目	算式	昭和48年度 %	昭和47年度 %	昭和46年度 %
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$ (千円)	72.0	74.3	76.4
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{総資産}} \times 100$	46.7	49.7	53.9
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	26.6	33.0	42.3
長期資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金}} \times 100$ (△は除く)	95.1	99.4	100.4
不良債務比率	$\frac{\text{不良債務}}{\text{医業収益}} \times 100$	88.0	65.4	51.0
総収益対総費用比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	74.1	79.7	78.1
医業収益対医業費用比率	$\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$	70.2	77.1	77.7
企業債償還額対減価償却額比率	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	26.3	36.9	42.0
資本の収入対資本の支出比率	$\frac{\text{資本の収入}}{\text{資本の支出}} \times 100$	100.5	65.2	88.5

経営分析表

項目	算式	昭和48年度	昭和47年度	昭和46年度
病床利用率	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$	105.1%	109.0%	104.1%
一日平均患者数(入院)	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{診療日数}}$	126.2人	130.8人	124.9人
"(外来)	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{診療日数}}$	272.9人	254.8人	183.5人
患者一人一日当り診療収入	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	3,154円	2,824円	2,575円
"(入院)	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$	4,531円	4,058円	3,339円
"(外来)	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$	2,370円	2,048円	1,940円
患者一人一日当り薬品費	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	1,173円	1,029円	1,013円
"(投薬)	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	764円	673円	618円
"(注射)	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	369円	357円	395円

項 目	算 式	昭和48年度	昭和47年度	昭和46年度
入院患者一人一日当り 給食材料料費	患者給食材料費 年延入院患者数 (千円)	240 円	212 円	185 円
投薬薬品使用効率	投薬薬品収入 投薬薬品払出原価 × 100	148.4 %	127.7 %	190.7 %
注射薬品使用効率	注射薬品収入 注射薬品払出原価 × 100	148.2	148.8	140.8
医薬材料消費率	医薬材料費 入院外来収益 × 100	41.1	40.1	42.6
診療収入に対する割合 (投薬、注射収入)	投薬注射収入 入院外来収益 × 100	52.1	48.6	52.9
" (検査収入)	検査収入 入院外来収益 × 100	9.8	9.1	8.5
" (X線収入)	X線収入 入院外来収益 × 100	5.2	6.1	7.0
医薬材料費対 医業収益比率	医薬材料費 医業収益 × 100	39.7	38.6	40.8
職員給与対 医業収益比率	職員給与 医業収益 × 100	82.6	70.3	66.6

和泉監第24号

昭和49年9月7日

和泉市長 藤木秀夫殿

和泉市監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

昭和48年度公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により昭和48年度和泉市立病院事業決算の関係書類を
審査し次のとおり意見書を提出する。

和泉市立病院事業決算審査意見

市長より提出された決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で、昭和49年3月31日現在の財政状態並びに同日を以って終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認めた。

細部は審査概要に記述しているとおりであるが、以下審査の過程でとくに留意した事項を記述する。

総括

本年度収益的収支決算額は収入465,891,484円に対し支出628,750,723円で、この結果162,859,239円の純損失を生じている。

病院職員の経営健全化に対する努力にもかかわらず、前年度欠損額102,379,065円を大幅に上廻る欠損額を生じたことは、誠に遺憾な結果である。

経営悪化の主な理由は職員給与費の改訂に伴う人件費の増加及び入院患者数の減少による入院収益の頭うちによるものと考えられる。

本年度の場合49年2月1日に平均17.5%の医療費改訂が実施されたが、年度末であったため43年度決算にはほとんど影響があらわれていない。

病院経営の健全化は、現行医療制度の抜本的改正なしに考えられないものと思われるが、市立病院として医療業務を行なっている以上、企業の経済性と本来の目的である公共の福祉増進のため努力しなければならない。

とくに本市の場合、現状では、その規模内容等において、必ずしも市民の要求を満たしているとは、いいがたい面もみられる。住民福祉向上のためにも、現在計画中の病院建設計画を早期に具体化し、市の医療機関の中核としての機能をより一層高めるため努力されたい。

同時に薬品の効率的な使用等、事務の合理化、能率化についても経営的観点より再検討し、病院経営の健全化により一層の努力を望むものである。

審 査 概 要

1. 収益的収支について

収益的収支の決算額は、次のとおりとなっている。

収益的収入額	4 6 5 8 9 1 4 8 4 円
収益的支出額	6 2 8 7 5 0 7 2 3 円
差 引	△ 1 6 2 8 5 9 2 3 9 円

この結果162,859,239円の当年度純損失を生じており、前年度繰越欠損金23,892,671,4円とあわせ、累積欠損金総額は401,785,953円にのぼっているが、一般会計より、累積欠損金解消のため20,000,000円が期間外収入として繰り入れられた関係上、それを差し引いた381,785,953円が当年度末処理欠損金として翌年度へ繰越しされている。

2. 資本的収支について

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	2 2 1 9 7 7 0 9 円
資本的支出額	2 2 0 8 2 5 9 8 円
差 引	1 1 5 1 1 1 円

この結果115,111円の差引残高が生じている。

資本的収入の内訳は、他会計から繰入金22,189,000円と貸付金償還金8,709円である。

また、資本的支出中、建設改良費は13,192,330円となっているが、この内訳は動物研究室新設工筆費1,790,000円自動交換機増設他1,160,000円等の建設費5,296,400円と、エレクトロバイロメーター等の機械備品購入費7,895,930円である。

3. 営業成績について

当事業年度における営業成績は収益的収支で162,859,239円の欠損額を計上している。

これは前年度の欠損金額102,379,065円を大幅に上廻るものであり、本市病院の経営状況は一段と悪化したといえる。これは、医業収支において、収益414,245,010円に対し費用589,861,105円に差引175,616,095円の欠損金を生じたことによるものである。

これを前年度比較した場合、収益自体は前年度に比して52,005,358円(14.4%)と一応の伸張を示しているものの、費用が前年度に比して119,879,666千円(25.5%)もの大幅な増加を示したことにより、営業成績の悪化となり表われたものである。

とくに医業費用中の給与費については、職員給与費の引上げ及び退職給与金の増加にともない前年度254,649,418円に比して、本年度342,048,206円と87,393,788円(34.3%)の大幅な増加を示しており、医業費用中の58.0%を占めるにいたっている。また給与費342,048,206円は医業収益414,245,010円の82.5%にあたり、病院事業経営逼迫の主要な要因となっている。

(1) 医業収益について

医業収益は414,245,010円で前年度362,239,652円に比して、52,005,358円(14.4%)の増加を示している。

しかしながら、医業収益の増加率は前年度の34.0%に比してかなりの低下となっている。とくに入院収益は、前年度増加率26.9%に対し7.7%と頭うちの状況を示している。

医業収益の内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	43年度	47年度	増減△額	率(%)
入院収益	208,640	193,696	14,944	7.7
外来収益	191,459	155,517	35,942	23.1
その他	14,146	13,026	1,120	8.6
計	414,245	362,239	52,006	14.4

(ア) 患者取扱件数等について

取扱患者数は本年度126,837人と前年度123,657人に比して3,180人(2.6%)とわずかに増加しているが、入院患者については、前年度に比して1,684人(3.5%)減少している。

これにより、病床利用率も前年度109.0%から105.1%と減少を示しているが、これは老人患者等、長期入院患者が増加した関係上、病床回転率が悪化したものと考えられる。

取扱患者数等の前年度比較は次表のとおりである。

区 分	48年度	47年度	増 減 (△)	率 (%)
取 扱 患 者 数	126,837(人)	123,657(人)	3,180(人)	2.6
入 院	46,047	47,731	△1,864	△3.5
外 来	80,790	75,926	4,864	6.4
1日平均取扱患者数	399	386	13	3.4
患者1人1日当り収益	3,266	2,929	337	11.5
病 床 利 用 率	105.1%	109.0%	4.7%	—

(イ) 入院状況について

入院患者数は本年度全体で1,684人(3.5%)の減少を示している。これは先に述べたとおり、病床回転率の悪化によるものと思われるが、小児科においても患者数の減少が見られる。これは、前年度小児科病床として12床利用していたが、本年度病床数を6床に減少させたことによるものである。

なお、1人当り収益が前年度4,058円から4,531円に増加したことにより、入院患者数の減少にも拘らず、入院収益自体は前年度に比して14,944,264円(7.7%)の増加を示している。

(ウ) 外来状況について

外来患者数は、前年度75,926人に対し、本年度80,790人と前年度に比して全体で4,864人の増加を示している。

とくに小児科では前年度に比して3,385人(33.3%)の増加となっているが常勤医師1名が退職した関係上、非常勤の医師で診療を実施しているが患者数の増加にともなう医師の確保についても、なお一層の努力をなされたい。

外 来				種 別	入 院			
47年度		48年度			47年度		48年度	
患者数(人)	1人当り収益(円)	患者数(人)	1人当り収益(円)		患者数(人)	1人当り収益(円)	患者数(人)	1人当り収益(円)
33,988	2,569	34,229	3,053	内 科	32,663	3,610	33,076	4,206
7,186	1,678	7,002	1,673	外 科	5,294	6,903	4,207	7,104
20,392	1,702	21,359	2,049	整形外科	7,061	3,893	6,469	4,347
10,181	1,196	13,566	1,472	小 児 科	2,713	4,325	2,295	5,015
4,179	2,208	4,634	2,483	精神神経科	—	—	—	—
75,926	2,048	80,790	2,370	合 計	47,731	4,058	46,047	4,531

(2) 医業外収益について

医業外収益は5,164,647.4円で前年度3,893,989.6円に比して、1,270,657.8円(32.6%)の増加を示している。

その内訳は次表のとおりであるが、その大部分は他会計補助金で占められており、本年度4,667,907.5円と前年度に比して1,193,307.5円の増加となっている。

(単位千円)

区 分	48年度	47年度	増減△額	率(%)
受取利息配当金	1,118	784	334	42.6
他会計補助金	4,667.9	3,474.6	1,193.3	34.3
患者外給食収益	2,869	2,747	122	4.5
そ の 他	980	663	317	47.8
計	5,164.6	3,894.0	1,270.6	32.6

(3) 医業費用について

医業費用は5,898,611.05円で前年度4,699,814.39円に比して1,198,796.66円(25.5%)の増加を示している。

この内訳は次表のとおりであるが、給与費については職員給与の引上げ等にともない前年度に比して87,398,788円(34.3%)増加を示している。

また研究研修費についても、前年度に比して3,037,175円(19.7%)と大幅な増加となっているが、これは職員の医療技術の向上、専門知識の修得のため、図書整備及び視察研修を実施したことによるものである。

(単位千円)

区 分	48年度	構成比(%)	47年度	構成比(%)	増減額△	率(%)
給 与 費	3,420.48	58.0	2,546.49	54.2	873.99	34.3
材 料 費	1,753.78	29.7	1,501.15	31.9	252.63	16.8
経 費	52.795	9.0	49.794	10.6	3.002	6.0
減価償却費	15.066	2.6	13.404	2.9	1.662	12.4
資産減耗費	0	0	483	6.1	△483	△100
研究研修費	4.573	0.7	1.536	0.3	3.037	197.7
計	5,898.61	100	4,699.81	100	1,198.80	25.5

(4) 医業外費用について

医業外費用は38,889,618円で前年度33,577,174円に比して5,312,444円(15.8%)の増加となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、支払利息の増加は一時借入金の増にともなう、利息の増加によるものである。なお、患者外給食収支は、前年度同様1,521,311円の赤字となっている。

(単位千円)

区 分	48年度	47年度	増減(△額)	率(%)
支 払 利 息	34,499	29,091	5,408	18.6
患者外給食材料費	4,391	4,276	115	2.7
雑 支 出	0	210	△210	△100
計	38,890	33,577	5,312	15.8

4. 未収金について

当年度末現在における未収金総額は112,744,494円であったが、決算審査時においては、このうち90,281,510円が収入されており22,462,784円が未収金として残っている。

これら未収金22,462,784円の内訳は、次表のとおりであるが、個人の入院料等の未収金については、関係者の努力によりそのほとんどが回収されている。

なお、和泉市分担金22,288,000円については、昭和46年度建設の看護婦寄宿舎分担金であり、その性質上当然回収すべきものであるので、市当局と交渉し、早急その回収を図られたい。

未 収 金 内 訳 表 (昭和49年8月1日現在)

項 目 \ 区 分	金 額	構成比(%)	収入金額	差引未払金	構成比(%)
給 付 団 体	68,793	61.0	68,798	0	0
個 人	820	0.7	645	175	0.7
和 泉 市 分 担 金	42,288	37.5	20,000	22,288	99.3
そ の 他	839	0.8	839	0	0
合 計	112,745	100	90,282	22,463	100

5. 未払金について

当年度末現在における未払金総額は69,999,125円となっており、前年度52,280,415円に比して17,718,710円(33.9%)の増加を示している。

未払金の主なものは、薬品費の50,004,990円であるが薬品費については、支払がかなり遅延しているものがみられる。

地方公共団体においても「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の適用があるので資金運用面での適正化を図り、未払金の早期支払に努力されたい。

業 務 実 績 表

項 目		48年度	47年度	前年度に対する比較増減	前年度に対する比率	備 考	
病 床 数		120床	120床	0	100.0		
取 扱 患 者 数	外 来	年 計	80,790人	75,926人	4,864人	106.4	年間延
		一日平均	273人	255人	18人	107.1	
	入 院	年 計	46,047人	47,731人	△1,684人	96.5	年間延
		一日平均	127人	131人	4人	97.0	
	計	年 計	126,837人	123,657人	3,180人	102.6	年間延
		一日平均	399人	386人	14人	103.4	
病 床 利 用 率		105.1%	109.0%	△3.9%	—	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年間病床数}} \times 100$	
入 院 外 来 患 者 比 率		17.55%	15.91%	1.64%	—	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$	
職 員 数	医 師	13人	16人	△3人	81.3		
	薬 劑 師	6人	5人	1人	120.0		
	技 師	13人	13人	0	100.0		
	看 護 婦	55人	56人	△1人	98.2		
	事 務 職 員	19人	20人	△1人	95.0		
	給 食 員	8人	8人	0	100.0		
	そ の 他 職 員	15人	19人	△4人	79.2		
	計	129人	137人	△8人	94.2		
患者1人当り費用		4,651円	3,800円	851円	122.4	$\frac{\text{医業費用}}{\text{年延入院外来患者数}}$	
患者1人当り収益		3,266円	2,929円	337円	111.5	$\frac{\text{医業収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	
患者1人 1日当り 診療収益	入 院	4,531円	4,058円	473円	111.7	$\frac{\text{入院診療収益}}{\text{年延入院患者数}}$	
	外 来	2,370円	2,048円	322円	115.7	$\frac{\text{外来診療収益}}{\text{年延入院患者数}}$	
	計	3,514円	2,824円	690円	124.4	$\frac{\text{入院外来診療収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	

經營分析表

區別	分析項目	昭和46年	昭和47年	昭和48年	算式
構成比率	1. 固定資産構成比率	76.4%	74.3%	72.0%	$\frac{\text{固定資産} + \text{繰延勘定}}{\text{總資産}} \times 100$
	2. 流動資産構成比率	23.6	25.7	20.0	$\frac{\text{流動資産}}{\text{總資産}} \times 100$
	3. 固定負債構成比率	5.6	5.0	4.6	$\frac{\text{固定負債}}{\text{總資本}} \times 100$
	4. 流動負債構成比率	55.9	77.8	105.3	$\frac{\text{流動負債}}{\text{總資本}} \times 100$
	5. 自己資本構成比率	△9.8	△27.5	△52.1	$\frac{\text{自己資本}}{\text{總資本}} \times 100$
財務比率	6. 流動資産対固定資産比率	30.9	34.6	39.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{固定資産} + \text{繰延勘定}} \times 100$
	7. 固定比率	△779.7	△270.4	△138.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{剰余金}} \times 100$
	8. 流動比率	42.3	33.0	26.6	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	9. 現金預金比率	12.2	9.7	2.1	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$
	10. 負債比率	△628.0	△301.4	△392.2	$\frac{\text{負債}}{\text{自己資本}} \times 100$

收 益 率 其 他	11. 固定負債比率	△57.4	△18.3	15.3	$\frac{\text{固定負債}}{\text{自己資本}} \times 100$
	12. 流動負債比率	△570.6	△283.2	△364.2	$\frac{\text{流動負債}}{\text{自己資本}} \times 100$
	13. 總資本利益率	△24.1	△23.2	△45.0	$\frac{\text{當年度純利益}}{\text{平均總資本}} \times 100$
	14. 自己資本利益率	△486.6	△122.9	△170.0	$\frac{\text{當年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$
	15. 純利益對營業收益率	△28.1	△25.5	△35.0	$\frac{\text{當年度純利益}}{\text{總收益}} \times 100$
		△28.8	△29.7	△42.4	$\frac{\text{營業利益}}{\text{營業收益}} \times 100$
	17. 總收益對總費用比率	78.1	79.7	74.1	$\frac{\text{總收益}}{\text{總費用}} \times 100$
		77.7	77.1	70.2	$\frac{\text{營業收益}}{\text{營業費用}} \times 100$
	19. 利子負擔率	9.5	9.1	8.7	$\frac{\text{支払利息}}{\text{平均負債}} \times 100$
	20. 企業選債還源比率	△4.8	5.6	2.2	$\frac{\text{企業償還選債}}{\text{減價償却費} + \text{當年度純利益}} \times 100$

予 算 決 算

(イ) 収益的収支

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比(%)
1. 医 業 収 益	411,335	414,245	△2,910	100.7
入 院 収 益	204,738	208,640	△3,902	101.9
外 来 収 益	192,721	191,459	1,262	99.3
その他医業収益	13,876	14,146	△270	101.9
2. 医 業 外 収 益	51,634	51,646	△12	100.2
受取利息及配当金	1,100	1,118	△18	101.6
他会計補助金	46,680	46,679	1	99.9
患者外給食収益	3,206	2,870	336	89.5
その他医業外収益	648	979	△331	151.1
合 計	462,969	465,891	△2,922	

(ロ) 資本的収支

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比(%)
1. 他会計出資金	22,189	22,189	0	100.0
2. その他収入	0	9	△9	0
合 計	22,189	22,198	9	100.0

比 較 表

(單位千円)

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比%
1. 医業費用	593,213	589,861	3,352	99.4
給 与 費	343,686	342,048	1,638	99.5
材 料 費	175,379	175,378	1	99.9
經 費	53,026	52,796	230	99.6
減 価 償 却 費	16,412	15,066	1,346	91.8
資 産 減 耗 費	1	0	1	0
研 究 研 修 費	4,709	4,573	136	97.1
2. 医業外費用	41,325	38,890	2,435	94.1
支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	36,934	34,499	2,435	93.4
患 者 外 給 食 材 料 費	4,391	4,391	0	100.0
3. 予 備 費	300	0	300	0
合 計	634,838	628,751	6,087	83.3

科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比%
1. 建設改良費	13,297	13,192	105	99.2
建 設 費	5,297	5,297	0	100.0
機 械 備 品 購 入 費	8,000	7,896	104	98.7
2. 企業償還金	3,956	3,956	0	100.0
3. 看護婦宿舍割賦金	1,233	1,232	1	99.9
4. 病院建設調査費	3,703	3,702	1	99.9
合 計	22,189	22,083	106	99.5

比 較 貸 借

資 産 の 部				
科 目	決 算 額	期 首	差 額	増減率 (%)
I 固定資産				
(1) 有形固定資産				
(イ) 土地	90,316	88,074	2,242	2.5
(ロ) 建物	222,856	228,966	△6,110	△2.7
(ハ) 構築物	2,026	2,437	△411	△18.7
(ニ) 車輛	869	1,055	△186	△17.6
(ホ) 器機及備品	18,002	15,411	2,591	16.8
(ヘ) 建設仮勘定	3,702	0	3,702	0
小計	337,771	335,943	1,828	0.5
(2) 投資				
(イ) 投資有価証券	139	138	1	0.7
(ロ) 長期貸付金	1,299	1,308	△9	△6.8
小計	1,438	1,446	△8	△5.5
固定資産合計	339,209	337,389	1,820	5.3
II 流動資産				
(1) 現金預金	10,580	34,287	△23,707	△69.1
(2) 未払金	112,744	75,730	37,014	48.9
(3) 貯蔵品	8,023	5,634	2,389	42.4
(4) 前払金	750	907	△157	△17.3
小計	132,097	116,558	15,539	13.3
資本合計	471,306	453,947	17,359	38.2

対 照 表

(単位千円)

負 債 の 部				
科 目	決 算 額	期 首	差 額	増減率 (%)
I 固定負債				
(1) 固定負債	215,622	227,955	1,233	5.4
小 計	215,622	227,955	1,233	5.4
II 流動負債				
(1) 一時借入金	420,000	295,000	125,000	42.4
(2) 未払金	69,999	52,280	17,719	33.9
(3) その他流動負債	6,550	6,052	498	8.2
小 計	496,549	353,332	143,217	40.5
負債合計	518,112	376,127	141,985	37.7
資 本 の 部				
科 目				
I 資本金				
(1) 自己資本金	136,334	114,145	22,189	19.4
(2) 借入資本金	198,646	202,602	3,958	2.0
小 計	334,980	316,747	18,233	5.8
II 剰余金				
(1) 利益剰余金				
(イ) 繰越欠損金	218,927	136,548	82,379	60.3
(ロ) 当年度欠損金	162,859	102,379	60,480	59.1
小 計	△381,786	△238,927	△142,859	△59.8
剰余金合計	△381,786	△238,927	△142,859	△59.8
資本合計	△46,806	77,820	△134,626	△173.0
負債資本合計	471,306	453,947	17,359	3.8

収 益 的 収 支

(収入)

(単位千円)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 の 予 算 額 に 対 す る 比 率	
		43年度	47年度		48年度	47年度	48年度	47年度
医 業 収 益	411,335	88.9%	90.2%	414,245	88.9%	90.3%	100.7%	101.3%
入 院 収 益	204,738	44.2	45.7	208,640	44.8	48.3	101.9	107.0
外 支 収 益	192,721	41.7	41.5	191,459	41.1	38.8	99.4	94.6
そ の 他 医 業 収 益	138,76	30	31	141,46	30	3.2	102.0	106.8
医 業 外 収 益	51,634	11.1	9.8	51,546	11.1	9.7	100.0	100.3
受 取 利 息 及 配 当 金	1,100	0.2	0.2	1,118	0.3	0.2	101.6	91.8
他 会 計 補 助 金	46,680	10.1	8.8	46,579	10.0	8.6	100.0	100.0
患 者 外 給 食 収 益	3,206	0.7	0.7	2,870	0.6	0.7	89.5	99.3
そ の 他 医 業 外 収 益	648	0.1	0.1	980	0.2	0.2	151.2	144.4
合 計	462,969	100.0	100.0	465,891	100.0	100.0	100.6	101.2

(支出)

(単位千円)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率			決 算 額 の 予 算 額 に 対 する 比 率
		48年度	47年度		48年度	47年度	48年度	
医 業 費 用	593,213	93.4%	93.2%	589,861	93.8%	93.4%	99.4%	99.5%
給 与 費	343,686	54.1	50.3	342,048	54.4	50.6	99.5	100.0
材 料 費	175,379	27.6	29.9	175,378	27.9	29.8	100.0	99.0
経 費	53,026	8.4	9.9	52,795	8.4	9.9	99.6	99.2
減 価 償 却 費	16,412	2.6	2.7	15,066	2.4	2.7	91.8	100.0
資 産 減 耗 費	1	0	0.1	0	0	0.1	0	93.6
研 究 研 修 費	4,709	0.7	0.3	4,573	0.7	0.3	97.1	90.4
医 業 外 費 用	41,325	6.6	6.8	38,890	6.2	6.6	94.1	97.5
支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	36,934	5.8	5.9	34,499	5.5	5.8	93.4	97.3
患 者 外 給 食 材 料 費	4,391	0.7	0.8	4,391	0.7	0.8	100.0	98.9
雑 損 失	0	0	0.04	0	0	0	0	100.0
予 備 費	300	0.1	0.06	0	0	0	0	0
合 計	634,838	100.0	100.0	628,751	100.0	100.0	99.0	99.3

資本的収入及び支出

(収入)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 対 する 比 率	
		48年度	47年度		48年度	47年度	48年度	47年度
第一款 資本的収入	22,189千円	100.0%	100.0%	22,188千円	100.0%	100.0%	100.0%	
第一項 他会計繰入金	22,189	100.0	100.0	22,189	100.0	99.9	100.0	
第二項 企業債	0	0	0	0	0	0	0	
第二項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0.01	0	
第二項 貸付金償還金	0	0	0	8,709	39.2	0	0	

(支出)

科 目	予 算 額	構 成 比 率		決 算 額	構 成 比 率		決 算 額 対 する 比 率	
		48年度	47年度		48年度	47年度	48年度	47年度
第一款 資本的支出	22189千円	100.0%	100.0%	22083千円	100.0%	99.5%	99.5%	92.8%
第一項 建設改良費	13297	59.9	80.4	13192	59.7	79.1	99.2	91.3
第二項 企業債償還金	3956	17.8	11.5	3956	17.9	12.4	100.0	100.0
第三項 割賦金償還金	1233	5.6	3.8	1232	5.6	4.1	99.9	99.8
第四項 投資	0	0	4.1	0	0	4.4	0	97.1
第四項 病院建設調査費	3703	16.7	0	3702	16.7	0	99.9	0

收益的費用項目別比較

(單位千円)

科目	人件費			物件費その他経費			計			
	金額	構成比率		金額	構成比率		金額	構成比率		
		48年度	47年度		前年度 に対する 比率	48年度		47年度	前年度 に対する 比率	48年度
医業費用	342048	1000	1000	247812	864	865	589860	938	934	1255
給与	342048	1000	1343				342048	544	506	1343
材料費				175378	612	603	175378	279	298	1168
経費				52795	184	200	52795	84	99	1060
減価償却費				15066	53	54	15066	24	27	1124
資産減耗費				0	0	0.2	0	0	0.1	0
研究研修費				4573	16	0.6	4573	0.7	0.3	297.7
医業外費用				38890	136	135	38890	6.2	6.6	1158
支払利息及び 企業債取扱諸費				34499	120	11.7	34499	5.5	5.8	118.6
患者外給食材料費				4391	15	1.7	4391	0.7	0.8	10.2.7
雑支出				0	0	0.1	0	0	0	0
合計	342048	1000	1343	286702	1000	1000	628750	1000	1000	124.9

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、昭和48年度和泉市病院事業会計決算についてご説明申し上げます。

市立病院の医業活動は、関係方面のご支援のおかげでおおむね順調に展開させていただきました。市民のご利用も増加いたしました。入院では、手術後の回復並びに重症患者等に病室一室を充てましたこと、また、老人医療の拡大によりまして、病床回転率が若干悪化したことによりまして、入院延べ患者は前年度に比較し1,584人減少し、年間延べ4,6047人、1日平均126人となりましたが、なお常時満床の状態で、ご不便をおかけしているところがございます。

また、外来患者は年間延べ8,0790人で、診療科別では、内科42%、整形外科26%、小児科17%、外科9%、神経科6%の内訳となり、前年度に比べて年間で延べ4,864人、1日平均18人の増加であります。また、診療科別では、前年度と比較いたしますと小児科が33%増と大幅に伸びたほか、神経科10%、整形外科4.7%、内科0.7%といずれも増加し、外科は7.6%減少いたしました。

次に、収支面につきましては、医業収益は4億1,424万5,000円で、前年度に比べ5,200万5,000円、率にして14%の増収でございますが、入院でも7.7%、外来23.1%と、いずれも前年度より収益増となりました。これらの収益増は、医療の高度化によりまして、患者1人当たりの収益が増加したこと、外来患者数が増加したこと、並びに医療費の引き上げが49年2月から行われたことによるものでございます。

一方、医業費用につきましては、給与費が前年度より34.3%増加いたしましたほか、材料費が16.8%、経費6%など、各費用ともに増加いたしました。費用合計は5億8,986万1,000円となり、前年度に比べ1億1,983万円、増加率では25.5%と収益増を上回る費用増となり、経常的な医業収支は1億7,561万6,000円の赤字を生じた次第でございます。

医業外費用は、一般会計の繰入金4,667万9,000円を含め、収益5,164万6,000円、費用3,888万9,000円となり、医業、医業外を含めた病院事業の収益的収支は、収益4億6,589万1,000円、費用6億2,875万円、差し引き1億6,285万9,000円の欠損と相なりました。

次に、資本的収支につきましては、収入2,219万7,000円の大半は一般会計から繰り入れていただき、支出2,208万2,000円は、企業債、看護婦宿舍割賦金償還のほか、器機備品購入費789万5,000円、工事費529万6,000円、建設調査費370万2,000円を執行し、医療用器械の整備、消防設備の補強、院内電話交換設備の更新並びに医学研究用の勤

物舎建築を行った次第でございます。

また、病院敷地を横断いたします水路の付け替え工事を病院負担において、光明池土地改良区で施行願ひ、敷地の整備を行いますとともに、病院整備基本計画原案を調製し、増築計画の具体化に備えた次第でございます。

以上の結果、累積欠損金は、前年度繰越額2億3,892万6千円に、当年度発生欠損が1億6,285万9,000円増加し、昭和48年度末においては、4億0,178万5,000円に達しますが、増床計画推進のために期間外収入として、特に2,000万円を一般会計から繰り入れていただきましたため、年度末の累積欠損金は3億8,178万5,000円と相なりました。

病院事業会計は近年、加速的に悪化の状態でございますので、昭和48年度に府地方課の指導のもとに財政自主再建に入り、財政健全化に努めるとともに、市民のご要求、ご期待に応えるべく医療の充実向上を目指し、速やかに増床計画の実現に今後とも一段の努力を続ける所存でございます。何とぞよろしくご審査下さいますようお願い申し上げます、まことに簡単でございますが、決算の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（坂上匡治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

本件については十分ご審議を願うため、委員会に付託のうえ、閉会中も継続審議をお願いしたいと思ひます。

なお、本決算の審査につきましては、昨日の議会運営委員会の決定に基づき、決算審査特別委員会を設置し付託したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任につきましても、昨日の議会運営委員会のご了承を願っておりますので、今会期中に選任させていただきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

この際、お昼のため1時まで休憩いたします。

○

（午後11時57分休憩）

(午後2時5分再開)

○ 議長(坂上国治君) 午前に引き続き会議を開きます。

それでは日程第4「工事請負契約締結について」(市立北池田小学校増築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第65号

工事請負契約締結について

市立北池田小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和49年10月1日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 契約の目的 市立北池田小学校増築工事
- 2 契約者 和泉市長 藤木秀夫
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 55,000,000円
- 5 契約の相手方 大阪府和泉市肥子町一丁目6番10号
藤伸建設株式会社
代表取締役 藤原玄三
- 6 工期 自 昭和49年10月2日(議決の日)
至 昭和50年3月15日
- 7 契約保証金 2,750,000円
- 8 保証人 大阪府和泉市寺門町121番地
森本建設
代表取締役 森本 薫

議案第65号参考資料

市立北池田小学校増築工事概要

- 1 工事場所 和泉市池田下町地内

2 敷地面積	14,262㎡
3 工事種別	増築
4 構造及概要	鉄筋コンクリート造2階建
	増築床面積 264㎡
	増築延床面積 504㎡
	普通教室 1室
	特別教室(理科教室)1室
	特別教室準備室 3室
	養護教室 1室

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長(中塚白君) それではお許しを得まして、議案第65号「工事請負契約締結について」の提案理由及び内容のご説明を申し上げます。

本件は、北池田小学校増築工事で、契約の相手方は藤伸建設株式会社代表取締役藤原玄三と契約金額55,000,000円、契約工期はご議決の日から昭和50年3月25日までをもって契約しようとするものでございます。

工事内容については参考資料に記載の通り、鉄筋コンクリート2階建、床面積264平方メートルでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第65号を原案通り可決決定いたします。

- 議長(坂上国治君) 日程第5「工事請負契約締結について」(市立(仮称)勤労青少年ホーム新築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第66号

工事請負契約締結について

市立(仮称)勤労青少年ホーム新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和49年10月1日提出

和泉市長 藤木 秀夫

- 1 契約の目的 市立(仮称)勤労青少年ホーム新築工事
- 2 契約者 和泉市長 藤木 秀夫
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 105,000,000円
- 5 契約の相手方 大阪府和泉市府中町3丁目3番19号
株式会社 福本工務店
代表取締役 福本 恭一
- 6 工期 自 昭和49年10月2日(議決の日)
至 昭和50年3月25日
- 7 契約保証金 5,250,000円
- 8 保証人 大阪府泉大津市東雲町15番6-1号
株式会社 尾上建設
代表取締役 尾上 秀雄

議案第66号参考資料

市立(仮称)勤労青少年ホーム新築工事概要

- 1 工事場所 和泉市府中町地内
- 2 敷地面積 2,970㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及概要 鉄筋コンクリート造3階建
1階床面積 346㎡(他に商工会館364㎡)
2階床面積 703㎡
3階床面積 45㎡
合計 1,094㎡

管理事務所、事務室、管理人室、資料情報室、娯楽室、
談話室、軽運動室、料理講習室、講習室、集会室、
図書室、相談室、音楽室、機械室、便所、他

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。
- 建設部長(中塚白君) それでは議案第66号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

本件は、勤労青少年ホーム新築工事で、契約の相手方は福本工務店代表取締役福本恭一と契約金額1億500万円で、契約工期はご議決の日より昭和50年3月25日までをもって契約しようとするものでございます。

工事内容は参考資料記載の通り、鉄筋コンクリート3階建てでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) このホームでございますが、参考資料のところに「1階床面積346平方メートル(他に商工会館364平方メートル)」と書いてありますが、これはまあ、会館に違いない。そうすると、2階は703平方メートル、1階は他に商工会館、これは2階建か、それとも、この1階だけ使うのか、お答え願いたい。

もう一つは、この商工会館については、金はだれが出すのか。現在、消防署における商工会がここに入ってくるということですが、この金はどうするのか。

第3点は、この使い方は実際にどういうふうになるのか。これは二つの答弁を聞いてからにいたします。

- 議長(坂上国治君) 理事者答弁。
- 商工課長(岩井益一君) お答えいたします。

まず第1点は、構造上の問題でございますが、商工会館というのは、現在の商工会の事務所ということでございまして、1階に364平方メートルを予定してございます。

第2点の事業費負担でございますが、これは区分所有権を認めまして、商工会につきましては、府、国の助成金並びに自己資金で、すべて商工会の負担で建築されることとなります。

- 18番(直村静二君) そうすると、この契約金額1億500万円のうち、商工会は何ばもつんですか。
- 商工課長(岩井益一君) この金額には入ってございません。ただ、入札の際には一応、含めた予算でございますが、契約時に分割ということで、面積に応じて商工会独自の負担という

ことでございます。

- 18番(直村静二君) 面積比というのは決まってるのと違うか。金額もね。
- 商工課長(岩井益一君) 勤労青少年ホームにつきましては、1,094平方メートルで1億500万円、これは議案に記載されてる通りでございます。それで、商工会につきましては、364平方メートルございまして、約3千500万円ですかの金額になるわけでございます。これの契約は別途、商工会と業者こういうことになります。
- 18番(直村静二君) 国、府の助成金も合わせて。
- 商工課長(岩井益一君) 全額商工会の自己資金ということでございます。
- 18番(直村静二君) つまり、この商工会の区分所有権ですか。
- 商工課長(岩井益一君) この中に入ってございません。
- 18番(直村静二君) 金額は入ってないが、床面積のところに110坪ほどのものが3千500万円、これは一括なのか。その中に国、府の助成も入ってるのか。
- 商工課長(岩井益一君) そういうことでございます。商工会につきましては、400平方メートルという商工会が受ける助成の一応の基準があり、それに応じて事務室とか、会議室等が設計されておるわけでございます。
- 18番(直村静二君) 商工会は今、金何ぼ持ってますか。6千万円で売って2千万円返し、4千万円ほど残ってるはずや。
- 商工課長(岩井益一君) その点につきましては、商工会は現在、十分自己資金は持っているわけでございます。これに充当すべき金額はね。
- 18番(直村静二君) この場合、一つお聞きしたいのは運営の問題ですね。もちろん構造上の問題ですから、勤労青少年ホームは管理人が付きますね。商工会のほうは事務室になるから宿日直となると、出入口は別なのか。管理体制はどうなるのか。
- 商工課長(岩井益一君) この点につきましては、あくまでも総合会館構想の一環として、第1期工事で建設されるものでございます。それで、勤労青少年ホームと商工会の専用出入口は設けます。
- 18番(直村静二君) そういう設計図とかはもうてませんので聞いた。
第3点目の、今日も朝日新聞に藤木市長の談話出てます。管理事務所、資料情報室、娯楽談話室、軽運動室、料理講習室、集会、図書室、相談室……、建築の審議ですから聞きたくないのですが、事務室、相談室というのはどういう形で、また、会議室とあるが、労働組合関係の会議にも使えますか。相談室はだれが責任持つんですか。
- 商工課長(岩井益一君) 勤労青少年ホームにつきましては、一応、補助助成基準というの

がございまして、規模は650平方メートル、この中で相談室、娯楽室、談話室、集会室、軽運動室、シャワー室等につきましては、すべて必置要件になっております。その中で現在、直村議員さんがおっしゃってます相談室というのは、個々の勤労青少年の相談とカウンセラーといいますが、相談員の常駐する部屋というものが、やはり勤労青少年ホームの助成基準になってございますので、そういったものは設計上取り入れてございます。

○ 18番(直村静二君) 昨日も申し上げましたように、相談は非常に大事な問題です。労働組合の和泉支部もあり、運営については一定の要望も出し、懇談もして不幸な事故をなくすということは、各労働組合が関心を持っておりますので、勤労青少年ホームの運営については、労働組合の意見も聞くということで、確認して終わります。

○ 商工課長(岩井益一君) これは勤労者の福祉施設でございますので、地区労の意見も聞きますが、本市の実態といたしましては、未組織労働者もかなり多うございますので、それらの意見も取り入れた施設ということで、管理運営につきましては、委員会等設置のうで適切な方法を講じて参りたいと思います。来年完成の既には条例等も当然出て参りますので、それまでに十分煮詰めさせていただきたいと思います。

○ 18番(直村静二君) そういう点で意見も出しますし、不幸な事故をなくすよう、ひとつ要望しておきます。

○ 議長(坂上国治君) 他に、

○ 3番(金沢勝君) この会館建設につきましては、うちの竹下議員が強く要望して参ったわけでございまして、市長はじめ各理事者もご存知だと思います。阪南8市を調べますと、労働会館のないのはわが和泉市だけなんです。本来の姿であるならば、労働会館があって勤労青少年ホームというものが新築されるわけでありまして。逆行したやり方でやっておくことは指摘的になると思うんですが、私のほうは労働会館を要求してきた。そのあとで青少年ホームを要求すべき中で先にやられた実態なんです、やがては労働会館を建ててもらわないかんわけです。

そこで、やがて使用条例も作られ、運営委員もできるであろうと思うんですが、ここで確認しておきたいのは、労働会館がないやから、労働会館的な取り扱い、同じ考えに立ってやってもええか。これをひとつこの場において確認をしておきたい。

それから相談室の問題が出たのですが、過日の唐国の女子工員殺しがあって、あまり誇れない事件で和泉市が有名になったのですが、ひとつこういう機会に、重要政策の一つとして相談室を強化すべく条例、規則を作っていたいただきたいことを強く要望しておきます。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

- 産業衛生部長（宇沢清君） 金沢議員さんの第1点の労働会館的な施設の問題、これは竹下議員さんが過去何年間か、議会たびにご要望なさっていることはわれわれも認識しております。この点につきましては、いろいろと運営につきましても、今後、地区の労働者あるいは未組織労働者等もご置きますし、条例制定の問題もご置きますので、合わせて検討いたしたい。この勤労青少年ホームというのは国の補助施策でございますので、一応、運営面において今後、われわれは十分に検討していきたい、かように思ってる次第でございますので、よろしくお願いいたします。
- 3番（金沢勝） 直村議員から地区労とか、あるいは組織等の意見も出ておりましたけれども、われわれとしては、本当に浮かべられない未組織の労働者を主体として、そういう見地立ってこの条例制定あるいは運営委員会とか、規則の制定の中で、未組織の恵まれない、影におる労働者を重点に置いたことでやってもらうべく、意見を述べて要望しておきます。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第6.6号を原案通り可決決定いたします。

- 議長（坂上国治君） 日程第6「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第61号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市福瀬町909番地
氏 名 小路山 丑 松
生年月日 明治34年3月4日
職 業 醤油製造販売業

議案第61号参考資料

I 地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

○ 第423条 略

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4~10 略

II 前任者の任期満了日

固定資産評価審査委員会委員	任期満了日
小路山丑松	昭和49年10月15日

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。

○ 市長(藤木秀夫君) ただ今ご上程されました議案第61号、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力賜っております小路山丑松氏は、来たる10月15日をもちまして任期満了となり、これに伴いますもので、同氏は、これまで固定資産評価審査委員会委員として相当の知識を有し、円満、公正であり、豊かな経験をもって活動されておりますので、引き続いてお願いし、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに議会の皆様方のご承認をお願いする次第であります。何とぞ満場一致で小路山丑松氏を固定資産評価審査委員会委員としてご同意いただきたくお願い申し上げる次第でございます。

○ 議長(坂上国治君) お諮りいたします。本件を原案通り同意するにご異議ございませんか。

○ 3番(金沢勝君) 内容は別といたしまして、やがて提出されるであろう選挙の補充員の選挙についても、代表者会議まで閉いて協議したんです。いかに継続であろうと、小路山さんがええ、悪いは別として、そんなことは申し上げてない。出し方自身、礼儀としてもう1回継続の話があるんだろうと私は期待しておった。議長には相談あったんか知りませんが、議会で選挙するような方があったとしても、代表者会議を開いて審議してる。特に人選については、本当に意見があっても出せないのは議場の悲しさ、それにもかかわらず理事者が勝手に出してき

てる。そういうやり方自身に私は不満を持ってる。道義的、人間的な形からいっても、休憩時間もあったはずやし、市長はじめ理事者、関係課長がくるべきやと思う。公平委員もしかりやと思う。われわれは何も聞いてない。

市長もかつては議員だった。そのときは議員総会なり開いて、その人に傷を付けるようなことがあってはいけないということで慎重審議したという経過を持ってるのに、市長から何も相談ない。この点について、市長の姿勢と考え方についてお聞かせ願いたい。

以上です。

- 議長(坂上国治君) ただ今、金沢議員さんからこういうご意見が出てるんですけど、議長の私とて、相談は受けておりません。それで今の金沢議員さんの質問に対し市長答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 金沢議員さんのお叱りはごもっともでございます。私は前もって根回しに回らなかったことは、私の失態でございます。今後、かようなことのないよう注意いたしますので、どうぞよろしくご了解賜りたいと思います。
- 3番(金沢勝君) 議長、次に公平委員も出てくる。ああいう回答をして、公平委員さんもだれが出るか知らんけれども、次の議案の中で質問したら、同じことを2回答えないかん。私、休憩せよとは言わないが、こういうことを2回も言わしてええかどうか。その点、議長のほうでお取りはからいいただきたい。
- 議長(坂上国治君) 本件につきましては、あとに出てくる選挙管理委員会の問題についても、議会は代表者会議を開いて協議してる。しかしながら、市長から提案されるこの問題について、市長は議会をどう考えてるんか。市長、議会軽視やないか。
- 市長(藤木秀夫君) 議長さんのお叱りはごもっともでございますが、実は公用がつかえておりまして、皆さんに前もって言う余地がなかったわけでございますので、その点ご了解賜りたいと思います。
- 議長(坂上国治君) これはね、市長が用事があつたら、それがために助役もあんたが置いてあると違うんですか。何がために市長が助役を置いてあるか、議会在納得する答弁をしないで。
- 市長(藤木秀夫君) 今後、かようなことのないように注意いたします。
- 3番(金沢勝君) 私は代表者会議の席上でも申し上げてある。局長もおった。「局長、お前も理事者の1人やぞ」言うて聞かせたにもかかわらず、何ら言葉もなく、円満、円満という理事者の言葉が当を得てない。議員が勝手に選出するものですら、円満に、個人的なことだからと代表者会議を開いてる。それで傷付けないように、皆がこぞって養成できるような方向に持っていつてるわけなんです。局長、なぜ私が申し上げたのに聞かずに、こんな議会を開かせ

たのか。

- 議長(坂上国治君) 金沢議員、これは議長として、私も局長に言い付け、局長は理事者のほうにちゃんと連絡はしてあります。だから、われわれも気を使って、できるだけこういう問題にみそを付けんようにやるために、わざわざ議会が気を使うて、局長をして理事者のほうに注意を与えているにもかかわらず、それを聞き入れないということは、市長、おかしいやないか。議会からちゃんと注意を与えてるやないか。こういういろんな委員さんを選任するのにスムーズにやってほしいために、私は局長にわざわざ連絡させておるにもかかわらず、してない。用事があったら、何がために助役を置いてあるんか。人形のようにそこへ座ってるだけが助役かと私は申し上げたい。はっきりと皆さんに納得してもらう答弁を下さい、市長。「すみません」、「すみません」では終わりませんよ。各議員さんに気持ちよく同意していただいて、今後の和泉市発展に尽してもらわないかん人にもみそを付けるのはだれですか、市長。あんたじゃないですか。もっと注意してもらわんと人に傷付けますよ、はっきりしなさい。
- 市長(藤木秀夫君) 金沢議員さんのおっしゃる通り、62号議案もその通りでございますので、よろしくご了解賜りたいと存じます。
- 議長(坂上国治君) 暫時休憩いたします。
- 25番(藤原要馬君) 一応、評価委員の方のお名前も出たわけですので、その人に非常にご迷惑をおかけすると思う。だから、議会にも議案が出てきたときに、人選的な問題を聞くこともやぶさかではないだろうと思う。そこらもあると思いますので、これは一応、名前の出た人を撤回することはどうかと思うんですけど…。
- 3番(金沢勝君) 私は議長が休憩を言われるまで黙っておったんですが、別にこの人を傷付けるということじゃなく、その選び方、出し方に問題があると申し上げてる。
- 25番(藤原要馬君) やはり名前が出た以上は、選び方にも問題が出てくると思う。だから、人事に関しては金沢議員のおっしゃる通り、事前に協議するのは当然ですが、現在に至ってはやむをえないと私は思います。
- 議長(坂上国治君) 休憩を宣言しましたので、この議席のままで休憩していただきたいと
思います。窮屈ですが……。

(午後2時47分休憩)

昭和49年和泉市議会第3回定例会 第5日

10月2日

(午後の部)②(終)

(午後3時再開)

- 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの要件につきましては、ご異議ないものと賑め、議案第61号を原案通り同意することに決めます。

- 議長(坂上国治君) 日程第7「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第62号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

昭和49年9月25日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市府中町3丁目12番23号

氏 名 串野音吉

生年月日 明治43年1月1日

職 業 美容院経営

議案第62号参考資料

- I 地方公務員法(昭和25年法律第261号)抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 略

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、

且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～13 略

Ⅱ 前任者の任期満了日

公平委員会委員	任期満了日
串野音吉	昭和49年10月23日

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を求めます。

○ 市長(藤木秀夫君) ただ今ご上程されました議案第62号、「公平委員会委員の選任について」の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、公平委員会委員としてご尽力賜っております串野音吉氏は、来たる10月23日をもちまして任期満了となりますので、その後任といたしまして、再度、串野音吉氏を公平委員会委員に選任いたしたく存じます。

同氏は人格高潔で、従来より地方自治の本旨を帯し、民主的で能率的な事務処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する最適任者でございます。どうか串野音吉氏を公平委員会委員に選任するにつきまして、満場一致をもちまして議会の皆様方のご同意を賜りますよう切にお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○ 議長(坂上国治君) お諮りいたします。本件を原案通り同意するにご異議ございませんか。

○ 3番(金沢勝君) ちょっと待って下さい。この議案に住所、氏名、生年月日、職業と欄があるのに、市長の説明では、住所がどこの人やら、職業は何してる人やら、生年月日など、4年前にされたのだからと言えはそれまでですが、その点はわからない。その点について説明して下さい。

○ 市長(藤木秀夫君) ただ今ご上程申し上げました串野音吉氏は、府中町3丁目12ノ23、生年月日は明治43年1月1日、職業は美容院経営でございます。

○ 議長(坂上国治君) それではご異議ないものと認め、議案第62号を原案通り同意することに決めます。

○ 議長(坂上国治君)

ただ今ご同意いただきました固定資産評価委員さん、公平委員さんからごあいさつを申し上げ

げたいとの申し出がありますので、これ許可いたします。

(公平委員あいさつ)

- 公平委員(串野音吉君) このたび公平委員として最選任させていただきましたことにつきまして、皆様の絶大なご賛同を得、ご協力を厚く御礼申し上げます。

申し上げるまでもなく、公平委員のあり方、これは私、最初に就任した時点ではさほど重要なものではなく、もちろん、その日、そのときに対応して話し合えばいいという簡単な気持で就任させていただきました。

それから毎月のように研修会、研究会、その他各都市における事例の問題等、これはなかなか大変なことだという自覚がだんだん正直なところ、公平委員が非常に重荷になってきました。というのは、当市における異例の事例はございませんが、各都市にはほとんど枚挙にいとまのないぐらい問題が起きております。場合によっては、審査に当たって、その不服申し立てによって裁判に持ち込まれたり、あるいは最高裁までいくという、重大な問題にまで発展することがままでございます。

こういう事例を見聞き、研修し、やがては過密化する和泉市におけるところ問題が、必ずや願わないことだけれども、惹起することは間違いないと思います。そのときにクローズアップされるのはわれわれ公平委員でございますので、本当にその責任というものは重かつ大であると思います。

そういう意味において、法的に何ものかも知らなかったのですが、何百件、何千件の研修会、研究会における事例の経過をたどってますます勉強し、そして、事あるときに備えるべく一生懸命に努めていきたいと思っております。このたび、再び皆様方のご賛同とご協力を得まして就任させていただきますことを厚く御礼申し上げます。

終わりに臨みまして、ますます和泉市も過密化し、複雑な事例等、そうしたものに直接たずさわっておる皆様方のご労苦に対し、市民の1人として心から感謝申し上げる次第でございます。どうかますますの研さんを心からお祈りいたしまして、就任させていただきます。(拍手)

(固定資産評価審査委員あいさつ)

- 固定資産評価審査委員(小路山正松君) 私は平素、皆様方にいろいろお世話になっております小路山でございます。このたび、再び固定資産評価委員として選任され、身に余る光栄と深く御礼申し上げます。

ご承知のように何もできませんが、できるだけ勉強いたしまして皆様方のご期待に沿うよう努力いたしたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導、ごべんたつのほどをお願い申し上げます。実は、皆様のお膝元にいちいち参りましてごあいさつ申し上げるのが本意でございます。

すが、この席をお借り申し上げ一言、御礼のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

- 議長（坂上国治君） 日程第8「和泉市選挙管理委員会委員および補充員の選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第1号

和泉市選挙管理委員会委員および補充員の選挙について

昭和49年10月24日をもって選挙管理委員会委員および補充員の任期が満了するので、地方自治法第182条第1項および第2項の規定により、各4人を選挙するものとする。

昭和49年9月25日提出

和泉市議会議長 坂上国治

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を求めます。
- 市会事務局長（山本武雄君） 本件につきましては、議会議案としてご提案申し上げておりますので、はなはだ失礼でございますが、お許しをいただきまして私から提案の内容についてご説明申し上げます。

和泉市選挙管理委員会委員および補充員の任期が来たる10月24日をもって満了となります。したがって、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定によりまして、委員並びに補充員の選挙を議会において行わなければならないことになってございます。委員4名、補充員4名、計8名を選挙願いたいわけでございますが、補充員については、順位の決定も合わせてお願いしたいと思います。

なお、当該委員並びに補充員の選任については、指名推薦方法をもって行うこともできますので、よろしく選出方をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですが、提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願います。

- 議長（坂上国治君） 本件につきましては、各委員の任期満了に伴いまして、議会において選出しなければならないことになっております。したがって、事、人事に関するものであり、慎重を期して、先の各会派代表者の会議において人選をお諮り申し上げ、一応のご了解は

いただいておりますものと存じますので、はなはだ潜越でありますが、私から指名を申し上げ推薦をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、私から指名推薦させていただきます。

選挙管理委員会委員

氏名	住所	生年月日
味谷日吉	和泉市府中町6丁目5-14	大正8年6月26日
辻村徳治	” 府中町5丁目1-4	明治33年2月5日
藤原吉治	” 福徳町153	明治32年5月30日
高橋正道	” 久井町428	大正9年2月22日

選挙管理委員会補充員

氏名	住所	生年月日
米田安雄	和泉市和田町209	明治44年3月27日
出原晃雄	” 葛の葉町21	大正4年3月31日
大和暹	” 箕形町149-1	明治42年1月11日
若林久一	” 伯太町5丁目25-20	大正12年8月6日

以上の方々にお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでありますので、選挙第1号を原案通り決定いたします。

- 議長(坂上国治君) 日程第9「不況対策の緊急施策の実施に関する請願」を議題といたします。請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

不況対策の緊急施策の実施に関する請願書

紹介議員

和泉市議会議員	上	代	卯之松	印
	貝	洵	博治	印
	山	田	清三	印
	関	戸	正一	印
	田	中	包治	印
	出	原	武司	印
	金	沢	勝	印
	吉	川	伊与一	印
	直	村	静二	印

請願理由

現在、和泉市の地場産業である繊維業界はかつてない不況に見まわれ、倒産・転廃業が続出しています。

このままの現状が続くならば、和泉市の発展に尽くしてきた地場繊維産業の壊滅は必至であります。

このような不況は、繊維業者個人の努力だけではいかにも解決の見ともしはたせず、緊急の対策を要する死活問題であります。

資金面にしても、現在、借入している融資さえも返済しにくい状態であり、現存の金融制度では、据置期間も短く、金利も高く、見ともしのたたない不況からみて、貸付限度枠も小さく、現在直面している繊維業者の実状に合わず、借入さえも出来ない状況です。

この上は、地場産業を守る立場から、私たちの和泉市の暖かい施策を待つ以外になく、さしあたり次の項目を早急に実現していただきたくお願いいたします。

請願主旨

1. 不況対策として長期据置の融資制度をつくり、限度枠も広げていただきたい。
1. 金利、保証料の負担についても、市の援助を願います。
1. 市民税、国保料の支払いの延納、減免を認めていただきたい。

昭和49年10月1日

和泉市議会議長 坂上 国治 殿

請 願 代 表 者

内 田 織 友 会

高 橋 幸 永 ㊦

和 泉 織 物 同 業 会

会 長 杉 本 保 高 ㊦

織 維 業 者 有 志 和 泉 市 大 野 町

森 口 利 彦 ㊦

織 維 業 者 有 志 和 泉 市 納 花 町

浅 野 博 ㊦

室 堂 織 友 会

会 長 西 川 博 ㊦

松 栄 会 代 表 和 泉 市 内 田 町 1 4 3 1

田 中 康 典 ㊦

○ 議長（坂上国治君） 紹介議員の趣旨説明をお願いします。

○ 15番（上代卯之松君） 私から提案理由の説明を申し上げます。

ただ今局長朗読の通りでございますので、本件につきましては、不況対策の一環として、岸和田市及び宍粟町においては、市独自の施策を講じているように聞き及んでおります。本市におきましてもご検討のうえ、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本請願について質疑、ご意見ありませんか。

○ 25番（藤原要馬君） 参考までに助役さん、ちょっとお尋ねしておきます。

今の趣旨につきましては相当のものが出ておりますが、それについて、助役さんはこの請願が決定した際にはどういう執行をやるのか。そして、他からもこういう問題は多く出てくると思うんですが、真珠組合にしても、長い貿易の不況から非常に苦しんでおり、府中駅前においても、ニチイ、いづみやがきてから相当疲弊して苦しんで、市にも税金の延納を申し出てるようなわけだと思うが、それらの人から出た場合、市としてどのような対策をするのかお聞きしたい。請願を受けたなれば、やはりこれを処理しなければならない。また、処理をするか、しないかということもわれわれ議会からも請求もできるわけでございますので、その点について、ちょっとやるか、やらんのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本件につきましても、十分審査、検討の必要があると思いますので、本件の内容からして、本請願については厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さん方にはまことにご苦勞でございますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○

- 議長(坂上国治君) 日程第11【朴正熙「そ撃事件」に関連して朝鮮総聯に対する規制を反対し在日朝鮮公民の合法的活動を保障するための決議】を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第3号

朴正熙「そ撃事件」に関連して朝鮮総聯に対する規制を
反対し在日朝鮮公民の合法的活動を保障するための決議

上記の議案を地方自治法第112条第1項の規定により提出する。

昭和49年10月1日提出

提出者	和泉市議会議員	金 沢 勝
賛成者	同	松 尾 千代一
	同	出 原 武 司
	同	三 井 正 光
	同	横 田 憲治郎
	同	田 中 包 治
	同	木 下 甲子三
	同	竹 下 義 章
	同	関 戸 正 一
	同	中 塚 辰之助
	同	田 中 幸 一
	同	吉 川 伊与一
	同	山 田 清 二

朴正熙「そ撃事件」に関連して朝鮮総聯に対する規制を
反対し在日朝鮮公民の合法的活動を保障するための決議

いま朴正熙一味は、自ら仕組んだ政治的謀略劇である「そ撃事件」を利用して朝鮮民主主義人民共和国と朝鮮総聯に反対する一大キャンペーンをくりひろげるとともに、日本当局に対して朝鮮総聯を弾圧するよう執ように要求しつづけています。

ところが、日本政府は、最近、朝鮮総聯を「反韓国的犯罪集団」として取締るよう求めている朴正熙一味の国際常識を無視した不当な要求に応じ朝鮮総聯の活動を規制する約束をするといわれている。

日本政府が朴正熙一味の理不尽な要求を拒否するどころか、その不当千万な要求にしたがい朝鮮総聯の弾圧を約束しようとするのは、本末転倒もはなはだしい異挙であります。

これは朝鮮民主主義人民共和国の権威ある海外公民団体である朝鮮総聯にたいする許すことのできない冒瀆であるばかりでなく、全朝鮮人民にたいする重大な敵対行為であり、日本の公正な世論に対する挑戦であります。

朝鮮人民が、国内にしようと海外にしようと、最大の民族的念頭である祖国の自主的平和統一のため努力し、その障害となっている朴正熙一味の売国売族的な民族分裂政策に反対することは、朝鮮人民の主権と内政にかかわる問題であり何人も侵すことのできない神聖な民族的権利であります。

日本政府は、憲法をはじめとする国内法に照らし、また国際法と国際慣例に照らし、日本国民と同様日本に居住する外国人にたいしても基本的人権と社会活動の自由を保障すべき義務を負っています。

とくに、日本政府は、歴史的事情にてらしてみても、在日朝鮮公民の民主主義的民族的権利を全面的に保障すべき法的、道義的責任を負っています。

朝鮮総聯が結成以来一貫して日本の内政に干渉せず、日本の国内法を尊重する立場を堅持していることは世間周知の事実であります。

われわれは、朝鮮人民の誰をも代表しえない朴正熙一味との結託のもとに、朝鮮総聯を弾圧し、在日朝鮮公民の基本的人権を抑圧しようとする日本政府の不当な行為につよく抗議し、次のように要求するものであります。

1. われわれは、日本政府が朴正熙一味と一体となって朝鮮総聯を弾圧しようとする不当な行為を中止するとともに、国際法と国際慣例にもとづき在日朝鮮公民の正当な権利を全面的に保障するようつよく要求します。
2. われわれはまた、日本政府がひとにぎりのファシスト無頼漢である朴正熙一味とのみ結び、

全朝鮮人民を敵視する態度を改め、朝鮮の主権と内政に干渉する一切の行為をやめ、朝・日両国間の将来に禍根を残すような政策を中止するよう要求します。

以上決議する。

昭和49年10月2日

和泉市議会

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の趣旨説明をお願いします。

○ 3番（金沢勝君） 提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

ただ今朗読されました通り、金大中事件をはじめ、民青学連事件等、韓国の反民主主義ファッショ政権による一連の弾圧策が進められる中で、朴正熙事件の真相を事実に基づいて解明しようとはせず、逆にこの事件をテコ入れして政治、政策を行っておるものであります。特にわが国に対し朝鮮総聯の解体をはじめ、在日朝鮮人の基本的権利を圧殺することを強要している。これは明らかにわが国に対する内政干渉行為であり、不当なものと言わなければなりません。

したがって、日本政府は憲法はじめ国内法に照らし、また、国際法、国際慣例に照らし、日本国民と同様、わが国に在住する外国人に対し、基本的人権と社会的活動の自由を保障する義務を負っていることを明らかにし、朝鮮総聯並びに在日朝鮮人に対する弾圧をやめることを要求する決議について、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明に代えまして、皆様方よろしく可決決定をいただきますよう特にお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） この件につきましては、賛成する立場でございますが、問題点は、金大中事件の原状回復並びに日本人である早川、太刀川両君の釈放、そういう問題をこれに付け加えてほしい、また、そうすべきであるという意見を付けて賛成いたします。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り決議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第3号を原案通り決議することに決します。

○

○ 議長（坂上国治君） 日程第12【「同対審」答申完全実施「特別措置法」具体化に関する要望決議】を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

「同対審」答申完全実施
「特別措置法」具体化に関する要望決議

上記の議案を地方自治法第112条第1項の規定により提案する。

昭和49年10月1日提出

提出者	和泉市議会議員	金 沢 勝
賛成者	同	松 尾 千代一
	同	出 原 武 司
	同	三 井 正 光
	同	横 田 憲治郎
	同	田 中 包 治
	同	木 下 甲子三
	同	竹 下 義 章
	同	関 戸 正 一
	同	中 塚 辰之助
	同	田 中 幸 一
	同	吉 川 伊与一
	同	山 田 清 二

「同対審」答申完全実施
「特別措置法」具体化に関する要望決議

同和問題解決については、昭和40年8月同和对策審議会答申が出され、部落問題の解決は国および地方自治体の責務であることが明らかにされ、さらに昭和44年7月には答申にもとづき国民的運動の力によって同和对策事業特別措置法が制定され、部落問題解決の行政施策を実施する法的根拠が示されたのであります。

しかし依然として、国は本事業推進に積極性が示されず、この「措置法」が具体的に進展していないことは、まことに遺憾であります。同和問題解決のため制定された同和对策事業特別措置法は、時限立法であり、既にその半ばを経過した時点である。よって国におかれては本事業推進にあたり国の責務を充分自覚され、速やかに充分なる行財政施策を計り「同対審」答申完全実施

「特別措置法」具体化実現を促進されるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和49年10月2日

大阪府和泉市議会

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 19番（松尾千代一君） 提案理由の説明をさせていただきたいと存じます。

かねがね、皆様方の絶大なるご支持、ご支援をもちまして今日まで、同対審答申、特別措置法に対するご助力を賜って参りました。しかるに、いまだ政府においては、このことについて非常に怠慢であり、かつまた、この問題を軽視してるかのように存じますので、ここで皆様方の決議をいただき、再度、国、府にお願いいたしたい、かように思ひまして、今回、この要望決議をお願いするわけでございますので、よろしくご決議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第4号を原案通り決議することに決めます。

○ 議長（坂上国治君） 日程第13「狭山差別裁判の慎重な審理と公正裁判要求に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第5号

狭山差別裁判の慎重な審理と
公正裁判要求に関する要望決議

上記の議案を地法自治法第112条第1項の規定により提案する。

昭和49年10月1日提出

提出者	和泉市議会議員	金 沢 勝
賛成者	同	松 尾 千代一
	同	出 原 武 司
	同	三 井 正 光
	同	横 田 憲治郎
	同	田 中 包 治
	同	木 下 甲子三
	同	竹 下 義 章
	同	関 戸 正 一
	同	中 塚 辰之助
	同	田 中 幸 一
	同	吉 川 伊与一
	同	山 田 清 二

狭山差別裁判の慎重な審理と
公正裁判要求に関する要望決議

狭山事件・昭和38年5月に起った善枝ちゃん殺し事件については、第一審は浦和地方裁判所において、わずか6ヶ月の審理によって被告石川一雄君は死刑の判決を宣告され、昭和39年から東京高等裁判所において第二審審理が行われております。

被告は第一審判決が差別的偏見と予断にもとづく捜査並びに脅迫と甘言による虚偽の自白をもとにしたものであるとして自からの無実を宣言し、10有余年獄中において世論に訴えつづけています。これに対し第二審東京高等裁判所は去る5月23日の公判で事実審理打切りを宣し9月中に結審の方針と報ぜられておるが、この裁判が部落民であるという差別的偏見と予断の上に立って終始しているとすれば洵に人権を無視した不法な裁判であり、これを許すことは憲法の根本的精神を大きく侵害する結果となります。

よって本事件の重要性にかんがみ現在までの審理に明らかにされた客観的事実をふまえ特に慎重な審理と公正な裁判が行われるよう要望する。

以上決議する。

昭和49年10月2日

大阪府和泉市議会

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り決議するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、決議第6号を原案通り決議することに決めます。

それでは暫時休憩いたします。

(午後3時47分休憩)

(午後4時6分再開)

○ 副議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今坂上議長より、辞職願が提出されました。よって新議長の誕生するまでの間、議長の職務を勤めさせていただきます。何分不慣れな私でございますが、議事運営に格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

お諮りいたします。「議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは「議長の辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

「議長の辞職許可について」を議題といたします。

まず、辞職願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

辞 職 願

私 儀

今般都合により議長の職を辞したくお願いいたします。

昭和49年10月2日

和泉市議会議長 坂上国治

和泉市議会副議長 柳瀬美樹殿

- 副議長（柳瀬美樹君） ただ今の通りでございます。

坂上国治君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって坂上国治君の議長の辞職を許可することに決しました。

- 副議長（柳瀬美樹君） この際、前議長のあいさつを願います。

（前議長あいさつ）

- 28番（坂上国治君） お許しをいただきまして、御礼かたがた一言、ごあいさつ申し上げたいと思います。

昨年10月、皆様方のご推挙をいただきまして、議長の要職に就かせていただき、過去1年間、これということもできず今日を迎えましたことは、非常に皆様方にご迷惑をかけたと考えております。その点深くお許しいただきたいと思います。今後は皆さん方とともに、一議員として和泉市政発展のために微力を尽していきたいと考えておりますので、今まで同様よろしくお願ひ申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

- 副議長（柳瀬美樹君） 議長さんのごあいさつは終わりました。坂上議長さん、どうも長らくご苦労さんでございました。

- 副議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙につきましてもいかがいたしますか。

- 3番（金沢勝君） 議運の決定では、昨日と今日、明日の3日間は議案審議となっておりますが、たまたま、2日で終了しましたので、追加議案として出されてるわけでございますが、明日から休会して7、8、9日が会期となっておりますので、ひとつそこまで暫時休会にしたいと思いますが、

- 副議長（柳瀬美樹君） ただ今金沢議員さんの発言の通り、明3日より6日の4日間休会、7日から議長選挙に入りたいと思いますが、いかがでございますか。

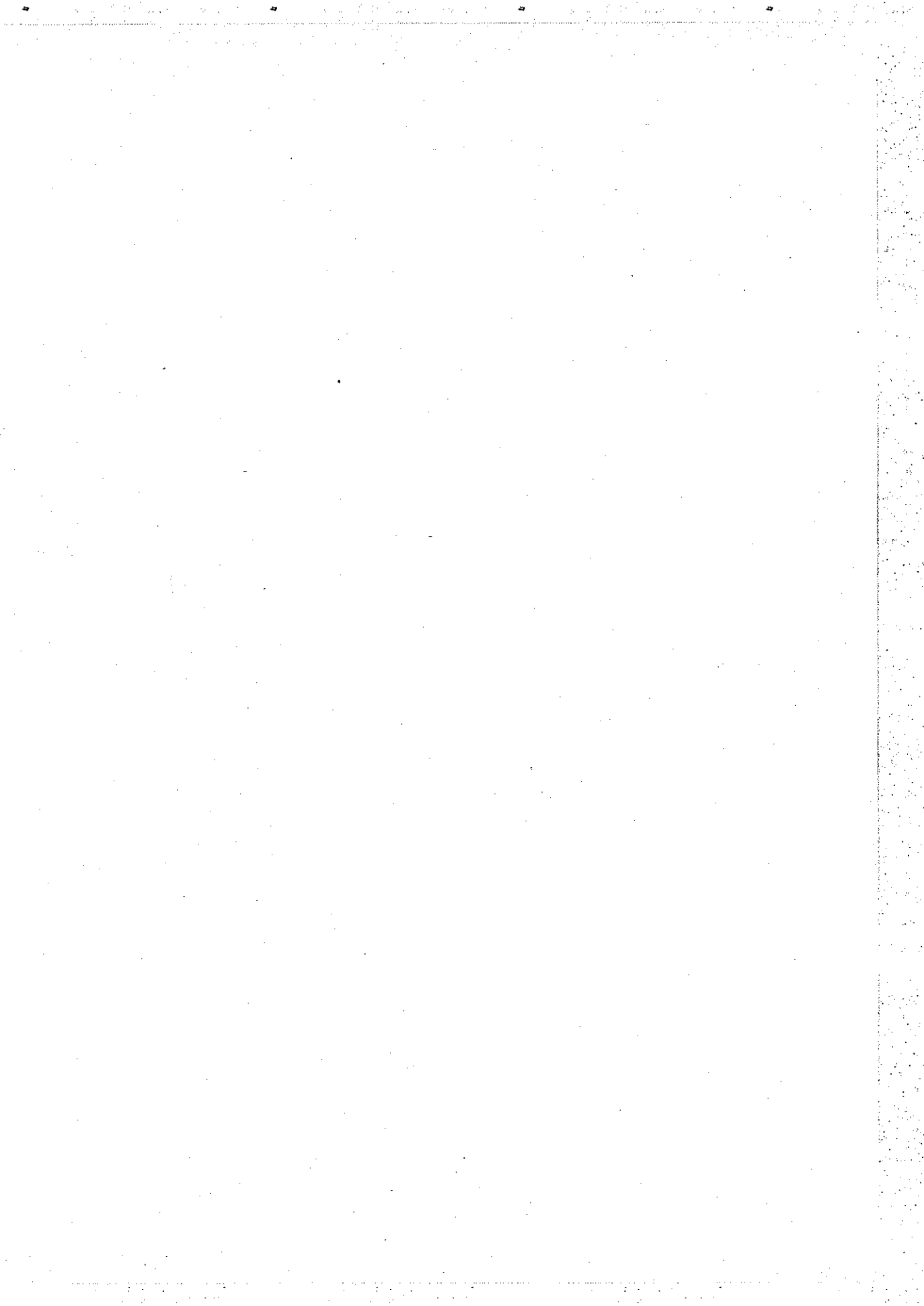
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時20分散会)

第 6 日



昭和49年10月7日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 田中幸一君	17番 山田清二君
2番 木下甲子三君	18番 直村静二君
3番 金沢勝君	19番 松尾千代一君
5番 竹下義章君	21番 柳瀬美樹君
6番 柏音三郎君	22番 関戸正一君
7番 田中包治君	23番 貝淵博治君
8番 吉川伊与一君	25番 藤原要馬君
9番 出原武司君	26番 勝部津喜枝君
10番 池辺秀夫君	27番 成田秀益君
11番 三井正光君	28番 坂上国治君
12番 中塚辰之助君	29番 竹内修一君
13番 藤原利一君	
15番 上代卯之松君	

欠席議員(2名)

16番 横田憲治郎君	20番 寺田茂君
------------	----------

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

昭和49年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月7日)

日程	件名	摘要
1	議長選挙について	

(午前11時04分開議)

- 副議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお疲れのところ、多数ご出席下さいましてありがとうございます。

それでは局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。
ただ今ご出席の議員さんは18名でございます。欠席の届け出のある議員さんはございませんので、その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在18名でございます。

- 副議長(柳瀬美樹君) ただ今の報告の通り、18名出席につき議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

日程第1「議長選挙について」を上程いたします。本件についていかがいたしましょうか、お伺いいたします。

- 23番(貝淵博治君) ここで一応、休憩いたしまして、内部調整というか、そういうものをしていただきたいと存じます。
○ 副議長(柳瀬美樹君) わかりました。ただ今休憩して調整したらどうかというご意見がございましたが……。

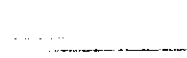
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(柳瀬美樹君) 異議ないものと認めまして、ただ今より休憩に入ります。

(午前11時06分休憩)

第 7 日

第 二 卷



昭和49年10月8日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 田中幸一君	16番 横田憲治郎君
2番 木下甲子三君	17番 山田清二君
3番 金沢勝君	18番 直村静二君
5番 竹下義章君	19番 松尾千代一君
6番 柏音三郎君	20番 寺田茂君
7番 田中包治君	21番 柳瀬美樹君
8番 吉川伊与一君	22番 関戸正一君
9番 出原武司君	23番 貝淵博治君
10番 池辺秀夫君	25番 藤原要馬君
11番 三井正光君	26番 勝部津喜枝君
12番 中塚辰之助君	27番 成田秀益君
13番 藤原利一君	28番 坂上国治君
15番 上代卯之松君	29番 竹内修一君

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

昭和49年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月8日)

日程	件名	摘要
1	議長選挙について	

(午前11時08分開議)

- 副議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお疲れのところ、多数ご出席くださりましてありがとうございます。

それでは局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは20名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、20名でございます。

- 副議長(柳瀬美樹君) ただ今の報告の通り、20名出席につき議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程第1「議長選挙について」を上程いたします。本件についていかがいたしましょうか、お伺いいたします。出原議員。

- 9番(出原武司君) いまだ煮詰っていない、機が熟していないように判断いたしますのでここで一たん休憩して、改めて再開したらいかがでございましょうか。

- 副議長(柳瀬美樹君) 竹下議員。

- 5番(竹下義章君) 昨日から始まっている役選について、今日も上程をしたわけですが、できましたら、私もいろいろ情勢を見ておきますと、煮詰っていないように思うわけがありますが、したがって、いつまでもだらだらするということについては、やっぱりどうかと思いますから、今日は、12時なら12時くらいをめどといたしまして、それまでどうしても決まらないという情勢があるなら今日は散会してもらおうと。したがって、最終的には明日の12時までには、必ず役選については、何らかの方法で決めてしまうという形で取り扱いをしていただきたいというふうに思うんです。

- 副議長(柳瀬美樹君) ほかに。

○ 7番(田中包治君) これ、毎年がたがたしておるんですけどね。決めれば、今日の3時なら3時で打ち切つて、それでも投票やるんだと、候補者があつても、なかつても一般投票やるんだということで、3時に再開して投票をやるということに決めたらどうですか。ぶつつけ本番で。そやないと、こんなもんね、時期を長ろしておつたら、ここでおつて何も審議しないというようなかつころの中で、今日で二日目なんです。それらがどうしても理解できないんですけどね。これでは結局、市民に対して、わずか役員一人の選挙のために2日も3日もかかるというような、どんくさいことをするよりも、やはり今日中に一般投票によつて行ろんだということを基本的に、3時なら3時に、あるいは4時なら4時にやつてしまろということ、一応、考えてもらいたいと思うんですけどね。

○ 5番(竹下義章君) 今、田中議員が言われてるのも、私はできるならそれでもよいと思うんです。今までの例を見ていけば、明日まで会期を持つているということですね。やつぱり最終的な会期の中で決めるというのが今の常識的になっておりますんで、私は今日3時まで決めるということはなかなかむずかしいんじゃないかというような考え方がありますから、したがつて、12時までの間、何らかの方法で決められそらだという判断がつくなら、今日3時なら3時、5時なら5時まで決めてもらろ。しかし、12時までの間に、どうも今日はぐあいが悪いということなら、散会していただいて、明日の12時に決めていただくというような形が一番よいんじゃないかと思うんですね。

○ 7番(田中包治君) 私はやつぱり無理だと思うんですよ。今日議長選挙だけはどうしてもやるんだと。別に候補者がなかりろが、あろが、投票やれば決まると思うんですよ。これはどこの選挙でも一緒であつて、いわゆる選挙というものは投票をやつて決めるんだから、別に話し合いがなかつた、どうだ、ころだと言わずして決めなかつたら、結局、われわれは何がためにころやつて毎日来ているかということです。それならば、はつきりと今日の12時なら12時、1時なら1時で結構ですけれども、投票をやるんだということで決まると、それが一番正しいと思うんです。

○ 副議長(柳瀬美樹君) はい、わかりました。それでは、竹下議員のご意見の通り、本日の午後1時まで調整できない場合は、本日は自然散会とし、明日10時から再開してはどうかと思ひますが、いかがでございましょうか。

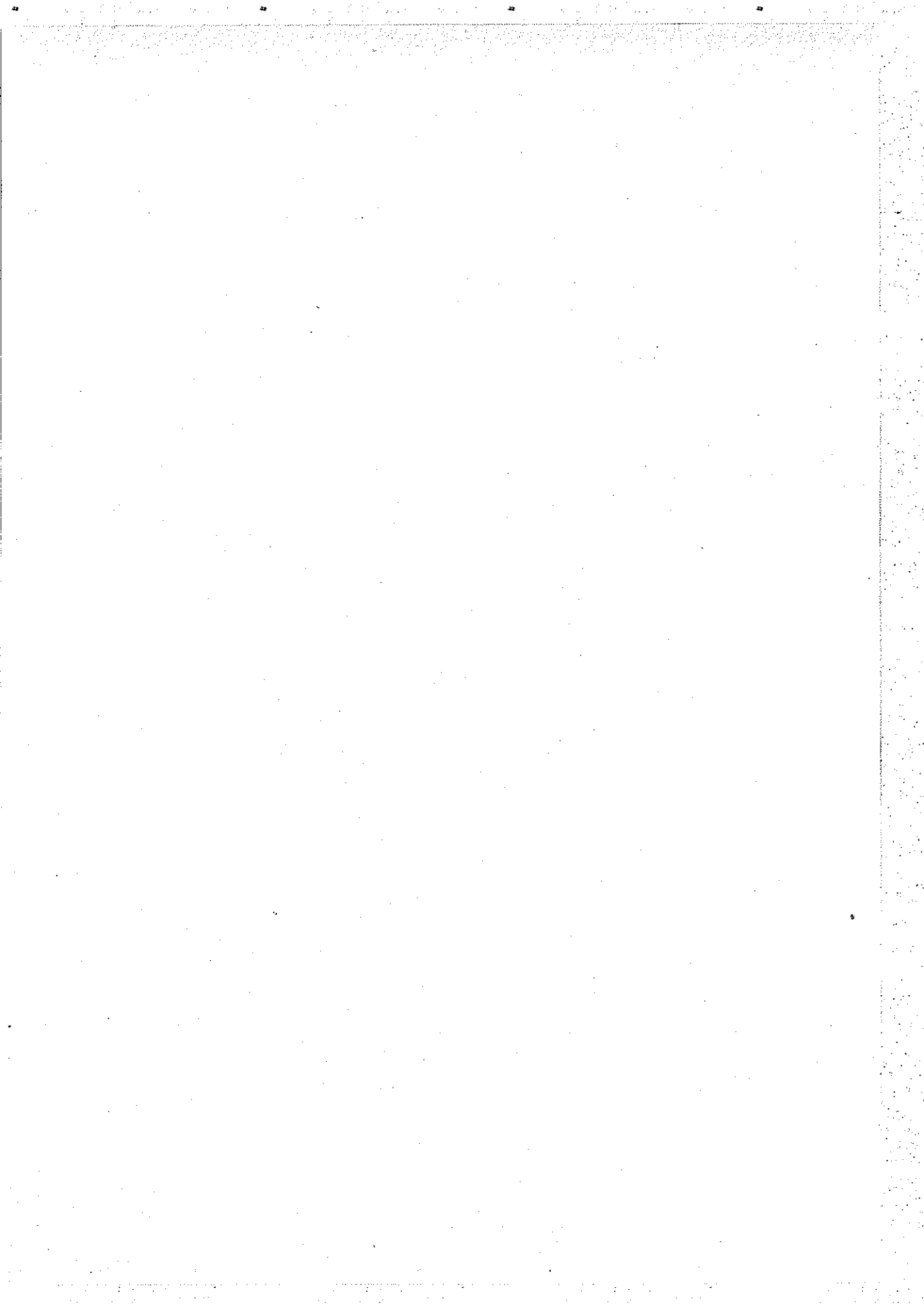
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なきものとして、本日は整時休憩いたします。

(午前11時14分休憩)

[The text in this block is extremely faint and illegible due to the quality of the scan. It appears to be a multi-paragraph document.]

第 8 日



昭和49年10月9日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 田中幸一君	16番 横田憲治郎君
2番 木下甲子三君	17番 山田清二君
3番 金沢勝君	18番 直村静二君
5番 竹下義章君	19番 松尾千代一君
6番 柏音三郎君	20番 寺田茂君
7番 田中包治君	21番 柳瀬美樹君
8番 吉川伊与一君	22番 関戸正一君
9番 出原武司君	23番 貝淵博治君
10番 池辺秀夫君	25番 藤原要馬君
11番 三井正光君	26番 勝部津喜枝君
12番 中塚辰之助君	27番 成田秀益君
13番 藤原利一君	28番 坂上国治君
15番 上代卯之松君	29番 竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	藤木秀夫
助 役	藤田利
収 入 役	橋本炳

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次 長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高

調 査 係 浅 井 義 一
議 事 係 山 本 雅 俊

昭 和 4 9 年 和 泉 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 0 月 9 日)

日 程	件 名	摘 要
1	議 長 選 挙 に つ い て	
2	副 議 長 の 辞 職 許 可 に つ い て	
3	副 議 長 選 挙 に つ い て	
4	常 任 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
5	議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
6	交 通 ・ 公 害 対 策 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
7	開 発 事 業 対 策 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
8	第 2 阪 和 国 道 対 策 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
9	和 泉 市 立 病 院 特 別 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
10	同 和 対 策 特 別 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
11	公 園 墓 地 設 置 委 員 会 委 員 の 辞 職 許 可 に つ い て	
12	関 西 新 国 際 空 港 対 策 特 別 委 員 会 の 辞 職 許 可 に つ い て	
13	常 任 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
14	議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
15	交 通 ・ 公 害 対 策 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
16	開 発 事 業 対 策 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
17	第 2 阪 和 国 道 対 策 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
18	和 泉 市 立 病 院 特 別 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
19	同 和 対 策 特 別 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
20	公 園 墓 地 設 置 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
21	関 西 新 国 際 空 港 対 策 特 別 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
22	泉 北 環 境 整 備 施 設 組 合 議 会 議 員 の 選 挙 に つ い て	
23	泉 北 水 道 企 業 団 議 会 議 員 の 選 挙 に つ い て	
24	決 算 審 査 特 別 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ い て	
追 加	議 案 第 6 7 号 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て	

(午後2時25分開議)

- 副議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には何かとお疲れのところ多数ご出席下さいましてありがとうございます。

それでは局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは23名でございます。欠席の届け出ある議員さんはございませんのでその他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在23名でございます。

-
- 副議長(柳瀬美樹君) ただ今の報告通り、23名出席につき議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「議長選挙について」を上程いたします。

本件についてはいかがいたしましょうか、おろかがいいいたします。

- 18番(直村静二君) 直ちに選挙に入るべきだと思います。

- 副議長(柳瀬美樹君) 投票によつてというご意見ですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただ今のご出席議員数は23名であります。

お諮りいたします。開票立会人を1番、田中幸一君と3番、金沢 勝君に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、田中幸一君と金沢 勝君にお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の
のうえ、局長の点呼に応じて順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。田中幸一君、金沢 勝君、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

それでは投票の結果を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（山本武雄君） ご報告申し上げます。

投票総数 23 票。これは出席議員数と合致いたしております。内訳、有効投票 23 票。有効
投票のうち、池辺秀夫議員さんが 23 票でございます。したがって、池辺秀夫議員さんが最高
得票者でございます。

以上の通りでございます。

- 副議長（柳瀬美樹君） ただ今の報告通りであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって池辺秀夫君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

それでは議長のあいさつを願います。

（新議長あいさつ）

- 議長（池辺秀夫君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

今回の役員改選に当たりまして不肖、私が議員全員の皆様方のご推挙を賜りまして議長の要
職にたずさわることになりました。私、かつてない議員皆様方のご推挙に対しまして、ただた
だ感涙にむせび、本当に身に過ぎる光栄と心から厚く厚く御礼申し上げます。

申し上げるまでもなく、議会は会議を持ちまして、市政の重要案件を審議決定する機関で
ございます。故に、議長の責任、これまた重かつ大であることを痛切に感じておる次第でござい
ます。今後は議員皆様方の限りないご支持、友愛のご協力を賜りまして、今後のすべてのこと
につきまして、公正かつ慎重に、議会のルールに則つて円滑に議事運営を行いたい所存でござ

います。それでもつて市民各位の福利増進、和泉市のますますの発展のため微力を捧げたい決心でございます。

どうか今後とも前議長さん同様ご協力、ご指導を賜りまして、皆様方のご健康でますます市政にご活躍賜らんことを念願いたしまして、はなはだ簡単粗辞ではございますが、御礼のごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。 (拍手)

- 副議長(柳瀬美樹君) 以上をもちまして私の任務が終わりました。つきましては、私、不慣れのため、皆様方に非常にご迷惑をかけましたが、皆様方のご協力によりまして、無事職務を終わらせていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。

- 議長(池辺秀夫君) ただ今副議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「副議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、本件を日程に追加いたします。

それでは「副議長の辞職許可について」を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

辞 職 願

私儀

今般都合により、副議長の職を辞したくお願いいたします。

昭和49年10月9日

和泉市議会副議長 柳 瀬 美 樹

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫 殿

- 議長(池辺秀夫君) 柳瀬美樹君の副議長の辞職を許可するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よつて柳瀬美樹君の副議長の辞職を許可することに決しました。この際、辞職された柳瀬副議長からごあいさつをしたい旨の願いがありますので、これを許可いたします。

(前副議長あいさつ)

- 21番(柳瀬美樹君) 副議長辞職に当たりまして一言、ごあいさつ申し上げます。

過去一年間、大過なく過ぎていただきましたのも、これひとえに皆様方の暖かいご支援の賜と深く感謝申し上げます。なお、今後とも一そうよろしくご指導、ごべんたつ下さいますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ながら辞職のあいさつといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(池辺秀夫君) 柳瀬副議長さん、どうも長らくご苦労さんでございました。

- 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

それでは「副議長選挙について」を議題といたします。

それではこの際、暫時休憩いたしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは暫時休憩いたします。

(午後2時52分休憩)

(午後3時39分再開)

- 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。副議長選挙につきまして、いかがいたしましょうか。

- 17番(山田清二君) 選挙によつて選んでいただきたいと思ひます。

- 議長(池辺秀夫君) それでは選挙によつて決めたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではさようさせていただきます。

これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただ今出席議員数は26名であります。

お諮りいたします。開票立会人を13番、藤原利一君、15番、上代卯之松君に指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、藤原利一君と上代卯之松君にお願いいたします。

投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、局長の点呼に応じて順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。藤原利一君、上代卯之松君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは投票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。

投票総数は26票でございます。これは出席議員数と合致いたしております。そのうち有効投票24票、無効投票2票。有効投票のうち竹下議員さんは19票、直村議員さん4票、金沢議員さん1票。したがって、竹下議員さんが最高得票者でございます。

以上の通りでございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただ今の報告通りであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よつて、竹下義章君が副議長に当選されました。

以上で副議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長のあいさつをお願いします。

(新副議長あいさつ)

- 副議長(竹下義章君) 一言、御礼申し上げます。

ただ今の副議長選挙におきまして、皆さん方の暖かいご支持で選出していただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

お見かけの通り、まだまだいろいろわからない点多々あるわけですが、議長の補佐として一年間、一生懸命勉強し、何とかこの大役を果していきたいと考えておりますので、どうか皆様方の暖かいご支持、ご支援を心からお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとございました。(拍手)

- 議長(池辺秀夫君) お話しいたします。日程第4より日程第12まで、及び日程第13から第21までの辞職許可及び選任についてをそれぞれ日程に追加したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決めます。

それでは日程第4より第12までは、各委員の辞職許可でありますので、これを一括上程いたします。

お話しいたします。各委員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、日程第4より第12までの各委員の辞職は許可されました。

お話しいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日の会議時間は延長することに決めます。

それでは日程第13より日程第21までの各委員の選任についてを議題といたします。

この際、暫時休憩いたしまして、委員会室において議員総会に切り替え、各委員会の役割をお決め願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(午後3時55分休憩)

(午後5時30分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは各委員の選任につきましては、先刻からの議員総会におきまして種々ご検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より選任させていただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、各委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(山本武雄君)

○ 総務常任委員会委員

金 沢 勝 君

三 井 正 光 君

山 田 清 二 君

柏 音三郎 君

上 代 卯之松 君

関 戸 正 一 君

以上 6 名

○ 厚生文教常任委員会委員

坂 上 国 治 君

中 塚 辰之助 君

出 原 武 司 君

貝 淵 博 治 君

成 田 秀 益 君

直 村 静 二 君

以上 6 名

○ 建設常任委員会委員

藤 原 要 馬 君

田 中 包 治 君

木 下 甲子三 君

吉 川 伊与一 君

勝 部 津喜枝 君

池 辺 秀 夫 君

松 尾 千代一 君

以上 7 名

○ 産業衛生常任委員会委員

田 中 幸 一 君

横 田 憲治郎 君

藤 原 利 一 君

竹 内 修 一 君

柳 瀬 美 樹 君

寺 田 茂 君

竹 下 義 章 君

以上 7 名

○ 議会運営委員会委員

藤 原 要 馬 君

藤 原 利 一 君

横田 憲治郎 君	金 沢 勝 君
田 中 包 治 君	三 井 正 光 君
直 村 静 二 君	上 代 卯之松 君
坂 上 国 治 君	田 中 幸 一 君
中 塚 辰之助 君	以上 1 1 名

○ 交通・公害対策委員会委員

貝 淵 博 治 君	柏 音三郎 君
横 田 憲治郎 君	金 沢 勝 君
柳 瀬 美 樹 君	出 原 武 司 君
寺 田 茂 君	竹 内 修 一 君
吉 川 伊与一 君	関 戸 正 一 君
中 塚 辰之助 君	以上 1 1 名

○ 開発事業対策委員会委員

藤 原 要 馬 君	藤 原 利 一 君
木 下 甲子三 君	成 田 秀 益 君
田 中 包 治 君	三 井 正 光 君
勝 部 津喜枝 君	上 代 卯之松 君
坂 上 国 治 君	松 尾 千代一 君
田 中 幸 一 君	以上 1 1 名

○ 第二版和国道対策委員会委員

藤 原 要 馬 君	山 田 清 二 君
中 塚 辰之助 君	竹 下 義 章 君
松 尾 千代一 君	三 井 正 光 君
成 田 秀 益 君	坂 上 国 治 君
	以上 8 名

○ 和泉市立病院特別委員会委員

田 中 幸 一 君	木 下 甲子三 君
柏 音三郎 君	田 中 包 治 君
中 塚 辰之助 君	三 井 正 光 君
上 代 卯之松 君	山 田 清 二 君
直 村 静 二 君	寺 田 茂 君

貝 淵 博 治 君

藤 原 要 馬 君

成 田 秀 益 君

竹 内 修 一 君

以上 14 名

○ 同和对策特別委員会委員

金 沢 勝 君

三 井 正 光 君

藤 原 要 馬 君

田 中 包 治 君

直 村 静 二 君

成 田 秀 益 君

田 中 幸 一 君

横 田 憲 治 郎 君

以上 8 名

○ 公園墓地設置委員会委員

山 田 清 二 君

竹 内 修 一 君

中 塚 辰 之 助 君

竹 下 義 章 君

勝 部 津 喜 枝 君

出 原 武 司 君

田 中 包 治 君

柏 音 三 郎 君

坂 上 国 治 君

以上 9 名

○ 関西新国際空港対策特別委員会委員

田 中 幸 一 君

三 井 正 光 君

金 沢 勝 君

藤 原 要 馬 君

貝 淵 博 治 君

寺 田 茂 君

山 田 清 二 君

上 代 卯 之 松 君

以上 8 名

- 議長（池辺秀夫君） ただ今朗読の通り選任するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、朗読通り選任することに決めます。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第 22 と第 23 を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、日程第 22 及び第 23 を日程に追加し、議題といたします。

それでは日程第 22、第 23 は、いずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括選挙を行います。

この際お諮りいたします。これらの選挙の方法につきましては、先ほど来、十分ご検討、ご審議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より指名させていただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、私より氏名推薦させていただきたいと思っております。

組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（山本武雄君）

○ 泉北環境整備施設組合議会議員

横田 憲治郎 君	勝 部 津喜枝 君
吉川 伊与一 君	柳 瀬 美 樹 君
坂上 国 治 君	以 上 5 名

○ 泉北水道企業団議会議員

金 沢 勝 君	藤 原 利 一 君
関 戸 正 一 君	出 原 武 司 君
松 尾 千代一 君	以 上 5 名

○ 議長（池辺秀夫君） ただ今朗読通り指名推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、朗読通りそれぞれ組合議会議員に選任せられました。

常任委員さん並びに特別委員さん、出先各議員さんはそれぞれ決まりました。各委員さん、議員さんにはご苦勞でございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

ここで各常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、この際ごあいさつをお願いいたします。

（常任委員会委員長、副委員長代表あいさつ）

○ 総務委員長（金沢 勝君） それではお許しをいただきまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

総務委員長ということで、お前があいさつせよということでございます。ただ今われわれ8名が正副委員長に選ばれました。今後一年間、皆様方のご支援、お力添えをいただきまして一生懸命にやりたいと考えておりますので、よろしくご支援のほどをお願い申し上げます。簡単ですが、御礼、お願いのごあいさつに代えたいと思っております。ありがとうございました。

（拍手）

○ 議長（池辺秀夫君） 正副委員長さんのごあいさつが終わりました。

○ 議長（池辺秀夫君） 続きまして、日程第24を日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、日程第24を日程に追加し、議題とすることに決めます。

本件につきましては、先刻からの議員総会におきまして種々ご検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より選任させていただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、委員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（山本武雄君）

金 沢 勝 君 柏 音三郎 君

田 中 包 治 君 吉 川 伊与一 君

三 井 正 光 君 中 塚 辰之助 君

藤 原 利 一 君 横 田 憲治郎 君

松 尾 千代一 君 寺 田 茂 君

貝 淵 博 治 君 勝 部 津喜枝 君

竹 内 修 一 君 以上 13 名

○ 議長（池辺秀夫君） ただ今朗読通り選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、朗読通り選任することに決めます。委員の皆さん方にはまことご苦勞さんでございますが、閉会中もご審議をよろしく願いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。ただ今市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、それにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、日程を追加し、「監査委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第67号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和49年10月9日提出

和泉市長 藤木秀夫

住 所 和泉市鶴山台2-10

氏 名 竹内修一

生年月日 大正12年7月4日

職 業 会社顧問

議案第67号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(監査委員の選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2~3略

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行ふことを妨げない。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(藤木秀夫君) ただ今ご上程になりました議案第67号、「監査委員の選任について」の提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

このたび、議会選出の監査委員柏音三郎氏から、一身上の都合により監査委員を辞任いたしたい旨届け出がありました。ここにその後任の監査委員をご選任いたしたく、ご提案申し上げます次第でございます。

つきましては、その後任に竹内修一氏を監査委員として選任いたしたく存ずる次第でございます。

ます。竹内議員さんは皆様すでにご承知の通り、ご住所、和泉市鶴山台2-10、生年月日、大正12年7月4日生れ、職業は会社顧問であり、人格識見ともに兼ね備えられたお方であり、監査委員として適任者であると存じます。何とぞ議員皆様方のご了承を得、満場一致でご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、辞任されました柏議員さんにはご就任以来、地方自治監査制度の適切な運営に格段のご尽力を賜りましたことに対しまして、ここに深甚なる感謝の意を表わすものでございます。

以上、はなはだ簡単ですが、提案の理由に代えさせていただきます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件を原案通り同意するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第67号を原案通り同意することに決めます。

ただ今ご同意いただきました監査委員さんのあいさつを許可いたします。

（監査委員あいさつ）

- 監査委員（竹内修一君） ごあいさついたします。

図らずも今回、選任をいただきまして、経験未熟でございますが、皆様のご支援を得まして、市政運営のため全力を傾注したいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終わりましたので、これで閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よつて本日をもつて昭和49年第3回定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 閉会に当たりまして一言、ごあいさつ申し上げます。

去る9月25日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案をご提案申し上げましたところ、議員の皆様方には公私ご多繁の折にもかかわりませず、長期間にわたり慎重ご審議いただきましてご可決、ご承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。水道並びに病院の昭和48年度決算につきましては、決算審査特別委員会に付託されましたが、委員の皆様方には今後よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、今議会におきまして、一般質問並びに議案審議を通じご指摘、ご要望いただきました点につきましては十分これを尊重し、執行に当たりまして心して努めて参る所存でございます。

なお、本定例会におきまして、任期満了によりご退任されました坂上議長さん、柳瀬副議長さんには、ご就任以来円滑なる議会運営を通じ、市政進展のためにご尽すをいただきまして、大任を全うされました。この間におけるお二方の並み並みならぬご尽力とご心労に対し、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。ありがとございました。

後任の議長さんには池辺秀夫議員さん、副議長さんには竹下義章議員さんが先刻、皆様方のご推挙によりご就任されまして、まことにおめでとございます。心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん並びに特別委員会の委員さんについても改選されましたが、それぞれ所管される事項につきましていろいろご審議をわずらわし、ご苦勞をおかけすることと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、長期間にわたりご審議をわずらわし、ご議決いただきましたことに対し、かさねて御礼申し上げます、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつといたします。ありがとございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして一言、ごあいさつ申し上げます。

本年第3回定例会も本日をもって閉会の運びに至りました。去る9月25日開会以来、本日までの15日間、一般質問並びに提案されました多数の重要議案を終始、きわめて熱心に慎重審議をわずらわし、ことに議事運営には格段のご協力をいただき、本日ここに全日程を終了、無事閉会の運びとなりましたことを衷心より厚く厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれては、定例会において各議員から指摘されました事項を十分慎重配慮され、市民の要望に応えるべく格段のご尽力をお願いいたします。長期にわたりましてどうもご苦勞さんでございました。ありがとございました。これをもちまして閉会いたします。

(午後5時52分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会 議長

〃 前議長

〃 前副議長

〃 署名議員

〃 署名議員

〃 署名議員